

令和二年度 博士学位請求論文  
指導教員 今堀太逸教授

# 上杉謙信の崇敬と祭祀

— 藩政期の御堂と明治期の上杉神社を中心として —

佛教大学大学院  
文学研究科日本史学専攻

加澤 昌人

上杉謙信の崇敬と祭祀

目次

序	本論の目的と構成	3
	本論の目的と構成	3
第一部	謙信の戦と寺社信仰	15
	はじめに	15
第一章	謙信の「第一義」と一般論の「義」の戦との相違	18
第二章	謙信の上洛と信濃・関東出兵の大義の獲得	22
第三章	謙信の願文にみる「筋目」と「仏法と王法」	42
第四章	謙信の法体 — 高野山無量光院清胤との関わりを中心に —	61
第二部	米沢藩における謙信の崇敬と祭祀	87
	はじめに	87
第一章	景勝の米沢転封と御堂の建立	88
第二章	歴代藩主の葬送と供養	112
第三章	御堂における宗教儀礼	136
第四章	御堂における上杉憲政の祭祀 — 怨霊から御家擁護神への転換 —	157
第五章	御堂の焼失とその再建	172

第三部 上杉神社の建立とその崇敬

はじめに

191

第一章 謙信の祭祀の転換 ―御堂から上杉神社へ―

192

第二章 屯田兵による神社の建立と米澤有爲會支部における上杉神社遙拝式

219

結語 研究の成果と課題

研究の成果と課題

249

図版・表一覧

254

初出一覧

254

研究業績一覧

256

謝辞

257

資料編

越後長尾氏関係略系図

越後上杉氏・関東上杉氏関係略系図

米沢藩主上杉氏関係略系図

米沢藩主上杉家墓所一覧

参考史料編

長尾氏・上杉氏関係年表



# 序 本論の目的と構成



序扉図版  
(右) 毘沙門天王像

(左) 「日輪に刀八毘沙門天王像」

米沢市・法音寺蔵



## 序 本論の目的と構成

上杉謙信<sup>1</sup>は、古くから尊皇の武将あるいは義の武将といわれ、武田信玄とも比較されてきた。

藩政期始めには早くも、土佐光成が、尊皇の武将として菊花紋の鎧直垂を着た謙信を描いた「川中島合戦図屏風」を制作した。これは天皇に礼を払った謙信を理想の武将として、鎧直垂を菊花紋にしたものであろうという<sup>2</sup>。

また紀州藩主徳川頼宣は、越後流軍学宇佐美流を取り入れ、宇佐美定祐の『北越軍記』による「川中島合戦図屏風（紀州本）」を描かせて（十七世紀後半）、將軍家の兵法であり世の主流である甲州流に対抗した<sup>3</sup>。そして紀州藩出身の將軍吉宗（姉円光院は米沢藩四代藩主上杉綱憲正室）は、享保八年（一七二三）に米沢藩から『謙信年譜』<sup>4</sup>を内々に借り受けて閲覧する（『宗憲年譜』同年五月六日の条）等、謙信への関心は古くから高かった。

そして時代が下がり明治時代には、唱歌にもなり、富国強兵、国威の発揚の題材ともなった<sup>5</sup>。（【史料1】）。

さらに、昭和四十四年（一九六九年）にテレビドラマ「天と地と」が放映されると、行人包の姿で「毘」の旗を掲げて戦に臨む姿が、謙信のイメージとして広く一般に知られるようになる。そして代表的な戦国大名として、謙信は「義の武将」あるいは「義の戦」といわれ、さらに多くの人々に親しまれるようになった。

さて、謙信に関する著作<sup>6</sup>では、古くは布施秀治『上杉謙信傳』や栗岩英治『飛翔謙信』がある。前者は謙信の政治、文化、信仰等を網羅する大著である。越後からみた謙信像といえる。しかし信仰に関する事項は誤った解釈もみられ、以後の研究者もこれを踏襲したこともあり、この点は注意が必要である。後者は、題名から歴史読本のように取られるのか、これを参考文献とする論考は管見しない。しかし謙信と信玄の比較検討なども取り入れ、謙信の願文の解釈は筆者に近いものがある。この著作は、著者栗岩がいうように信濃から見た謙信像である。

また戦前には、陸軍中将井上一次『上杉謙信』があり、自序には、謙信の皇室尊崇の精神を国民に徹底するために出版するとしている。この書は、筆者が高校生の頃に、「謙信の真価は尊皇にあり」と初めて謙信について学んだときに、当時の上杉神社宮司大乘寺良文氏（故人）から与えられた書物でもある。

さらに戦後では、井上鋭夫氏の『謙信と信玄』と『上杉謙信』は、謙信を知るには手頃の手頃なものである。池田嘉一氏の『史伝上杉謙信』は、布施の内容を踏襲するが、新たに謙信死後の継嗣の乱（御館おたての乱）を大きく取り上げている点が注目される。平成に入っては、謙信の研究も多様化して、さらに多くの著作や論文が発表されて、願文の分析など、謙信の内面に迫るものもみられるようになる。これらについては以下で随時触れていく。

新潟県上越市の曹洞宗林泉寺の山門には、謙信が揮毫し奉納した扁額「第一義」（史料2）が掲げられている。この「第一義」の本来の意味を明らかにし、一般にいわれる謙信の「義」とは異なることを示すことから、本論を展開していきたい。

本論は、三部構成とし、（一）謙信の生前（戦の大義と法体となる過程）、（二）謙信の精神を崇敬し祭祀する藩政期、（三）謙信を神社の祭神として祀る明治期、について論じていく。

謙信については前記の著作をはじめ、戦国史研究において多くの研究がなされ、著作や論文は枚挙にいとまがない。しかし、謙信の内面をとらえようとする研究は多くない。本論では、謙信の内面をとらえ、その精神を崇敬し藩政期に謙信を祭祀し、さらに明治維新後は神社の祭神として祀るという、戦国期から明治期に至るまでの時代の流れとともに変化していく崇敬と祭祀のかたちを論じるという、新しい試みをしていきたい。

まず第一部は「謙信の戦と寺社信仰」とし、初めに扁額「第一義」の意味をとらえる。そして謙信の戦の大義

をその願文から明らかにする。また謙信の出家の過程を明らかにしていく。

先行研究では、長尾氏や上杉氏と朝廷との関係については、長谷川伸氏、小林健彦氏、菅原正子氏、今谷明氏等が取り上げており、筆者もその論旨と同様の見解である。願文は、その内面に迫るものとして相澤秀生氏、木村康裕氏、長瀬光仁氏等の研究がある。筆者の見解との異同は第三章で示していきたい。また、謙信の法体の過程を取り上げたものはこれまでになく、拙稿を改稿した。

第一章「謙信の「第一義」と一般論の「義」の戦」との相違」は、扁額「第一義」の由来から、謙信の「義」本来の意味をとらえ、一般にいわれる「義」との相違を明らかにする。

第二章「謙信の上洛と信濃・関東出兵の大義の獲得」では、長尾爲景・晴景・謙信が賜った「治罰の論旨」は、それぞれでどのような意義をもったのか、あるいは爲景の賜った「旗」を謙信はどのように扱ったのかをとらえる。また一向宗寺院の寺伝から、謙信の上洛を容易にした一因を一向宗の解禁からとらえてみた。さらに、信濃の更級八幡宮、鎌倉の鶴岡八幡宮に納めた願文から、信濃と関東への出兵の大義を明らかにしていく。謙信の八幡宮への願文には、その縁起を長々と書く場合がある。その理由を探るため、鶴岡八幡宮への願文は詳細な解説を試みる。

第三章「謙信の願文にみる「筋目」と「仏法と王法」」では、上杉家相続後の謙信の願文を詳しく分析する。春日山城内の看経所に納めた願文には、他にはみられない謙信の内面（心情）を吐露するものもある。これらから謙信のいう、戦の「筋目」と「仏法と王法」とは何かを明らかにしていく。

第四章「謙信の法体」では、高野山無量光院清胤せいいんとのかかわりを中心にして、謙信が法体となり真言宗の僧階「法印権大僧都」を得るまでの過程をとらえる。それを高野山ではどのように評価（認証）したのかを明らかに

し、他の戦国武将の出家とは異なることをとらえる。

以上が、謙信の生前に関わる論考である。

次に第二部は「米沢藩における謙信の崇敬と祭祀」とし、謙信の後を継いだ景勝が謙信廟（以下米沢藩の呼称により「御堂」<sup>みどう</sup>という）を米沢城内に建立する過程、御堂における謙信祭祀の実態やさまざまな祈祷を明らかにする。また関東管領上杉憲政を米沢藩が供養するに及んだ過程、そして幕末期に起きた御堂の火災焼失とその再建の過程を明らかにする。そこに米沢藩にとって御堂はいかなる存在であったかをとらえていく。

御堂が現存しないことから、先行研究も少なく、その実態はほとんど知られていない。『藩政成立史の総合研究・米沢藩』や『米沢市史』、また今泉亨吉氏や玉橋隆寛氏が地方の研究誌で、その成立過程や関係の法度、あるいは御堂の火災と再建の過程等をたどるのみで、祈祷や供養の実態の詳細には触れられていない。最近では今福匡氏が、第四章で述べる「御武具召初」<sup>おんぶぐめしはじめ</sup>について論じている。<sup>10</sup> また高野信治氏は、越後から米沢へと地縁的な要素が希薄になる中で生まれた祖神祭祀のひとつが御堂であるとしている。<sup>11</sup>

第一章「景勝の米沢転封と御堂の建立」では、景勝の上杉家相続から、越後における謙信の供養、謙信遺骸の会津への移転、徳川家康の会津攻めに対する景勝の「筋目」、米沢転封と御堂の建立までを追う。その中で会津攻めに対する景勝の「筋目」は謙信のそれを引き継ぐものであること、謙信遺骸の移転が嚴重を極めたことから、景勝の謙信に対する崇敬の念をとらえていく。また御堂とそれに奉仕する寺院群の配置から、御堂の特異性を明らかにしていく。

第二章「歴代藩主の葬送と供養」では、景勝の遺言状と定勝による景勝の供養から、謙信と景勝の供養の異同をとらえる。また以後の歴代藩主の供養との異同も明らかにしていく。

第三章「御堂における宗教儀礼」では、謙信の遺骸が御堂でいかに祀られるか、御堂内陣の構造を明らかにし、御堂の恒例行事や謙信及び歴代藩主の供養の様子から、謙信と藩主の供養の違いをとらえていく。また御堂で行われた怨霊供養の祈祷、歴代藩主が行う「御武具召初」の儀式、治憲の五穀豊穡の祈願から、御堂が単なる供養の施設ではないことを明らかにしていく。

第四章「御堂における上杉憲政の祭祀」では、景勝時代には見捨てられていた憲政の供養が、藩政期中期から米沢藩によって行われることとなる過程と、それが憲政の霊が怨霊から御家擁護神に転換していくものであることをとらえていく。

第五章「御堂の焼失とその再建」では、藩政期に起きた二ノ丸寺院の火災に関する賞罰や、御堂本堂の焼失と再建に関わる藩主齊憲の行動、再建の過程を取り上げ、さらに事実上の寺院である御堂の再建をいかに幕府に届け許可を得るのか苦悩する様子から、藩における御堂の重要性を明らかにする。

以上、藩政期における御堂の祭祀であるが、明治維新となり、世情も、謙信の祭祀も一転する。

第三部は「上杉神社の建立とその崇敬」とし、明治時代初頭の仏式から神式への謙信の祭祀の転換と、上杉神社の建立、さらに神社が県社から別格官幣社へと昇格していく過程を追っていく。そしてそのつどの上杉家当主、旧藩士、一般市民の心情をとらえる。また、屯田兵として北海道に渡った旧藩士や、全国各地に移住した旧藩士が、米沢を離れてなお米沢の上杉神社祭典日に合わせて遙拝式を行い、屯田兵が入植地に上杉神社を建立する姿から、その人々のもつ謙信へ崇敬の念はいかなるものかを明らかにしていく。なお研究範囲は、最後の藩主茂憲の死去した大正八年（一九一九）までとする。

第一章で述べる上杉神社については、謙信三百五十年祭を記念して著された『上杉神社誌』<sup>12</sup>で御堂から神社へ

の変遷過程を知ることができる。また、明治維新期における藩祖を祀る神社については（上杉神社を扱ったもの）、森岡清美氏、友田昌宏氏、羽賀祥二氏の研究がある。<sup>13</sup>これらは、民俗学的考察、明治初期の宗教政策や神道史の立場からの論考といえる。本論でも三氏を取り上げた史料を用いるが、人々の心情まで掘り下げてそれぞれの崇敬のかたちに迫ろうとするものであり、各氏との論旨も結論も異なっている。また筆者は、御堂を単なる祖先を祀る廟堂ではなく、藩の安泰を祈る宗教施設とみることも大きな違いである。

第二章で取り上げる屯田兵や現地の上杉神社については、米沢市の井上忠氏まことが厚岸町を訪問し調査した内容を報告している。しかし米沢でもその地の上杉神社が存在したことを知る人は少ない。また高嶋弘志氏、遠藤由紀子氏の先行研究がある。<sup>14</sup>これらは、屯田兵の動向や神社の建立がその地の開拓史の中で位置づけられており、祭祀する側（入植者）にとって、その祭神がどのような存在であり、いかに祭祀したかは論点とされず、詳細が十分には明らかにされていない。また、両氏に限らず先行研究において上杉神社に関しては、第一章で述べる儀式から神式への謙信祭祀の連続性が十分に把握されていない向きもみられる。それは、藩政期の御堂が現存しないことによると考えられる。

第一章「謙信の祭祀の転換」では、まず仏式の御堂から神式の上杉神社に転換する過程をとらえていく。次いで旧藩士による社殿建立と最初の祭典、謙信の遺骸を御堂から歴代廟所へ移すことに対する、上杉家と旧藩士の心情を読み解く。また、建立された神社が県社から別格官幣社へ昇格する過程と、昇格を祝うもちのり茂憲の旧藩士に対する心情と、旧藩士の昇格に対する思いを明らかにする。あるいは日清戦争に出征する旧藩士への茂憲の祝辞と、日露戦争の勝利を祝う越後流軍学者の行動を、神社への関わりからとらえ、謙信への崇敬のかたちを明らかにしていく。

また御堂が現存しないことから、御堂と上杉神社が全く別のものであると解されている向きもある。本論をとおして、謙信の祭祀は戦国末期から藩政期、そして明治と連綿と続くものであることを示したい。

第二章「屯田兵による神社の建立と米澤有爲會支部における上杉神社遙拝式」では、屯田兵として北海道厚岸郡太田村（厚岸郡厚岸町）に入植した旧藩士の生活をとりえ、その地で米沢の上杉神社の祭典に合わせて遙拝式を行うことが、生活の支えとなったこと、また遙拝式では足らず神社を建立するに至った過程と謙信への崇敬の念はいかなるものであったかを明らかにしていく。なお同じ太田村に入植した旧新庄藩士（山形県新庄市）の神社建立の動き等についても若干触れて、米沢藩との異同をとりえていく。

次に旧藩士が組織した米澤有爲會の発足について述べる。そしてその会員が、米沢の上杉神社祭典に合わせて全国各地で行った遙拝式の様子をとりえ、上杉神社に対する崇敬の念がいかなるものかを明らかにしていく。以上が、本論の構成と概要である。

資料編では、関係系図、米沢藩王家墓所一覧、参考史料編（図版とその解説を含む）、関係年表を作成した。本論の作成にあたっては、謙信の内面に迫るために、謙信の願文に表れる仏教用語や、御堂における法要や儀式の解釈に特に留意した。またこれらの難読の語句にはルビを付した。なお表記は、固有名詞には旧字体を用い、その他の引用等は一部を除き常用漢字を用いた。また地名については、現市町村名のほか平成の大合併以前の市町村名も示し、地域を特定しやすいようにした。

1 上杉謙信は、初名を長尾景虎、後に上杉氏を継ぎ上杉政虎、輝虎と改め、法体して謙信という。本論では便宜上、引用



の他は「謙信」と統一する。なお、関連して武田信玄も同様とする。

2 「川中島合戦図屏風」は、ミュージアム中山道（岐阜県瑞浪市）の所蔵。本屏風については、高橋修「ミュージアム中山道所蔵土佐光成筆「川中島合戦図屏風」の図像的特徴と成立背景」〔新潟県立歴史博物館研究紀要〕第五号、二〇〇四年、同館〕による。本屏風の成立年代は、その署名と落款により元禄九年から宝永七年（一六九六～一七一〇）とされる。

3 「川中島合戦図屏風（紀州本）」は平成四年（一九九二）に和歌山県の旧商家で発見された（和歌山県立博物館蔵）。『新発見川中島合戦図屏風の世界』（一九九四年、和歌山県立博物館編集、米沢市立上杉博物館発行）による。

4 上杉家歴代の年譜は、歴代ごとに『（歴代名）公御年譜』として編纂されている。謙信、米沢藩藩主、世子、及び米沢新田藩藩主の年譜が順次編纂されるが、それぞれの編纂方針は異なる。謙信の年譜は元禄九年（一六九六）に完成し、最後の藩主茂憲（大正八年（一九一九）没）の年譜は昭和十二年（一九三五）の完成である。一般にこれらを総称して『上杉家御年譜』といわれているが、刊本『上杉家御年譜』全二四卷（一九七八～八六年、米沢温故会）の発行にあたってこの名を使用したことによる。刊本は、読みやすいように適宜一字空けを用い、すべての漢字にルビを付しているが、区切りやルビに誤りも多く、また平出や闕字を確認できない。

以下、本論では『（歴代名）年譜』とし、引用には『上杉家文書謄写本』（全一七七卷、一九九六年、米沢市立上杉博物館）のうちの各歴代年譜を用いた。ただし第三部で用いる『茂憲年譜』は、『謄写本』がないので刊本により、一字空けは用いず適宜句読点を付した。『謄写本』は、同年に同館所蔵の国指定重要文化財上杉家文書（当時、現在は国宝）を撮影したマイクロフィルムから謄写し製本したものである。

5 『小学生運動唱歌集新撰増補』（有川貞清、一八九一年、京都・福井正宝堂）に「上杉謙信を詠ずる歌」がある。表紙には軍隊が行進する姿を描き、古来の多くの英雄を讃えた歌によって、富国強兵、国威の宣揚を図ろうとするものである。

- 6 ここにあげた謙信に関する著作は以下のとおりである。『上杉謙信傳』（布施秀治、一九一七年、高田・謙信文庫）、『飛翔謙信』（栗岩英治、一九四三年、信濃毎日新聞社出版部）、『上杉謙信』（井上一次、一九三六年、農民社代理部）、『謙信と信玄』（井上鋭夫、一九六四年、至文堂）、『上杉謙信』（井上鋭夫、一九八三年、新人物往来社）、『史伝上杉謙信』（池田嘉一、一九七一年、中村書店）。
- 7 長谷川伸「長尾爲景と晴景」、小林健彦「謙信と朝廷・公家衆」（いずれも『定本上杉謙信』（池亨・矢田俊文編、二〇〇〇年、高志書院）所収）、菅原正子「長尾爲景と錦御旗」（『中世の武家と公家の「家」』（菅原正子、二〇〇七年、吉川弘文館））、及び『講談社学術文庫 戦国大名と天皇』（今谷明、二〇〇一年、講談社）、等がある。
- 8 相澤秀生「上杉謙信の誓いと祈り」（『曹洞宗研究員研究紀要』三八号、二〇〇八年、曹洞宗務庁編）、木村康裕「上杉謙信の願文」（『戦国期越後上杉氏の研究』木村康裕、二〇一二年、岩田書院）、長瀬光仁「上杉謙信願文と関東侵攻―願文にみる主張とその実際―」（『駒澤大学大学院史学論集』四三号、二〇一三年、駒澤大学大学院史学会）、及び同「上杉謙信願文にみる祈願の様相と戦況の変化」（『戦国期政治史論集 東国編』、戦国史研究会編、二〇一七年、岩田書院）等がある。
- 9 拙稿「上杉謙信の法体について―高野山無量光院清胤とのかかわりから―」（『鷹陵史学』第一六号、一九九〇年、佛教学史研究所）及び「上杉謙信の崇敬と祭祀―謙信の「仏教」と米沢藩における廟堂祭祀―」（『佛教学大学院紀要』第三六号、二〇〇八年、佛教学大学院）を合わせて改稿した。
- 10 『藩政成立史の総合研究・米沢藩』（藩政史研究会、一九六三年、吉川弘文館）、『米沢市史・第二巻・近世編1』（一九九一年、米沢市）、今泉孝吉「上杉謙信の廟」（『羽陽文化』第八一号、一九九六年、山形県文化財保護協会）、玉橋隆寛「米沢城二の丸二十一ヶ寺とその盛衰」（『置賜文化』第六九号、一九八一年、置賜史談会）、及び今福匡「不識庵御堂と

謙信の神格化」(『上杉謙信』福原圭一・前嶋敏編、二〇一七年、高志書院)である。今泉氏は元上杉家家職(故人)、玉橋氏は山形県長井市の真言宗遍照寺住職である。

11 『武士神格化の研究 研究編』(高野信治、二〇一八年、吉川弘文館)による。

12 『上杉神社誌』(大乘寺良一著、一九三〇年、上杉神社)。姉妹本に『上杉謙信公』(同)がある。

13 森岡清美「明治維新时期における藩祖を祀る神社の創建―旧藩主家の霊屋から神社へ、地域の鎮守へ」(『淑徳大学総合福祉学部研究紀要』第三七号、二〇〇三年、淑徳大学総合福祉学部)、同「明治維新时期における藩祖を祀る神社の創建(続)」

神社設立事情を手がかりとして」(『同』第四一号、二〇〇七年、同)、同「旧藩主家における先祖祭祀の持続と変容―米沢上杉家の場合」(『民俗学研究所紀要』第二七号、二〇〇三年、成城大学民俗学研究所)、友田昌宏「近世・近代移行期における藩主像の変容と君臣関係―米沢藩を事例として」(『歴史評論』八〇三号、一〇一七年)、及び羽賀祥二『明治維新と宗教』のうち「第九章・神社と記念碑」(一九九四年、筑摩書房)である。

14 井上まこと「上杉神社を建設した屯田兵」(『懐風』第三五号、二〇一〇年、米沢御堀端史蹟保存会)、高嶋弘志「屯田兵と日清戦争―太田村兵士を中心として」(『釧路公立大学地域研究』第六号、一九九八年、釧路公立大学地域分析研究委員会)、同「山形県土族の北海道移住について―太田村の新庄土族を中心に」(『同』第二三号、二〇一四年、同)、遠藤由紀子「根室地域における屯田兵村と神社の研究―土族屯田としての和田兵村と太田兵村を中心に」(『昭和女子大学文化史研究』第一〇号、二〇〇六年、昭和女子大学文化史学会)、及び『近代開拓村と神社―旧会津藩士及び屯田兵の帰属意識の変遷』(遠藤由紀子著、二〇〇八年、お茶の水書房)がある。

なお、井上氏(故人)が厚岸町を訪問した当時は、厚岸町太田屯田開拓記念館の開館前で十分な調査ができなかったようである。

# 第一部 謙信の戦と寺社信仰



第一部 扉図版

上杉輝虎(謙信) 祈願文

弥彦神社蔵複製品 筆者蔵

## はじめに

上杉謙信は、享禄三年（一五三〇）に生まれ、天正六年（一五七八）に四十九歳の生涯を閉じる。その幼少期の行動は明らかではないが、十四歳で古志郡栃尾城に入り、その地を治め、後に兄長尾晴景の家督を相続する。その後、謙信は、敵国を干戈を交えることなく通行し、生涯二度の上洛を果たす。朝廷からは「住国並隣国治罰」の綸旨を賜り、父長尾爲景の賜った「日ノ御旗」を掲げて戦い越後を統一した。また、救援を求めた信濃の国人衆や関東管領上杉憲政などを助けて、生涯にわたって出兵し戦い続けた。こうした謙信の戦は、古くから「義の戦」と呼ばれ称賛されてきた。

では、一般にいわれる謙信の「義」と、謙信が越後春日山城下の林泉寺に自ら揮毫して奉納した扁額「第一義」（史料2）とは同一なのか。まずこれを明らかにしなければならない。

次に、謙信が上洛で得た綸旨は、その後の謙信の戦にいかなる意味をもつのかをとらえ、また信濃や関東への出兵の大義とは何かを、その願文から明らかにする。

また、武田信玄や北條氏康等との戦に臨むときの願文に、「筋目」や「仏法と王法」ということばで自らの戦の正当性を主張している。それら願文の内容はいかなるもので、また願文を納めた寺社とはどう向き合ったのかを明らかにしていく。特に願文に表れる仏教用語は詳しくみていく必要がある。願文の一覧は【表1】に示した。

あるいは謙信は、上洛を機に高野山無量光院の清胤と親交を深め、清胤を師として剃髪、晩年には「権大僧都法印大和尚」の僧階を得た。この清胤との関わりを通して、その僧階を得るまでの過程をとらえる。そこに寺社との関わりからみた謙信の生涯をとらえ、その目指したところを明らかにしていく。

【表1】上杉謙信祈願文一覽（第一部関連）

No.	年月日	宛所	署名	キーワード	出典	史
16	天正3・卯・24	御宝前	法印大和尚不識院謙信	守筋目為専天道順法之及弓箭 深頼二世	上杉家文書	23
15	元亀3・6・15	御宝前	藤原謙信	右同文	入澤達吉所蔵文書	
14	元亀3・6・15	御宝前	藤原謙信	摩利支天法 仁王經 尊勝陀羅尼 千手陀羅尼	上杉家文書	21
13	元亀元・12・13	御宝前	謙信	（標題）看經之次第 真言・念仏・仁王經	上杉家文書	20
12	永禄9・5・9	仏神御宝前	上杉藤原輝虎	仏法王法共に正路賞罰の輝虎御警護 上意様仰せおかるる筋目 仏法王法如前々	上杉家文書	19
11	永禄7・8・朔	（更級八幡宮）	藤原輝虎	輝虎事會非此国競望 神不享非礼	上杉家文書	18
10	同	御看經所仏前		（標題）武田晴信悪業之事 仏法破滅 於不被添仏力者誰か可尊神慮哉	上杉神社文書	
9	永禄7・6・24	弥彦御宝前	上杉輝虎		堀田次郎所蔵文書	17
8	永禄8・6・24	愛宕御宝前		輝虎不知非分不存候	歴代古案	
7	同	姉倉比売神社御宝前	上杉輝虎	輝虎於一代非分不致候	姉倉比売神社文書	
6	永禄7・6・24	弥彦御宝前		（標題）輝虎守筋目不致非分事	弥彦神社文書	扉
5	永禄7・5・13	（飯塚八幡極楽寺）	朱印	（標題）敬白五壇護摩執行之立願者	飯塚八幡神社文書	16
4	永禄6・7・18	八幡極楽寺一如阿闍梨	藤原輝虎	武田信玄北條氏康 是誠仏法王法之敵讎	飯塚八幡神社文書	
3	永禄4・2・27	鶴岡八幡宮寺	彈正少弼景虎	神者依人之敬威云々 合十指懃千度礼拜	妙本寺文書	15
2	弘治3・5・10	（小菅山元隆寺）	平景虎	以義誅不義 扇仏日之光威併滅敵国兵燹	謙信年譜	
1	弘治3・正・20	（更級）八幡宮御宝前	長尾彈正少弼平景虎	神者不受非礼 垂照鑑	歴代古案	14

（筆者作成）

付記

- 1 表の作成にあたり、キーワードは平仮名を漢字に改めた。
- 2 「史」の番号は、本論史料編に掲載の整理番号である。なおNo.6「扉」は、第一部扉図版を示す。
- 3 No.2は、宛所を欠くが、その初めに小菅山元隆寺の縁起を記している。
- 4 No.4は書状であるが、一如阿闍梨へ調伏護摩の依頼をしたものであり、また「仏法王法之敵讎」の文言がみられたので、表に含めた。
- 5 また、木村康裕氏及び長瀬光仁氏（序の注8）は、No.4と同文の薬師寺文書（新潟県三島郡出雲崎町）をあげているが、『新潟県史』史料編5 中世三 文書編III（整理番号二二六四六）では、江戸時代の写とみられるとしているので、これを省いた。
- 6 No.6及びNo.9を本論史料編に掲載するにあたっては、『謙信年譜』同日の条によった。またNo.6は筆者蔵の複製品（第一部扉図）とも対照した。
- 7 No.8は、No.6と異なり、標題に「上杉輝虎守筋目…」とあり、文中の文言も若干異なる。日付も永禄八年とする。
- 8 『歴代古案』には、この願文写は、御前様（四代藩主綱憲夫人）の医師鯉江正休が所持していたものを、千坂兵部尚親が書写したものとす。この「愛宕」は、上越市愛宕国分の愛宕神社とみられる。同社には謙信奉納の軍配団扇などが伝わっている。
- 9 No.9の堀田次郎氏所蔵文書は、明治三十六年（一九〇三）の東京帝国大学史料編纂掛の影写である。
- 10 No.12〜No.16は、宛所の寺社名を欠くが、春日山城内の看経所に納められたものである。

## 第一章 謙信の「第一義」と一般論の「義」の戦」との相違

謙信は天文二十三年（一五五四）に武田信玄に攻められた信濃の村上義清等が救援を求めたことに対し、「旁  
以見除有へキニ非ス」と援軍を送った（『謙信年譜』同年の条）。このようないわば助太刀のような謙信の戦を  
一般に「義」の戦」と呼び、古くから多くの人々に称賛され親しまれてきた。しかし、謙信自らは「義」とい  
う言葉をほとんど使用することはなかった。弘治三年（一五五七）五月十日、信濃の小菅山元隆寺に納めた願文<sup>1</sup>  
に、信玄の信濃侵攻に対し「以義誅不義」とある（『謙信年譜』同日の条、【表1 No.2】）。

武田晴信世掾、甲信競望振威、干戈無息。越後国平氏小子長尾景虎（中略）依当山仏慈、為艾夷逆賊、以義  
誅不義。（中略）。扇仏日之光威、併滅敵国兵燹。

信玄は甲斐や信濃に望みをかけて威を振るい戦乱は止むことがない。謙信は小菅山の仏力を借りて逆賊信玄の  
不義を義を以て討つ。そして、仏の威光で敵国を滅ぼすとしている。ここでは特に「義」ということばに深い意  
味はないと思われる。この願文以外では「義」ということばは管見せず、謙信は「筋目」や「仏法と王法」とい  
うことばを使い、自らの戦の正当性を主張した。

では、なぜ「義」の戦」というのか。それには、謙信が自ら揮毫して、春日山城下の曹洞宗林泉寺<sup>2</sup>（新潟県  
上越市）に奉納して山門に掲げた扁額「第一義」と、一般にいわれる「義」の戦」との相違を明らかにしなけ  
ればならない。



それは、扁額「第一義」の意味を取り違えていることによる。後世において、謙信の言動が儒教の「義」に変化してとらえられていくことは否定しない。しかしこれを単に「第一に義を重んじる」と直訳し、謙信の戦を初めから儒教の「義」ととらえるのは大きな誤りである。またこの扁額は、「春日山」という林泉寺の山号の扁額と対になっているので、林泉寺を象徴するものとして考えなければならぬ。

「第一義」は、禅宗の『碧巖録』<sup>3</sup>にみられる語で、梁の武帝と達磨大師の問答「達磨不識の公案」に表れる。武帝の「如何是聖諦第一義」という問いに、達磨は「廓然無聖」と応える。重ねて武帝が「对朕者誰」と問うと達磨が「不識」と応える。すなわち、仏教の根本原理「第一義」を問う武帝に対し、達磨は「不識」「空」または「無」と答えた。

謙信は、天文五年（一五三六）、七歳の時から林泉寺で住職天室光育について学問修行をしていた。あるとき、この「達磨不識の公案」を光育の法嗣である益翁宗謙が謙信に提唱した。その公案を説破したことにより奉納されたのがこの扁額であり、謙信が「不識庵」と号した所以ともされる。『謙信公御書集』<sup>4</sup>（永禄元年（一五五八）十一月の条）には次のよう記す。

- 一 同年十一月、春日山林泉禅寺現住益翁宗謙和尚、依御懇望、奉送御院号御道号、賜不識院殿謙信公。  
達磨大師本則、不識不可得之道理、又宗謙取一字謙信如此也。

宗謙は謙信が達磨不識の公案を説破し、謙信の望みにより宗謙の一字をとり「不識院謙信」となったという。これを永禄元年のこととしている。

また、『日本洞上聯燈録』<sup>5</sup>にも、「林泉益翁宗謙禪師法嗣 霜台藤輝虎居士」と題した記事があり、剃髪して自ら謙信と名乗ったとする。曹洞宗僧侶ではない謙信が含まれることに、謙信の法体の特異性が認められる。同書では宗謙の没年を永禄十三年（一五七〇）二月十日としているので、この出来事の下限はこれ以前とされる。しかし、「謙信」署名の初見は元亀元年（一五七〇）の願文「看經之次第」（上杉家文書第九九九号）である。

あるいは『藤林年表』<sup>7</sup>では、法号を授けられた謙信は、小田原に北條氏康を攻めた時に行人包の被り物をしてるので、謙信と改めたのを永禄元年から三年（一五五八〜六〇）までの間としている。また兜に「無ノ字ノ御立」を用いたという。この兜の前立は管見しないが、謙信は「無」字を透かし彫りにした儀式用の「唐草透彫烏帽子型兜」（上杉神社蔵）を使用している。

このように謙信の会得した「第一義」は、儒教の「義」とは全く異なるものである。この「第一義」から生じたものが、謙信の願文にみられる「筋目」と「仏法と王法」であるといえる。それが「旁以見除有へキニ非ス」というかたちになって表れ、後世において儒教の「義」に変化してとらえられ、現在に至っているのである。

『日本洞上聯燈録』に「林泉益翁宗謙禪師法嗣」とあるように、謙信は在家であるにもかかわらず「法嗣」とみなされている。このようなことから、林泉寺では謙信の死後に、「不識院殿心光謙信大庵主」<sup>だいあんじゅ</sup>（林泉寺位牌）と諡した。「庵主」とは、庵室を構え仏道修行をする僧をいう。謙信は曹洞宗僧侶ではないが、「達磨不識の公案」<sup>こうあん</sup>を解いた参禅得法者である。また臨済宗の大徳寺に参禅して法号「宗心」<sup>そうしん</sup>を授けられたこと（第一部第二章参照）にも敬意を表して、在家の「居士」ではなく「庵主」と諡したのであろうといわれる。

ゆえに、この「第一義」の扁額をもって、単に「義を重んじる」ゆえの「義の戦」とすることはできないことを、まずとらえなければならぬ。

1 小菅山（長野県飯山市）は、戸隠山（長野市）、飯縄山（長野市・信濃町・飯綱町にまたがる）とともに信濃の三大修験霊場である。元隆寺は戦乱で焼失したが、小菅山の大聖院は景勝の転封に従って米沢に移り、謙信の御堂に奉仕する能化衆となった（明治に上杉神社建立により廃寺）。この願文は、『謙信年譜』編集の際に大聖院が所持していたものを写し、同院が廃寺となったために原本が存在しないと考えられる。

2 謙信の祖父長尾能景がその父重景の菩提所として明応六年（一四九七）に春日山城下に建立した曹洞宗寺院である。  
3 中国の宋時代（一一二五）に圓悟克勤えんごくきんによって編集された仏教書。全一〇巻。別名を『仏果圓悟禪師碧巖録』ともいう。達磨大師をはじめとする名僧が残した公案（禪問答）を集めたもの。特に臨済宗で尊重される。

4 米沢藩士平田範隅が、謙信の事歴を編年体で記述し多数の関係文書を収録したもの。天明年間（一七八〇年代）の成立とされる。原本は東京大学が所蔵する。刊本は『謙信公御書集』全一卷（一九九五年、臨川書店）。以下、『御書集』という。また景勝の事歴をまとめた『寛上公御書集』全二巻（同）がある。前掲1の年譜にはみられない史料も多い。

5 江戸青山の青松寺の嶺南秀恕れいなんしゅうじよが寛保二年（一七四二）に出版した日本曹洞宗の僧伝。全一二巻。道元以下七四三人の僧伝を収める。

6 『大日本古文書 家わけ第十二 上杉家文書』全三巻（東京大学史料編纂所、一九八一年復刻版、東京大學出版會）による。以下、「上杉（文書番号）号」とする。必要に応じ『上杉家文書謄写本』（序の注4）を参照した。

7 米沢藩士中條備資（侍組に属する上級藩士）がまとめた謙信から十代藩主治廣までの歴代年譜。寛政十一年（一七九九）の成立。本章では国立国会図書館のデジタルデータによった。

8 林泉寺住職笹川元祥氏からの聞き取りによる。

## 第二章 謙信の上洛と信濃・関東出兵の大義の獲得

### 第一節 長尾爲景・晴景・謙信三代と朝廷・幕府

#### 一 越後の戦国時代の始まりと謙信の登場

越後の戦国時代は、明応六年（一四九七）に守護上杉房能が、それまで認めてきた郡司不入権を破棄させたことに端を発する。これに対し守護代の長尾能景（謙信祖父）をはじめ国人衆が不満を募らせていく。永正四年（一五〇七）、謙信の父長尾爲景は房能の養子定實を擁して房能を急襲し、兄の関東管領上杉顕定のもとへ逃れようとする房能を自刃に追い込んだ。

定實は、同五年（一五〇八）十一月に守護に任ぜられるが、同六年（一五〇九）には顕定が越後に攻め入り、反爲景派の多くの国人衆もこれに呼応した。定實と爲景は一時越中に逃れるが、同七年（一五一〇）には佐渡を経由して越後に上陸し攻勢に転じた。顕定は関東へ敗走する途中に討死にした。

実権を掌握した爲景によって定實は傀儡の守護となり、再び反爲景派が兵を挙げ、その後、越後では内乱が続いていく。そのため爲景は幕府との接近を図り、享祿元年（一五二八）には守護の格式である毛氈鞍覆と白傘袋が許可され（上杉三六一号）、晴景は將軍足利義晴から偏諱を授けられた（上杉三六三号）。さらに爲景は天文四年（一五三五）、朝廷に旗を請い国内の統一を図ろうとした。後奈良天皇の綸旨（上杉一一七〇号【史料3】）には次のようにある。

当家自往年之古、称拝領御旗、久相承之由緒有之（中略）然近年紛失之条、令新調之由所達 叡聞也。

爲景は、長尾家には「拝領の御旗」があつたが、近年紛失してしまつたので新調したいとした。しかしこれ以前に長尾家が旗を下賜された事実はないし、一守護代に旗が下賜されるものではない。菅原正子氏によれば、爲景の意を受けた花藏房が柳原資定に持ちかけ、資定が長尾家がかつて拝領した旗を紛失したという話を作り、朝廷に奏聞したとする（上杉一一七五号【史料4】）。

続いて同五年（一五三六）、爲景が重ねて綸旨を賜り、さらに同九年（一五四〇）には爲景と晴景も「私敵治罰綸旨」を賜つた（上杉一一七一号〜七三号、【史料5①②③】）。

こうした朝廷の権威により收拾を図ろうとしたが効果は得られず、爲景は晴景に家督を譲り同十二年（一五四二）に死去した。

今谷明氏は、爲景や晴景の賜つた綸旨は、一大名の分国に限定し天皇の命により分国を統一しようとするもので、従来の治罰綸旨とは異なり、謙信登場以前の越後に典型的にみられるものとする。この時点において、爲景や晴景には特に尊皇の意識があつたとはいえず、旗と綸旨という朝廷の権威によって越後を統一しようとしたものであつた。また朝廷側でも、後奈良天皇の即位に対して旗に対する謝礼を求めするなど経済的な思惑もみられる。家督した晴景は、天文十二年（一五四二）に十四歳の謙信を古志郡の栃尾城（長岡市、旧栃尾市）に派遣した。この謙信の栃尾入りは、事実上の古志長尾氏を継ぐものであつた<sup>4</sup>。

謙信が古志郡を平定すると、その声望が高まり、定實の調停により同十八年（一五四九）に謙信が家督し春日山城に入った。

## 二 謙信と御旗

朝廷から下賜された旗は、その家の重宝とされ、神聖化される。謙信は爲景の賜った旗（上杉家では「紺地日之丸旗」こんじひのまるのはた「家ノ旗」いえのはたと呼ぶ【史料6】）を、出陣式である武禘式ぶていしきで本尊とともに祀り祈った。「武禘之次第」<sup>5</sup>には次のようにある。

東方ニ宝廟ヲ構エ、守尊一軸ヲ壇上ニ安鎮ス。家ノ旗、団扇、鞭ヲ備エ、土海山川ノ五味ヲ献ス。并ニ淨沾、祭炉ヲ供ス。壇上ノ莊嚴ノ様躰ハ、図ノ如シ。

一、家ノ旗ハ、張弓ノ末筈ニ掛ケ、己カ左ノ方ニ、鞭ノ如ク立テ掛ケ置ク也。

要門派越後流軍学<sup>6</sup>では、「紺地日之丸旗」を「天ニ掛レル日輪ト一体分身ノ御幡ナレハ、生身ノ摩利支尊天是也」と、日輪を摩利支天としている。武禘式では、所々で摩利支天の真言や名号が唱えられる。

摩利支天は、護国護民の神として一切衆生の苦難恐怖を除き、隱形自在の通力を有するとされ、戦場の護神として、謙信に限らず多くの武将に信仰されていた。要門派越後流軍学では、日の丸は日神である天照皇太神を表し、天皇の象徴でもある。また天照皇太神の本地仏は大日如来であり、その教令輪身の摩利支天ととらえられた。

謙信は、この「紺地日之丸旗」を天皇の象徴として戦陣に掲げた。『藤林年表』には、出陣にあたり旗は修験の松本坊が背負い、安養院が付き添い、陣中には「御旗殿」が設けられ、安養院が「旗魂」を加持したとある。

謙信の跡を継いだ景勝は、「紺地日之丸旗」を謙信の遺骸とともにその廟所「御堂」に安置して神聖化し、そ

れに代わるものとして自らは、紺地に赤の日輪を描いた扇型の大馬印を用いた。

この摩利支天と毘沙門天王の旗（【史料7】）を掲げた謙信の象徴として「刀八毘沙門天画像」が藩政期はじめに作成され、法音寺に掲げられた<sup>7</sup>（【序 扉図版（左）】）。これは「日輪の大日」（大日如来⇨教令輪身の摩利支天）と一身五面十臂で左右八本の刀を持ち二本の腕には宝塔と戟を手にし、足下に獅子を踏まえた毘沙門天王が描かれている。

### 三 謙信の叙任と上洛

春日山城に入った謙信は、天文十九年（一五五〇）に定實が死去すると、毛氈鞍覆と白傘袋が許可され（上杉一一四〜一八号【史料8①②】）、続いて同二十一年（一五五二）には従五位下弾正少弼に任ぜられた。これには大覚寺門跡義俊が介在している。義俊は関白近衛前嗣<sup>3</sup>の叔父、前嗣と將軍足利義輝は従兄弟である。

一方、関東では顕定の死後、関東管領の権威も衰退し、北條氏康に敗退した上杉憲政が天文二十一年（一五五二）に謙信に援軍を求めてくる（憲政の越後入りは永祿元年（一五五八）とされる）。また翌二十二年（一五五三）には信濃に侵攻した武田信玄に敗れた北信濃の国人衆が援軍を求めてきた。謙信はこれに応えて出兵したが、信濃や関東への出兵の大義が必要となった。

国内の内乱を納めた謙信は、同年秋に上洛を果たし、後奈良天皇から劍「瓜実御劍」<sup>うりざね</sup>と綸旨を賜った（上杉四五九号、【史料9】）。

平景虎於住国并隣国挿敵心之輩、所被治罰也。伝威名子孫、施勇徳万代、弥決勝千里、宜尽忠於一朝之由、可令下知景虎給者。依

天氣言上如件。

天文廿二年

進上 廣橋大納言殿

これによつて、朝廷から住国の越後と隣国である信濃及び関東への出兵が認められ、朝廷に対しては忠誠を尽くすべしと求められた。この論旨を掲げての戦が、後に謙信がいう「筋目」である。

その後、謙信は永禄二年（一五五九）春に再び上洛し、正親町天皇から盃と劍「五虎退御劍」を賜り、菊桐御紋の使用も認められた。また將軍義輝には前嗣を通じて密かに条書を出した（上杉四七〇号【史料10】）。条書の第四条には次のようにある。

就今度上洛、本国之事、縦如何体之禍乱雖致出来候、相応有御用等、於被召留者、国之儀一向捨置、無二可奉守 上意様御前之由存詰候。

義輝の指図で京都に留め置かれるのであれば、越後に争乱が起きても捨て置き、在京して奉公すると誓っている。これに応えて義輝も「一切不可令他言」と秘密事項であると前嗣に起請している（上杉一一六七号）。

また義輝は、謙信に文裏書、塗輿、朱柄傘、屋形号を許可し、さらに憲政の進退は謙信に任せるとした（上杉



一一一〇〜一二号【史料11①②③】。上杉家では、菊桐御紋、毛氈鞍覆、白傘袋、文裏書、塗輿、朱柄傘、屋形号とを合わせて「上杉七免許」という。三管領に準ずる待遇を得たのである。また、憲政の進退を委ねられたことで関東出兵の大義名分も得た。

しかし、関東への出兵は積極的なものではなかった。翌永祿三年（一五六〇）四月二十八日、常陸の佐竹義昭が関東の情勢を報じて出兵を要請したのに対し、その返書には信濃と越中の情勢を報じて、最後に「総体景虎事、依怙不携弓箭候。只々以筋目、何方へも致合力迄候」と、依怙による戦はず、ただ筋目によってどこへでも合力すると述べている（『越佐史料』同日の条）。

謙信は、永祿三年（一五六〇）六月に廣橋國光と百萬遍知恩寺（まひろしんじやう）炭州（まろしやう）を通じて、去る天文二十二年（一五五三）の上洛時に後奈良天皇の勅命があった御所修理のため御料所を献上することとした。これに対し朝廷は女房奉書を下し（現存せず）、謝礼に金欄一返と引合十帖を下賜した（上杉四七七号【史料12】）。謙信は返礼として越後布十反を贈り、御料所の献上は明年春とした。<sup>10</sup>

#### 四 謙信の上洛と一向宗の解禁

この二度の上洛にあたり謙信と朝廷及び幕府を仲介したのは、京都常駐の越後守護上杉家の被官神餘氏（かのみり）である。<sup>11</sup> また当時、北陸や奥州に勢力を伸張していた浄土宗藤田派、特に京都の百萬遍知恩寺の関わりも大きいといえる。<sup>12</sup> さらに、爲景によって越後から追放されていた一向宗を謙信が解禁したこともあげられる。

加賀の一向一揆は長享二年（一四八八）に守護富樫政親を滅ぼし、以降は越後にまでも勢力を伸張した。一向

宗と抗争の続く中、能景はこれを禁じ、永正三年（一五〇六）に越中へ出兵したが一向宗門徒により討死にした。

また爲景もたびたび越中へ出兵したが一向宗の強い抵抗にあい、大永元年（一五二二）、八ヶ条に及ぶ掟によって越後における一向宗を堅く禁じた（上杉二六二号）。その第一条では能景以来の禁制に従い、末代まで一向宗を国外に追放すること、第二条では以後の再興も禁じた。さらに第六条では一向宗を認めた領主は改易するとし、そして子孫に至るまでこれを守り背いてはならないとした。

しかし謙信は、この掟を破棄して一向宗との融和を図った。信濃笠原（長野県中野市笠原）の本誓寺超賢は、信濃の戦乱を逃れて加賀の小山御坊（石川県金沢市、現在の金沢城跡にあった寺院で本願寺の北陸における拠点）に向かう途中、越後に留まっていた。謙信はこの超賢と結ぶことで、上洛の道筋を安全なものにした。

『本誓寺記』<sup>13</sup>によれば、謙信との関係は次のようである。

超賢は、「道徳堅固にて、学才勝れ、仁慈之心深く、軍慮にも堅く、儀勇勝れ候もの」といわれた。天文十九年（一五五〇）、謙信は超賢を訪ね、爲景が一向宗寺院を追放して以来、その門徒は賀能越の三国に散在して幕府との往來の使者を妨害している。ゆえに超賢に、その地の寺院を説得して通行に支障をきたさないようにと要請し、超賢もこれを了承した。

次いで同二十二年（一五五三）、謙信は上洛を「是全く私儀にあらず、天子將軍え之御礼上洛」とし、通行に支障のないよう要請した。その謝礼としては、本誓寺を謙信の寄進により越後に建立すること、賀能越三国に散逸した寺院を帰住させ、以前と同様の教化を許可することであった。超賢はこれを了承し、「長尾景虎就上洛、通行筋致守護、失礼無之様馳走致事簡要に候」と散在の寺院に通達した。これにより謙信は干戈を交えることなく敵国を通行し上洛を果たした。

また本願寺證如の『天文日記』<sup>14</sup>（天文二十二年十一月十三日及び同十四日の条）によれば、上洛した謙信は、和泉堺を経由して高野山に登山の途中、本願寺に通好を求め、本願寺もこれに応答している。

そして『本誓寺記』は次のように続ける。

謙信は翌二十三年（一五五四）に、約定どおり越後へ本誓寺建立を許可して、本山に取り立てるとした。しかし超賢は、本山を称することは本願寺に対して不忠であるとしたので、謙信は、本誓寺を越後、佐渡、出羽三国の惣録所に取り立てた。この経緯は本願寺にも伝えられ、顕如も「万端御入魂可為欣悦、将亦貴国門下之輩、連々宜様御取成本懐に候」と謙信に書状を送り答謝した。謙信はこの書状を証拠のために超賢に渡したので、今これを本誓寺が所有しているという。

これにより永禄元年（一五五八）、本誓寺は春日山城下に建立され、顕如は十ヶ条の掟書を与えた。その第一條には次のようにある。

一 王法を本とし、仁義を先とし、領主地頭之掟を堅く可相守（中略）本誓寺儀は、領主之深重にて起立有之（中略）門末に至迄、領主之重恩厚く可存事。

王法と仁義をもって領主に従うこと、ことに本誓寺は謙信の寄進により建立されたものであるから、その恩は忘れてはならないとした。その後、超賢は信濃での信玄の戦ぶりを見分しているとして、軍議に召し出され謙信に仕えた。謙信はその戦功に対して鎧、軍配、袈裟等を授けたという。

この後、織田信長の石山本願寺攻めにあたっては、本誓寺は謙信の許可を得て援軍を送った。また越後国内の

多数の一向宗寺院が援軍あるいは救援物資の輸送にかかわったとされる。<sup>15</sup>

このように、伝承を含めた寺伝『本誓寺記』ではあるが、一向宗と和睦したことは、謙信の上洛を容易にしたといえる。小林健彦氏は、謙信が本願寺、朝倉氏、六角氏から通行の安全を保障されて上洛できたことは、謙信自らが天下に号令するものではなく、将軍―守護秩序のもとで行われたことを示していると指摘している。

### 第三節 八幡宮への祈願と出兵の大義

#### 一 更級八幡宮への祈願と信濃出兵の大義

謙信の上洛後も越後では国人同士の内争が止まず、謙信は弘治二年（一五五六）六月に師の天室光育に書状を送り、突如として遁世の意を伝えた（『歴代古案』第三七九号）。<sup>17</sup>これに対して義兄の長尾政景（謙信の養子となる景勝の実父）等が翻意を迫る。八月に謙信は政景に誓詞を送り（上杉九七七号【史料13】）、「弓矢於遁候様、自他共批判可有之」と、自らも弓矢の道から逃れたと認めて政務に復帰した。

前者の署名は「長尾弾正少弼入道宗心」で、この時は剃髪していたとみられ、天文二十二年（一五五三）に大徳寺の徹岫宗九から授けられた法号「宗心」を用いている。後者は「景虎（花押）」とのみある。

また他にはみられないが、政景への誓詞では八幡大菩薩に対して闕字を用いている。次ぎに述べる願文では八幡宮の縁起を初めに書くなど、この頃の謙信は特に八幡宮に対する意識が強かったと考えられる。

その後、謙信は武田信玄に追われ救援を求めてきた信濃の国人衆に応えるため、弘治三年（一五五七）に川中

島への出兵を前にして、信濃更級郡さらしなの更級八幡宮（現武水別神社たけみずわけじんじや、長野県千曲市八幡）に願文を納めた（『歴代古案』二四八号【史料14】【表1 No. 1】）。この八幡宮は、善光寺平の豊穰と千曲川の氾濫防止を祈って創建されたとする。出兵する地の主要な神社へ願文を納めることは、その地の人心の掌握という狙いもある。

この願文の初めは、「敬白。夫当社垂迹者、本地無量寿仏。（中略）九州豊前国建立宇佐宮。（中略）故奉安置信濃国更級郡、崇敬異他矣」と、八幡宮の縁起を長文で綴っている。縁起を記すことについては後述するが、また本地阿弥陀仏も意識していることが読み取れる。願文は続いて次のようにある。

爰有号武田晴信佞臣、乱入彼信州、住国之諸士悉滅亡、破壊神社仏塔、国之悲嘆及累年。何对晴信、景虎可決闘諍無遺恨。依為隣州国主、或恨後代誓鬼神、或眼前難棄有奸、故近年及助成。為国安全所励軍功無他也。神者不受非礼。<sup>18</sup> 縦晴信雖有陽仰之者、既為奪国務、故無諸家無罪令恼乱、万民争預其感応。伏冀此精誠之旨垂照鑑。景虎以一团扇、当国如本意静謐、天下発家名、於立願成就者、至于此国一所奉寄附当宮。弥以可抽丹誠、殊宮躰堅固、武運長久、加之東左右南前北後西、以此威風、信越两国永榮榮花。

謙信は、信玄に対して遺恨はないが、信濃に攻め入り諸氏を滅ぼし、神社仏閣を破壊した信玄に対し、国の安全を守るために助成すると、信玄との合戦の正当性を主張した。また信玄の道理にはずれた行動を神は受け入れないと避難した（「神者不受非礼」）。そして謙信が神の加護を得て信濃の安泰をなしたならば、八幡宮に所領を寄付し、いよいよ信心を深め八幡宮の安泰を図り、自らの武運も長く続けば信濃も越後も栄えるであろうとしている。

戦勝祈願ではあるが、直接に勝利を願う文言がない。照鑑しょうかん（仏の光が衆生を照らし慈悲の眼により護ること）により謙信の立願は成就するという。これが謙信の願文の特徴である。勝つことを前提としているともいえる。

## 二 鶴岡八幡宮への祈願と関東出兵の大義

謙信が二度目の上洛を果たした翌永禄三年（一五六〇）九月、近衛前嗣が弟の照高院道澄、知恩寺岷州等を伴って越後に下向した。翌月には謙信の関東出兵に従って越山する。次いで謙信は、越後に逃れた関東管領上杉憲政の要請に応えて、永禄四年（一五六二）二月、北條氏康の小田原城を攻めるため武藏の松山城に進出した。

謙信はここから鎌倉の鶴岡八幡宮に、一千字以上にも及ぶ願文で、その出兵の意図を示した【史料15】【表1 No. 3】<sup>19</sup>。内容は①神代から鶴岡八幡宮創建までの経緯、②長尾家の先祖鎌倉権五郎景政と鶴岡八幡宮の関係、③関東出兵の「筋目」、④謙信の祈り、に分類される。

前項でみた願文も、八幡宮の縁起から始まり、重ねて同社に永禄七年（一五六四）に納めた願文（上杉四九九号）も「夫竊奉窺八幡大薩埵之縁起、本地毘盧遮那尊」と縁起から始まる。謙信の「景虎」期の願文の特色である。

この縁起を記すことの意義が鶴岡八幡宮への願文によく表れている。以下、願文を詳しく検討していく。

### ①神代から鶴岡八幡宮創建までの経緯

願文の初め三分の一は、鶴岡八幡宮の創建に至る記述である。神代から書き起こし、祭神の神功皇后の征韓、応神天皇の誕生にまで言及することは、明らかに天皇（朝廷）を意識したものである。

これについて先行研究では、木村康裕氏は、「長文で理屈っぽい感じがする」とし、「他国寺社に捧げた願文に縷々由緒を記したことは、自国内に向けた宣伝効果をねらったものか。もしくは、謙信の宗教的態度を考慮すれば、他国の寺社への敬意を表してのものか」とする。また長瀬光仁氏は、「始めの部分では鶴岡八幡宮の由緒について細かく書かれている」とするのみで、両者とも前段部分の解釈はそれほど重要視されていない。

またこの願文は、敵国にある鶴岡八幡宮に奉納されたもので、敵味方双方から読まれることを意識したとみるべきである。前述の更級八幡宮も同様である。この願文が伝わる妙本寺は、永禄八年（一五六五）に謙信の関東出兵にあたり、安房国に課せられた棟別銭が免除されている。<sup>21</sup> 妙本寺はかつて鶴岡八幡宮若宮別当の支配下であり、関東管領上杉氏と友好関係にあった安房の里見氏へは速やかに情報が伝達される。また敵方北條氏の庇護下にあった鶴岡八幡宮を経て北條氏へ伝わることも想定内である。

ゆえに謙信は、自らの八幡神に向かう姿勢、出兵の正当性を明確に表明する必要があった。それがなければ願文を納める神に対して、あえてその由緒を詳細に記す必要はない。天皇（朝廷）を意識しながら鶴岡八幡宮の縁起を綴ることは、次に八幡宮と先祖との関係を述べるためにも必要不可欠なことであった。

## ②長尾家の先祖鎌倉権五郎景政と鶴岡八幡宮との関係

次に謙信と鶴岡八幡宮の関係について、「征夷將軍源頼朝公崇之而、奇妙神助有之云々。粵景虎恭曰。吾是鎌倉権五郎景政末葉也」と記し、鶴岡八幡宮、源頼朝、鎌倉権五郎景政、謙信の四者を結びつける。この「景政末葉」が、この願文の要点のひとつである。

謙信の先祖景政は、源義家に従った後三年役での武勇伝で知られる。この景政を祀るのが鎌倉坂ノ下村の御霊社（鎌倉市坂ノ下、御霊神社）である。この御霊社と頼朝との関係が『吾妻鏡』<sup>22</sup>の文治元年（一一八五）八月二

十七日の条及び同年十二月二十八日の条にみえる。特に後者では、景政が北條政子の女房の夢枕に立ち、天下に崇りをなそうとする崇徳院の怨霊を鎮魂して崇りを封じる方策を授ける神として登場する。これにより頼朝は若宮別当に国土無為の祈祷を命じた。

謙信は、このように鶴岡八幡宮と関係が深く鎌倉幕府にとっても重要であった御霊社の祭神景政の子孫と名乗り、「以其余威」（景政の威光、加護）によって、先祖が莫大な戦功をあげたとする。そして最後に謙信自らの武功を挙げて、「於愚代名字之瑕瑾不可致之」と、自分は栄光ある長尾家の歴史を汚してはならないとした。

木村氏はこれを、「家名を大切にする謙信の意識をうかがう事ができる」「名誉を重んじていることをうかがわせる」とする。これに加えて、鶴岡八幡宮、源頼朝、鎌倉権五郎景政、謙信の四者を結びつけることが、次ぎに述べる関東出兵の「筋目」につながっていく。

### ③ 関東出兵の「筋目」

そして関東出兵については、もともと関東や越後は古くから先祖が領地を分かち守ってきた所であり、「且難捨累代之好、且為救同名等進退」に「不図当口越山」したと、累代の好みにより憲政の要請に応えて、凶らずも出兵したと強調している。このように謙信が自らの正当性を強調することについて、木村氏や小和田哲男氏は、「神をも納得させる」、「神に納得させる」ものとする。しかし願文を敵国の寺社に納め、敵方にも読まれることを前提とすれば、これは謙信の「筋目」を示した北條氏に対する宣戦布告文ともいえる。<sup>24</sup>

つまり、謙信の関東出兵の「筋目」は、「不慮逆徒」の北條氏康を討ち、「東八州掌握静謐之上」、「東国之諸士悉在鎌倉」と、関八州を静謐にし諸将を鎌倉に常駐させて、憲政（関東管領）の權威を回復することであるとされた。鶴岡八幡宮に対しては「於武相之間一所奉寄附」して「当社如元造畢」と、武蔵相模の一ヶ所を神領とし



て寄進し社殿も修復するとした。

#### ④ 謙信の祈り

最後に、謙信の祈りが綴られる。「於調議勝利非案内。併所願薩埵冥慮也」とある。勝利は論議することではない、この願いの成就是薩埵（八幡大菩薩）の思いのまま（冥慮）であるという。また前述のように、謙信の願文には直接に勝利を願う言葉がみられない。自らの「筋目」を述べあとは神仏にすべてを託すとす。

それは「神者依人之敬増威云々」につながる。これは御成敗式目の第一条である。続く「人者依神之徳添運」が省略されているが、神人相依の思想である。人から神への祈りや崇敬、これに対する神からの加護という、双方向の働きである。仏教では「入我我入」といい、仏と人が一体となることである。謙信はこれを願うのである。

木村氏は、「神者依人之敬増威」の部分のみが強調されているとし、「神仏を脅迫するような文面」とみる。一方で相澤秀生氏は、「国主として寺社尊重の構えを見せている」とする。この御成敗式目の文言は、現在でも神社の敬神会（信仰会）等で神官の挨拶に引用され、敬神の念を説くことがあり、神を脅迫するものではない。そして謙信の祈りが「合十指、懃千度礼拝」である。これは八幡神の本地阿弥陀仏に対して、その名号を唱えながら一千回の礼拝を勤めることである。これを努めて行うことを自らに課しており、強い信仰心を表している。

最後は「酬此願文上、已汲九巴紋之流、思灑父祖亡魂而已」とまとめている。九巴紋（九曜巴紋）は長尾氏の家紋である。祈願の成就是長尾氏代々の亡魂の思いを遂げて供養することでもあるとした。この願文には軍神である八幡神への加護の祈りと、本地阿弥陀仏への先祖亡魂の往生の祈りの双方をみることがができる。

このように、この願文は、謙信が先祖をとおして鎌倉とのつながりを強く意識し、「筋目」による出兵に対して八幡神の加護を深く祈り、また関東管領家を継ぐことへの決意を込めたものである。

この後三月には、謙信は氏康の小田原城を攻撃し、数十日に及び城を包囲したが、一旦軍を撤して鎌倉に入った。そして四月二十一日には憲政から上杉家を家督し、諱を政虎と改め、規式を整えて「右大将源頼朝卿社参如先例」に鶴岡八幡宮に参詣した（『御書集』永禄四年四月二十一日の条）。

頼朝の八幡宮参詣とは、治承四年（一一八〇）十月、頼朝が鶴岡八幡宮を小林郷北山に移し、同十六日に参詣して初めて長日の勤行を行ったことを指す。この時に読まれた経典は、鎮護国家の三部経典である「法華経」「仁王経」「金光明最勝王経」のほか、「大般若経」「観世音経」「薬師経」「寿命経」等であった。これ以後、鶴岡八幡宮には、最勝王経衆、大般若経衆、法華経衆、供養法衆が各六坊と諸経衆一坊の供僧二十五口が置かれ、それぞれがその経典を以て法会を行うこととなる。

鶴岡八幡宮は戦国期には衰退はしていたものの、北條氏綱が中興し、鎮護国家祈禱の場としてその機能は果たしていた。『謙信年譜』（永禄四年四月下旬の条）には、八幡宮の神徳は普く関東東海に満ちて、境内は靈氣を漂わせている。頼朝以来の鎌倉幕府將軍、足利基氏以来の鎌倉公方、上杉家歴代の管領はすべて参詣しており、謙信も上杉家を嗣ぐ吉例として参詣したという。

そして神前において関東管領上杉家を家督し、諱を政虎とした。これによって謙信は、義輝が認めた「五郎進退」、つまり憲政の引退と謙信の関東管領就任を果たし、関東出兵の「筋目」を得たのである。

## まとめ

越後の戦国時代は、爲景が守護の上杉房能を討ったことに始まり、爲景と反爲景派の抗争へと展開する。その

中で爲景・晴景父子は、朝廷や幕府との接近を図り、爲景は幕府から守護の格式である毛氈鞍覆と白傘袋を許可され、朝廷からは旗と「私敵治罰論旨」を賜った。また晴景も重ねて論旨を賜り、これにより内乱を納めようとしたが効果は得られなかった。

この爲景の賜った旗は、謙信に引き継がれて「家ノ旗」として天皇の象徴となり、謙信の出陣式では守本尊とともに祀られ、陣中では「旗魂」を加持する等、神聖なものとして扱われた。

謙信が、信玄に追われた信濃の国人衆や氏康に敗れて失地回復を願う憲政の救援に応えるためには、出兵の大義が必要であった。謙信は上洛において、「住国并隣国治罰論旨」を賜り、信濃、関東への出兵の大義を得る。

この上洛を容易にしたものは、京常駐の守護上杉氏被官神餘氏の公家衆や幕府との人脈であった。また当時、歴代の知恩寺住持が越後から晋山し、朝廷と知恩寺の関係から、越後の国情が朝廷や幕府に伝わったためと考えられる。さらに爲景が禁じた一向宗との和解が、干戈を交えることなく上洛できた要因であった。

信濃出兵の大義を得た謙信は、更級八幡宮に願文を納めた。これには、佞臣信玄が信濃に乱入し、諸氏を滅ぼし神社仏塔を破壊した。信玄に遺恨はないが国の安全と諸氏との好から助成するとした。そして神は非礼を受けないといい、謙信の主張する正当性の出兵に対し照鑑を得て、謙信の立願は成就するということ。直接に勝利を願う文言がなく、神仏の加護を得て謙信の立願は成就するということ、謙信の願文の特色がみられた。

また関東に出兵するにあたっては鶴岡八幡宮に願文を納めた。更級八幡宮への願文と同様にその縁起から書き出す。これは朝廷を意識したものである。そして先祖景政（御霊社）と鶴岡八幡宮との関係を述べ、先祖が領地を分かち守ってきた関東に、憲政の要請に伝えて出兵し、不慮逆徒氏康を討ち関東管領の権威を回復するための戦いであるとした。最後に、軍神八幡神への加護の祈りと、本地阿弥陀仏への先祖供養の祈りが綴られている。

そして鶴岡八幡宮に参詣した謙信は、憲政の譲りを受けて上杉家を嗣ぎ、関東出兵の大義を得るのである。

- 1 序の注7菅原正子「長尾為景と錦御旗」による。
- 2 序の注7『講談社学術文庫 戦国大名と天皇』による。
- 3 天文九年（一五四〇）の論旨の謝礼として、朝廷には鳥目五千疋、廣橋兼秀には同三千疋が贈られた（上杉一一七二号）等がみられる。
- 4 阿部洋輔「古志長尾氏の郡司支配」（『戦国大名論集9上杉氏の研究』、阿部洋輔編、一九八四年、吉川弘文館）で指摘している。筆者もこれを支持するが、謙信の跡を「越ノ十郎景信」が継いだとする点は採らない。  
阿部氏は、謙信が古志長尾氏を継いだ根拠として、その家に伝承されるはずの文書が上杉家に伝承していることをあげる。もし景信が謙信の跡を継いだとすれば文書も伝承されるはずである。景信は謙信死後の継嗣の乱で景勝に対抗して滅亡する。この時に文書も消滅するはずである。上杉家文書には滅んだ家の文書は存在しない。越後守護上杉家の所蔵とみられる文書は存在していない。景信は守護上杉家の支流上條家を継いだ「越ノ十郎」であり、「古志郡の十郎」ではない。
- 5 米沢市立上杉博物館蔵「武禰之次第」（卷子本）による。
- 6 米沢市立図書館蔵の上杉文書マイクロフィルム版第一五三九号「要鑑 免簡之卷私抄」の「幡魂」による。  
マイクロフィルム版文書は、昭和四十四年（一九六九）に米沢市立図書館が所蔵する米沢藩の藩政史料を中心とする文書群のうち四八九二点をマイクロフィルム全二三六巻に納めたもの。以下、「マイクロ（文書番号）号」とする。
- 7 法音寺住職高梨良興氏より聞き取り。随時開催される「法音寺宝物展」でのみ公開される。
- 8 前嗣は、初め晴嗣といい後に前嗣、前久と改めるが、本論では謙信との交流期間と重なる「前嗣」とする。

9 越後・佐渡両国の編年史料集。新潟市の地主高橋義彦が、東京帝国大学史料編纂掛の協力を得て、綱文をたて史料を配する形で編纂したもの。神代から天正十二年（一五八四）六月までの全六巻を刊行（大正十四年〜昭和六年（一九二五〜三一））したが、高橋の死により中絶した。以降の稿本の翻刻が現在進められている。本論では、名著出版の復刻本（一九七一）によった。

10 御料所献上については、『御湯殿上日記』永祿三年六月十八日の条に、「越後長尾、先皇の御時、御修理の事仰せ出され候」とある。また返札については、九月二十日の条に、「越後長尾より（中略）御返しに越後十反参る。御料所ははると参らす」（いずれも原文平仮名交じり）とある。但し『越佐史料』同年七月二日の条及び九月二十日の条による。

11 神餘氏については『戦国史研究叢書13 越後上杉氏と京都雑掌』（小林健彦、二〇一五年、岩田書院）がある。小林氏は越後の特産物である青苧の座の本所である三条西家における連歌師等の交渉はかなり活発であり、その中で青苧公事に直接影響を与えた地域（越後など）の情報分析「談合」が行われたとする。この中で神餘氏と近衛家のつながりも生じるなど、連歌師を通じて人脈を広げていったとする（『同』第三章上杉氏京都雑掌神餘氏と連歌師」を参照）。

12 この藤田派の活動については、藤本了泰「知恩寺岷州傳の補正（上）」「同（下）」（『佛教學雜誌』一卷一号及び二号、一九二〇年、佛敎文學學會）、藤本顕通「中世末期の浄土宗藤田派僧の活動―百万遍知恩寺中心に」（『印度學佛敎學研究』三四（一）、一九八五年、日本印度學仏敎學會）、同「知恩寺岷州伝新考」（『同前』四一（二）、一九九三年、同）、渡部伸一「会津地方の藤田派の動静について」（『佛敎論叢』第五七号、二〇一三年、浄土宗）、及び『百萬遍知恩寺誌要』（『浄土宗全書』第二〇卷、浄土宗典刊行会編集発行）等の先行研究がある。

この北陸や奥羽における藤田派の活動は、先行研究では浄土宗史の一部分として論じられ、戦国史においては三者の交渉の事実のみが取り上げられてきた。岷州の後の岷興を最後に知恩寺に藤田派の住持はなく、藤田派そのものが江戸初期

に消滅することも一因であろう。しかし謙信の上洛への影響は注目され、今後の研究課題としたい。

13 『越佐叢書』第六卷（今泉鐸次郎編、一九三四年、越佐叢書刊行会）所収。『本誓寺記』は、元禄十七年（一七〇四、三月十三日改元宝永元年）の成立。記事中、永禄四年（一五六一）の川中島合戦の内容を弘治元年（一五五五）としたり、謙信の家臣直江大和守實綱を景勝の家臣直江山城守兼続と混同するなどの誤りがみられる。寺伝の性格上、その内容を強調することもあり、内容は吟味が必要である。

14 『大系真宗史料 文書記録編九 天文日記Ⅱ』（真宗史料刊行会編、二〇一七年、法蔵館）所収による。本願寺第十世澄如の天文十一年から同二十三年（一五四二～五四）八月二日までの日記（但し同十四年と十九年を欠く）。

15 渡辺慶一「石山戦争と越後真宗寺院の活躍」（『越後府中地方史研究』、渡辺慶一、一九七二年、ささら書房）による。新潟県内の真宗寺院二十四ヶ寺の伝承を聞き取りしたもの。

16 序の注7小林健彦「謙信と朝廷・公家衆」による。

17 『歴代古案』全二〇巻一〇冊（米沢市上杉博物館蔵）は上杉氏及び長尾氏に関する文書（元弘三年から寛永五年（一三三一～一六二八）一五七〇点をまとめたもの。編者、成立年代は不明。刊本は、『史料纂集 古文書編 歴代古案』全五巻（羽下徳彦・阿部洋輔・金子達校訂、一九九五～二〇〇二年、続群書類従完成会）。以下、『歴代古案』（整理番号）」とする。

18 「神者不受非礼」は、『論語集解』の「八佾」にみられる語（国立国会図書館デジタルデータ『論語集解国弁五巻』（小林東山、明和七年序）による）で、神道でしばしば引用される。

19 『千葉県の歴史・資料編・中世3』（二〇〇二年、千葉県）所収の妙本寺文書第四〇三号。また【史料10】は、『図録よみがえる上杉文化～上杉謙信とその時代～』（新潟県立歴史博物館、二〇〇一年、同館）に掲載の写真から筆者が翻刻

- した。刊本と若干の相違がある。妙本寺（千葉県安房郡鋸南町）は里見氏の保護を受けた法華宗寺院（現在は単立）である。
- 20 序の注8 木村康裕「上杉謙信の願文」、長瀬光仁「上杉謙信願文と関東侵攻―願文にみる主張とその実際」、及び長瀬光仁「上杉謙信願文にみる祈願の様相と戦況の変化」による。
- 21 前掲19『千葉県の歴史』所収の妙本寺文書第四八号。
- 22 『新訂増補国史大系 第三十二卷 吾妻鏡前編』（二〇〇四年新装版、吉川弘文館）による。
- 23 小和田哲男『呪術と占星の戦国史』（一九九八年、新潮社）による。
- 24 石田哲彌「上杉謙信の「義」の精神大悟の背景」（『曹洞宗総合研究センター』学術大会紀要』第一一号、二〇一〇年、同センター）も、宣戦布告文ととらえている。
- 25 序の注8 相澤秀生「上杉謙信の誓いと祈り」による。

### 第三章 謙信の願文にみる「筋目」と「仏法と王法」

#### 第一節 飯塚八幡宮への祈願と「仏法と王法」

永祿四年（一五六一）九月、謙信は信濃川中島で信玄と対峙する。両者の一騎打ちがあつたとされる合戦である。この時、前嗣は古河にあつて戦況等を見守つた。その後同五年（一五六二）三月まで古河に滞在するが、前嗣の関東下向による政治的効果は得られないことなく、越後に戻り、同年八月には帰洛した。

謙信は同五年（一五六二）七月、越後の国分寺を再興し、供養の導師には高野山無量光院の清胤を招請した。謙信はこの時、受明灌頂じゅみやうかんじょうを受けたとみられる（第四章参照）。この後、謙信の願文には「筋目」「仏法と王法」ということばがみられるようになる。また、長文のものから箇条書きへの変化もみられる。

謙信は、翌六年（一五六三）七月十八日、越後刈羽郡飯塚村の飯塚八幡宮別当極楽寺1の一如阿闍梨に、五壇護摩を修して武田信玄と北條氏康を調伏するよう命じた。五壇護摩（五壇法）とは、重大事に五大明王（不動、降三世、ぐんだり、大威徳、だいいとく、金剛夜叉こんごうやしやの各明王）を勧請して護摩を修し、息災そくさい（災害や厄難等の鎮静）、増益ぞうやく（福德や繁栄等の利益）、調伏ちようぶく（怨敵等の討滅）を祈るものである。

飯塚八幡宮の創建は天平十八年（七四六）と古いが、縁起は定かではない。これは願文ではなく極楽寺の一如への書状であり、謙信の個人的な依頼とみるべきである。書状には、信玄や氏康の行状とそれに対する謙信の行動を述べた後、最後には次のようにある（『越佐史料』同日の条【表1 No.4】）。



武田信玄、北條氏康、当時之佞者、恣閔信兩州、破壊山門并諸五山末寺、寺領成人給。是誠仏法王法之敵讎、  
於坂之東惡逆無道族、何者歟如彼兩人乎。所詮晴信氏康没身調伏之事、成此壇、祈除庶人之愁。然者分国中  
取分越後州豊饒安全。

護摩を修する趣旨は、信玄と氏康は世の佞人であり、関東と信州をほしいままにし、比叡山や京都・鎌倉の五山の末寺を破壊し、その寺領を家臣に分け与えた。これは仏法王法の敵であり、坂東の惡逆無道の輩である。兩名調伏の五壇護摩が功を奏せば庶人の愁いを除き、分国や越後も豊饒になるとした。

「仏法と王法」の語を初見する願文である。「仏法と王法」の敵讎(仇)である信玄と氏康を滅ぼし、それを回復するという。謙信の大義「筋目」である。

また翌七年(一五六四)五月十三日にも飯塚八幡宮に「敬白五壇護摩執行之立願者」と題する願文を納めた。<sup>3</sup>『越佐史料』同日の条【史料16】【表1 No.5】。この第一条では、越後の豊饒、安全長久と分国の味方の本意達成(失地回復)を祈るためとした。そして第二条には、「武田晴信退治、当秋中、甲府立旗、晴信分国輝虎可入手、祈念之事」とあり、武田信玄を討つて秋には甲府に旗を立て、信玄の分国を手に入れるとある。そのために五壇護摩を修することを依頼したのである。そして最後に「在来一万苜之外、千苜出者也」とあり、従来は一万苜を給していたものを、護摩執行のためにさらに千苜を給するとした。

氏康とは後に一時期は越相同盟を結ぶが、信玄に対しては終生変わることなく批判し続け、次節に述べるように語気も強まってくる。

## 第二節 弥彦神社への祈願 ―謙信の「筋目」と信玄の「悪行」―

永禄七年（一五六四）五月には將軍義輝が氏康との和睦を勧める御内書（上杉一一二八号、一一二九号）を下したが、調停は成らなかった。

同六月二十四日、謙信は越後一の宮の弥彦神社（新潟県西蒲原郡弥彦村）に「輝虎守筋目不致非分事」と題する願文を納めた（弥彦神社蔵【第一部 扉図版】【表1 No.6】上杉四九七号はその写）。

これは五ヶ条からなり、第一に関東出兵は関東管領上杉憲政の指図によるものとした（「東管領与奪」）。次に信濃出兵は信濃の諸将がゆえなく奪われた所領を回復するためこれも非道はないとする（「是又非道有之間敷事」）。第三に越中のことは爲景以来の申し合わせで、また椎名小四郎は長尾家からの養子であり（謙信の従兄弟）、捨てがたく加勢したものでこれも非道はない。謙信の働きは管領憲政の意見によるもので非分はないという（「管領意見次第成之」）。第四には、今も以後もいずれの国においても一ヶ所も自らの利益に関係したことはなく、その場の依怙もないとした（「当座の依怙在之間敷事」）。

そして最後に、謙信が寺社神領、武士（信濃国人衆や憲政）を抱えているのは世の乱れによるものである。ゆえに信玄と氏康を討ち、寺社の修理や建立、寺社神領も従来どおりに回復させるとし、次のように言い切った。

少にても輝虎一代、改而不致非分事、惣別大小事共、從神慮外者頼不申候。輝虎不知非道不存候。

謙信は、少しも生涯非分な働きをすることはなく、神慮以外は頼みとしない。謙信は非道というものを知らず

存ぜずと言いつつ切った。

つまり謙信の「筋目」は、管領憲政の意見によるもので、また爲景以来の申し合わせによる出兵であつて、自らの利益には関わりなく、その場の依怙のない戦である。それは非分のない働きで、謙信は神慮のみを頼みとしており、非道というものを知らないとしたのである。

この願文と同文のものが越中婦負郡大竹村（富山市呉羽町）の姉倉比賣神社にも奉納された（表1 No. 7）。この神社は延喜式内社で、越中では最も古い神社である。祭神の姉倉比賣神は能登からこの地に移り土地を開拓し、里の娘に機織りを教え奨励したといい、開拓神として崇敬された。謙信は、第三条にあるように越中への出兵にあたり、その地の人心を掌握するためにこの神社に祈願し、自らの筋目を訴えたのである。

なおこの願文の宛所は「越中国婦負一郡惣社寒江庄大竹村、正一位婦倉比賣神社 御宝前」とあり、後世の偽作ではないかともいわれている<sup>4</sup>。

さらに同日、同じく弥彦神社に「武田晴信悪行之事」と題する願文を奉納した（【史料17】【表1 No. 9】上杉四九八号はその写）。同文の願文は、春日山城内の看経所かんきんじよにも納められた（上杉神社蔵【表1 No. 10】）。

これは七ヶ条からなり、はじめに信玄が飯縄、戸隠、小菅の社を退転させたことをあげ、次にかつて今川氏の仲介により和議が成った時も翌日に誓詞を翻したことをあげる。そして寺社神領を家臣に与え仏法を破滅したとする（「寺社神領、俗方出之、仏法破滅事」）。この文言は前述の飯塚八幡宮への文書にもみられる。さらによしみのないところに望みをかけ、敵味方の寺社を焼失したのは信玄の過ちであるとした。そして第四条と第五条には次のようである。

- 一、信州之仏神氏子、或滅之、或及牢道乞食所、今般於不被添仏力、誰か可尊神慮哉事。
- 一、既直親武田信虎追出国、牢道為及乞食、失高義事。是仏神不可叶内證事。

信玄の行状によって信濃の仏神氏は滅亡し、あるいは牢道乞食に及んだ。そのため信濃の氏子達は仏の加護を蒙られず、誰も神を尊ぶことがなくなつたと、信玄を非難している。謙信が神慮を尊ばないとの解釈は誤りである。最後は、実父信虎を追放し牢道乞食に及ばせたことは「高義」を失うことで、これは神仏の内證（神仏の説く真理）に叶うものではないとした。

ゆえにこの悪行の信玄を討ち、寺社の神領と堂社仏堂を復興させることが謙信の本意であるとした。

そして同七月に信濃に出兵し、八月一日に再び更級八幡宮に願文を納めた（【史料18】【表1 No.11】上杉四九丸号はその写<sup>5</sup>）。この願文も七百字を超える長文の約半分を八幡宮の縁起に費やしている。

謙信は、「先年以来、当口進発、奇特之瑞想条、信仰不斜」と、先年の信濃出兵以来、奇瑞を蒙り八幡宮を崇敬しているとした。また「古来武勇之輩、或天子并將軍家江励大忠功」と、古来より武勇の者は天皇や將軍に対して忠功を励むものであるといい、そして「武田晴信悪行之事」と同じく信玄の「悪行」の数々をあげ、特に信虎を追放したことについては次のように強く非難した。

仏法之敵、王法之怨、結句不孝之族、禽獸猶有親子之礼、況人倫乎。（中略）捨躰輝虎事、曾而非此国競望（中略）彼面々可披本意一儀迄也。順弓与逆矢、神助定而不可有枉曲、既神不享非礼云々。

信玄は仏法の敵、王法の怨（仇）である。禽獸にさえも親子の礼はあるものを、人倫にはずれた行為であり結局は不孝の族である。謙信は信濃への侵略の野心はなく、信玄に追われた国人衆に失地回復の本意を遂げさせることのみである。この行為は正當か不當か、神慮は法を曲げることはない。謙信の出兵は正當なもので、神は信玄の非礼を受け入れることはないとした。そして最後に、信玄を討ち本意を達成した後は社殿を修復し社領を寄進したいと結んでいる。

### 第三節 看經所への祈願「仏法と王法」の回復

#### 一 三好党の將軍義輝弑逆と義昭の京都回復依頼

永祿八年（一五六五）三月、將軍義輝は重ねて氏康との和議を促す御内書を下した（上杉五〇三号、一一二八号）。その後、同五月十九日に義輝は三好義繼等に御所に討ち入れ生害した。

これを翌六月十六日に朝倉義景が謙信に伝え、謙信の加賀への出兵を促した（上杉五〇四号、五〇五号）。また同二十四日には、大覚寺義俊が近江の六角政頼を通じて義輝の死を報じ、上洛を促した（『歴代古案』二二四号）。これには、「御屋形様於御上洛者、天下御再興可為御名誉候」と、義俊は謙信が上洛すれば天下を統一し、名誉を得るだろうと、上洛を促している。続けて書状では、「南方之儀」（奈良の義昭）は朝倉義景が、越前、若狭、尾張、その他の国々は義俊が調停するとし、上杉と六角との友好関係から出兵を依頼するとしている。また、この事件は、謙信が上杉家相続の披露のために上洛して、この期に三好等を成敗するとの噂を恐れて、義輝

を襲撃したといわれている。ゆえに「吊矢」（吊い合戦）は肝心であると結んでいる。

一方、義昭は一時松永久秀に幽閉されたが、奈良を脱出し近江甲賀の和田城に入り、義俊を通じて通好を求めてきた。義昭は「進退之儀、万端任置候間、早速散無念候様、入魂偏頼入候」（上杉五〇六号）と、進退を謙信に任せるとした。また義俊は、「公儀御家督相定候間（中略）早々御上洛之儀、奉待候」と謙信に上洛を促した（上杉五〇七号）。義俊は、義昭が既に將軍に定まっているとされているが、將軍宣下は二年後の永祿十年（一五六七）十月である。義昭の正当性を強調して、早々の上洛を待ち望んでいるとした。

義俊はさらに翌九年（一五六六）三月には、北條氏康との和議を勧め、重ねて上洛を促している（上杉五一〇〜五一二号）。この時、十二歳の長尾喜平次（顕景、後の上杉景勝）に対しても北條との和議と謙信の上洛を取りなしていることが注目される（上杉五一三号、五一四号）。

## 二 「仏法と王法」の回復祈願

謙信は、永祿九年（一五六六）五月九日、春日山城内の不識庵の看経所に「祈申所之事」と題する五ヶ条からなる願文を納めた（上杉五一五号【史料19】【表1 No.12】）。なお「看経」は経を読むことであり、「看経所」はすなわち祈願所である。宛所が「仏神御宝前」であることから、奉納寺社が不明とする先行研究もみられるが、不識庵の看経所であるから、あえて宛所を記す必要はない。また、内容は次のようであり、他の願文とは趣を異にするものである。

第一条では、分国の無事長久を願い「兵乱夢に見ず」とした。特に、下野佐野、上野倉内、上野厩橋と特定の

地をあげて、関東の重要拠点の維持を強く意識している。謙信がこの地を関東領国の限界ととらえつつあるととらえられる。

第二条は、武運と自らの心構えについて述べている。君主（大途）のための戦（師）の時は、世間の者が目を驚かし、手を打つ程の功名をあげる。戦（弓矢）のことはいうまでもなく、常日頃も（平生も）度胸を据えて気丈に（胴強なる）構えていれば、上は有頂天（有情世界の最高に位する天）から下は金輪際（大地の最下底）まで世の中全てに驚くことはない。智慧や才覚、計議、武略を調べて、短慮をやめて、健気に振る舞えば、嫌われることもなく（嫌い道）、人には高尚にみられる。戦はもとより物事一つ一つも他人に見劣りされず、奇特と人に褒められる。また譜代の家臣（目前之者）はもとより、信濃や関東の国人衆等（外様の者）でも自分とよしみを通じる者の武運長久と息災延命を祈るものであるという。

この一条は平仮名交じりで難解である。はじめの「大途」は、第五条で將軍と鎌倉公方の權威を回復するとしているので、この場合はその双方を指すと思われる。次の「へいせいもとうつよなる」は「平生も胴強なる」と解した。続く「かみはうちやう天下はこんりんさい迄」は「上は有頂天、下は金輪際迄」である。また「人にかうしやうにみられ」は「人に高尚に見られ」とすると意味が通ずる。

ここには、自らを「短慮」といい、「人から高尚に見られたい」とするなど、自らの性格や行動にも触れている。自らが祈祷し祈願する精神修養の場である看経所への奉納であり、他の願文と違い他人に見られることがないゆえに本音を吐露している。自分を律することにより家臣団も安泰となるという祈りである。

第三条では、義昭のいう「筋目」により氏康と和睦して、なお謙信自身も利益を失わず思いのように仕置きができることを願った。「真実和談」と切実に和議を願っていることは、第一条の重要拠点の維持とともに、関東

の情勢が謙信にとつて不利になりつつあることを認識しているととらえられる。謙信が他には見せない仏前への弱みの吐露ともいえる。

第四条では、神仏の加護により秋までに信玄父子を討つことを願った。「無一字焼放」とは神仏を頼む謙信には似つかぬことばであるが、これは謙信に限らず戦国武将の常であった。敵の信仰するその地の神仏を否定して破却し、自らの信仰する神仏をその地に新たに祀ることも行われる。他の願文にはこうした厳しい表現は見られない。なお、謙信は、救援を求めた信濃国人衆の抛り所として、春日山城内に諏訪社を勧進している。

第五条では「筋目」と「仏法と王法」の回復を祈る。信玄を討ち、氏康と和睦し、後顧の憂いなく上洛し、「筋目」によつて諸士とともに三好松永の一派を滅ぼす。これにより將軍と鎌倉公方の權威を回復し、堂塔、寺社神領を復興して、「仏法と王法」を回復する。そして謙信はそれを正路しょうろ（仏の正しい教えの道理Ⅱ仏法）と賞罰（政治の道理Ⅱ王法）によつて警護するとした。

これが、謙信の「筋目」である。このように、看経所は謙信が神仏と向き合う場であり、他の寺社に納める願文と違い、自らの内面を吐露し、自分の短所や弱さも認めている。看経所への願文の特色である。また、信玄は討つが、氏康とは和睦するといひ、あくまでも信玄は討伐の対象となっている。

さて義昭は、永禄十年（一五六七）九月に織田信長に奉じられて入京し、翌十月に將軍宣下を受けた。この間しばしば越甲相の和睦を斡旋する御内書を下したが、和睦には至らなかつた。謙信と氏政（氏康は隠居後も氏政を後見）が和睦し、越相同盟が成立するのは、同十二年（一六五九）五月である。これにより、謙信は氏康の擁立した足利義氏を古河公方として認めざるを得なかつた。この時、謙信は永禄四年（一五六二）の上杉家相続の時に自ら擁立した古河公方足利藤氏の死を把握していなかつたようである。<sup>10</sup>



翌元龜元年（一五七〇）四月十日<sup>11</sup>、謙信は氏康七男（氏政末弟）三郎を養子に迎え、自らの初名「景虎」を授け、長尾政景の娘（景勝姉）を配した。謙信の初名との混同を避けるため、以下「三郎景虎」という。

#### 第四節 署名「謙信」の祈願文

##### 一 「看経之次第」と「謙信」の署名

越相同盟が成立し、さらに元龜元年（一五七〇）十月に徳川家康とも同盟を結ぶと、謙信の目は越中にも向けられていく。

同年十二月十三日、謙信は看経所に「看経之次第」を納めた（上杉九九九号【史料20【表1 No. 13】】）。宛所は「御宝前」である。これは謙信自らの血で紙を染めたもので、上杉家では「血染めの願文」と呼ぶ。また「謙信」の署名が初見されるものである。便宜上、漢字に改めて全文を記すと次のようである。

##### 看経之次第

- 一 阿弥陀           これは真言三百返、念仏千二百返、仁王経一卷
- 一 千手             これは真言千二百返、仁王経二卷
- 一 摩利支天       これは真言千二百返、摩利支天経二卷、仁王経二卷
- 一 日天             これは真言七百返、仁王経二卷

- 一 弁財天                   これは真言七百返、仁王經二卷
- 一 愛宕勝軍地蔵       これは真言七百返、仁王經二卷
- 一 十一面               これは真言七百返、仁王經二卷
- 一 不動                   これは真言七百返、仁王經二ノ卷<sup>(4)(4)</sup>
- 一 愛染                   これは真言七百返、仁王經二卷

いすれも春二月中、越中へ馬を出し、留守中、当国関東何事なく無事にて、越中存しのまゝ一円ニ謙信手に入候ハ、明年一年ハ必ず日々看經申すべく候也。

元亀元年

十二月十三日      謙信（花押）

御宝前

先行研究では、「阿弥陀（如来）」以下九尊に戦勝を祈願した願文として、その仏名だけに関心が寄せられてきた。しかし標題のとおり、真言を唱え經典を読む順序を記したものである。また先行研究では、真言を唱え、「仁王經」<sup>12</sup>を読むことに触れるものはほとんどない。「仁王經」は、これを受持し読誦すれば災難を滅除し国家の安泰が得られると説く、護国經典のひとつである。「仁王經」を読むことが、この願文の最も重要な点である。「摩利支天」や「愛宕勝軍地蔵」、「不動（明王）」、「愛染（明王）」を軍神として信仰した戦国武将は、謙信を含めて少なくないが、ここにあげられた九尊は、すべて安寧や福徳をもたらす仏でもある。その仏の真言を唱え、護国經典の「仁王經」を読み、護国安穩を祈るのである。また戦勝を願うことばはみられない。

阿弥陀仏の本願は罪滅と往生であり、これを初めにあげることからも、これは戦勝祈願の願文とはいえない。また「越中存しのまゝ一円ニ謙信手に入候ハ、」は、越中の平定後を前提としている。そのうえで領国の安寧のために「明年一年ハ必ず日々看経申すべく候」というのである。願文というよりは、誓詞に近いといえる。

また、初めの「阿弥陀」を例にとれば、阿弥陀仏の真言「おん・あみりた・ていぜい・から・うん」を三百返、念仏「なむあみだぶつ」を千二百返唱え、「仁王経」一卷を読んで、約四十五分を要する（筆者の実践）。この九尊すべてを行えば七時間近くになると思われる。武将輝虎としてこれを日課にすることは不可能であり、求道者謙信として「謙信」と署名した。越中平定後には出家し、国の安泰を願う日々を送るといふ志を、看経所の仏前に示したのである。これも外部に向けた意思表示ではない。

## 二 越中安定の祈願

元龜二年（一五七二）以降、謙信は越中への出兵が続き、さらに能登へも進出する。翌三年（一五七三）四月に入ると加賀や越中に一揆の兆しがみえた。『謙信年譜』（元龜元年十二月十七日の条）<sup>13</sup>には、越中を平定できず、「看経之次第」による勤行はなく、これまでどおり日々の武運長久の祈祷がなされていたとしている。

そして謙信は、六月十五日に看経所に願文を納めて分国の安泰を願った（上杉六二四号【史料21】表1 No.14）。この願文は「願文之所」と題し、署名は「藤原謙信」とし、「阿弥陀・日天・弁財天」の印判を用いている。宛所は「御宝前」である。

願文では「賀州并瑞泉寺安養寺之一揆可蜂起由」<sup>14</sup>とある。「加州」は本願寺の坊官杉浦玄任が率いる加賀の一

揆衆である。また瑞泉寺（富山県南砺市、旧東礪波郡井波町）は、明德元年（一三九〇）に本願寺五世緯如が開いた寺で井波城ともいわれた。安養寺（勝興寺の安養御坊、富山県小矢部市）は、安養寺城ともいわれ、俱利伽羅峠を境に加賀に隣接する。ともに越中一向一揆の重要拠点であった。

謙信はこの一揆を退散させるために、「当郡」（越後頸城郡）の能化衆六人に、一七日の「摩利支天法」（摩利支天を本尊として息災（災害や厄難を鎮静）を祈る）の修法と、「仁王経」、「尊勝陀羅尼」（罪障消滅、延命などの功德がある）、「千手陀羅尼」（すべての悪業、重罪を消滅させる）を誦読させたと仏前に報告した。

その功德によって「賀州越中之凶徒悉退散、雜意消失」して、越中、信濃、関東、越後の謙信の分国が安泰であり、すべての者が歡喜を得て、安堵して生活できるよう祈願したのである。祖父能景を討ち取った一揆衆は「凶徒」と強く敵視した表現である。

謙信は、以後たびたび自ら越中に出兵し、元龜四年（一五七三、七月改元天正、以下「天正元年」とする）一月には越中の神通川以東（越中の東半分）を掌握し、同年中に西部までも掌握した。これと前後し、前年元龜三年（一五七二）十月に氏康が死去すると、氏政は越相同盟を破棄して、再び信玄と結んだ。信玄は信長との関係を絶ち、謙信は家康、信長と結び三者の同盟が成立する。

### 三 謙信の法体と氏政討滅の祈願

天正元年（一五七三）四月、信玄が死去した。また信長は七月に義昭を山城槇島城から追放する。そして八月には越前の朝倉氏、近江の浅井氏を滅ぼした。謙信も八月には越中を攻め、さらに加賀まで進んだが、氏政の上

野進出により帰国した。翌二年（一五七四）二月、八月と謙信は上野に出兵したが、この頃には関東の諸士の多くが北條方につき、または和睦して、謙信の拠点は厩橋まで後退した。同閏十一月に帰国し、十二月には高野山無量光院の清胤を迎えて、謙信は法体となる（第四章参照）。

天正三年（一五七五）正月十一日、養子の顕景を「景勝」と名乗らせ、自分の官途「弾正少弼」を与えた（上杉一〇〇一号、一〇〇二号【史料22①②】）。また二月十六日には、「軍役帳」（上杉六三九号）を作成した。そして清胤に四度加行と伝法灌頂を授けられた謙信（第四章参照）は、四月二十四日に「敬白願文之意趣者」と題する願文を看経所に納めた（上杉九九八号【史料23】【表1 No.16】）。署名は「法印大和尚不識院謙信」である。前年に清胤を迎えて以来この日まで、『謙信年譜』、『御書集』、『越佐史料』のいずれにも謙信自らが出兵したという記録はみられない。謙信は、途中で中断することの許されない四度加行と伝法灌頂を成満して法印大和尚となった後に、この願文を納めたのである。

その初めに、謙信はこれまで毎日、氏政の非分の働きを（憎み）修法してきたという。それは謙信の分国に侵攻して、ほしいままの振る舞いをしたこと。同盟を結び数通の誓詞を交わしたが翌年には反古にした（信玄と結んだ）こと。これにより三郎景虎と北條家からの付の忠臣遠山康光・康英を見捨て、さらには氏康の遺言に背き（謙信の擁立した）古河公方藤氏を切腹させたことであるとし、続けて次のようにある。

天道、神慮、筋目不弁法様ヲも、不知親子兄弟之好をも、誓詞之罰をも無分別処、神明仏陀争而無当罰哉。爰に藤原謙信守筋目、為専天道、順法之及弓箭。

氏政の所業は、天道、神慮、筋目をわきまえず、親子兄弟の情も知らず、誓詞の罰の分別もないことで、神仏の罰を受けないということはない。ゆえに謙信は筋目を守って、天道に従って順法の戦をするとした。

そして昨年出家し、護摩灌頂を遂げて法印大和尚に任ぜられたので、いよいよ信心を励まして、「多聞依名天、深頼二世」と、多聞天（毘沙門天王）に深く二世（二世の益<sup>やく</sup>現世と来世の安楽）を祈願するとした。この点を、『大日本古文書』の注記では「多聞天二氏政ノ退治ヲ祈願ス」とする。この願文は氏康の退治を祈るものであるが、法印大和尚に任ぜられたので（僧侶謙信として）二世の安楽を祈ると解すべきである。そして、続けていう。

氏政与謙信双ニ道理与非事ヲ為似相對歟。感応有実者、任道理、謙信満願而、当年中ニ関東如存分之有之而、北條氏政一類退治可申候。至于其義者、謙信不退有所近立多聞堂、日夜之成勤行畢。

氏康と謙信どちらが道理に叶うか。謙信が仏と感<sup>かん</sup>應<sup>のう</sup>すれば（仏の働きかけ（応）と人がそれを感じ取ること（感）が合致すること）、氏政を討ち関東を平定するという謙信の願いを成就することができる。その不<sup>ふ</sup>退<sup>たい</sup>転<sup>てん</sup>の決意を多聞堂（春日山城中の毘沙門堂）に立てて日夜の勤行を終えたところである。そして最後には次のようにある。

為先此大願之、氏政父子之捧誓詞、百日立代官企参籠、日夜ニ五座之行法為修之可申处、諸願成就、皆令満足。仍願文如件。

この大願成就のために、氏政父子が差し出した誓詞を仏前に捧げて、百日間代官を参籠させて、日夜に五座（一

日に五回)の祈祷を修するものであるとしている。しかしこの後に謙信と氏政の直接の対陣はなく、さらに義昭の斡旋により謙信、武田勝頼、氏政の和睦がなり、謙信の目は越中に向けられていく。

天正三年(一五七五)五月二十一日、信長・家康連合軍が長篠で勝頼を破る。さらに信長は越前一向一揆を破り、加賀に侵攻した。翌四年(一五七六)二月、本願寺は信長と絶って、五月には謙信と結び、信長に対しての出陣を要請した。同じ頃、謙信は毛利輝元とも結び、次いで越中に進んでほぼ平定し能登に進んだ。さらに同五年(一五七七)には加賀に入り織田軍と直接に対峙し、九月二十三日に湊川で織田軍を敗走させた。また能登を平定した謙信は、七尾城主畠山義隆の子義春に長尾政景の娘(景勝妹)を配し、越後上杉家の上條家を継がせた。

同年十二月二十三日、謙信は「名字尽」(上杉九九六号)を作成し、<sup>15</sup>上野、越後、越中、加賀の上杉家家臣、国人衆等八十一名の氏名を記した。この末尾には越中一向一揆の瑞泉寺と勝興寺、本願寺坊官下間侍しもつま従法橋坊頼純と七里三河法橋坊頼周、金沢御坊坊官坪坂伯耆守包明、かねあき加賀一向一揆藤丸新介勝俊が記されている。なお藤丸新介は景勝に仕え、天正十年(一五八二)に越中魚津城で柴田勝家に攻められ他の守将とともに自刃している。

同日、謙信は林泉寺に香箱を献じて戦没者の供養を行っている。その香箱には、「法印大和尚謙信 為戦没諸氏 天正五年十二月二十三日 常備林泉寺祠堂」とある(林泉寺蔵)。

翌六年(一五七八)に入ると、謙信は関東への出兵に向けての陣触を行ったが、出兵することなく、三月十三日に、「筋目」は貫いたが「仏法と王法」は回復することなく、戦に翻弄された生涯を閉じた。

## まとめ

謙信は、永禄五年（一五六二）に無量光院の清胤から受明灌頂を受け、これを境に願文に「仏法と王法」のこ  
とばがみられる。翌六年（一五六三）には、信玄と氏康は信濃、関東をほしのままにし、寺院を破壊してその寺  
領を家臣に与えた「仏法王法之敵讎」であるとして、飯塚八幡宮別当極楽寺一如に、その調伏の五壇護摩執行を  
命じた。そして謙信はこの「仏法と王法」を守るために信玄を滅ぼすとした。これが謙信の「筋目」である。

次いで永禄七年（一五六四）に弥彦神社に納めた願文では、信濃、関東、越中への出兵は関東管領憲政の意見  
によるもの、爲景以来の申し合わせによるもので、自らの利益や依怙はない。それは「筋目」によるもので非分  
はなく、謙信は神慮のみを頼りとし、非道を知らないとした。また信玄の悪業の数々を非難し、信濃の寺社が廃  
退し神仏の加護が得られず神を尊ぶ者もなくなった。父を追放したのは神仏の内証に叶うものではないとし、信  
玄を討ち、寺社の復興を遂げるのが謙信の本意であるとした。

また永禄九年（一五六六）に春日山城内の看経所に納めた願文は、これまでのものと性格を異にする。看経所  
は謙信が神仏と向き合う場であり、他の寺社に納める願文と違い、自らの内面を吐露し、自分の短所や弱さも認  
め、その後の有り様も述べている。しかしここでも信玄を討つことが述べられ、さらに上洛して三好松永の一党  
を滅ぼし、氏康とは和睦して、將軍と鎌倉公方の権威を回復し、寺社を復興して「仏法と王法」を回復し、謙信  
はそれを正路と賞罰で警護するという「筋目」を誓っている。

元龜元年（一五七〇）には、「謙信」と署名し、越中平定後は読経三昧の一年を送るとした。諸仏の真言を唱  
え護国經典の「仁王経」を誦するもので、越中平定後は出家するという志である。しかし加賀越中の一揆が蜂



起し、これを退散させる修法を行い分国の安泰を祈る祈願となった。

天正三年（一五七五）、法印大和尚に任ぜられた謙信は、越相同盟を破棄した氏政に対し、その誓詞を仏前に捧げて修法し、天道に従った順法の戦をし氏政を討つとした。また毘沙門天に二世の安楽を祈願している。

このように、謙信の戦は「筋目」を貫き「仏法と王法」の回復を図ることであった。しかし目的を遂げることなく、戦に翻弄された生涯を閉じるのである。

1 柏崎市大字飯塚の八幡神社。極楽寺は明治の神仏分離の時に廃寺となる。『神社明細帳』の由緒には、天平十八年（七四六）六月の創立で、「永禄七年甲子五月、謙信候ヨリ御朱印地一万千苜御附与」とある。新潟県立図書館の越後佐渡デジタルライブラリー『神社明細帳 二二の一』（整理番号四九四）による。

2 史料の引用にあたっては、『越佐史料』及び『新潟県史 史料編 4 中世二文書編Ⅱ』（一九八三年、新潟県）（整理番号二二二二号）によったが、誤字と思われる箇所と句読点は適宜修正した。『新潟県史』の写真版では、「敵讎」の二文字目は人偏に誰と書かれているが、「讎」の誤植と思われる。『越佐史料』は「敵讎」とする。

3 史料の引用は、前掲2に同じ。『新潟県史』（整理番号二二二三号）。『新潟県史』では「古来」とする。

4 『式内社調査報告 第一七卷（北陸道3）』（式内社研究会編纂、一九八五年、皇學館大学出版部）による。またこれは、「越中の社寺には、上杉謙信侵攻のとき焼かれたと伝えるものが多く、謙信を敵視する傾向が強いが、その中において、この社が謙信の願文と称するものを社室として護持し誇りにしている点を注目すべきである」としている。

5 『謙信年譜』永禄七年八月朔日の条にあげる願文と上杉四九九号では文面が異なる。

6 春日山城に置かれた不識庵の正確な地点は明らかではない。また看経所は不識庵の一室であるとみられる。

- 7 「大途」は、謙信が景勝に与えた「消息手本」（上杉九九五号）にも見え、景勝に教えるべき重要な語のひとつとされている。これには「永禄十一年拾月吉日輝虎」の奥書があり、景勝十四歳の永禄十一年（一五六八）のものである。
- なお「大途」の意については、久保健一郎「後北条氏における公儀の構造——「大途」「公方」「公儀」をめぐって」（『日本歴史』第五七四号、一九九六年、日本歴史学会編）などで論じられており、文書によって「君主」「古河公方」「重要事案」「大義」などと解されいている。
- 8 『大日本古文書』と『新潟県史 史料編3 中世一 文書編1』（一九八二年、新潟県）（整理番号八六六号）は、ともに「かみは有頂、天下は金輪際」と注記し、『越佐史料』（同日の条）と『図録 特別展 関東管領上杉謙信』（二〇二〇年、米沢市上杉博物館）の図版解説は「有頂天」とする。
- 9 『大日本古文書』と『新潟県史』は「強性」とし、『越佐史料』は「高尚」とする。
- 10 『越佐史料』永禄七年（一五六四）八月四日の条に、將軍義輝が氏康との和議の調停に乗り出したが、謙信は、氏康が古河公方足利藤氏を殺害したことを理由に拒否したとする。これには、「氏康、既晴氏様、藤氏様御父子、豆州奥郡二押籠申、剩奉害候。不安不義絶言語族之條候。可致和談事者、聊雖不存寄題目候」とある。典拠は「蕪木文書（羽前）」とするが、信憑性が問われる。
- 11 改元は永禄十三年四月二十三日であるが、便宜上、元亀元年とする。
- 12 「仁王経」は、真言宗では不空訳「仁王護国般若波羅蜜多経」を用いる。「仁王護国経」とも略す。
- 13 『謙信年譜』では、この願文を十二月十七日の条にあげ、その日付も十七日と誤記する。
- 14 『謙信年譜』（同日の条）では、「越中ノ曹洞派瑞泉寺安養寺」と、曹洞宗寺院と誤記（誤認）する。
- 15 「名字尽」は、前掲7「消息手本」及び「伊呂波尽手本」（同九九七号）とともに謙信が景勝に与えた手本とされる。

## 第四章 謙信の法体 ― 高野山無量光院清胤との関わりを中心に ―

### 第一節 謙信と禅宗寺院

謙信の幼少年期についてはあまり明らかではない。『謙信年譜』も、享祿三年（一五三〇）の謙信誕生を記した後は、天文五年（一五三六）の林泉寺での学問修行の記事となり、次は同十一年（一五四二）の父爲景の死となっている。その間の謙信の幼少期には触れられていない。

『謙信年譜』によれば、謙信は七歳となった天文五年（一五三六）に、林泉寺の天室光育のもとで学問修行を始める。林泉寺は、当時はその地方の参禅道場となっていた。謙信はこの年の秋に元服する。

天文十一年（一五四二）十二月に父爲景が死去すると越後では内乱が起こり、謙信は林泉寺に退避し、翌十二年（一五四三）には栃尾の僧泰廉たいれんしんざつ門察とともに栃尾城（長岡市、旧栃尾市）に拠って、兄晴景を助けた。謙信は、以後この門察にも薰陶を受けたとされ、門察は終生にわたって謙信に仕えている。また、この謙信の栃尾入りは、事実上の古志長尾氏の継承を意味する<sup>1</sup>。

門察は後に栃尾の瑞麟寺の五世となったが、謙信は天文十六年（一五四七）に栃尾に曹洞宗常安寺<sup>2</sup>を建立し、門察を開山とした。謙信は常安寺に対して、この内乱において無二の忠勤があったとして、天文二十年（一五五〇）に「開基之験」として寄進を行った（『越佐史料』天文二十年三月二日の条<sup>3</sup>【史料24】）。

さらに後年、謙信は戦に同行できなくなった老齢の門察に対し、自ら鏡に映して自画像を描き門察に与えた。この画像は「鏡御影」（史料25）といわれ、現在は米沢市の常安寺に伝えられている。

さて、謙信は同二十二年（一五五三）に上洛を果たす。この上洛中に紫野の大徳寺前住持の徹岫宗九のもとに参禅して、在俗のままに衣鉢、法号、三帰五戒を授けられた（上杉神社蔵「徹岫叟宗九授記文」<sup>4</sup>【史料26】）。

越之後州平氏景虎公、授衣鉢法号三帰五戒、曰宗心。

天文廿二年癸丑臘八日

前大徳徹岫叟宗九（花押）

（朱印）（朱印）

宗九は大徳寺九十二世住持で、同年に勅請により宮中で禅法を説いて、後奈良天皇から「普応大満国師」の号を賜った高僧である。衣鉢とは、僧が着用する三種の袈裟（衣）と食器（鉄鉢）をいい、出家受戒のときに必要不可欠のものである。また法号は「宗心」と賜った。

謙信はこれ以後の書状に「宗心」と署名することがあった<sup>5</sup>。衣鉢と法号は出家者に与えられるものであるが、謙信の場合は在俗のままであり、特異な例といえる。三帰五戒とは、仏・法・僧の三宝に帰依すること（三帰）、殺生・偷盗・邪淫・妄語・飲酒を禁ずる戒め（五戒）をいう。

この受戒が要因となったかは測りたいが、三年後の弘治二年（一五五六）六月二十八日、謙信は林泉寺を退き長慶寺に移っていた光育に長文の書を送り、遠国へ去って遁世する意を固めたと伝えた。この謙信の行動は越後国内の情勢を再び不安定にし、義兄の長尾政景等が翻意を説得した。そして二ヶ月後の八月十七日には、政景等の意見に任せて国政に復帰した（第二章【史料13】）。この一件について、『謙信年譜』では全く触れられてい

ない。

謙信は政務に復したが、出家の志を全く捨てたのではなかった。この後は高野山無量光院の清胤との親交を重ね、晩年には法体となり高野山から「法印大和尚」に任ぜられる。

## 第二節 高野山無量光院清胤と謙信

### 一 謙信の高野山登山と清胤

長岡市の常安寺が所蔵する「上杉謙信并二臣像」<sup>6</sup>は、真言宗の法衣を着けた謙信画像である。これは、「天正二年（一五七四）十二月に灌頂護摩を受け法印大和尚となった上杉謙信とその家臣の画像。慶長期以前の作とされ、（中略）この構図は真言宗祖師像の肖像形式による」といわれる。後にこの画像を基に作成されたのが第二部扉図版の「上杉謙信公尊像」である。また『謙信年譜』（天正二年十二月十九日の条）にも、「管領御剃髪、護摩灌頂執行有テ法印大和尚ニ任セラル」とある。

では、謙信が受けた「護摩灌頂」の内容とその過程はいかなるものであったのか。謙信と高野山無量光院清胤との関わりの中から、法印大和尚となるまでの過程と、高野山における評価（認証）について明らかにしていく。また先行研究における引用史料の解釈の誤りも指摘していきたい。

前節で述べた大徳寺に参禅する前の十一月中旬、謙信は高野山に登山参拝して無量光院の清胤と出会ったといわれる。『御書集』と『謙信年譜』は、同年二月の上洛とするが誤りである。これ以降、清胤との親交を深め、

真言宗に傾倒していく。以下その過程を追っていく。謙信の高野山詣を『上杉謙信傳』<sup>7</sup>では次のよう記している。

天文二十二年、上洛の際、寸暇を得たりければ（中略）紀伊高野山金剛峯寺に詣でたり。同山無量光院の住職阿闍梨清胤は、当時高德を以て聞ゆ。謙信、法印を訪ね、密教の真諦を探りて帰る。

ここに「阿闍梨清胤は、当時高德を以て聞ゆ」とあるが、これは根拠に乏しい。しかし以後の研究者はこれを踏襲してしまった。清胤は、慶長三年（一五九八）に第二百七世寺務検校となるが（七十五歳）、この時は三十二歳で、ようやく住職となりうる資格が得られた頃である。「高德」といえるかは疑問である。

謙信の法体については、清胤の動向や年齢が大きな問題となるので、清胤とその前後の無量光院の住職について述べておく。無量光院の『無量光院院譜』には次のようにある。

一 上杉輝虎公帰依清胤法印、創建精舎於越府、号法幢寺<sup>（マツ）</sup>。令住請法印（中略）且公剃髮而改名謙信。存生納都率天上絵像、於法印之所定（中略）。

第二世  
前検校執行法印大和尚覺融<sup>天文廿四年乙卯五月四日寂。世壽八十三。</sup>

字仙順房。武州人。天文十六年十二月為前官（中略）教相拔群、事相名譽、時人称大師再誕矣（中略）。

第三世  
前検校執行法印大和尚清胤<sup>慶長五年十月十日入寂。世壽七十九。</sup>

字舜学房。越後国人。覺融之神足而繼融師主当院。上杉謙信聞胤之道德、就而剃髮入道、為師資之約。更建立一字精舎。屈清胤為始祖。

第四世  
前檢校執行法印大和尚玄仙慶長十七年六月三日入寂

字性遍房。甲州武田党人。就当院清胤受教誨（中略）天正年中応毛利輝元之迎請、遊化于長州主補満願寺

当時、無量光院には寺務檢校を退いて諸役御免となっていた、弘法大師の再誕と称された八十一歳の前官ぜんがん覺融があつた。覺融は謙信の登山の二年後に死去するので、清胤が住職となつたのは、謙信の登山の前後と推測される。なお、これは高野山正智院の例であるが、後継者への「讓状」は師の死の直前に發給されている。無量光院も同様にとらえてよいだろう。

また後年ではあるが、清胤（四十歳）は永祿四年（一五六一）に、高野山麓九度山の慈尊院で行われた弥勒堂供養曼荼羅供に式衆しきしゆ（法衣に色衣を着して職務を担当する僧侶）として奉仕している。<sup>10</sup>法会に参列する式衆は、上席である上臈じょうろう（納衆のつしゆ）と末席の浅臈せんろう（甲衆かっしゆ）に分けられるが、清胤はこの時は甲衆である。この時の式衆は五十名で、清胤は全体の三十五番目、甲衆では十二人中の五番目に記されている。また後に清胤の三代前に寺務檢校となる無量壽院快慶（第四節参照）も納衆三十人中の末尾に記されている。このことから、清胤が必ずしも「当時高德を以て聞ゆ」とは言い難い。

あるいは、正智院文書（『正智院文書』「編年文書」82号）に、延徳三年（一四九二）の「長尾能景・上杉房定父子等年齢書出」がある。これには、謙信の祖父長尾能景や越後守護上杉房定父子の年齢、越後や信濃の国人の氏名が記されている。房定には「常泰」の法名も記されており、房定は生前に法名を得ていたことが知られる。また、末尾には「御信仏ノ真言等奉授之了」とあつて、ここに記された人々が、それぞれの信仰する仏と結縁したことがうかがえる。謙信の高野山登山は、このような長尾家と諸院の関係から行われたとみるべきで、「高德

の清胤を訪ねた」とするには無理がある。しかし、清胤との出逢いはこの後に謙信に大きな影響を与えていく。

## 二 越後国分寺の再興と謙信の受戒

永祿二年（一五六二）四月、二度目の上洛を果たした謙信は、再び高野山に登り清胤を訪ねたといわれる。『上杉謙信傳』には「永祿二年、再び登山し、大師の真筆一本を贈らる」とあり、これが謙信の二度目の高野山登山記事である。後の研究者もこれに倣ったと考えられる。「大師の真筆」が何を指すのかは不明である。

しかし、『御書集』には日吉山王権現、『謙信年譜』には比叡山、男山石清水、日吉山王権現への参詣は記されていないが、高野山についてはいずれの記録にも表れない。

清胤が記録に表れるのは、永祿五年（一五六二）七月二十五日の越後国分寺再興の落慶法要である。『謙信年譜』（同日の条）には次のように記する。

頸城郡国分寺五智如来堂供養アリ。政虎公、往年ヨリ真言ノ密教ニ御帰依有テ、今年、五仏ノ秘法御伝受也。当月中旬ヨリ国分寺ノ五智如来堂ヲ再興シ玉フ（中略）大覚寺義俊親王ヲ以テ執奏シ玉フ。供養ノ導師ハ高野山無量光院ノ住持清胤法印ヲ招請シ玉フ。此節勅使トシテ勸修寺殿下向シ玉ヒ（中略）供養ノ規式、経営ノ作法、美尽セリ。

これより前、長享二年（一四八七）に越後を訪れた萬里集九の『梅花無盡藏』<sup>12</sup>（長享二年十月十三日の条）に



は、国分寺について「堂宇如山、冠海涯、如来盛五宝蓮華」とあり、当時は海岸沿いに壮大な景観を保っていた。その後、越後国内の争乱によって荒廃したものを謙信が修理し再興したか、あるいは海際からの移転を行ったものとも考えられる。集九が訪れた当時の国分寺の位置は特定されていない。

落慶供養は、大覚寺義俊の執奏により、勅使大納言勸修寺晴秀が下向して、越後に下向中の関白近衛前嗣も臨席して法要が行われた。

もともと国分寺は、聖武天皇の発願により。護国經典の「金光明最勝王経」の読誦により一切の災厄を消滅させるために建立された寺院である。中世後期においても国分寺では護国法要が行われており当時もなお鎮護国家の役割が果たされていた<sup>13</sup>。また勅使が下向している点からも、謙信の国分寺再興も護国法会の執行が目的であったととらえられる。この国分寺の落慶供養に合わせて、謙信は「五仏ノ秘法御伝受」したという。これは、この時に謙信は清胤から受明灌頂じゅみょうかんじょうを授けられたことを示している。

同様に『北越軍談』<sup>14</sup>にも、「無量光院清胤を請待有て（中略）是を戒師として胎金両部の印明いんみんを受て灌頂投花かんじょうしゅうげを遂行」とある。

受明灌頂<sup>15</sup>とは、「学法灌頂または許可灌頂とも名づけられ、弟子位すなわち密法を修学し実行することを許可する灌頂で、在家・出家の隔てはないけれども、持戒清浄・信心堅固の機を択んで印入投華いんにゅうとうげせしめ、その所得の尊の印明を授ける」ものである。「高野山無量光院旧記抜書」<sup>16</sup>（史料27）には次のようにある。

無量光院一代清胤と申住持、戒行兼備之僧<sup>二</sup>而、謙信公無比之御帰依（中略）三十四五之御年、清胤を受戒師と仰き、真言秘密金剛界胎藏界、両部の秘印明并毘沙門、摩利支天等之大事、悉く御伝受。（中略）

越府尔寶幢密寺一字御建立、高山(野脱)より清胤法印を御請待、忠死義死之将士位牌御建、清胤尔回向を御頼。

この落慶供養の年、謙信三十三歳、清胤四十一歳で、清胤は阿闍梨に昇進していたと思われる。年齢に若干の誤差はあるが、これが国分寺再興の時であり、受明灌頂を受け、「真言秘密金剛界胎藏界両部の秘印明」を授けられたことを指すととらえられる。またこれまで寶幢寺は、国分寺再興供養に清胤を請待し、その宿舍として建立されたとみられていたが、ここでは謙信が施主となり、戦死した家臣の供養もなされていたのである。

なお寶幢寺は、国分寺の塔頭である妙観院と、後述する大乘寺とともに、後に景勝が会津へ移封となったとき、越後に留まり、謙信廟を守護し祭祀を続ける三ヶ寺となった。さらに謙信廟を会津へ移転する重要な役割を果たすこととなる。そして米沢転封後は、城下に修験の寺院として存続している。

### 第三節 無量光院との師檀契約と謙信の法体

#### 一 菩提寺大乘寺の建立

永禄五年（一五六五）以降、謙信は関東への出兵が度重なり、以後十一年間に六回関東で越年している。この間に清胤との交流を示すものはない。次に現れるのは、元龜四年（一五七三）七月十六日の清胤の書状（『歴代古案』一五〇号【史料28】）である（同月二十八日に天正と改元。以下、天正元年とする）。この時、謙信四十四歳、清胤五十二歳である。

依的便令啓上候。無量光院為迎、御使僧登山候。則応増令可有下向由、雖然於季冬、学頭職昇進候。学衆中各抑留候。来年秋末必可被罷下旨、相談候。此旨可然様可預御披露候。恐々謹言。

七月十七日

古学頭<sup>(左)</sup>

進上 御奉行所

追啓 大乘寺儀、御威光を以、御普請等被仰付由、拙僧不淺次第二存候。以上。

謙信は清胤を越後に迎えるために使僧を高野山に遣わしたが、清胤は昨冬に左学頭に昇進し、山内で引き留められているので下向できない。来年秋末には必ず下向したいとした。また、謙信が大乘寺を普請することについても理解を示している。

ここでまず、『歴代古案』の誤りを指摘する。「古学頭」の脇に後筆で「学頭ノ隠居ヲ左学頭ト云」と注記があるが、隠居後の名称ではない。また「古学頭」は「左学頭」の誤記である。高野山には、寶性院、無量壽院のそれぞれの院主を門主とする寶門、壽門の学侶方の両学統があり、それぞれの棟梁を左学頭、右学頭という。無量光院は寶門に属し、昇進すれば左学頭となる。清胤はこの寶門の棟梁に就いたので高野山を離れられなかったのである。

また、「無量光院」を「(宥義)」と注記しているが清胤である(宥義については第四節で述べる)。また文書の年代を天正二・三年としているが、清胤は天正二年(一五七三)秋末に越後へ下向するので天正元年となる。

次に、追記にある大乘寺は、謙信の菩提寺となる寺院であり、高野山寶生院の末寺として春日山城内に移転された。『謙信年譜』には各所に「城内北ノ丸大乘寺」と記され、また「松岬城堞図」<sup>17</sup>には「大乘寺、本国越後国

春日山城内」の書込みがある。この場所はまだ特定されていないが、春日山城本丸の北下方で、現在「御屋敷跡」といわれる所と推定される<sup>18</sup>。

大乘寺の由緒では、もとは信濃の川中島原ノ町にあったが、その地に出陣した謙信が住持の長海に帰依し、後に伽藍を春日山に移したとされる。その後を賢永、良海と継ぐ。賢永は、この二年前の元龜二年（一五七一）に没しており、その埋葬地は頸城郡大乘寺村の大乘寺跡（上越市吉川区大乘寺、旧中頸城郡吉川町大字大乘寺）にある。供養の五輪塔（水輪を欠き、地輪に阿弥陀三尊と六地藏を浮き彫りにする）の地輪には、「賢永大和尚位元龜二年 九月廿日」と陰刻され、また地輪の底面は半円形に切り込まれ、礎石との間に賢永のものとみられる火葬骨が納められている<sup>19</sup>。したがって、賢永の頃には大乘寺は大乘寺村にあったとみられる。謙信は、これを春日山城本丸の下方に移転し、自らの菩提寺とした。

また現在、大乘寺跡には、鹿島神社石祠（室町時代後期）と弘法大師堂（創立年代不詳）がある。太子堂はもと大乘寺に附属していたものとの由緒がある。この他に、石塔石仏群がみられ、永禄十一年（一五六八）銘の一石五輪塔や鎌倉時代の関山系のいけ込み式石仏があることから、この地に大乘寺が創建されたのは、謙信、長海の時代を遡ると考えられる<sup>20</sup>。あるいは、大乘寺村に隣接し「原ノ町村」があることから、「川中島原ノ町」と混同されている可能性も指摘したい。

## 二 無量光院との師檀契約と謙信の法体

高野山では古くから浄土信仰が盛んであった。また高野山における宿坊制度は室町初期には成立し、足利将軍

代々の参詣が師檀関係を促進、強化していった。そして戦国期には高野聖の廻檀によって宿坊と檀那は密接につながり、戦国大名の多くが領国単位で宿坊契約を結んで、参詣や納骨が盛んになっていく。足利氏と安養院、大内氏や武田氏と成慶院、南部氏と遍照光院、関東管領上杉氏や佐竹氏と清浄心院などである。

謙信もまた、天正二年（一五七四）三月十一日、関東の陣中から清胤に書を送り、無量光院と師檀の契約をなし、将士の檀契もこれに準じることとした（『越佐史料』天正二年三月十一日の条「無量光院文書」【史料29】）。

定

越後国貴院旦那之事、師檀契約已厚矣、然則不啻予累葉、旗下将士及分国之檀契、亦可准同于予者也。

天正二年<sup>甲戌</sup>

三月十一日

謙信（花押）

無量光院法納

机下

謙信以外に越後国内でどのような師檀の契約があったかは定かではないが、謙信は無量光院で自ら施主となつて供養を行っている（「無量光院旧記抜書」）。

高野山無量光院<sup>（為景）</sup>においても道七居士、憲晴并晴景公、其外義士忠臣等之位牌を御立、施主景虎、輝虎又ハ政虎、心光謙信等と裏書之御位牌、石塔、数十基、今以有之。其上、墨絵、高屏風、腰屏風、金壺と云、藤四

郎壺等多數御寄附。

謙信は、父長尾爲景、兄晴景、家臣の位牌や石塔を建てて供養し、無量光院にも多数の寄付をした。無量光院の本尊は阿弥陀仏であり、父や兄、家臣の極楽往生を願った。一般的には、高野山といえば真言宗で本尊は大日如来と思われがちであるが、古くは阿弥陀信仰が盛んであり、阿弥陀仏を本尊とする子院は少なくない。

その後、謙信は五月に関東から帰国し、十月にはまた関東に出陣となり、十一月下旬か十二月上旬に帰国した。そして、十二月半ばには清胤が二度目の越後下向をする。この時、謙信四十五歳、清胤五十三歳であり、謙信は清胤を師として剃髪した。

『謙信年譜』（天正二年十二月十九日の条）には、「同年冬十二月十九日、管領御剃髪、護摩灌頂執行有テ、法印大和尚二任セラル」とある。『謙信年譜』にみられる謙信の法体に関する記述は、この一文と天正四年（一五七六）正月の条に現れるが、いずれも曖昧で矛盾点もみられる。年譜の編者は、天正三年（一五七五）四月二十四日付の謙信の祈願文（上杉九九八号【史料20】）にある「去年極月十九、令法体」を根拠としたとみられるが、剃髪、護摩灌頂、法印大和尚位の獲得が同時に行われたと、誤りの記述をしている。

先行研究ではこれをそのまま採用しているので、謙信の法体の真の姿が明らかにされてこなかった。謙信の法体は、清胤が高野山寶性院に宛てた次の書状（『越佐史料』天正三年六月五日の条【史料30】以下「清胤書状」という）で明らかであり、従来の諸説も修正される。寶性院は前述のとおり学侶方の寶門の本山である。

態令啓札候。仍太守謙信、依年来之御宿望、去年被成法躰。愚僧与師弟之御契約。四度・伝法之儀式、如法

被相遂。永宗門之制誠不可有違犯之旨、御誓詞嚴重候。此趣衆徒中江可被成御披露、以御内證使僧被差登、御直書並学呂惣分江黄金百兩進献。貴院江別而黄金拾兩被進之候。是又現世之非御名聞、高野靈地之為躰、先年御見聞之上、弥弥殊勝被思食入之間、後世菩提善根可被成置、其山御懇志之故、如此候。依之別而一院有御再興、御菩提所被相定。惣者大破之伽藍之儀、連々修造可被仰付御臆意候。此等之趣、衆徒中被成御披露、被及御回報者可為御喜悅。恐々謹言。

六月五日

(天正三年)

寶幢寺清胤（花押）

寶性院

御同宿中

まず、書状の初めに「依年来之御宿望、去年被成法躰」とあり、謙信は長年の宿望をかなえて全くの法体となつたとする。次に、「愚僧与師弟之御契約。四度・伝法之儀式、如法被相遂」である。『上杉謙信傳』では、「愚僧与師弟之御契約四度。伝法之儀式、如法被相遂」と読み違えて、「師弟の契、前後四回に及び」と記している。以後の多くの研究者はこの誤りを踏襲してしまった。

この「四度・伝法」は、それぞれ「四度加行」と「伝法灌頂」であり、真言宗において僧位を得るために必須の重要な行である。四度加行とは、「伝法灌頂に入壇する前提として、十八道・金剛界・護摩・胎藏界の都合四度の修法を修する。修行中は門外不出で、行法は一日三回、午後、未明、午前の順で行ずる。覚眠、洗面、着衣、食時、隠所、沐浴、施餓鬼、臥眠の作法も嚴重で、一切中断は許されず、万一中断したときは開白時よりやり直しをする」というものである。

伝法灌頂は、阿闍梨位灌頂ともいう。「出家の弟子中、上根勝慧で諸尊法に精通した人を扨んで引入し、両部最極の大事を授け、伝燈大阿闍梨の職位を紹がしめるのであって、真言密教における最も重大な儀式のひとつである。上代においては、まず受明灌頂に入つて投華得仏の一尊を修練し、さらに諸尊法を修学して師位に堪えた後、阿闍梨位灌頂に入った」という。

また、受者を道場に引入して灌頂の法則を教授し、威儀進退を指揮するものを灌頂教授師といい、正しく灌頂を授与する者を灌頂大阿闍梨という。<sup>22</sup> 謙信寿像の裏書には、「伝授大阿闍梨法印大和尚位清胤、教授阿闍梨権少僧都澄舜」（無量光院持参之旧記抜書）とあり、この場合、灌頂教授師澄舜と灌頂大阿闍梨清胤が明らかであつて、謙信が法に則つて伝法灌頂を授けられたことを示している。

さらに清胤書状には、謙信が莫大な黄金を献上したことを記している。先行研究ではその黄金の量による謙信の財力にのみ関心がいき、謙信の献金の意義には触れられていない。

高野山は、永正十八年（一五二一、八月に大永と改元）二月の大火で山上の堂社が悉く炎上した（『高野春秋編年輯録』<sup>23</sup>大永元年二月十二日の条及び同夏五月已降の条）。

二月十二日<sup>巳</sup>。壇上諸堂社悉炎上。（中略）古史云。出火之時、猛風起、飛炎（中略）塔堂五百余数、院家古跡分八百余宇、小坊不可勝計也。前代未聞之大燒。人法衰微之時運。以筆跡不得述尽。（中略）

夏五月已降。造営壇上飯堂社（中略）以大塔造立之願書、奏達宮武両庁。上自天子、下至庶人。冀勸化之施財、蒙勅許公免。



全山を焼き尽くす大火は前代未聞で、そのありさまは筆舌に尽くしがたいという。そして同年五月以降に仮堂社の造立が始まり、朝廷、幕府から庶民に至るまで広く施財を求めて復興を進めていく。また各子院でも復興に努め、例えば正智院では享祿二年（一五二九）に勸進を行っている。<sup>24</sup>

しかし、謙信の登山は焼亡から三十年を経過していたが復興には至らず、大塔は文祿二年（一五九三）になってようやく完成する。謙信は登山して高野霊地の体たらくを見聞し、後世の菩提善根として、高野山を思うがゆえに、大破した伽藍の修造を行うために献金したという。清胤は、この謙信の思いを全山に伝達するよう本山に依頼したのである。

#### 第四節 高野山における謙信法体の承認

##### 一 高野山における謙信法体の承認

清胤書状は寶性院宛であるが、寶性院からの返書は管見しない。清胤や謙信は、それ以外にも同様の書状を送ったとみられ、その返書として次の三通が確認される。これらの書状も、従来は謙信が高野山に献金したことのみに取り上げられ、清胤書状との関連性や、法体の意義、評価について触れた研究はみられない。

##### ① 無量壽院快慶書状

まず第一に、無量壽院快慶の書状（上杉六四二号【史料31】）である。以下「快慶書状」という。

依年来之御願、被成發心、殊密家所歸之旨、賢慮誠不及惹知処、更難尽紙上候。就其為被開聖主之恩化、黄金十両到来。御懇情令承悦候。自是祝詞之一儀具、両使節江申渡候事候。恐恐頓首。

(天正三年)  
七月廿一日

快慶(花押)

謙信法印御房

御報

快慶は、天正十六年(一五八八)に金剛峯寺第二百四世寺務檢校となる無量壽院の住持である。無量壽院は壽門の学統であり、壽門の本山へも謙信の法体を報じて、承認を求めたのである。

これに対して快慶は、「密家所歸之旨賢慮、誠不及惹知処」という。これは、謙信が法に従い伝法灌頂を遂げた志(賢慮)は、形骸化した入道姿(惹知)及ぶものではない、という対比である。またその意義は紙上に尽くしがたいとする。そして謙信を「謙信法印御房」と記し、謙信の「法印」を認証している。

## ② 無量光院有義書状

次は、無量光院有義の書状(上杉六四三号【史料32】)である。以下「有義書状」という。

御状令拝見候。抑 謙信法印御房、入真言宗門、御修行如法之趣、希代勝事、併一家繁榮之嘉瑞不可過之候。満寺開喜悦之眉候。将亦無量光院可被成御願之寺之旨、依被仰出候、御納得之段尤可然候。就其彼院家之留守居、愚僧罷渡候へ之由候。雖為斟酌千万、且者印融、覺融御遺跡相續之儀、悦則移住仕候。随而院中為披露、御樽料黄金十両被仰付候。各々拝受仕、忝之由申候。委曲御両使可演説候之間、不能一二候。恐恐謹言。

無量光院

天正三年  
七月廿八日

宥義（花押）

寶幢寺  
御返報

ここでは「無量光院宥義」と署名しているが、宥義は「留守居」として無量光院に住した正智院の住持である。『越佐史料』（天正三年六月五日の条）には「留守僧宥義」と注釈している。

当時、正智院は寶門寺院の筆頭として、学侶の養成所という立場にあった。その所蔵文書には、寶門の諸院家について言及したものがあり、寶門の中心に正智院があり諸院家はその指導・支配下に成立していたことが知られる。また宥義発給の僧位補任状があり、正智院に「法印大和尚」の第一次的任命権があったことを示している。したがって、「謙信法印御房」と記された宥義書状が、これに代わるものであったとみることもできる。

宥義は、謙信に対して闕字を用いて敬意を表し、「希代勝事」と法体となったことを讃え、また上杉家繁栄の嘉瑞であるという。そしてこれを無量光院では院内をあげて祝福したのである。あるいは、清胤書状の「一院有御再興御菩提所被相定」は、宥義書状の「無量光院可被成御願之寺（中略）就其院家之留守居、愚僧罷渡候」によって、謙信が菩提所と定めて修理したのが無量光院と特定される。

このように、壽門、寶門の第一人者が、謙信を「法印御房」と呼ぶことは、すなわち謙信が四度加行と伝法灌頂を遂げ、それが学侶方の両本山から承認されたことを示している。

### ③ 清浄心院快宣書状

三通目は、快宣の書状（『越佐史料』天正三年六月五日の条【史料33】）である。以下「快宣書状」という。

尊書拝閱。抑被遂御法体之素意、殊者言御受法之趣、誠以難有奉存候。就之当山学品行人方へ音問之旨申届。<sup>(8)</sup>  
則被及尊答候。随而愚僧へ黄金十兩拝領。快然無二候。然者為信喬禅月之如意羅漢之像、同孔雀明王令進上  
候。猶寶幢寺可為演説候。恐々謹言。

七月晦日

(天正三年)

快宣

謹上 謙信法印御房  
御報

快宣は清浄心院の住持である。清浄心院は寶門に属し、戦国期には関東の佐竹氏、結城氏、那須氏なども接触を深めている。上杉氏との関係は、「越後国供養帳」<sup>29</sup>がその実態を示している。快宣は、法体の素意を遂げて受法したことは至難のことであり、「快然無二」と「謙信法印御房」への祝儀を表している。また、快宣から謙信への書状はもう一通存在し（上杉六四四号）、その中には「任恒例、以使僧申展候」とあって、謙信と清浄心院との交流は頻繁であったといえる。

このように、謙信の法体は高野山の学侶方両門から承認されたものであった。

## 二 清胤の越後滞在期間と謙信への伝法

さて、清胤と宥義がそれぞれの書状で、なぜ兼帯寺院の「寶幢寺清胤」といい、「無量光院宥義」というのか。これを明らかにすることも、謙信の「四度・伝法之儀式、如法被相遂」の実態が明らかになる。宥義書状では、宥義が「印融、覺融御遺跡相続之儀、悦則移住仕候」という。宥義は、この二人の後を相続し無量光院に移住す

ることを喜んでいるが、前に示したように無量光院では宥義を世代に入れていない。宥義とその法嗣宥傳について、『正智院院譜』には次のようにある。

前左学頭宥義深音房

天正十三年乙酉十二月九日子刻入寂。石州日和村人。春秋七十二。

宥傳 教乘房

慶長五年辛丑七月十八日申刻入寂。但州人。春秋六十。

これによれば、宥義は当時六十二歳、宥傳は三十四歳である。宥傳は、既に住職に任じられる資格を持つと考えられる。<sup>30</sup> 宥義書状によれば、宥義は「留守居」として無量光院に入り先住印融と覺融の遺跡を相続したのであり、清胤は高野山には不在である。清胤の法嗣玄仙は天正年中には毛利氏の招きで長門に赴いており、宥義が清胤不在の間に正智院から無量光院に移って寺務を専らとした。これに対して清胤は樽料を贈って祝っている。

四度加行では、弟子は師の側を離れることができず、師が遠方に赴くときは師に従うか行を中断しなければならぬ。清胤が越後を離れた時に謙信の加行は成立しない。したがって、天正二年（一五七四）十二月に越後に下向した清胤が、そのまま越年して謙信の剃髪、四度加行、伝法灌頂の一連の儀式を行わなければ、謙信が「法印大和尚」となることはない。それらが終わった後、清胤書状は越後から発せられ、そして天正三年（一五七五）七月末に高野山から発せられた三通の書状が越後に届いた八月までは、清胤は越後に滞在していたのである。

『謙信年譜』には、天正四年（一五七六）正月に清胤がまた越後に下向したとある。これをもって、先行研究

では清胤の越後下向を三回とするが、前述のことから、これは誤りとなる。

謙信は、天正二年（一五七四）十二月上旬に関東から帰国して以来、翌三年（一五七五）八月に加賀に出陣するまでの約八ヶ月、自ら出陣することはなかった。これに前後して信玄が死去し、義昭が信長によって追放され、天下は信長を中心に刻々と変化していく。謙信の分国である越中、信濃、関東も決して安定した時期ではない。各方面からの援軍要請に対しても、謙信自らが動くことは一度もなかった。すなわち、清胤も越後を離れず、謙信も動かないこの期間に、謙信の剃髪、四度加行、伝法灌頂が行われたことが明らかである。

あるいは謙信は、天正六年（一五七八）二月に京都から絵師を招き寿像を描かせた。この画像は謙信の死後、景勝によって無量光院に納められた。その後明治二十一年（一八八八）三月の高野山大火で無量光院も罹災し、画像は焼失して、図様を詳細に知ることはできないが、「御等身寿影都卒雲上之像」（「無量光院旧記抜書」）であったとする。画像は、等身大で雲に乗り兜率天を目指す姿であった。つまり、謙信の志は兜率往生であったともいえる。

現在、米沢市の法音寺に安置されている謙信の位牌には、「不識院殿法印權大僧都謙信不生位」とある。「法印權大僧都」は、伝法灌頂を受けなければ与えられず、「不生位」も真言宗で僧侶に付けられる下置字（底文字）である（在家では男子は居士、信士、禪定門等が用いられる）。「不生位」は「本不生位」ともいい、密教の根本理念である「阿字より出でて阿字に還る」の意である。「阿字」は大日如来を表し、生命の根源である「阿字」は不生不滅であることを意味する。ゆえに僧侶の死は永遠の生命に還寂入すると説かれるので、僧侶の下置字として使われる。

つまり、謙信は真言宗僧侶と認められたのであり、形骸の法体ではなかったのである。

謙信は、七歳で越後林泉寺で天室光育について学問修行を始める。それ以降、禅宗寺院との関わりが深く、上洛時には大徳寺に参禅して、在俗のままに衣鉢、法号、三帰五戒を授かる。また上洛中には高野山に参詣し、清胤と出逢い真言宗とも関わりをもつ。

そして謙信は、一時期出家遁世を試みるが、越後の世情はそれを許さず政務に復帰する。

清胤と出会ってからは、真言宗に傾倒していき、三十三歳の時、清胤を越後国分寺の落慶法要の導師に招請し、この時に密教の修学を許可される受明灌頂を受ける。この時、清胤を迎えるために寶幢寺を建てて、謙信は自らが施主になり、戦死した家臣の供養を行った。

四十四歳の時、春日山城内に自らの菩提所大乘寺を建立し、翌年には無量光院と越後国の師檀契約を結ぶ。そして四十五歳で清胤を師として剃髪し、四度加行と伝法灌頂を授かり、「権大僧都法印大和尚」の位を得る。これは高野山の寶門、壽門の両本山からも承認された。

謙信は死の直前となる四十九歳の時、雲に乗り兜率天を目指す姿の寿像を描かせた。これは死後に無量光院に納められたが、謙信の目指すところは兜率往生であったともいえる。

以上みてきたように、謙信の法体は、受明灌頂、四度加行、伝法灌頂という真言宗の法式に則って壮年期から晩年までの長い時間をかけて行われ、高野山からも正式に「法印権大僧都」と認められたものであった。つまり、謙信は真言宗僧侶と認められたのであり、当時流行した戦国武将の形骸の出家（剃髪）とは異なるものであったといえる。

1 第一部第二章の注4参照。

2 新潟県立文書館の越後佐渡デジタルライブラリー『寺院明細帳五〇―二』（整理番号四七二）によれば、開基を謙信、開山を門察とし、天文十六年（一五四七）に創立し、元禄十五年（一七〇二）十一月に焼失したので再建したとある。また、米沢に移転後は栃尾の常安寺は途絶えて、元禄十五年に再建されたとする研究も複数みられるが、『曹洞宗新潟県寺院歴住世代名鑑』（新潟県曹洞宗青年会編集発行、一九八九年）では、天文年間から絶えず世代はつながっているとす。

3 「常安寺文書」として挙げているが、「本書、花押ニ不審アレドモ」と疑問を呈している。

4 先行研究の引用では、ほとんどが署名の「叟」の文字を省略している。これは「老人」の意である。

5 「宗心」署名の書状で管見するものは、天文二十四年（一五五五）の安田景元宛の二通（『影印北越中世文書』（佐藤進一他篇、一九七五年、柏書房）所収）、高野山清浄心院宛の年未詳の書状（『高野山文書』第六卷学侶方一派文書（中田法壽編纂、一九四一年、高野山文書刊行會）所収）、及び弘治元年（一五五五）の志駄千代松宛書状（『謙信年譜』弘治元年冬十二月の条）である。また天文二十四年の安田景元宛の大熊朝秀他起請文では謙信を指して「宗心」と記している（『影印北越中世文書』所収）。

6 以下の解説文は『定本上杉名宝集』（横山昭男・竹内道雄監修、一九九六年、郷土出版社）の図版解説より引用。なお、本画像は現在、新潟県立歴史博物館（長岡市）に寄託されている。

7 序の注6布施秀治『上杉謙信傳』第三章「佛教の信仰」・第三節「眞言の信仰」による。以下の『上杉謙信傳』からの引用もこれによる。

8 『金剛峯寺諸院家析負輯』（『續眞言宗全書』第三十四及び第三十五、一九七六年及び一九七八年、續眞言宗全書刊行會



- 編纂発行) 所収の「本院(無量光院)舊譜」による。以下、各子院についても便宜上統一して「(子院名)院譜」とする。
- 9 『高野山正智院経蔵史料集成1正智院文書』(山本信吉編、二〇〇四年、吉川弘文館)の「第二部 正智院文書」(以下「正智院文書」という)のうち「歴代院主讓状」16号、19号等に見られる。
- 10 『大日本古文書 家わけ第二之二(高野山文書之二)』續寶簡集第三二五号「永禄四年八月廿八日 慈尊院彌勒堂供養曼荼羅供請定」による。
- 11 『謙信年譜』永禄二年六月十八日、同二十日、及び九月七日の条で、それぞれ、比叡山、男山石清水、日吉山王権現に参詣したとする。
- 12 室町中期の禅僧萬里集九の詩文集。『越佐史料』同日の条による。
- 13 『国分寺の中世的展開』(追塩千尋、一九九六年、吉川弘文館)参照。
- 14 『上杉史料集(上)』(井上鋭夫編、一九六九年、新人物往来社)所収による。
- 15 『佛教綱要』(真言宗豊山派宗務所編集発行、一九七〇年改訂三版)による。
- 16 マイクロ二四九号『高野山無量光院持参之御書』のうち「無量光院持参之旧記抜書」による。以下、「無量光院旧記」という。
- 17 上杉家文書文化庁指定第一九八一号「松岬城堞図」(享和二年(一八〇二))による。
- これは、米沢市蔵(米沢市上杉博物館)の上杉家文書を平成十三年(二〇〇一年)に国宝に指定する際に事務用を作成された『平成十三年 上杉家文書目録 文化庁文化財部美術学芸課』(文化庁)で付された整理番号である。以下、「文化庁(整理番号)号」とする。これには大日本古文書も含まれるが、番号は異なる。
- 18 小島幸雄「春日山城跡の歴史と構造」(『国指定史跡春日山城跡保存管理計画書』(上越市教育委員会編集発行、二〇〇

- 九年)の第一章「春日山城跡の概要」(所収)による。
- 19 『あんない吉川町の文化財』(発行年不明、吉川町教育委員会)による。
- 20 平野団三「吉川町大乘寺の石仏」(『頸城文化』第四三号、一九八五年、上越郷土研究会)による。
- 21 前掲15『佛教綱要』による。伝法灌頂もこれによる。
- 22 『望月仏教大辞典』第一卷(編纂代表塚本善隆、一九七四年改訂第一刷、世界聖典刊行協会)の「灌頂」の項による。
- 23 『高野春秋編年輯録』(日野西真定編集校訂、一九八二年、名著出版)による。
- 24 『正智院文書』「編年文書」87号による。
- 25 『大日本古文書』は「無量光院快慶書状」とするが、快慶は無量光院に住したことはない。文化庁九五〇号は、「無量壽院快慶書状」としている。
- 26 前掲9『正智院文書』の「第一部 正智院の歴史と正智院文書の概要」及び『企画展 高野山正智院の歴史と美術』(高野山霊宝館編集発行、一九九八年)所収の日野西真定「正智院の歴史」による。
- 27 『正智院文書』「編年文書」93号。この文書の署名には、正智院ではなく「金剛峯寺法印大和尚位有義」とある。
- 28 『御書集』には天正三年(一五七五)七月の条にみえる。
- 29 山本隆志・皆川義孝「史料紹介・高野山清浄心院蔵「越後国供養帳」」(『上越市史研究』第九号、二〇〇四年、上越市)による。
- 30 『正智院文書』「歴代院主讓状」19号では、宥義(宥豪)から宥傳への讓状は、宥義の死の直前天正十三年(一五八五)十二月三日となっている。

## 第二部 米沢藩における謙信の崇敬と祭祀



第二部 扉図版

上杉謙信公尊像（部分）

米沢市・法音寺蔵

## はじめに

謙信はその死後、春日山城本丸の不識庵に埋葬され祭祀された。景勝は継嗣の乱（御館の乱）でこの廟を抑え謙信の祭祀権を掌握したのであるが、豊臣秀吉による会津への国替の際には城内に残したまま、謙信の菩提寺大乘寺以下三ヶ寺に護らせて祭祀を命じた。その他の上杉家や家臣に縁故の寺社が多く会津に移る中で、謙信廟を残した理由は明らかではない。

景勝に替わって春日山城に入った堀秀治は、この謙信の祭祀を嫌い移転を強く要請する。そこで景勝は、小石一粒も残さずというほど徹底して、謙信の遺骸を会津に移した。その後、関ヶ原合戦を経て米沢に転封となり、この時は謙信の遺骸も伴って、米沢城内に移した。その後、城の本丸の一画に寺院の構えのような廟（御堂）を建立し、堀を挟んだ二ノ丸に二十一ヶ寺を配置して祭祀にあたらせた。

大名の転封にあたり縁故の寺社が伴われることは、他藩の例にも少なくない。しかし、遺骸までも移され、それも居城の本丸に祀るといふ例は他にみない。米沢藩独特の祭祀のかたちである。この御堂は、明治維新に仏式を廃して神式に変わるため（第三部参照）、実態が明らかではなく、研究者の中でも、謙信は藩政期から現在の米沢藩主上杉家墓所（国指定史跡、通称上杉家廟所）に祀られていたと誤認している場合がある。地元における御堂の研究も進んでいない。

景勝は、徳川家康の会津攻めでは、謙信の「筋目」によって家康と対し、結果、米沢に転封となる。そして御堂が建立される。その建立の経緯と、御堂で行われる供養や祈祷、儀式等の実態をとらえて、米沢藩にとって御堂はいかなる存在であったのか明らかにしていく。

## 第一章 景勝の米沢転封と御堂の建立

### 第一節 御館の乱と景勝の上杉家相続

謙信は、天正六年（一五七八）三月十三日に死去し、同十五日に葬儀が行われた。『謙信年譜』（同年三月十五日の条）には、「管領ノ御遺言ニ任セ、御尊骸ヲハ甕内ニ納メ、平生ノ御武威不変、甲冑ヲ着サシメ、不識院内ニ葬埋」とある。ここで注目すべき点は、謙信の遺言によって甲冑を着せて甕棺に納めたことである。従来から、謙信には遺言がなく相続争いが生じたとされてきた。しかし、死の直後に行われた葬儀までに、甲冑を着せて納めるほどの大きい甕棺の準備は不可能といえる。したがって謙信は、内々に死後の供養については何らかの意思表示をしていたと考えられる。

遺言により甕棺で埋葬された例は、弘前藩主（青森県弘前市）津軽為信の祖父大浦光信（大永六年（一五二六）没）にみられる<sup>1</sup>。

さて謙信には、甥の景勝と北條氏康の七男三郎景虎の二人の養子があり、いずれも家督を主張し、家臣も二分し、北條氏政や武田勝頼も巻き込み、一年以上にわたる戦が続く。乱の発端を、『景勝年譜』（天正六年四月の条）は次のように記している。

謙信公御逝去故（中略）北條三郎景虎変心有テ、五月朔日、夜陰ニ紛レニノ丸ヲ退キ、御館ニ楯籠ル。景勝公實城ニ御座ス。是ヨリ両将鉾盾ニナリ玉フ。

三郎景虎は春日山城から「御館」に逃れた。これにより御館の乱という。御館は越後国の政庁であり、それまでの主は謙信であった。謙信を頼った関東管領上杉憲政のために造られたとする説もあるが、憲政の居住する区画が整備されたものといえる。<sup>2)</sup>

主人のいなくなった御館を、そこに居住する憲政とともに三郎景虎が占拠し、一方の景勝は「實城」(春日山城本丸)を押さえる。本丸下方には謙信を埋葬した不識庵があり、景勝は謙信の祭祀権も掌握する。このように、三郎景虎は謙信の象徴ともいふべき「御館」と管領憲政、景勝は「實城」と謙信の祭祀権を後ろ盾に、以後一年以上にわたって謙信の領国を二分した戦乱が続く。

乱の経過の詳細は省くが、天正七年(一五七九)三月十八日、憲政が景勝の命を受けていた桐澤但馬守と内田傳助によって殺害され、三郎景虎も同二十四日に鮫ヶ尾城(新潟県妙高市新井、旧新井市宮内)で自刃した。これにより景勝が上杉家を相続したが、その後も三郎景虎の与党は抵抗を続け、乱の終結は翌八年(一五八〇)である。

## 第二節 越後時代の謙信の供養

謙信の祭祀権を掌握していた景勝は、戦乱の中でも謙信の供養を続けている。高野山における謙信の供養は、関東管領上杉家の菩提所であった清浄心院で行われた。この清浄心院との関係を、「清浄心院文書」<sup>4)</sup>からみていく。景勝の清浄心院宛書状(整理番号第二三二二号。以下、整理番号のみ表示【史料34】)には次のようにある。

去秋之芳翰、今二月到着。披覽、畏悦之至候。如仰、謙信去年不慮遠行、絶言語候。仍当国鉾楯之事、差儀無之候。早速可屬本意候條、可御心易候。猶巨碎、中條越前守可申候。恐々謹言。

二月十四日

景勝（花押）

清浄心院

ここに「謙信去年不慮遠行」とあるので、天正七年（一五七九）に比定される。また「去秋之芳翰、今二月到着」とあり、御館の乱による混乱は書翰の往来にも大きく影響している。中條景泰の添状（二四八号）には「五種被懸御意、恐悦之至」とあるので、清浄心院で謙信の供養がなされたことが知られる。

次に、長尾忠清書状（二四三号【史料35】）及び飯田長家書状（二五一号【史料36】）では、清浄心院に謙信の月牌供養（一年間月命日に供養）を依頼し、黄金一両と蠟燭二十挺が納められている。いずれも日付が「卯月廿五日」で、飯田書状に「去年以来当国鉾楯、雖然至当春、被属本意」とあるので、ともに天正七年（一五七九）に比定される。また忠清書状では、清浄心院が越後に使僧を遣わして謙信供養の「香錢（香奠）」と景勝相続の祝儀を献じたことへの礼が述べられている。

景勝は御館の乱を治めた後、本能寺の変を経て豊臣秀吉と和睦する。景勝は、天正十四年（一五八六）に上洛し、秀吉の奏聞により正四位左近衛権に任ぜられ天盃を賜った。次いで同十六年（一五八八）五月にも上洛し、従三位参議に任ぜられた。このとき秀吉からは京都一条戻橋に屋敷地を賜った。

そしてこの屋敷の工事の合間、閏五月二十日に奈良を経由して高野山に向かった。『大乘院日記』同日の条に、「天正十六年閏五月二十日、越後ノ長尾（廿五六ノ）高野山参詣トテ、今日、爰元へ来り。郡山ヨリ被申遣、蓮成院、常





に参詣して進められたものであった。

なお、「清浄心院文書」のうち景勝関連で年代比定の難しいものは、景勝書状（二三四号【史料38】）で、謙信の追善の導師を寶性院と相談して無量光院に定めたとするが、何回忌かを特定できない。また下條昌親書状（二五〇号【史料39】）の署名は「景勝内、下條織部佑昌親」とある。下條氏系図には「織部正親」とみえ、元和三年に家督し同八年に死去（一六一七〜二二）しているので、この間の「壬」の年は同八年に比定される。

一方で無量光院清胤との関係も、謙信と同様であった。

謙信は死の直前の天正六年（一五七八）二月に、京都から画工を呼び寿像を描かせた。景勝は謙信の死後これを無量光院に納めた（第一部第四章参照）。そして景勝は、謙信の三回忌（天正八年（一五八〇））、七回忌（天正十二年（一五八四））の二度にわたり清胤を導師として招請した。

この間、信長の勢力は越中や信濃の越後国境まで迫っていた。天正十年（一五八二）三月十日には武田勝頼が滅ぶ。この時、信玄の七男信清は難を無量光院に逃れた。これは清胤の弟子玄仙が武田家縁故の者であったためとされる。信清は後に、景勝の正室菊姫の弟であることにより景勝に迎えられ、武田家を再興して信玄と同じ「大膳大夫」を名乗り、諸役御免の高家筆頭となった。

同年六月二日、信長は本能寺の変に倒れ、景勝は織田軍侵攻の危機から脱した。同年七月二十七日、清胤は景勝に、越後の安泰を祈って巻数を贈り、上洛を促した（上杉七八五号）。

分国静謐、家門御堅固之段、目出難尽紙上候。（中略）御武運之所致、御名誉満畿内、於西海無其隠候之條、愚僧等迄開喜悅眉候。弥々御武運長久為御祈念、別而愛染明王供一百箇座勤修、抽精誠、巻数・御守進上申

候。(中略) 早速御上洛之旨、思召立給候者、被可理天下於掌中事、敢不可有余儀候。(中略) 大師之加持力故歟、彼凶徒父子生害、当山茂安全罷成候、万民歡喜不過之候。東關北国被相催於御上洛者、即紀州三ヶ寺申合、中途迄為御迎可罷出之趣、内々奉待様候。

国の備えを怠らず分国が静謐となり、上杉家も安泰なのは武運によるところで、景勝の名声は畿内や西海道まで及び、清胤等も喜んでゐる。ますますの武運長久のため、「愛染明王供」を百座厳修したので巻数を贈る。関東・北国の軍勢を率いてこの期に上洛すれば天下を治めることも難しくない。上洛の時は紀州三ヶ寺が迎えるので心待ちにしているとした。また信長については、「凶徒」といい、弘法大師の加持力をもつて退散させ、高野山も安泰となり万民が喜んでゐるとした。

「愛染明王供」とは、愛染明王を本尊として行う修法で、愛敬(和合、親睦、世間的な出世)、息災(災害、病氣、厄難、煩惱の鎮静)、増益(福德、繁栄、長寿)、調伏(怨敵、悪霊の滅亡)を祈る。これを百回修法したという。また「巻数」とは、読誦した經典や行った修法の名称とその数を記した文書をいう。

次いで天正十一年(一五八三)九月十七日、景勝は来年の謙信七回忌にあたり清胤の下向を依頼した(『越佐史料』同日の条)。

以来年謙信七年忌候、遠路御老足、海陸共御劬身、雖痛入候。有光駕、来弥生十三之法事御執行、休尊靈之鬱胸申度候。此念望日夜無止候。

遠路また海陸の旅は老体に苦勞をかけるが下向して法事を執行し、謙信の無念を晴らしたいという願いは日夜止むことはないと思願している。続けて翌十二年（一五八四）二月二十二日にも再度下向を願っている（『越佐史料』同日の条）。しかし清胤の下向はなかった。

その後、天正十六年（一五八八）六月十六日には、高野山から下山した景勝を追うように、清胤も上洛して対面した（『景勝年譜』同日の条）。

さらに天正十七年（一五八九）八月、景勝は戦乱で荒廃した越後府内の寶幢寺を再興し、新任職を定めて灌頂を行うため、清胤の下向を招請した（『景勝年譜』同年八月の条）。

御書拝見、忝存候。仍寶幢寺可被成御再興尊慮、誠以目出候。（中略）愚老寺役付而、下向延引怖入候。縦学頭職未滿候共、来春早々罷下、於寶幢寺御建立者、相応之馳走可申覚悟無二之存念候。得 御意候而、住持相定、拙僧者可蒙帰山之御免許候者、本懐之外無他事候。（中略）恐惶謹言。

八月廿一日

左学頭清胤

太守景勝様

御殿中人々御中

清胤は、景勝の要請に対して、寺役のため下向が延引していることを詫び、来春には学頭職の在任中でも必ず下向し、寶幢寺の再興に尽くしたい。ただし新任職を定めたならば許しを得て高野山に帰山したい、としている。その後の記録は管見しないが、寶幢寺の新任職は玄精とされる。<sup>10</sup>

この景勝の上洛か寶幢寺再興の時に、清胤は景勝に空海の真筆とされる「綜芸種智院式併序」<sup>11</sup>を授けている。また前後するが、七回忌の下向要請について、直江兼統添状（『越佐史料』天正十一年九月十七日の条）には、清胤が長期の越後への逗留を懸念していることに対し、「御住山之高僧、御下向曾有間敷之旨、堅御分別候之條、於御帰山者別儀不有御座候」と述べている。清胤は、学侶寶門派の棟梁左学頭であり、長期に高野山を離れることは困難であった。これを懸念することは当然であり、それを景勝も承知しており心配には及ばないとした。このことから、かつて謙信の剃髪、四度加行、伝法灌頂のために長期にわたって越後に逗留したことは、極めて異例のことである。清胤と謙信にとっては、その一連の儀式が極めて重要なものであったことをも示している。

### 第三節 景勝の会津転封と謙信廟の移転

慶長三年（一九五八）一月、景勝は秀吉によって会津百二十万石（福島県会津若松市）へ転封される。この時、春日山城の謙信廟（不識庵）はそのままに残され、大乘寺、妙観院、寶幢寺の三ヶ寺によって護られ祭祀が続けられた。大乘寺は春日山城北の丸に、寶幢寺は府内に、それぞれ謙信が建立した寺院で、妙観院は越後国分寺の塔頭である。

この三ヶ寺が日々の供養を城内の不識庵で行っていたが、景勝に代わって春日山城に入った堀秀治はこれを嫌った。そしてその強い要請により、同年八月にやむなく謙信廟を会津に移すこととなった。景勝は、路次の警護と指図のため、側近の岩井信能、山岸尚家、廣居忠家（又五郎）を春日山に派遣し、三ヶ寺に謙信廟の移転について指示した（『景勝年譜』同年八月二日の条【史料40】）。

御廟爰許江移候儀、其元之衆切々催促付而、無是非此方江移申候。左様候得者、路次中又其元為始末、岩井、山岸、廣居、差越候。様子委曲申付候。御棺掘出、別而空殿拵、其俣入御棺候而、路次中自由候様、堅申付候。両三人之衆茂、俗者構間布候。能化衆又丁寧成出家衆、兼而被仰付彼者共申様、可被成候。少茂如在之御心入候者、忽御罰可被相蒙候。無申迄候得共、能々入念尤候。身之相越儀候者、直越其段可申付之処、左様不成事候間、不及是非候。手前見申候而、申付候通、能々入念候事肝要候。猶、又五郎堅申含候。謹言。

八月二日

景勝

大乘寺

妙観院

寶幢寺

景勝には謙信廟を移す意志はなかったが、「其元之衆切々催促付而」よって、やむない移転であるとしている。

謙信の棺（甕棺）を掘り出し、新たに空殿（甕棺を納める新たな棺）を作り、棺をそのまま入れて、道中に運びやすいようにすること。使者の三名も含めて俗人は関わってはならないこと。能化衆（三ヶ寺）か丁寧なる出家衆に限ることが厳命された。疎漏があればたちまちに神罰を蒙るゆえに、よくよく入念であるようにと念を押している。また、景勝自らが出向いて指示したいができかねるので、又五郎（廣居忠家）に堅く申しつけたとしている。この廣居忠家は、景勝の父長尾政景の近臣で軍功があり、景勝も春日山城、若松城の留守居を任じた側近である。

また『景勝年譜』（同前）では、棺の担ぎ手は手明組から健士百人が派遣され、謙信の遺骸は同八月中旬に会

津に到着し、若松城内の西南隅に仮殿を造営して安置されたとする。『上杉神社誌』では、「石槲小砂利に至るまでも余さず携行」し、同年十一月十三日に廻向式を厳修したとする。

またその後、慶長五年（一六〇〇）三月十三日、謙信の二十三回忌は隣国の僧徒も集会して「法華経」の一万部読誦が執行された。

#### 第四節 徳川家康の会津攻めと景勝の「筋目」

会津に転封となった景勝は、慶長五年（一六〇〇）二月、若松城に替わる本城として神指城こうざしの造営にかかり、六月には本丸と二ノ丸の堀がほぼ完成した。このような中で同四月、京都伏見の留守居千坂景親ちさかが、大坂では前年に景勝が帰国して以来、謀反の企てがあるとの噂が飛び交い、家康が近く糺明の使者を送るであろうと注進してきた。そして同十三日、会津に家康の使者が到着した（『景勝年譜』同年四月の条）。

家康の使者は、会津領の諸口の道路を切り開き、あるいは新たに城壘を築き、さらには近国に兵を出して掠め取り、近国の郷民に金銀を与えて一揆の扇動を企んでいるという。これを陰謀と言わず、何と申し開きをするのか。上洛し、起請文して家康に申し開きするようにと伝えた。また景勝の重臣直江兼統と親交のある京都の相国寺西笑承兌せいたいも兼統に書状を送り、早期の上洛を促した。最後には、「其地之存亡、上杉之興廢之境候条、被廻思案之外、他事有間布候」と、上杉家存亡の一大転換期であると警告し、思案をめぐらすようにと忠告して結んでいる（『景勝年譜』同前）。

あるいは、景勝の家臣藤田信吉は家康の元に走り、越後の堀直政や出羽（秋田県仙北市、旧仙北郡角館町）の

戸澤政盛も、景勝に謀反の動きがあると、それぞれが家康に訴えている。

これらに対して兼続は、承兌宛の「直江状」に十六ヶ条にわたり筋目を述べ、家康に対抗した（『景勝年譜』同前）。「直江状」については、その真偽が問われるところであるが、ここでは通説に従う。

その中で直政の讒言については、讒人の申し分を聞くばかりで糺明せずに逆心ありとは承知しがたい。互いを引き合わせて糺明するのが筋であり、それをしないのは家康に表裏があるのではないか。糺明してこそ家康と景勝の懇意の証であろう。直政は越後口の道作りを景勝が攻めてくると畏れるなど、弓箭の道を知らない無分別者であると批判した（第六ヶ条、第十ヶ条、第十二ヶ条）。

また、次のように筋目を訴えている。

- 一 太閤様以来、景勝律儀之仁ト思食候由、今以不可有別儀候。世情之朝変暮化ニハ相違候事。（第五ヶ条）
- 一（中略）心中無別心候へトモ逆心天下無其隠候、妄上洛、累代弓箭之覚マテ失候（後略）。（第十二ヶ条）
- 一 千言万句モ不入候。景勝毛頭別心無之候。上洛之儀者不罷成候様ニ御仕掛候条、不及是非候（中略）従此方手出候而、天下之主ニナラレ候テモ、悪人之名不通候条、末代之可為恥辱候。（第十三ヶ条）

家康が、景勝は秀吉以来の律儀者と思っているのであれば、それは今も変わらない。世間では朝変暮化、心の変化が激しいが我々の態度は一貫していると、暗に家康の行動を批判した。また景勝に逆心がないことは天下の知るところであるが、偽りに上洛しては上杉家累代の弓箭の誉れを失うことになる。景勝が上洛できないように仕組まれている。たとえこちらから兵を出し天下を取ったとしても、悪人の汚名は逃れられず、末代の恥辱とな

るであろうと、家康の上洛要請を拒否した。

これにより家康は、会津への出兵を決し、下野小山（栃木県小山市）に着陣した。これを機に石田三成が挙兵し、家康は二男の結城秀康を小山の押さえとして残し大坂に向かう。この時、兼続など家康を追撃する主戦論を説く者もあつたが、景勝はこれを退けた。『名将言行録』<sup>12</sup>には次のようにある。

此度の義は堀直政が讒言にて、内府より仕掛るに寄り、一合戦と支度したりき。然るに内府、此方へ構はず江戸へ引取らるれば、此方も又会津へ引取るべきこと理の当然なり。若し今、奥州を打立、内府を追掛けば、始めよりの申分、皆偽となり、天下首悪の名を末代に蒙り、信を天下に失はんこと、上杉家の恥辱なり。必ず内府を追ふこと勿れと言ふ。（中略）国家の存亡興廢は時節なり。吾、不信の名を負んこと、末代までの恥辱なりとて、曾て許容なかりけり。

このたびの家康の会津出兵は、堀直政の讒言によって家康から仕掛けてきたことである。家康が引き上げた後を追撃すれば、直江状によって申し述べた筋目がすべて偽りとなり、天下に悪名を残すこととなる。これは上杉家末代までの恥辱である。国家（上杉家）の存亡は時節に任せるべきであると、謙信以来の筋目を守り、家康を追うことはなかった。

こうして景勝が動かないことに対し、家康の留守を預かる秀康は戦を望んだ。これにも景勝は謙信の筋目を通して（『近世軍記下』<sup>13</sup>「秀康卿景勝方へ御使者の事」）。



秀康卿、当年廿七歳にて（中略）両使を景勝へ遣れ（中略）留守居として、我等是に罷在り候。安閑として日を送り候事、待遠に候間、貴殿と一合戦仕るべく候。御同心に候はゞ、夫へ取懸り申すべきか。又は此方へ御出馬あるべきか。御返事次第なりと仰せ遣されければ、景勝返事に、御使、忝く存じ候。輝虎以来、人の留守へ仕懸け候事これなく候。御所、御上洛に付き、御留守貴殿御在陣候由、何にても似合はしき用事承るべく候。一戦の儀は、重ねて御所、御出張候時（中略）一戦仕るべく候。唯今、御所留守に、若き人御座候処へ取懸け申すべき事、中々存じも寄らずと、返答ありし。

秀康は、こちらから仕掛けるか、景勝が出馬するか、返事次第で一戦したいと望んだが、景勝の返事には、謙信以来、人の留守を狙って仕掛けたことはない。家康が戻ってきたら一戦に及びたい。家康の留守に若い秀康に挑むことなど少しも考えていないとした。

この時、秀康方では、「景勝討つて出で候はゞ、矢も楯もたまる事にて、これあるまじくと、日々に騒げり」と、景勝の出馬を恐れていたが、景勝の返事でその雑説も消えたという。

関ヶ原合戦後、景勝の処遇が論じられたが、秀康が減封を主張し、承兌の取り成しもあり、慶長六年（一六〇一）、景勝は米沢三十万石へ転封となる。『近世軍記下』（「景勝御赦免上洛の事」）には次のようにある。

関ヶ原の後は（中略）景勝一人は（中略）一言の降参を乞はず、会津に独立して（中略）今に至つて稜かどを頽くずさざる事、真の英雄と感じ思召し、罪科御赦免なされ（中略）結城秀康御取次を以て、同（慶長六年七月）十二日に、上洛の御請を申上げけり。家老共は（中略）御上洛の儀は御分別なされ、御無用の由異見申し候へども、景勝承

引なし。我れ元来逆心なし。今上意を請けて上洛せざるは、是実の逆心なりといひて、遂に上洛（後略）。

関ヶ原合戦の後も、景勝が一言の降参のことばもなく、会津に居座り続けたことを、家康は真の英雄と感じ入り赦免した。そして結城秀康の取り次ぎで上洛することとなったが、家老達はこれを引き止めた。しかし景勝は、自分には元来逆心がないものを、この期に上洛しなければ真の逆心となるとして上洛した。

軍記物ではあるが、謙信の「筋目」を通した景勝の姿が、藩政期初めに上杉家所縁の者の史料をもとに編纂されている。こうした記述は『景勝年譜』にはみられないが、当時から景勝は謙信の「筋目」を継承する者と認められていたことを示すものである。

## 第五節 景勝の米沢転封と御堂の建立

慶長六年（一六〇一）、景勝の米沢転封に伴い、謙信の遺骸も米沢に移されることとなり、暫時、米沢城本丸の西南に仮安置された（現在の春日神社の付近）。また同十年（一六〇五）、遺骸の避難所は城西の武器屋敷村（現在の米沢藩主上杉家墓所、米沢市御廟一丁目）に設置された。その後、本丸東南に御堂の建設が始まるのは慶長十四年（一六〇九）六月であった。

この間、米沢藩では慶長八年（一六〇三）に江戸城桜田門外に屋敷地が与えられ、役夫を藩内から召集して屋敷の普請が行われた。また、この年には米沢城の門、堀、櫓などの整備、同十三年（一六〇八）には城外の堀の開削が、いずれも領民を召集して行われた。さらにいわゆる手伝普請が相次いだ。江戸城普請（同八年（一六〇

三)、江戸城石垣普請(同十二年(一六〇七)、常陸の海上舟入普請(同十四年(一六〇九))である。さらにまた秀忠の將軍宣下の上洛に供奉する(同十年(一六〇五))こともあった。

これらに次いで御堂の建立が最後になったのは、度重なる手伝普請にもよるが、本丸の一面に石垣を築いて、一段高く構えた所に御堂を建てることを、幕府に憚ったものと考えられる。家康の会津攻めの口実のひとつが、若松城を遙かにしのぐ神指城の普請に家康が危機感を持ったことにあつたためである。米沢城に石垣があつたのは御堂を置く東南の一面だけである。この時に、堀を挟んで御堂を囲むように、御堂に奉仕する寺院群(以下、「二ノ丸寺院」という)の建立も行われている(『景勝年譜』慶長十四年六月五日の条)。

夏六月五日 御本城ノ東南ニ廟堂ヲ經營アルヘキ旨仰出ル。(中略)堂ノ外面、隍池ヲ鑿關シ、隍口三間ハカリ高丘ヲ築カシム。隍池ニ向テ、御堂勤番ノ僧侶ヲ差置ルヘシ。是故ニ寺院ノ造立モ命アリ。所謂、今ノ九箇寺十一箇寺是ナリ。

御堂の建立についてはこのように記していることから、それまでは勤仕の寺院も十分に整備されていなかったことになる。なお、この年によく藩士の屋敷割も行われている。<sup>14</sup>

御堂本殿の完成は慶長十七年(一六一二)である。時代は下がるが、最も精巧な城絵図である享和二年(一八一〇)の「松岬城堞図」(文化庁一九八一号【史料41】【史料42】)の書込みには、御堂の脇に次のようにある。

謙信公御靈家、御本丸江御建立可有之旨、慶長十四年中被仰出、東南之角、千坪之地盤御境内ニ被分、御本

堂ハ、法華經之經文ニ依りて、西向きニ御造立之旨、大乘寺申立ニ任せられ、同十八年迄ニ御成就。御尊骸、靈仏等、仮靈屋より奉移、越後鉢伏を写し、一之御門、清之門と号し、女人被禁之。

本丸内の一千坪を御堂の境内地に分かち、大乘寺の申し立てで「法華經」の教えにより、御堂本堂は西向きに建てられた。謙信の遺骸と靈仏を安置し、鉢伏（靈仙寺）を置いた。一ノ門は「清之門」といい女人禁制であった。つまりこの門を通らなければ御堂区域には入れず、御堂区域全体が女人禁制である。

また同図には「七千二百六十四坪 本城之地取なり」との書込みもあり、御堂敷地の本丸に占める割合は十四%となり、敷地面積からもその重要性を知ることができる。そして御堂本堂については、次のようにある。

御本壇ハ三間四方、毘沙門壇ハ向テ御右、如来壇ハ御左リ、深一間、巾九尺ヅ、なり。

御本壇西、御唐戸錠懸ケ、其外、御雁木四階、其上ニ御位牌壇有。出火之節、御内陣を開き候ニ、右雁木、向テ左ヨリ懸鉄ヲ取、下段ヲ引候得バ、□□継ギ、段々ニ崩れ、御唐戸錠ハ□錠ニ而、鎰ハ不断御茶間ニ有。

謙信の遺骸を安置する本壇は三間四方で、脇士として向かって右に毘沙門天王（序扉図版（右））、左に善光寺如来（信濃善光寺より移す）の謙信が信仰した二仏を安置した。その壇は奥行き一間、幅は九尺であった。本壇の西の唐戸に錠を掛けておいた。雁木（階段）は四段でそのうえに位牌壇があった。そして出火の際には内陣を開いて等々の手配や、錠は茶の間に置くことも記されている。

なお御堂は、謙信祭祀の場として建立されるので、当初は位牌壇はなく、景勝死後に増設されたと考えられる。

次に二ノ丸寺院であるが、時代によりその数や名称が異なり、いくつかの変遷を経て、『景勝年譜』が完成した元禄十六年（一七〇三）には、「今ノ九箇寺十一箇寺是ナリ」という形が整っていたことが知られる。また、いくつかの城絵図に描かれた寺院の配置はそれぞれ異なっているが、火災等による建替えのためである。

二ノ丸寺院の二十一ヶ寺はすべて真言宗で、御堂と堀を挟んでこれら寺院を配置する二ノ丸の一郭は、本丸とほぼ同じ面積を占めている。二ノ丸寺院は、能化衆（院家衆）十一ヶ寺、御堂衆九ヶ寺、及び御堂の管理にあたる靈仙寺（御堂に隣接。文政四年（一八二一）廃寺）からなり、御堂二十一ヶ寺（二ノ丸二十一ヶ寺）という。確立した後の名称で示せば次のとおりである。

能化衆（院家衆）は、法音寺、大乘寺、蔵王堂、長福寺、延壽寺、寶藏院、大聖院、妙觀院、安養院、教王院、金剛院の十一ヶ寺である。これら寺院は謙信時代の旧領に所在した上杉家と縁故の深い寺院で、大聖院と安養院は信濃、教王院は上野、他は越後から、それぞれ上杉氏の転封に従って米沢に移転したものである。法音寺、大乘寺、蔵王堂は五十石、他は二十五石を給せられた。

御堂衆の東光院、曼透院、正福院、円明院、善性院、蓮藏院、弥勒院、法性院、浄福院は、いずれも法音寺の末寺として御堂奉仕のために、米沢で新立されたものである。最下級の寺格で、一人半扶持五石と少禄であったが、御堂に奉仕することから住職には相応の人物が選任され、法音寺と靈仙寺の指揮下にあった。

靈仙寺も法音寺の末寺であるが、御堂管理の上では法音寺以上に権限をもっていた。

この他に住坊をもたない御膳衆として、澄海房、大雄房、浄厳房、行雲房、高尋房、泰亮房の六房が靈仙寺の支配下にあつて、一人半扶持二石五斗が給され、仏前に朝夕に供える膳の調理と供膳を担っていた。さらに一般の藩士からも、御堂俗番、御堂登口の役を担う者が御堂を警護していた。

このようにして、城の本丸に廟所を構え、それを管理する寺（靈仙寺）を置き、さらに二ノ丸に廟所に奉仕する寺院群を配置する例は他にみられない。御堂を本寺とし、二ノ丸寺院がその塔頭であるような寺院配置である。この二ノ丸寺院がすべて真言宗であること、藩主のみ菩提寺が真言宗であることは、他藩に類例のない、米沢藩、上杉家の大きな特色である。

御堂が完成するまでは、城北の萬部堂が謙信の法要の場となり、慶長九年（一六〇四）の二十七回忌では、「法華経」一万部が読誦された（『上杉神社誌』）。また同十五年（一六一〇）の三十三回忌でも隣国からも僧を集めて万部経が執行されている（『景勝年譜』同年三月十二日の条）。

景勝は、慶長十七年（一六一二）閏十月二日に、御堂及び御堂に最も近い南門の通行に関する掟を出した（『景勝年譜』同日の条【史料43①②】）。

- 一 御堂番、出入之出家、一僕之外不可入、総而刀差一切停止之事。
- 一 御法事之節、出仕之諸士、従僕共不可入之事。
- 一 番人病気差合之時、為代不案内者不可出之事。

右之條々堅可相守旨被 仰出者也、仍如件。

慶長十七年閏十月二日

御堂番の藩士及び御堂奉仕の僧侶に帯同する従者は一人に限られ、帯刀も禁じられた。また法要の時は藩士とその従者の出入りを禁じた。御堂番の藩士が病気または差合（忌中）の時の代理に不案内の者を出してはならな

いとした。

南御門（一ノ門、清之門）については次の二ヶ条である。

#### 掟 南御門

- 一 此御門出入之者、以切手可往還、縦切手有之共、暮六以後一切不可出入事。
- 一 切手有之者成共、自南御門東北不可出入、就中鉢伏間之道、堅可停止之事。

慶長十七年閏十月二日

南御門は、菱門（秘し門）ともいわれ、二ノ丸から菱門橋（現在も擬宝珠の付いた赤い欄干の小さい橋が架かる）を渡って本丸（御堂）に入る、御堂に最も近い門である。この門の通行には手形が必要であるが、暮れ六つ以後は通行できない。また手形があっても、門の東北（御堂方向）へは出入りができず、特に鉢伏（御堂本堂に入る鉢伏門）への通行は堅く禁じられた。

これらの掟は、景勝が参勤のために江戸に発つ前日に出されており、留守中の管理を特に命じたものである。この掟が出されたのは、景勝が御堂（謙信）を尊崇したためであるとしている（『景勝年譜』同前）。

原ルニ夫御堂ハ、謙信公ノ尊靈ヲ安置シ、且教軀ノ靈仏等ヲ納メ置玉フ処ナレハ、其誠敬、豈汚穢ニ及ンヤ。今此條令ヲ出シ示サルハ、御堂尊崇シ玉フ故也。

御堂は、謙信の遺骸と靈験の諸仏を安置するところで、その誠敬を汚してはならない。この掟は景勝が御堂（謙信）を尊崇するゆえに出されたものであるという。

これは、『謙信年譜』及び『景勝年譜』の編者矢尾板三印伯信の言であるが、三印もまた謙信の崇敬者であり、三印の謙信崇敬を表すものといえる。三印の祖父は景勝の移封に従わず越後に残ったが、その死後、祖母と幼い三印の父玄柏子静は跡を慕って米沢に至り、二代藩主定勝の時代に帰参した。三印は京都で医学を学び、後に四代藩主綱憲の近習儒医となり、両年譜の編纂を命じられている。

なお、子静の二男（三印弟）玄柏子舟と、子静の養子道雪慮得（結城秀康家臣土屋氏の男）も藩医として仕えた。慮得の子孫道雪惟一は明治時代の上杉神社建立に関わってくる（第三部第一章参照）。

また同じく「松岬城堞図」には出火時の心得も記されている。御堂では火の用心に特に配慮され、明暦元年（一六五五）の「御堂近火手配之図」（マイクロ二四〇号【史料44】）にも、出火時の詳細な手順が記されている。特に、謙信本壇、善光寺如来、毘沙門天については次のようにある。

- 一 御本壇一式、一藤組御堂衆、二藤組加り合テ、七人相詰候筈之事
  - 一 如来ハ、二藤組御堂衆合テ五人ニ而、請取之筈之事
  - 一 毘沙門ハ、三藤組御堂衆合テ六人ニ而、請取之筈之事
- 右三尊御鑑、不断御茶之間江掛置候事

謙信本壇は、御堂衆の一藤組と二藤組の七人で護ること。善光寺如来は二藤組の五人、毘沙門天は三藤組の六



人で護ること。それぞれの壇の鍵は常に御堂の茶の間に懸けておいた。「藤」は二ノ丸寺院の輪番制による組のことである。この他にも御堂守護のための条目はたびたび出され、何よりも謙信の遺骸を護ることが第一とされたのである。

## まとめ

謙信の死後、その祭祀権を掌握した景勝は、御館の乱を経て上杉家を相続する。

乱の最中も高野山清浄心院での謙信の供養は続けられた。その後、秀吉と和睦した景勝は上洛し、在京中に高野山に参詣して、高野山に謙信廟を建立することを発願する。また、無量光院には謙信が描かせた寿像を納めた。無量光院清胤は、景勝の武運のために修法し、上洛を促した。景勝も謙信の年忌のために清胤の越後下向を要請したが、学頭職にあつて高野山を離れがたくしばらく実現しなかった。このことから、第一部で述べた謙信の剃髪から伝法灌頂までの長期にわたる清胤の越後滞在は異例のことであり、この一連の儀式が謙信と清胤にとつて極めて重要なものであったことを裏付けている。

景勝は秀吉により会津に転封となるが、春日山城内の謙信廟はそのままで、三ヶ寺に守られて祭祀が続けられていた。しかし堀氏の強い要請により会津に移すこととなる。その移転の作法は極めて厳重であった。

会津では廟の建立に取りかかる間もなく、家康の会津攻めが行われる。これに対し景勝は謙信の「筋目」を通して家康と対抗した。

関ヶ原合戦後は米沢に転封となり、この時は謙信の遺骸を伴って、米沢城本丸の一面に仮安置した。そして本

丸の東南角に建立された御堂は、「法華経」の经文により西向きで、謙信の遺骸を中央に、脇士として謙信の信仰した善光寺如来と毘沙門天を左右に祀った。また堀を挟み御堂に奉仕する真言宗寺院二十一ヶ寺を配した。これらの寺院が日々の供養や祈祷を行い、また朝夕には謙信に膳が供えられていた。

御堂に通ずる門の通行にかかる掟や防火についても厳重であった。これは景勝が謙信を尊崇する故の掟で、御堂は穢れない、穢してはならない神聖な場所であるとされたのである。

1 『新編 弘前市史 通史編3 (近世2)』(『新編 弘前市史』編集委員会、二〇〇三年、弘前市)による。

2 金子拓男「越後府内の御館と上杉謙信との関係について」(『越佐研究』第六五号、二〇〇八年、新潟県人文研究会)及び同「関東管領上杉憲政の越後下向と御館造営について」(『同』第六九号、二〇一二年、同)による。御館は謙信が憲政のために造営したという従来説に対して、御館はもともと越後の政庁であったとする。

御館を政庁とする根拠としてもう一点あげれば、乱の終始において、景勝の生母仙洞院、三郎景虎夫人(景勝姉)とその子女、景勝与党の上条義春の夫人(景勝妹)が御館にいたことを指摘したい。従来説では三郎景虎が春日山城から逃れる際に夫人達を共に引き連れたとする。しかし、城内の景勝屋敷の仙洞院、景勝方の上条屋敷にいる上条夫人を、三郎景虎が連れ出すことは不可能である。御館は政庁であり、平生の夫人達の居館でもあり、乱の始まる以前より夫人達は居住していた。これを景勝が奪還できなかったとみるべきである。

3 マイクロ一八二三号「春日山古城之図」及び上杉神社蔵「越後国頸城郡春日山古城図」には、本丸の北側下方に「不識庵」と記された建物が描かれている。いずれも制作年代は不明。

4 『高野山文書 第六卷 舊學侶方一派文書』(一九四一年、高野山文書刊行會編集発行)所収の「清浄心院文書第一」に

よる。謙信から三代藩主綱勝に至る年代の上杉家関係文書二十三通を卷子本に表装し、題箋には「上杉家古書簡」とある。年号明記のものではなく、文書は順不同に並べられ、年代の比定が難しいものもある。また明らかに関東の長尾氏関係文書が五通含まれる。

5 『越佐史料』天正七年四月二十五日の条では「河隅」と注記し、こちらが正しい。『同』天正六年五月三日の条に、河隅忠清と飯田長家が連名で春日山城の在庫金を書き出した文書（伊佐早文書）を掲載する。ともに景勝の側近である。

6 前嶋敏ほか「北方文化博物館所蔵『越佐史料稿本』（天正十六・十七年）」（『新潟県立歴史博物館研究紀要』第一八号、二〇一七年、新潟県立歴史博物館）による。

7 『越後古實聞書』全一冊は、鈴木氏の所蔵する戦国期の越後や上杉家に関する聞書三冊から、米沢藩士三俣吉豊が文政四年（一八二二）に抄写したもの。米沢市立米沢図書館所蔵。同館のデジタルライブラリーによる。

8 『重要文化財上杉謙信霊屋修理工事報告書』（一九六七年、高野山文化財保存会編集発行）による。

9 下條氏系図は、刊本『上杉家御年譜二四 諸士略系譜（二）』による。

文中の「日牌二本」は誰の供養か特定できない。拙稿「上杉謙信の崇敬と祭祀―謙信の「仏教」と米沢藩における廟堂祭祀―」（『佛教大学大学院紀要』（二〇〇八年、佛教大学大学院））では、天正八年（一五八〇）で謙信と憲政の三回忌の日牌二本としたが、これを訂正する。

10 法音寺住職高梨良興氏より聞き取り。

11 「綜芸種智院式併序」は、天長五年（八二八）に空海が開いた庶民のための学校、綜芸種智院の設立趣意とその学則等を記したもの。空海筆とされる。輪羯磨の蒔絵を施した外筥が附属している。現在は上杉神社蔵（明治四年（一八七二）謙信の神祭開始の時に上杉家より奉納された）。

奥書には、僧政遍が高野山に登り法流を免許された布施として、天正十三年（一五八五）六月廿八日に清胤に奉納したものと記している。したがって、景勝の天正十四年（一五八六）の上洛か、同十六年（一五八八）の高野山登山の時に授与されたものと考えられる。高野山の霊宝館等で、謙信に授けたとする説明は誤りである。奥書は筆者蔵複製品（大正四年（一九一五）上杉神社翻刻）による。

12 『名将言行録』（岡谷繁実、一八九五年、東京・牧野書房）の巻十五「直江兼統」より。ただし国立国会図書館デジタルコレクションによる。

13 『越後史集人』（黒川眞道編、一九一七年、越後史集刊行會）所収。『近世軍記』全二冊は、國枝清軒の著で延宝八年（一六八〇）の自序がある。内容は景勝の事績、特に会津戦争を主とする。黒川眞道の解題には、景勝の家臣杉原親憲の族杉原親清が編輯したものを原本として、さらに増補訂正したものであるという。

14 『米澤通鑑攷要』巻一の慶長十四年の条に、城下の町割りには慶長十四年（一六〇九）に行われたとある。本史料は全四巻で、慶長六年から明和四年（一六〇一〜一七六七）六月までの記録年譜であるが、奥書等はなく著者や成立年代は不明。刊本は『山形県史資料編第四（新編鶴城叢書下）』（一九六一年、山形県）である。

## 第二章 歴代藩主の葬送と供養

### 第一節 景勝の遺言状と定勝による景勝の供養

#### 一 景勝の遺言状

景勝は、元和八年（一六二二）十二月頃から病に伏せるようになり、「本丸不識院堂内ニテ二丸院家精誠ヲツクシ懇祈」と、二ノ丸寺院によつて病氣平癒の祈禱がなされている（『景勝年譜』元和九年三月二十日の条）。御堂は祈禱の場でもあつた。

同九年（一六二三）三月九日、景勝は法音寺<sup>1</sup>と極楽寺<sup>2</sup>に宛てた遺言状を三通記している。いずれも仮名交じりで、病床で書いるので文字もおぼつかなく、判読に難しい文字もある。ここでは便宜上、漢字に改める。まず一通目には次のようにある。この一通目は二紙にわたっている（上杉一〇四七号【史料45①】）。

#### 一 申置儀

先年高野山へ参候時、真言ニ罷出候間、其段被成可被下候由、奥院へ申入候間、其方も能化衆も其段御心得尤候事。

- 一 導師之義、法音寺へ、妙観院ハ余年寄にて自由罷出間敷候間申候事。
- 一 当〇七日弔いの事、此処許座敷にて、其心得三日計大般若を聞き、御堂ノ座敷ニ机置、陀羅尼読み

暮れへく候事。

- 一 月毎、年毎は廿人計にて、一朝陀羅尼読み可給候。
- 一 三年忌ニも又年忌事も、取り立てたる事必無用、四十人か五十人にて法花経読み尤も候。
- 一 やかて 御堂右の座敷にて読み尤も候。
- 一 惣別 喜平次(定勝)申候共、五十人ニ過たる事申共、張り伏せ此段申必々無用ニ候。とてもく受け取間敷候事。
- 一 吊いの用ハ、何卒似合いたるよう有るべく候。法音寺、極楽へ相任せ候事。
- 一 則能々此段合点尤候事。

元和九年

三月九日

景勝(花押)

法音寺

極楽寺

この中で、第三条の「御堂」は原本では偶然に行頭にきているが、第一条の「奥院」、第六条の「御堂」、第七条の「喜平次」に闕字を用いている。「奥院」は高野山弘法大師廟を指し、「御堂」は謙信であり、ともに崇敬の念をもっていることがうかがわれる。「喜平次」も前月に元服して、弾正大弼定勝と称しており、敬意を払っている。

遺言状のはじめには、「先年高野山へ参候時」とある。これは景勝の天正十六年(一五八八) 閏五月の高野山

登山を指している（第一章参照）。この時に景勝は謙信廟の建立を志し、自らも師檀の契約を結んだ。そのように心得るようという。次に法音寺が導師に命じられた。妙観院は年寄りで自由がきかないとした。

そして「当□七日弔い」は二字目が判読不能であるが、文脈からみて七日毎の弔いまたは七七しちしちにちき日忌の弔いを指すものとみられる。「此処許」（法音寺）の座敷で三日間にわたり「大般若経」と、御堂の座敷では「陀羅尼」を読経するよう指示している。

月忌、年忌には、僧二十人で「陀羅尼」を読み、三年忌は四、五十人で御堂の座敷で「法華経」を読むようにという。定勝が五十人以上と言っても聞き入れてはならない。定勝を「張り伏せ」（説き伏せ）て、「とてもくく受け取間敷」と強い語調で、自分にふさわしい簡素な葬儀、法要とするように、それは法音寺、極楽寺に任せると最後に念を押している。

そして、同日か日を改めてか、二通目（上杉一〇四八号【史料45②】）と三通目（上杉一〇四九号【史料45③】）を書いた。二通目には次のようにある。

以前申五十人之年忌ハ二日計。

景勝

名おは宗心と可心得候。以上。

「年忌ハ二日計」は、速夜と忌日の供養を指す。式衆五十人は、自らが行った謙信の供養八十人と比べて大幅に少ない。そして「名おは宗心と可心得候」とある。三通のうちでこの部分が最も重要である。景勝は自らの法名を、かつて謙信が大徳寺に参禅して授けられた「宗心」と同じにするよう命じた。これは、景勝が御堂に祀ら

れる謙信と一体化することの願いである。なお、以後の藩主の法名にも同様に「心」の文字が付けられていく。三通目は、前の二通とは異なり、高野山での供養について指示している。

一 此処許、忌中過、則高野山へ出家為登、あれにて七日ノ弔いの事。

一 奥院（院）に四十九浣（浣）の事。

是ハ伊豆千坂高信にも可申候、

一 寶龜院へ兩人より■よくく可申届候。

以上。

まず忌中を過ぎた後は、高野山に使僧を派遣して七日間の供養を行うこと指示した。次に「奥院に四十九浣の事」とあるが、前項に「忌中過」とあるので七七しちしち日忌ではない。弥勒浄土への往生を願う四十九院の卒塔婆を建てることを指していると思われる。なお、「兩人」の次の「■」は文字を塗りつぶし「より」と書き添えている。

久保田藩主佐竹家（秋田県秋田市）<sup>3</sup>の高野山廟（菩提寺は同じ清浄心院）では、廟の壁面が角柱の四十九院塔婆となっているので、同様のものを想定していたのかもしれない。ただし佐竹家廟の建立が後年である。あるいは五輪塔を建ててその周りを四十九院塔婆で囲うものか。この点だけは意図を把握できない。

そして、高野山での供養は寶龜院に取りなしを頼むようにとした。米沢藩内に同名の真言宗寺院は見られない。<sup>4</sup>これは高野山の寶龜院であり、住僧清融<sup>5</sup>を指している。清融は景勝の重臣直江信綱・おせん夫妻の子で、景勝とも非常に近い関係にあった。この信頼しうる清融に取りなしを依頼したのである。最後に、「伊豆」（江戸家老



千坂高信)にも伝えるようにとした。つまり高信を通して定勝へも遺言の趣旨を伝えるよう念を押したのである。そして、景勝は同月二十日に米沢城で死去した。

## 二 定勝による景勝の供養

景勝の死と葬儀について『藤林年表』(元和九年三月二十日の条)には次のようにある。

今日、於米沢城内逝去シ給フ。享齡六十九歳。御法名、高巖院殿前黄門空山窓心大居士ト奉諡名。(中略)  
御遺骸ヲハ塵焼シ奉リ、同廿八日、御葬式之法式ヲ整ラル。御葬場、城西遠山村ノ郊原<sup>今御廟地也</sup>ニ於テ経営アリ。  
(中略) 廿八日巳刻、御葬送ナリ(中略) 御導師者二郭八海山法音寺能海法印也。

法名は「高巖院殿前黄門空山窓心大居士」とある。この法名は他に管見しない。火葬及び葬儀が行われた場所は、現在の米沢藩主上杉家墓所(上杉家廟所)であった。以後、景勝以降の歴代藩主の廟がここに建立されることになる。

『藤林年表』は次のように続けている。

御塵焼ヲ灰ヲ集メ、御葬場ニ御靈屋ヲ御建立、内ニ御石塔ヲ建ル也。御尊骨ハ紀州高野山御上リ、清浄心院江被為入。奥院へ之道、左ニ奉埋葬。御靈屋相建テ、今、上杉壇ト云。御尊骨ハ法音寺能海法印奉守、高野

登山供奉ス。於京都、嵯峨御所大覚寺宮へ智積院執次ニテ、御贈官御願之所、則御免許令旨被差出、御法名、左之通相改。

覺上院殿贈法印權大僧都宗心

右、洛嵯峨大覚寺宮以令旨如左。

葬場跡に靈屋を建てて、内には五輪塔を建てた。遺骨は高野山に登り、清浄心院に入った後、奥の院への道の左側に靈屋を建てて埋葬した。その場所を「上杉壇」という。遺言状の初めにみえる「真言ニ罷出候間、其段被成可被下候由、奥院へ申入候」がこの奥の院への埋葬を指している。

また、遺骨は法音寺能海が守って登山し、途中、京都で智積院の取り次ぎによって大覚寺宮から僧位僧官の免許を得た（以下「贈官」という）。これによって景勝の法名が改められ、謙信と同じ「法印權大僧都」となり、遺言どおり「宗心」となった。景勝への贈官については『藤林年表』に管見するのみである。

現在、法音寺に安置される景勝の位牌には、「(阿)<sup>(種子)</sup>覺上院殿法印權大僧都宗心不生位」と刻されている。下置字（底文字）は、謙信と同様に、真言宗僧侶に用いられる「不生位<sup>ふしょうい</sup>」となっている（第一部第四章参照）。謙信は生前に法印權大僧都に任じられたが、景勝以後の歴代藩主も贈官によって謙信と同等となることで、その位牌は御堂に安置が可能となるのである。

次に、定勝による景勝の供養についてみていく。

元和九年（一六二三）四月上旬には下国の許可を得て、「同月十三日、申ノ刻米府城ニ着御アリ。即日、不識庵御堂ニ参詣」した（『定勝年譜』同日の条）。十三日は謙信の忌日である。定勝は慶長十一年（一六〇六）、三

歳の時に江戸に登って以来の初入部であった。御堂の完成は同十七年（一六一二）であり、これが御堂への初めての参拝である。

そして、同十七日には、御堂で景勝の四七日法要ししちにちを営み、葬場も訪れた。翌月には將軍秀忠の上洛に供奉することが決まっており、この時に景勝廟の建立地を確認したのである。またこの日は生母桂岩院（慶長九年（一六〇四）没）の月忌でもあり、その埋葬地である林泉寺へも参詣した。

この後、同二十日の月忌には御堂において、景勝の遺骨を高野山清浄心院に納骨することが法音寺能海に命じられた。この時、傳役松木貞吉も使者に任じられた。貞吉は景勝より十一歳年長で、もとは北條氏康に仕えていたが、謙信の小田原攻めの時に謙信の武勇に感じ入り、縁戚を頼って上杉家に仕えた。定勝の江戸藩邸入りとともに傳役に任じられた。定勝が最も信頼する、謙信を實際に知る貞吉を副使として派遣したのである。

五月五日には、清浄心院の使僧一乗院が米沢に下向して、景勝の供養を行った。定勝は「被御逢、御盃事有之」（『藤林年表』同日の条）と饗応した。この僧は賢雄けんゆうといい、越後の出身で景勝に従い会津に移り、後に高野山に登り、景勝が帰依した高野山龍光院辨雄はんゆうの子弟となった。この辨雄や景勝の遺言状にみえる寶亀院清融、一乗院賢雄という越後出身で景勝に近い高野山の僧が大きく関わっている。

五月九日、景勝の遺骨は高野山に向かった（『藤林年表』同日の条）。これには賢雄も同行している。

宗心様御尊骨御登、法音寺、一乗院共二発足、御供。六月十日、両寺共二京着。則於京都勸修寺村御旅館、御目見。（中略）同十七日、高野江 宗心様御腰物（中略）其外御道具同御吊。御廟之儀一乗院二被 仰含。

約一ヶ月かかって京都に到着し、將軍家光に従って上洛していた定勝と勸修寺村（京都市山科区勸修寺）の宿所で面会した。そして景勝愛用の太刀と脇差、道具を高野山に寄付すること、廟の建立について、一乘院賢雄に申し含められた。『定勝年譜』（元和九年六月十七日の条）では、「御廟御追福等ノ儀」とあるが、景勝廟はまだ存在しないので、建立に関することとらえられる。

高野山に登った法音寺と貞吉は、清淨心院に日牌にっぽい供養（一年間毎日の供養）を依頼した。

御使松木石見守

日 覺上院殿權大僧都宗心法印 元和第九天

同法音寺 六月二十九日

六月二十九日は供養の依頼日であり、翌三十日は百日忌にあたる。法音寺と貞吉が下山して定勝と勸修寺で対面するのは七月十五日であるので、百日忌の供養を済ませた後に下山したのである。この日、賢雄も下山して定勝に面会した（『藤林年表』七月十五日の条）。

一乘院又々高野方京着二付（中略）於高野 宗心様御吊口入料、院家衆請書被差上、被御成御披見。其外、京都御在留中度々、一乘院、旅宿江御出、御振舞被差上、時々□□被□□至而、御親深。（中略）一乘院、於江府モ御出之事モ有之。

賢雄は、清浄心院など院家衆からの景勝の弔料の請書を定勝に提出した。この他、定勝の在京中は度々訪れて定勝の饗応を受けるなど親交は深かった。江戸下りは高野山から江戸四ヶ寺への輪番出仕と考えられる。

また八月二十四日には伏見城の家光のもとに出仕した定勝に代わって、愛宕山（京都市右京区）に代拝するなど、定勝の信任を得ている（『定勝年譜』同日の条）。なお前後するが、七月九日には高野山の清浄心院自らが出山して定勝に面会している。（『定勝年譜』同日の条）。

### 三 謙信と景勝の高野山廟と米沢の歴代藩主廟所

このようにして、景勝の高野山廟は建立された。高野山の謙信と景勝の廟については、「高野山清浄心院書上」（上杉九五四号）に次のようにある。

宗心様御霊社御建立日

奉為 上杉前黄門景勝公長子、従四位藤原朝臣弾正大弼定勝、元和九曆陽月廿日建立

謙信様御霊社御建立日、不相知

景勝廟は元和九年（一六二二）陽月（十月）二十日に建立された。この日は景勝の月忌であり、落慶法要の日とみられる。謙信廟は建立日が不明とされているが、前節で述べたように天正十六年（一五八八）と考えられる。

高野山の上杉家墓地は、幅（東西）三十五メートル、奥行（南北）十メートルと広大である。かつては墓地の

中心に、向かって左（西）に謙信廟、右（東）に景勝廟が並んで建てられていた。天保年間（一八三〇～四四）までは二棟並んでいたことが確認される。<sup>10</sup> 現在は、謙信廟のみであり、かつて景勝廟があった場所には五輪塔が建てられている。<sup>11</sup> 昭和四十一年（一九六六）の謙信廟解体修理によって、謙信廟と景勝廟はほぼ同形同大であったが、その後には両廟またはどちらかが荒廃したため二棟を一棟にして再建したものと判明している。<sup>12</sup>

現在の謙信廟は、三間×一間、一間向拝付入母屋造で、外部は桃山様式の極彩色で荘厳されている。この修理報告書に掲載された写真によれば、内壁は大きな蓮華の図で荘厳されているが、四十九院卒塔婆は確認できない。須弥壇には、向かって右に謙信、左に景勝の舟形の石碑が安置され、それぞれ「(阿)<sup>(種子)</sup>為法印権大僧都兼心」、「(阿)<sup>(種子)</sup>為法印権大僧都宗心」と判読できる。また報告書では、この石碑はかつては厨子に納められていた可能性がある」と指摘している。

謙信、景勝の廟が二棟並び立つことは、定勝が景勝の供養を謙信同様に行ったことによる。家臣団は定勝を「張り伏せ」ることができなかつたのである。

二棟の霊屋が同形同大である例は、同じく高野山の徳川家康霊屋、秀忠霊屋に認められる。秀忠の霊屋の建立は景勝廟より遅れるが、この二棟並立について、久保智康氏は全くの想像としながらも、「胎蔵界と金剛界に見立てるといった、真言密教独特の発想があったのではないか」としている。<sup>13</sup> 真言宗に深く帰依した謙信と景勝であるので、その廟もまた同様な仮説が可能である。

また、定勝以降七代藩主宗房までは、高野山に納骨されて五輪塔が建てられた。これは謙信廟を中心とした配列になっている（【史料46】）。八代藩主重定からは米沢の廟所に土葬となり高野山には位牌だけが納められ、五輪塔の建立はなかつた。この変更に伴い、納骨には法音寺が登山していたが、土葬により位牌を納める役は大乗

寺に変わっている。

一方米沢の景勝廟は、寛永元年五月二十日（新暦七月五日）に定勝が、「覚上院殿ノ御忌日ニ付、不識庵御堂ニ御参詣（中略）且城西ノ御廟ニ拝詣シ玉フ」（『定勝年譜』同日の条）とある。雪深い米沢の事情と参詣日からみて、消雪後の春からの工事ではなく、前年には完成していたと考えられる。

廟は、桁行一間、梁間一間、一重、入母屋造、向拝付、南面妻入で、高野山廟にくらべれば小規模であるが、礼拝之間や拝殿が付随していた。廟の内部には五輪塔が建てられ、四面に四門の梵字が刻まれている。また内壁には四十九院卒塔婆をめぐらせている。以下、歴代の廟も同様である。<sup>14</sup>このことから、高野山廟にも四十九院卒塔婆がかつて存在した可能性があると推測する。

以後の藩主廟もこれにならって建立されていく。景勝廟を中心に、偶数代が向かって右側に、奇数代が左側に、十一代藩主齊定まで建立される。十二代藩主齊憲は神葬のため廟は建立されなかった。なお九代藩主治憲廟と齊定廟の間の奥まったところに、治憲の実子顕孝（九代藩主治廣世子）の廟がある。<sup>15</sup>なお土葬となつてからは廟は宝形造に変わっている（【史料47】）。

この変更について、原淳一郎氏は、藩の財政的問題によるとしているが、<sup>16</sup>治憲廟への副葬品と『謙信年譜』の編者矢尾板三印の儒葬墓の副葬品は同様のものである。治憲は儒者細井平洲を再三にわたり米沢に招聘して儒教を勧めたので、この火葬から土葬への変化も儒教の影響によるものにとらえる。

位牌にも変化が生じる。謙信は札型、景勝は雲首型と通常みられる形であるが、定勝から七代藩主宗房までは地輪が極端に長い五輪塔型である。<sup>18</sup>地輪部分の中央に諡を書き、その両側に上から菊紋、上杉笹紋（竹雀紋）、桐紋（上杉桐）を彫刻する。土葬となつて後の位牌はまた札型に変わり、諡の上部に竹雀紋のみを彫刻する。

なお、火葬から土葬への変更（藩主のみ）と位牌の形体の変化、廟の形態の変化についての考察は後日に譲ることとする。

#### 四 上杉家と清浄心院との関係

かつて謙信は、高野山では無量光院と師檀の契約を結んだが（同寺にも位牌安置）、廟は清浄心院が守ってきた。このことについて『藤林年表』では、「紀州高野山御菩提所之事」として次のように記している。

謙信公、真言秘密之法御帰依ニ依テ、高野山清浄心院ヲ御菩提所ニ被成タルト、於御家中沙汰スル事、甚以僻事也。山内上杉、御先祖ヨリ高野山清浄心院御師檀故、御代々之御牌面、清浄心院ニ安置ス。何之子細ヲ以御菩提所ト相尋ニ、関八州ハ都、民屋ニ至迄、往古ヨリ清浄心院之檀<sup>※</sup>下ナリ。夫故、御師檀之御契約有之也。

謙信が真言宗に深く帰依したことにより清浄心院を菩提所としたと家中ではいわれているが、これは全く誤りである。山内上杉家は先祖より清浄心院と師檀の契約を成し位牌を安置してきた。これは、昔から関八州では庶民に至るまで、すべて清浄心院の檀家であったため、上杉家も同様に師檀契約をしていたとする。つまり謙信または景勝の特に意図するところではなかったとしている。そして、続けて次のようにある。



依之清浄心院仏壇之左之方上杉家之御位牌所、右之方佐竹家之位牌所也。右佐竹家ヨリハ、年々清浄心院へ付届有之候得共、万事御当家ヨリハ次ニ取扱、御当家者平年御付届、少モ無之候得共、急度第一ニ叮嚀<sup>ていねい</sup>ニ御取扱仕儀者、畢竟関八州惣躰之檀寺、管領御代々之筋目故也。少分之御付届モ無之事ハ、耻敷事又痛入事也。

清浄心院の仏壇の左には上杉家、右には佐竹家の位牌所がある。佐竹家では毎年付け届けをしているが、上杉家では平年は少しも行っていない。しかし菩提所として丁寧に扱っているのは、関東管領家代々からの筋目によるものである。しかし少しも付け届けがないことは、恥ずかしく痛み入ることであると、佐竹家と比較している。

佐竹家と清浄心院との親交は、「清浄心院文書」や『天徳寺史』で確認される。佐竹家では藩主の他にも内室の歯骨を納めて五輪塔を建てる等、藩主のみを供養する上杉家よりは清浄心院との関係が深い。<sup>19)</sup>

さらに続けて（一項目省略）、最後には次のように上杉家墓地の現況を記している。

- 一 上杉御先祖御代々之御牌面、清浄心院ニ御安置トイヘトモ、勿論御墓所ハ無之。
- 一 謙信公御尊骸ハ御堂被成御座故、高野山上杉家之御墓地ニハ御霊屋計ナリ。
- 一 景勝公 定勝公 綱勝公 綱憲公 吉憲公 宗憲公 宗房公 御遺骨、高野山江御登之上、御墓所御葬埋、御宝塔相建。

関東管領家の位牌は清浄心院に安置しているが墓地はない。謙信の遺骸は御堂に安置され、高野山墓地には霊屋が建つばかりである。そして景勝以降宗房までの遺骨は高野山墓地に埋葬され、五輪塔が建てられたとしてい

る。ゆえに、高野山の上杉家墓地は、謙信の死後にその廟が建立される時に造営されたものであった。

したがって、清浄心院は旧来関東管領上杉家の菩提寺ではあったが、謙信との関係から新たに墓地を求め納骨や廟、五輪塔を建立するという新しい関係が生まれたのである。

## 第二節 歴代藩主への「法印権大僧都」贈官と法音寺の院室兼帯

景勝が贈官を受けて「法印権大僧都」となったことは前述したが、これを具体的に示す文書は現存しない。

歴代藩主の中で現物が確認されるのは、定勝（正保二年（一六四五）の「大覚寺宮尊性法親王令旨」（上杉九三三号【史料48】）の一通のみである。他の藩主の贈官令旨は現存せず、令旨を納めた箱だけが法音寺に残されている。定勝への令旨は次のようである。

定勝帰依三宝、被仰信密宗之条、被成下大上院贈法印之旨、

法務大覚寺之宮御気色之所也。（尊性法親王）仍執達如件。

正保二年

十一月 日

法印大僧都守助（花押）

定勝は三宝（仏・法・僧）に帰依して真言宗の信仰が篤かったので「大上院」の院号と「贈法印」を授けるとしている。

また、以後の藩主の贈官については、三代藩主綱勝の年譜には記されず、四代藩主綱憲の場合は次のようにある（『綱憲年譜』宝永元年六月二日及び五日の条）。

六月二日（中略）公<sup>（綱憲）</sup> 今二日晝寅剋過急ニ逝去シ玉フ（中略）尊骸ヲ浅草寶藏院へ移シ奉ル。仮ニ法号ヲ暲雲院殿浄空貞心大居士ト諡号シ奉ル（中略）。

同五日ノ夜、寶藏院御出棺（中略）十三日未ノ上剋、城西ノ御廟ニ御着棺也。（中略）御塵焼場ニ於テ大乘寺<sup>法寺名代</sup>始衆僧御法事執行アリ。御法号、法林院殿前拾遺勝譽映心大禪定門ト号シ奉ル（後略）。

綱憲の遺骸は藩邸から寶藏院（次節参照）に移され、そこで仮法号が付けられ、米沢到着後、火葬の前にさらに法号が変更されている。この時は法音寺は病気のため大乘寺が名代として導師を勤めている。

そして葬儀を終えて、七月二日に大乘寺が遺骨を供奉して高野山に向かう（『綱憲年譜』同年七月二日の条）。

同月廿八日、京師着御。暫御稽留。大乘寺、智積院僧正へ相談シ、大覚寺御門主へ御贈官ノ儀ヲ相訴。八月三日、御贈官相済、令旨出ル。其令旨ニ曰。

上杉弾正大弼、院号贈官之事

法林院贈法印権大僧都映心

右准先例不可有子細之旨

大覚寺宮御気色之所候也

宝永元年八月三日

覚勝院前大僧正ノ判

京都に到着し、智積院を通じて大覚寺に贈官を願ひ出た。大覚寺では「准先例」と、先例によって贈官を許可した。贈官の令旨は綱憲以降の各年譜に記されており、文面もほぼ同じである。またこの贈官は、十三代藩主茂憲が没した大正八年（一九一九）まで続いた（ただし茂憲の父齋憲は神葬により贈官なし）。

そして贈官を受けた後に高野山への納骨が行われる。八月七日に高野山に着き、十一日に清浄心院で、檢校唯心が導師となって「理趣三昧」が執行された。前藩主綱勝の場合は「大曼茶羅供」であつたが、「法養（兼）軽ク執行スヘキ命令ニ依テ」と、半領（綱憲の末期養子相続による減封。上杉家では「半領」という）による仏事省略がみられる。

「大曼茶羅供」は、両部曼茶羅を本尊として行われる最も大がかりな法要で、本尊の開眼供養、堂塔落慶供養、本尊開帳など特別な行事で行われるものである。また「理趣三昧」は、導師が「理趣経」による諸法を行う間、聴衆が一心に「理趣経」を誦する法要である。同年五月に檢校唯心が大導師となつて徳川家綱の二十五回忌を営んでいるが、大名の納骨供養に対して檢校自らが子院の清浄心院に向き導師となることは異例と思われる。綱憲、吉憲、宗憲三代の年譜には檢校が導師であつたと記されている。

高野山への納骨が終わると、正式な位牌が作られて御堂に安置され、葬儀の一連の儀式が終了となる。

前後するが、定勝の贈官と同時に、法音寺が大覚寺の院室菩提心院を兼帯する格式を得ている。院室兼帯とは、仁和寺、大覚寺、醍醐寺、高野山等の門跡寺院の境内に独立して院号を持つ境内寺院が、無住や廃院となつた場合、その名跡を再興した形で地方の寺院が兼帯することである。兼帯する住職は院室の住職に許されていた色

衣、乗輿等を使用する権利を得て宗教的権威を持つことになる。<sup>21</sup>『法音寺記録』<sup>22</sup>には次のようにある（原本は存在しない【史料49】）。

法音寺者依為上杉菩提所、遂師範寺也。依之等門之出世、被成下菩提心院之条。国主領分出家之内可為上座之旨、法務大覺寺（尊性）宮御気色之所也。仍執達如件。

正保貳年

十一月廿一日

法印守助（花押）

菩提心院御房

法音寺は、上杉家の菩提寺<sup>23</sup>として他の寺院に対し師範となるべき寺で、「菩提心院」の院室兼帯を許し、領国内の寺院の上座であるとしている。米沢藩内で院室兼帯を許されたのは法音寺のみで、その権威は相対的に高まっていた。

### 第三節 上杉家と江戸浅草の寶藏院

江戸浅草の寶藏院は、定勝以降の江戸における藩主の位牌を安置する菩提寺であり、ここで藩主の年忌法要が行われた。また江戸で没した藩主と世子の遺骸の米沢下り及び高野山への納骨（後に位牌納め）の際には寶藏院に立ち寄り、江戸詰の藩士が焼香を行っている。寶藏院に歴代藩主の位牌が安置されることとなった経緯を、『三

重年表』<sup>24</sup>では、正保二年（一六四五）の記事の末尾に次のように記している。

△定勝公御位牌、江戸本庄<sup>所</sup>ノ弥勒寺ニ始テ御安置アリ。住僧ヲ流應ト云。此僧五十騎組金子藤左エ門忠利カ末子ニテ、二之丸長福寺玄海ノ弟子ナリ。其縁ヲモテ此寺ニ始テ御安置ナリ。後、此流應、深川ノ聖天院へ閑居ス。仍テ御位牌モ聖天院へ移シ奉ル。然ニ天和二年十一月二十八日、聖天院焼失。此寺断絶セリ。然ニ流應ノ弟子流辨、浅草寶藏院ニ任職ナレハ、天和三年、御位牌ヲ寶藏院へ移奉リシナリ。

定勝の位牌は、初め上杉家家臣の子である弥勒寺（墨田区立川）の住僧流應がその寺に安置していた。弥勒寺は真言宗関東触頭四ヶ寺のひとつである。流應は二ノ丸寺院長福寺の弟子である所以をもって、定勝の位牌を安置したというが、その経緯はこの文面からは明確ではない。

金子忠利の出自は清水氏であり、金子、清水両家とも上杉家家臣で五十騎組に属した。その子が流應である。五十騎組とは、景勝が謙信の養子となる時に付けられた上田長尾氏譜代の精銳五十騎の子孫である。五十騎組では主君であった景勝の父長尾政景の供養を続けており、特に政景の直の孫である定勝の供養のために、流應が位牌を立てて供養したものの思われる。流應が閑居寺の聖天院へ位牌を移していることから、上杉家が施主として弥勒寺に位牌を立てたものではない。

その後、聖天院は天和二年（一六八二）暮れの「お七火事」で焼失し断絶した（記事は十一月と誤記）。当時、流應の弟子流辨が浅草の寶藏院（台東区清川）の住職であったので、翌年に定勝の位牌を寶藏院に移したという。この寶藏院は、流應と流辨の師弟関係ばかりでなく、中興開基の澄尊がもとは上杉家の家臣であるという縁も

あつた。『寺社書上 浅草寺社書上 乙参止』<sup>25</sup>には次のようにある。

- 一 往古浅草元鳥越ニ而建立。其後明暦年中ニ、此浅草新鳥越へ引地ニ相成申候。
- 一 中興開基、元上杉家ノ臣澄尊、正保二年酉年二月二日迁化。但し俗名ハ相分り不申候。

この寶藏院は弥勒寺の末寺である。中興開基は、上杉家元家臣の澄尊で、正保二年（一六四五）に死去した。明暦三年（一六五七）の明暦大火（振袖火事）の後に元鳥越から新鳥越に移転したとされる。引用部分の後に、上杉家との関係についての書込があるが、製本の綴じと重なり判読できない部分がある。また定勝の命日を綱勝と錯誤している。「上杉家の位牌ヲ安置し（中略）十尊」とあり、『寺社書上』が作成された文政九年（一八二六）までに死去した、定勝から治廣までの九代の藩主と治廣世子顕孝の十人の位牌を安置していたことを記している。また、寶藏院には定勝筆の謙信画像があり（同じ構図の画像が【史料50】【資料編扉図版】）、江戸詰の藩士が謙信の画像を仰ぎ、謙信や歴代藩主に焼香し祈る場となっていた。

なお、寶藏院の歴代位牌は、明治三年（一八七〇）に齊憲の命により米沢の法音寺に移されるので、寶藏院との関係も絶たれ、現在では藩政期の関係を知ることができない。

## まとめ

景勝は遺言で、葬儀は定勝を説き伏せてでも質素に行うようにと念を押し、自らの法名はかつて謙信が大徳寺

から授けられた「宗心」とするよう指示した。また高野山での供養は直江氏出自の清融に取りなすよう指示している。しかし実際には、景勝も謙信と同じ「法印権大僧都」が贈官され、高野山に納骨され、謙信と同型同大の廟が建てられ、謙信と景勝は同等の供養がされることとなる。

景勝以降の歴代藩主も、大覚寺から謙信と同じ「法印権大僧都」が贈官されて、謙信と同等となり、位牌は御堂に安置された。また法音寺は藩主の菩提所として、大覚寺の菩提心院の院室兼帯が許されて、その権威は相対的に高まっていった。

一方、江戸でも定勝以後の藩主の位牌のみを安置する寶藏院があり、ここで藩主の年忌法要が行われた。また江戸で没した藩主と世子の遺骸の米沢下り及び高野山への納骨（後に位牌納め）の際には、寶藏院に立ち寄った。寶藏院には定勝筆の謙信画像があり、江戸詰藩士が画像を仰ぎ、謙信や歴代藩主に焼香し祈る場となっていた。

また、ここでは論じなかったが、資料編に「米沢藩主上杉家墓所一覧」及び「米沢新田藩主上杉家墓諸所一覧」を示して、藩主、同夫人、庶子、新田藩主、同夫人の死去地と埋葬地が比較できるようにした。

各大名家の菩提寺が数カ所に分かれたり、領地と江戸に分かれるのは、上杉家に限ったことではない。上杉家の菩提寺は、その時代、夫人の出自、死亡地などによってそれぞれ異なる。藩主夫人や庶子等は、藩政期初めには謙信所縁の曹洞宗林泉寺が菩提寺とされていた。その後は、米沢で死去すると林泉寺に埋葬されるが、江戸で死去した者は定勝娘の隠之尼いんしにが開基した臨濟宗興禅寺が菩提寺となる。死去地によって宗派の異なる寺が菩提寺とされた。また徳川家（紀州家、尾張家）からの正室はその家の意向が反映されている。また側室では遺言によりその遺志が尊重される場合もしばしばみられる。

このように、藩主のみが死去地にかかわらず、真言宗の僧位を贈官されて、死後は謙信と同等の「法印権大僧



都」として御堂で供養される。また廟は藩主ごとに一棟づつ建立された。ここでは他藩との相違は詳しく論じなかったが、これが上杉家の他家とは異なる大きな特徴である。

他藩の一例をあげれば、新庄藩（山形県新庄市）の戸澤家廟は、六棟が中央の中庭を向く特徴ある配列である。またひとつの廟に藩主、夫人、子供等の墓碑が一緒に建てられている。こうした他藩の墓所との比較は今後の課題としたい。

1 法音寺は、もとは越後魚沼郡藤原（新潟県南魚沼市藤原）にあり、天平九年（七三七）に聖武天皇の勅命により行基が法相宗の寺を建立したのが始まりである。その後真言宗となる。関東管領上杉家、越後守護上杉家、及び景勝出自の上田長尾家と近い関係にあり、景勝とともに会津を経て米沢に移転した。二ノ丸寺院の筆頭、真言宗の触頭である。

2 極楽寺は、景勝に従って越後から米沢に移った家臣中條氏、高野氏等の菩提寺で浄土宗である。遺言状の宛名に名を連ねる理由はなお不明である。後に寛永六年（一六二九）に景勝側室で定勝の生母桂岩院を改葬し、藩主御目見得寺となり五十石を給される。桂岩院の生家四辻家も浄土宗である。改葬は定勝への夢告によるとの伝承があるが、女性の場合は生家の宗旨により供養される場合があり、この場合も生家の宗旨によったものと考えられる。

3 「秋田藩」とすることも多いが、正式に「秋田藩」となるのは廃藩置県の直前の明治四年（一八七一）一月である。弘化三年（一八四六）の『武鑑』（筆者蔵）により「久保田藩」とする。なお支藩は「秋田新田藩」である。

4 時代は下がるが、法音寺蔵『延享二乙丑 羽州置賜郡米澤真言真義一派寺院本末門徒帳』により確認した。これは同年（一七四五）に江戸四ヶ寺へ提出したものの写しである。

5 『一乗院院譜』には「法印清融良任房、越後産。直江山城守二男。龍光院、寶亀院一代」とあり、『寶亀院院譜』には

「阿闍梨清融良任房、元和五年入院。兼帯一乘院、龍光院。越後大守上杉景勝之長臣直江山城守之庶子也」とあり、『龍光院院譜』には「第三十六世法印権大僧都清融、字良任房。越中国直江山城守息」とある。

清融と直江家の関係、また清融と後述の一乘院賢雄及び龍光院辨雄の関係については、拙稿「直江兼統後室(おせん)と高野山龍光院清融―瑜祇塔の再建と「観世音三十三身畫影」の寄進をめぐる―」(『米沢史学』第三〇号、二〇一四年、山形県立米沢女子短期大学米沢史学会)に詳しく述べた。

6 松木貞吉については、拙稿「直江兼統後室(おせん)と上杉定勝」(『佛教大学大学院紀要』第四二号、二〇一四年、佛教大学大学院)及び拙稿「上杉定勝公を支えた名傳役 松木貞吉」(『温故』第四五号、二〇一八年、米沢温故会)で取り上げ、その果たした役割を論じた。

7 『一乘院院譜』には「法印賢雄専深房、越後産。西南院一代。碩学」とあり、『西南院院譜』には「賢雄専深法印、越後神原郡産。随遂上杉中納言景勝公移住奥州会津。伴寶幢寺法印登山」とある。「寶幢寺法印」は謙信、景勝が帰依した清胤であり、清胤に伴われて登山し一乘院に入っている。

8 『龍光院院譜』には「第三十四世寺務法印大和尚位辨雄、字專學。越後州北條安芸守息。初住州之寶幢寺。上杉景勝帰崇之。後登山住本院」とある。辨雄は寶幢寺から高野山に登り、一乘院、寶龜院を経て龍光院に住した。

9 山本隆志・皆川義孝「史料紹介・高野山清浄心院蔵「越後国供養帳」(二〇〇四年、『上越市史研究』第九号、上越市)による。なお、弔事の場合は上位の者が左側に記されるので、正使が法音寺、副使が松木貞吉となる。

10 『紀伊国名所図会』三編(一九九六年、臨川書店、天保九年(一八三八)刊の複製)による。

11 明治三十七年(一九〇四)四月三十日に当主茂憲によって建立された(筆者現地調査)。

12 『重要文化財上杉謙信靈屋修理工事報告書』(一九六七年、高野山文化財保存会)による。

13 久保智康「近世靈廟の荘嚴―武家の祖霊供養と寺社―」（『近世の仏教・真義真言宗を中心として』、二〇〇一年、智山勸学会編）による。

14 『平成十六年三月 史跡米沢藩主墓所保存修理工事報告書（上巻）』（財）文化財建造物保存技術協会編集、二〇〇四年、上杉敏子）及び『平成二十年三月 同（下巻）』（同、二〇〇八年、上杉邦憲）による。

15 江戸で没し、江戸家老の判断でいったんは江戸の菩提寺興禅寺への埋葬が決まったが、米沢に隠居していた重定と治憲、藩主治廣の意向により、定勝の嫡子徳松の例（江戸で没し、米沢林泉寺に埋葬）をとり、米沢で葬送することとされた。また世子と定まっていたことから廟所へ埋葬された。

16 原淳一郎「近世前中期の米沢藩主の葬送儀礼と高野山納骨」（『米沢史学』第三〇号、二〇一四年、山形県立米沢女子短期大学米沢史学会）による。

17 平成十七年（二〇〇五）、米沢の矢尾板家墓地改修の際に、偶然に三印の墓が発見され、米沢市教育委員会文化財課担当者の立会いのもと、墓の概要が記録された。個人墓であるため公表はされていない。前掲14『謙信霊屋修理工事報告書（上巻）』及び当主矢尾板信孝氏からの聞き取りによる。なお、治憲廟の墓誌と副葬品（ともに複製品）の一部は、上杉家廟所敷地内の展示室（いずれかの廟の拝殿を移築改造）に展示されている。

18 重房以降が土葬となることから、位牌も再び札型に変わる。法音寺に安置の歴代位牌による。

19 『高野山文書 第六巻 舊學侶方一派文書』（一九四一年、高野山文書刊行會編集発行）所収の「清浄心院文書第二」による。原本は「第一」の上杉家関連文書と同様の卷子本で、藩政期初めの佐竹氏関連文書二十五通を納める。また『秋田・天徳寺史』（一九九四年、天徳寺編集発行）による。曹洞宗天徳寺（秋田県秋田市）は常陸から佐竹氏とともに移った佐竹氏の菩提寺ある。

- 20 『高野春秋』（日野西真定編集校訂、一九八二年、名著出版）、宝永元年五月八日の条による。
- 21 坂本勝成「院室兼帯寺院について―近世における真義真言宗寺院の場合」〔『立正大学文学部論叢』三八号、一九五三年、立正大学文学部〕による。
- 22 『法音寺記録』（法音寺蔵）は、安永八年（一七七九）の法音寺住職交代の際に触頭江戸四ヶ寺と法音寺との間に起こった問題を解決するために江戸留守居役の高橋平左衛門が奔走した記録である。その末尾に記されている。
- 23 前掲4『真言真義一派寺院本末門徒帳』では、法音寺が藩主菩提寺、大乘寺が謙信菩提寺、蔵王堂が祈祷所とされている。
- 24 『三重年表』は、治憲の藩政改革を助けた莅戸善政が、享祿三年から文化十一年（一五三〇〜一八一四）五月まで（謙信の誕生から善政の嫡子政以の代まで）の幕府、藩内、及び莅戸家に関する記録をまとめた年譜。天明二年（一七八二）の序文がある。刊本は『山形県史資料編第三（新編鶴城叢書上）』（山形県史編纂委員編、一九八〇年、山形県）に全文を所収する。
- 25 幕府が文政九年（一八二六）から始めた『御府内風土記』の編集にあたり、江戸の町々や各寺社に書上げさせた史料である。国立国会図書館のデジタルデータによった。

### 第三章 御堂における宗教儀礼

#### 第一節 御堂内陣の構造

前に御堂の概略について述べたが、ここでは内陣の構造をみていく。

『御堂秘書』には、「御霊屋を 御本堂と号し」、「内陣之本壇ハ三間四面、其真中カニ二間四面程ノ宮殿有（中略）謙信尊公ノ御尊骸也（中略）景勝公御印符」とある。霊屋そのものが本堂とされ、内陣の中央に謙信の遺骸を安置する。宮殿は景勝が封印したという。すなわち、御堂は謙信を本尊とする寺という意識である。そして御堂に隣接し管理にあたる霊仙寺や二ノ丸寺院は塔頭といえる。

宮殿を囲むように、謙信愛用の太刀四振りを置き（「御堂近火手配図」<sup>2</sup>）、謙信の武威を示している。また「御堂内陣図」<sup>3</sup>によれば、宮殿の前には、「御草鞋」とあり一足の草履が描かれている。その左右に「密管」と「戒躰管」が置かれている。さらにその前に密教法具を置く盤がある。

「密管」には、「將軍地藏法一冊、御教珠一連、御五鉢一本、金剛線一筋、御鏡一面、御柄香炉一ツ」が納められている。五鉢は五鉢杵で五智（大日如来の五つの智慧）を表し、灌頂の時に受者に授ける。金剛線は五智を表す五色の糸を撚り合わせて作った紐で、伝法灌頂の時に受者の左臂に懸けて授与する。鏡は宝鏡または明鏡といい、灌頂の時に受者を鏡に写して正覚位に登れることを証する。本来、これらは「戒躰管」に納めておくものである。「戒躰管」には「御巻物一軸」が納められているとする。伝法灌頂に関するものであれば「三昧耶戒式文」であろう<sup>4</sup>。これらが謙信の宮殿に備えられていたことは、謙信が伝法灌頂を遂げたことを示すものである。

本壇の向かって右は毘沙門壇で、内部には、「御旗箱」が置かれ、「紺地日ノ丸旗」や「刀八毘沙門旗」が納められる。謙信の象徴である。左は如来壇で、「如来ハ笈ニ入り玉フテ御印符ニテ内ハ不見。此コソ信州善光寺之如来、閻浮檀金ノ人ハダノ御姿トハ此事ヲ云」とある。川中島合戦の折に信濃中野城主高梨氏が戦禍を逃れるために、信州善光寺の本尊を奉じて謙信に従い、謙信は越後に善光寺（上越市五智二丁目、現在の十念寺は景勝の会津移封後に大本願と新たに結縁し浄土宗となった）を建立してこれを祀った。門前には信濃から移住した人々が門前町を形成した。転封に際しては本尊と仏具だけが米沢にもたらされた。仏具は、桐の長持に納め封印されていた。現在法音寺蔵の「金銅舍利塔」「金銅五鈷鈴」「金銅五鈷杵」「金銅宝珠塔」「如来尊宝印」である。

## 第二節 御堂の恒例行事

ここでは、御堂で行われる恒例の行事及び謙信や歴代藩主の供養を『御堂年中行事』<sup>6</sup>（以下『行事』<sup>7</sup>）という）<sup>8</sup>によってみていく。

『行事』の冒頭には、二ノ丸寺院の分担が記されており、平常は、能化衆三人とその伴僧三人、御堂衆三人、御膳衆二人が四日三夜の勤めをするとある。「御経」（「法華経」読誦）と法事の時は、御堂衆と御膳衆は残らず出仕するとされている。

まず毎日の法要は丑刻から始まり、当番の能化衆により謙信壇（本壇）、宗心壇、<sup>（景勝）</sup>隆心壇<sup>（定勝）</sup>で「理趣経之法」を修し、終わると宗心壇で同法、如来壇で「弥陀之法」、毘沙門壇で「多聞天之法」が修される。これと同時に、平日は、謙信へは二汁五菜の膳、景勝以降の歴代藩主（治廣世子頭孝を含む。以下「藩主」という）には一汁三

菜の膳が供えられる。元旦は、謙信は七目、藩主は五目の膳である。膳の内容は忌日やその他行事によって異なる。また、藩の仏事省略により次第に縮小されていく。

元旦はこれと並行して、御堂衆と能化衆同宿により読経が行われ、寅刻には大乘寺と当番により読経、終わって前記の三壇で、それぞれ大乘寺、法音寺、蔵王堂が「理趣経之法」を修し、能化衆当番頭が如来壇と毘沙門壇で修法し、御堂衆が「法華経」一巻を読誦する。これが後夜之法式で、午中刻に再び膳が供えられ「御膳経」をあげ、さらに初夜之法式による読経があり、元旦の勤行が終わる。元旦に藩主が在国の時は参詣があった。謙信に太刀と馬代、各藩主には香奠が献じられ、次いで如来壇、毘沙門壇に参拝した。

毎月十五日と二十八日の朝（後に十五日のみ）には総出仕して、本壇で当番の能化衆が修法し、護国經典の「仁王経」全部を読誦する。つまり謙信に向けて護国の祈りが捧げられるのである。この日の膳には「勝ノ木箸」が添えられた。「勝ノ木」はヌルデ（白膠木）のことで、聖徳太子がこの木で仏像を作り蘇我馬子の必勝祈願をしたという伝承から、縁起のよいものとされた。この木で作った箸が膳に添えられている。

正五九の二十二日から二夜三日で行われる（後に正月のみ）火伏祈禱は、本壇、景勝、定勝の壇に、不動尊、大勝金剛尊、将軍地藏尊が勧請され、各百十五座（百十五回）の修法が行われた。結願の日には膳と神酒が供えられた。元日とともに、謙信、景勝、定勝の三代は特別扱いされ、その壇で修法がなされている。

二月二十八日の御花立は、本壇に二箇所、その手前の法事之間に二瓶を立てるものである。十二月二十八日の御花立は、法音寺を除く能化衆が、金銀紙、紺紙で作った造花を供えるもので、能化衆それぞれ種類が定められていた。例えば大乘寺は、芥子三十八本で、このうち金銀は各九本であった。

節句には総出仕した。例えば三月三日の桃の節句には桃花が飾られ、謙信には三汁七菜、歴代藩主には二汁五

菜の膳が供えられ、神酒、菱餅、ワカメも供えられた。桃の木は古来、魔除けの力があるとされた。直江兼続の漢詩の一節にも「迎新送旧換桃符、万戸千門一樣春」とある。「新年を迎え旧年を送り、桃の木で作った御神札を新しいものに換え、どの家々も明るく春の様子である」の意である。「桃符」で邪気を払うように、御堂にも桃花が飾られている。五月五日の端午節句は、膳は同様で、粽を「勝尾結」にして供えた。

三月二十一日は弘法大師の正御影供である。これは弘法大師の祥月忌にその画像を掲げて供養するもので、真言宗寺院では広く行われるため、特に内容は記されていない。この日は謙信だけに三汁七菜の膳が供えられた。

六月土用中の虫干しと太刀錆取りは、謙信に関わるもので、次のようにある。

一、土用中、虫干、一番、秘蔵之御本尊并御旗、二番、灌頂御装束ハ不残曝之。

一、御太刀錆取、於広縁北、御城代并役寺靈仙寺、目合印形改之。

虫干しは「土用干し」ともいい、夏の土用の間にカビや虫の害を防ぐために、衣類や書物等を風を通し陰干しすることで、広く一般にも行われる。この時は、御堂の秘仏本尊や日ノ御旗などの旗、謙信が伝法灌頂に着用した装束は残らず虫干しされた。また前述のように、本壇の周りには四振りの太刀が置かれていた。御堂本堂入口の広縁脇に「御錆切間おんさびきりのま」があり、これらの太刀の錆を落とし、城代や役寺が立ち合ってこれを確認した。謙信所縁の品を状態よく保存することで、伝法灌頂を遂げた謙信、武勇の謙信の威厳を保つための行事であった。

七月の盆行事は、十三日暁から十六日朝まで行われる。藩主が在国の時は十三日に御堂と廟所に参拝がある。この時は能化衆と靈仙寺が廟所に詰め、夜は十六日まで廟所内に献灯され御堂衆による読経があった。また一般



の寺院で行われる施餓鬼等も行われた。施餓鬼の時は謙信及び藩主に赤飯が献ぜられ、「光明三昧」が行われた。あるいは、偶数月の二十七日には煤払い（この他年忌法要時）が行われ、常に穢れを払うことに努めている。以上概略であるが、御堂には本尊となる「仏」が存在しない。やはり本壇に祀られる謙信が本尊であり、善光寺如来と毘沙門天が脇士仏というのが実態である。

### 第三節 謙信及び歴代藩主の供養

次に、謙信及び歴代藩主の供養である。後に大乘寺に位牌が立てられた憲政の供養は次章で述べる。

謙信の月忌は「理趣三昧」が修され、三汁七菜の膳と神酒が供えられる。導師は祥月、月忌いずれも常に大乘寺が勤める。藩主は、奇数月と十二月は「理趣三昧」が修され、十二月を除く偶数月は「法華三昧」が修される。膳は二汁五菜である。導師は正月と十二月は法音寺、二月から十一月は能化衆の当番頭が勤めた。

また景勝を除く藩主の祥月忌は、逮夜には「光明三昧」を修し、二汁五菜の膳を供える。忌日には「二箇法要」が修され、三汁七菜の膳が供えられる。最も新しい死去の齊定（天保十年（一八三九））は、仏事省略のためか「二箇法要」ではなく「理趣三昧」となっている。

景勝は、三月十四日から十八日まで結衆八十人で「法華経」の読誦が行われ（享保七年（一七二二）まで）、十九日の逮夜は「光明三昧」、二十日の忌日には「四箇法要」が修される（寛政十二年（一八〇〇）からは「二箇法要」）。膳は他の藩主と同じである。藩政改革の仏事省略によって縮小されていくが、景勝は他の藩主とは別格に扱われている。藩主の祥月忌の導師は常に法音寺である。

謙信の祥月忌は、千部経の時は、結衆百三十人で三月一日朝から十日間、朝夕二回の勤行で「法華経」千部を  
読誦した。その後に増減があつたが、天保十五年（一八四四）に二百部となり結衆七十五人で六日から始められ  
た。その後は十一日朝に「法華三昧」、午後に「理趣三昧」、十二日朝に「理趣三昧」、夜は逮夜の法要と続く。  
この間は三汁七菜の膳が供えられる。十三日の祥月忌には、五目の膳と神酒、茶、水が供えられ、「二箇法要」  
を修する。これは謙信供養の後に続いて宗憲の月忌を行うために「二箇法要」が修された。

特に享保十二年（一七二七）の謙信百五十回忌については、次のよう記している。

享保十二年未三月

謙信公百五十回御遠忌之節、結衆八十二人。三月朔日、座居。自二日八日迄いちしち一七日、法華経五百部御執行。

同九日、御法事、朝夕共右之人數勤之。同十日、右同断。但、日中御論議問答講一座。同十一日、曼茶羅供

仕組。同十二日巳之鐘、堂上曼茶羅供修行。右法会

太守公上覽。宗憲為成于大乘寺

御拝礼。以後、摠御家中御焼香勤之。此節之作法、大乘寺記置之。

結衆は八十二人で、七日間で「法華経」五百部を読誦し、十一日と十二日には「曼茶羅供」を修した。これに  
は藩主宗憲が参詣し、そして大乘寺安置の位牌にも拝礼した。その後、家中一同がそれぞれ大乘寺に参り焼香し  
た。大乘寺に安置の謙信位牌は、御堂に入ることができない藩士のために立てられたものであった。

このように、謙信は特段に、景勝も他の藩主とは別格に扱われて供養されている。

なお、ここに記した法要については、次のような内容である。

理趣三昧 導師が「理趣経」による修法を行う間、聴衆が一心に「理趣経」を読誦する法要。

法華三昧 「法華経」を不断に読誦する法会。

光明三昧 大日如来の真言を一心に唱えること。これにより一切の罪障が消滅するとされる。

二箇法要 唄ばい（式衆や聴衆の心の平安や静寂を求める）、散華さんげ（悪鬼を退散させる）、対揚たいよう（仏の功德を讃

え常住安樂を願う）で構成される声明しょうみょう（仏教音楽）。

四箇法要 大法会で行われる声明。梵唄ぼんばい（仏徳を讃え心を鎮める）、散華、梵音ぼんのん（三宝を供養する）、錫杖しゃくじょう

（錫杖を振り鳴らし煩惱を除去し智慧を得る）で構成される法会。

#### 第四節 怨霊供養の祈祷

『行事』には、二件の怨霊供養の祈祷がある。ひとつは、正五九月（後に正月のみ）の二日未刻から四日朝まで二夜三日にわたる「恒例御祈祷」（亡敵の怨霊供養）である。これは、鎮宅不動尊を本尊として二ノ丸寺院が総出仕して「仁王経」三百五十部を読誦するものである。この祈祷の導師は大乗寺が勤め、開白から結願までの間に行法を十五座修した。この祈祷については次のようにある。

右恒例御祈祷ハ

上杉之御家ニ、古来亡敵ノ怨霊有之故ニ

生善院殿、此御祈祷始テ被  
仰付由ニテ、三節相勤来ル。

定勝の側室生善院は、近衛家家司齋藤氏の出身で、綱勝と吉良義央の正室梅嶺院の生母である。生善院は藩政の表向きにも登場し、特に、綱勝に嗣子がないことから、外孫の吉良三郎（吉良義央長男、後の綱憲）を、誕生後すぐに上杉家の養子に定めるなど藩政に大きく関わっている。その発願で「恒例御祈祷」は始められた。

この祈祷で読まれる「仁王経」は護国経典のひとつであり、これは怨霊の鎮魂と成仏によつて藩の安泰を祈る祈祷であった。記載はないが、大乘寺が導師となることから本壇（謙信壇）で行われるもので、謙信が怨霊を成仏させる力をもつと考えられていたことになる。

この「古来亡敵ノ怨霊」も具体的に示されていないが、謙信や景勝に滅ぼされた者を指すとみられる。特に織田信長に内通したとして謙信に誅殺された、謙信麾下の勇将柿崎景家があげられる。景家の亡霊譚は越後時代からあり、『春日山日記』には、次のようにに記している。

春日山ノ毘沙門堂ノ辺ニ、頭髮逆ニ生タル人、髪ヲ以其面ヲ覆テ、夜々ニ出ツ。是ニ逢タル者、驚走テ死亡スル者多シ。是ハ故柿崎和泉守力冤魂也ト云テ、老若男女恐レ戦ク事限ナシ。（中略）

同月九日、謙信公廁ニ行玉ヒ、夫ヨリ始テ頭病ヲ患ヒ玉フ。（中略）廁ニ往キ玉フ時、柿崎和泉守靈魂出テ、公ニ向テ申旨アリ。是ヨリ公病苦ニ罹リ玉フト云リ。

越後時代に、春日山城内毘沙門堂のあたりに、髪を逆立て顔を髪で覆った者が夜々に出没し、これに出逢った者が多く死んだ。これは柿崎景家の亡霊であると恐れられた。謙信が死の直前に厠で倒れたのは、景家の亡霊に出逢い声をかけられたからであるといわれた。しかし、景家が怨みを持ち祟るのは筋違いであるとも記している。

また、綱憲も景家の霊に悩まされ、その側室である清壽院（吉憲、吉良義周の生母）と寶壽院（筑前秋月藩主黒田長貞室瑞耀院の生母）は、江戸目黒の祐天寺祐海に景家の供養を依頼している。<sup>10</sup> 当時、祐海の師祐天が揮毫した阿弥陀仏の名号は怨霊をも成仏させる靈験あらたかなものとして信仰を集め、祐天と結縁した大名家も少なくない。<sup>11</sup> さらに後には瑞耀院が米沢の柿崎家の菩提寺浄土宗西蓮寺に景家の供養を依頼するなど、景家の供養は丁重に行われている。<sup>12</sup>

これらは、当時は怨霊の祟りが非常に畏怖されていたことを示すものであり、その供養は不可欠のものであった。御堂では、こうした「亡敵ノ怨霊」の供養によって、藩の安泰を祈ったのである。

もうひとつは、この「恒例御祈祷」に引き続き、正五九月の四日から六日までの二夜三日、五大明王を本尊とし、御堂に奉仕する二ノ丸寺院総出仕で「仁王経」を読誦する「別事祈祷」（浅野主従の怨霊供養）である（後に正月のみ）。

先年ハ今日開白六日結願ニテ、別時御祈祷ト称シ（中略）、先年浅野内匠頭主従四十七人ノ怨霊此

御家ニ有之由

吉憲公御代、此御祈祷始テ被

仰出、正五九三節共ニ、二夜三日執行（後略）。

この祈禱は、吉憲が祖父吉良義央を討った浅野主従の怨霊供養として始めたものである。義央は、元禄十五年（一七〇二）、吉良邸に討ち入った浅野長矩の遺臣によって害され、義央の養子となった吉憲の実弟義周もその責任を問われて信濃高島に配流され、その地で宝永三年（一七〇六）に二十一歳で病没した。そして父綱憲は元禄十六年（一七〇三）に隠居し、翌宝永元年（一七〇四）に四十二歳で死去した。これらは浅野家主従の怨霊による上杉家への崇りととらえられ、その成仏と上杉家の安泰を願ったのである。ここで読まれるのも「仁王経」である。吉憲の意志とすれば、生善院が死去した宝永三年（一七〇六）以降に始められたと推測される。

またこれと前後して、元禄六年（一九九三）に米沢藩では、当時の江戸家老色部安長から城北窪田村（米沢市窪田町窪田）の下屋敷敷地を一部寄進され、そこに浄土宗阿弥陀寺（現在廃寺）を建立して、常念仏会を開關した。この趣旨は、上杉家代々が短命であるため、生善院が長命を祈願したことによる。その後享保二年（一七一七）には、江戸芝の増上寺住持祐天を招いて、阿弥陀寺で常念仏会を開關する。これは清壽院と寶壽院の発願によるもので、吉良義央、義周、梅嶺院、綱憲の菩提供養が目的であった。

現在、阿弥陀寺跡には地藏菩薩石像や供養塔が残され、祐天の名が刻されたものもある。常念仏会が盛んであったことを物語っている。このことから前述の「恒例御祈禱」もこの頃に始められた可能性もある。

さらに時代がさがり宝暦十四年（一七六四）の清壽院十三回忌に、瑞耀院が法然の「一枚起請文」（中央上部に祐天が名号を揮毫し、それを囲むように書写している）を、柿崎家の菩提寺西蓮寺に納めた。この趣意書には、「伏願令先祖靈儀及一切怨敵法界群眷他平等生於安養淨刹」とみえ、「一切怨敵」の成仏も祈願している。すなわち「亡敵ノ怨霊」であり「浅野主従ノ怨霊」であって、御堂以外でも怨霊供養が行われていたのである。

当時、怨霊への畏怖の念は極めて強く、その霊を成仏させることは重要な問題としてとらえられた。それによ

つて藩主家や領内の安泰を祈ることが行われていたのである。この怨霊供養は、次章で述べる上杉憲政の供養へと続いていくこととなる。

こうした祈祷も、時を経て、藩の儉約令に漏れず縮小されていく。「恒例御祈祷」は、「三節相動来ル。但寛政三年ヨリ正月計」とある。寛政三年（一七九一）に米沢藩では「今度重キ省略被仰出ニ付、万事可成タケ半減ノ御仕成、被仰出ノ間、事々半減ノ取量可有之」と儉約令を発している。正五九月の三度の祈祷も縮小されて正月のみとなった。また「別事祈祷」も同様に正月のみとなった。そして「文政五年 大殿様御逝去以後相止」となる。「大殿様」は治廣であるが、文政三年（一八二〇）に齊定の継室として浅野本家の広島藩主浅野齊賢の娘昌壽院が入興したことにより、浅野家の怨霊が消滅し法要も不要とされた、とみることもできる。

## 第五節 藩主初入部後の御武具召初

「御武具召初」おんぶぐめしはじめは、新藩主が初入部後の正月十三日（謙信の月忌）に御堂に参詣し、本壇（謙信壇）の前で謙信と向きあい、具足を着けた勇姿を謙信の霊前に披露する儀式である。御武具召初にかかる詳細な記事は四代藩主の『綱憲年譜』（延宝八年一月十三日の条）に初見される。

十三日、不識庵御堂ニ於テ、公、御武具召初アリ。御鎧、御兜ハ軍師益田甚右衛門政重、御先へ持参、二ノ間ニ飭之（後略）。

以後、十二代藩主齊憲まで歴代の年譜に見える〔表2〕。襲封や初入部の年齢によりに、実施した年齢も十四歳から二十七歳と藩主によってまちまちである。

これを取り仕切るのが軍者益田氏である。この軍者について、『任職叢考』<sup>15</sup>には次のようにある。

永祿七年（一五六四）に上野厩橋の宇野政廣（好松軒）・政直父子が越後に来て上杉家に仕え「軍事の御作法」を勤めた。益田定盛は翌八年（一五六五）に政廣から「軍配、日取、加持、諸方伝授」されて「御軍法の役」を勤め、以後は吉成、吉政、政重、盛昌と継いだ。そして軍者は「御代々様御具足召初節、於御堂御式法役之」とある。また、旗・幕の勝立と加持、出陣、婚礼、発駕、着城、着座、歩行、額直、前髪取、大橋の架替と渡り初めの日取りの取り決めと、その職務は多岐にわたっている。宗憲の時に軍者を勤めた佐藤忠英は盛昌の二男（盛昌の孫邦政幼少のため）である。

さて政重は、定勝直書の軍書を授けられ、正保三年（一六四六）に畠山義真から越後流軍学宇佐美神徳流を伝授された。神徳流は、宇佐美良勝―宇野政廣（好松軒（高道軒））―謙信―畠山義春―畠山義真と伝えられた越後流軍学の一派である。<sup>16</sup>なお畠山義春は、能登守護畠山義隆の子で、謙信が越後守護上杉氏の庶流上條氏を継がせ、景勝の妹を配した。後に上杉家を離れ畠山姓に復している（資料編の米沢藩主上杉氏略系図参照）。

綱憲の前の藩主綱勝は、正保三年には九歳で、初入部は十八歳の明暦元年（一六五五）である。『綱勝年譜』の翌二年（一六五六）に御武具召初の記事はない。しかし『米澤春秋』（延宝八年一月十三日の条）の綱憲の記事に次のようにある。

十三日、於御堂、御具足召初。（中略）益田甚右衛門、御規式役、如先例相努、金五百疋賜之。



この「御規式役、如先例相努」と、『任職叢考』の「御代々様御具足召初の節」を合わせてみれば、綱勝も実施されていた可能性は否定できない。また歴代年譜は、それぞれ編集方針が異なり、特に『綱勝年譜』は、幕府や大名家との折衝や交流に関わる記事が多いのが特徴で、恒例の事項は省略される場合が少なくない。記事のないことにより御武具召初がなかったと断定するのは早計であろう。<sup>17</sup>

また、吉憲、宗憲、宗房三代の年譜の記事が簡略であることで、儀式そのものが簡略となったものではない。宗房の時には「侍組、組合ヲ以テ、始テ盃台ヲ献ス」（『米澤通鑑要』元文二年一月十三日の条）とある。一般藩士の関与しない儀式ではあるが、上級藩士の侍組が共同で盃台を献上するという、新たな動きもみせている。さて、御武具召初を歴代の年譜をもとに、概要を示すと次のようである。

①御堂の謙信の霊前に神酒が供えられている。御堂謙信壇の下には、長柄銚子、摘物（巻昆布、勝栗、切昆布）、飾餅（白・赤・黄）、土器三個、剛ノ物十五切、提子を白木机の上に飾り供えておく。

②御堂飾之間に、謙信召料の兜、鎧を事前に飾っておく。

③熨斗目長袴を着用した新藩主が御堂に参詣し、謙信の霊前に焼香する。

④飾之間に移り、礼服を脱ぎ、謙信の霊前に向かって謙信召料の兜、鎧、太刀、脇差を着用する。途中、新藩主自ら呪文を唱える。

⑤奉行が新藩主に、日輪・月輪をそれぞれ表裏に描いた扇を手渡す。新藩主は右手で受け取り、両手で五間開き「軍文」を唱える。日輪の面を体に向け、左手で三回自らの体を扇ぐ。両手で扇をたたみ奉行に渡す。

⑥奉行が「日頃の御本望遂げさせられ天晴れの御大将御勇ましく恐悦」と祝言を述べる（治憲に初見）。

⑦謙信の霊前に拝礼して（呪文を唱える）、飾之間で鎧兜を脱ぎ、熨斗目長袴に着替える。

⑧御堂から本丸御座間へ移り、謙信の霊前に供えた神酒を受ける。

⑨再び御堂に参詣して、謙信の霊前に太刀と馬代、毘沙門に初穂料を奉納する。

⑩本丸御座間に戻って祝膳をとり、一連の儀式が終了する。奉行等が相伴する。

また、奉行が新藩主に手渡す扇は、軍者益田家に伝えられたものであり、『綱憲年譜』には「扇形ハ政重力家ニ伝来シテ、軍事ニ用ル事、頗ル奥儀神秘ノ子細アル」と記している。

次に、【表2】に歴代の御武具召初の実施状況を示した。この儀式で最も重視されるのが、使用される兜の前立である。歴代の年譜には「毘ノ字」、「勝軍地藏」、「向鳳凰」の三種類<sup>18</sup>が記されている。

綱憲の用いたものは、大型の「毘」の字の前立（現在は前立のみで兜は付随しない）を用いている。【史料51】。重定は、黒漆塗鉢で前立に金鍍金の日月、勝軍地藏、不動明王、毘沙門天と銀鍍金の雲、吹返に金蒔絵の竹雀紋を付けるものである【史料52】。治憲、治廣、齊定、齊憲は同じものが用いられた。一對の鳳凰が向き合い、その上には「日天、將軍地藏、摩利支尊天、不動明王、愛染明王、弁財天、飯繩大明神」の名を刻した円板を置いている【史料53】。所有者の宮坂考古館では、徳川家康の会津攻めの時に景勝が着用したものと説明しているが、歴代年譜では「謙信公御召」としており、藩政期には謙信所用のものとして認識されていたことが知られる。

いずれの場合も、謙信所用の、謙信が厚く信仰した仏を表した兜が用いられ、新藩主がそれを着用することで、謙信と一体化することを願うのである。新藩主が謙信と毘沙門天の前に、謙信着用の兜を身に着けて謙信と一体化し、武威を示し加護を祈ることは、藩主の「日頃ノ御本望」であり、謙信を精神的な支柱としたためである。御武具召初が御堂で行われながら、善光寺如来に参拝しないのは、善光寺如来は罪滅と往生の仏として別の役割を担っていたことによるものである。また藩主が服喪の時は毘沙門天には参拝しないのが通例となっている。

【表2】米沢藩主歴代の御武具召初一覧（歴代の年譜により筆者作成）

代	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
藩主	景勝	定勝	綱勝	綱憲	吉憲	宗憲	宗房	重定	治憲	治廣	齊定	齊憲
襲封年	天正6(1578)	元和9(1623)	正保2(1645)	寛文4(1664)	元禄16(1703)	享保7(1722)	享保19(1734)	延享3(1746)	明和4(1767)	天明5(1785)	文化9(1812)	天保10(1839)
歳	24	20	8	2	20	9	12	27	17	22	25	20
御武具召初				延宝8(1680)	宝永3(1706)	享保12(1727)	元文2(1737)	寛延1(1748)	明和7(1770)	天明8(1788)	文化11(1814)	天保11(1840)
歳				18	23	14	15	29	20	25	27	21
使用胄と前立（歴代年譜の原文どおり）				御立物毘ノ字【史料51】	詳細不明	詳細不明	詳細不明	御甲ハ黒塗星、御立物ハ勝軍地蔵【史料52】	謙信公御召御兜黒塗星、御立物向ヒ鳳凰【史料53】	御兜黒塗星、御立物向ヒ鳳凰	御兜謙信公御召黒塗星、御立物向鳳凰	御兜不識公御召黒塗星、御立物向鳳凰
役				13				13	3	10	14	15
備考				吉良家より					秋月家より			

- 1 藩主襲封の年と藩主の年齢、御御武具召初実施の年と年齢、各年譜に記載された使用兜前立の名称を示す。
- 2 「役」は、各年譜に記載された御御武具召初に關わる藩士の人数である。
- 3 備考は、他家からの養子を示す。

あるいは【表2】に、歴代の年譜に記された儀式に関わる藩士の人数を示した。治憲は三名であるが、これは軍者、奉行、小姓頭しか記されていない。治廣は奉行等の藩重役が記されず、直接儀式に関わる十名のみを記している。この十人は各藩主ともその側近（小姓頭、近習等）九人と軍者である。

今福氏は、この儀式を「藩主の身体をもって表現しようとした謙信崇拜の究極の可視化、といってもよいだろう」としている<sup>19</sup>。しかしごくわずかの藩主に近い者のみによって行われるものであり、新藩主が謙信の精神を継ぐことを改めて認識し誓う場である。藩主が行う秘儀であって、この儀式をもって藩士に謙信を可視化するものとはいえない。

藩士に対しては、藩主一代に一度の「御堂開帳」が行われ、参拝が許された。『米澤通鑑要』には、寛永十六年（一六三九）三月十七日と、貞享三年（一六八六）三月十三日（御堂開帳 御一代一度、御開帳御拝礼ノ御例ナリ）にその記事があるが、詳細は不明である。また、享保十二年（一七二七）には大乘寺に謙信の位牌が新たに立てられ、藩士の参拝が可能となっている。

## 第六節 治憲の雨乞い祈祷

藩政期後半になると、全国的に飢饉が相次いだ。米沢藩では宝暦六年（一七五六）は被害が甚大で、藩では八月には施粥を行っている。これは治憲が上杉家に養子に入る以前で、後に治憲はその惨状を聞き、二十三年目にあたる安永七年（一七七八）七月、餓死者の供養を林泉寺で行った。以後、年忌供養が続けられていく。

前後するが明和八年（一七七二）は干魃で、治憲は五月には所々に雨乞い祈祷を命じた。六月三日には御堂で

も祈祷が行われ、同五日に治憲は、愛宕山と林泉寺鎮守の春日大明神に参詣して自ら祈願した。

次いで安永元年（一七七二）三月二十六日、治憲は遠山村の開作場に出向き、自ら開墾の鋤を取る「籍田の礼」を行い、藩主自ら農地開墾の重要性を態度で示した。翌二年（一七七三）は干魃で、諸寺院に雨乞いの祈祷が命じられた。また治憲自らも愛宕山に参詣して祈願した。不思議と治憲自らが参詣し祈願すると大雨が降っている。

そして天明三年（一七八三）は、五月から八月にかけての長雨による大凶作となり、翌四年（一七八四）も六月から雨が続き凶作が心配された。治憲は、春日大明神、白子神社、及び御堂に五穀豊穰の祈祷を命じた。『三重年表』（同年六月十一日の条）には次のようにある。

○六月十一日、当年モ連日ノ雨あまけ気ニテ曇雨相半し、盛夏ノ此頃、裕或綿入ヲ着ル。斯ル年並、豊作寛束ナキヲ以テ、今日ヨリ二夜三日ノ御堂ニテ祈祷仰付ラレ、公治憲ニモ、二夜三日ノ間、勿体ナクモ断食ニテ、御堂ヘ籠ラセ玉フ。十一日、十二日、晴或微雨アリ。十三日、晴上ツテヨリ廿九日マテ、日々大暑ナリ。

この年の六月十一日は、新暦七月二十七日であるが、裕や綿入を着る寒さであった。連日の雨で、この年も豊作は望めず、治憲は御堂に二夜三日の祈祷を命じ、自らも断食の参籠に入った。その後は晴れて大暑となった。治憲はこのことを、六月十七日に江戸の治廣に書状を送り報告した。<sup>20</sup>

（前略）二ヶ年統、及不熟候而ハ人民可致撫育様無之、危急之時ニ至口間、重志願を以、於御堂、二夜三日之祈祷申付（中略）我等叟、十一日暁天、断食而

御堂へ二夜三日令参籠候処（中略）十二日暁天方天気快晴、至今日迄日々快晴。近年無之大暑ニ相成、田面甚以引直候。誠に、

山川 宗廟之 神威、此民之命相救候事、難有仕合（後略）。

二年続きの不作では領民を養うこともできず、危急の時と「重志願」で我等は御堂に二夜三日の断食参籠をした。その結果、十二日暁天には快晴となり今日十七日まで快晴が続いている。近年にない大暑となり、作柄も回復してきた。誠に、山川や宗廟（御堂）の神威は領民の命を救い、ありがたき幸せであるといっている。

この頃、治憲は脚の痛みがあり二ノ丸内も駕籠で移動するような状況（『三重年表』同前）であったが断食参籠を行った。これを心配した重定は、十二日の暁に粥を差し入れ、後々障りがあつてはならないので、断食を止めるよう強く諭した。治憲は固辞したが、重定の思いに感涙して、重定の眼前で粥を食し、断食は止め毎食粥だけをとり参籠を続けた。十三日の結願日には重定も参詣した（『治憲年譜』及び治廣宛書状）。

治憲が自らの体調も顧みず断食参籠したことや、「宗廟之神威」が雨を上がらせ民を救ったと述べていることは、治憲の御堂への強い崇敬を示している。このように御堂は藩の安泰を祈る場であったのである。

## まとめ

このように御堂は、伝法灌頂を遂げた謙信を本尊のように祀り、また武将謙信の武威を示すようにその遺骸の周りには愛用の太刀を置いている。また毘沙門壇には謙信の象徴である「紺地日ノ丸旗」や「刀八毘沙門」の軍

旗を納めた。如来壇には信濃の善光寺から移した本尊を祀った。

日々の祈祷も、真言宗の根本経典「理趣経」や護国経典の「法華経」を読み祈りが捧げられた。火伏祈祷は、謙信、景勝、定勝の壇で行われ、三代は特別扱いされている。また、謙信の伝法灌頂の装束や太刀は、毎年の虫干しや錆落として、その威厳を保つようにしている。

謙信や藩主の月忌や祥月忌も、真言の法式に則り行われているが、謙信と景勝は特に丁寧に行われている。

また御堂は、上杉家に仇なす怨霊の供養の場であり、謙信や景勝に滅ぼされた「亡敵之怨霊」や、綱憲の父吉良義央を討った「浅野主従之怨霊」の成仏と、上杉家の安泰が祈られた。

藩主初入部を期に行われる「御御武具召初」は、新藩主が謙信と相対して、謙信愛用の兜を着して、謙信と一体化することを祈る儀式である。藩主が死後に贈官されて法印権大僧都となることが死後の謙信との一体化とするならば、「御御武具召初」は生前の一体化の祈りということができる。

さらに治憲は、飢饉の際に五穀豊穰を祈り、「宗廟之神威」が領民を救ったと御堂（謙信）を崇敬している。

したがって、御堂は、謙信や藩主の供養の場であることはもとより、謙信を本尊として、米沢藩、上杉家の安泰を祈る場として、様々な祈祷や儀式が行われた。藩政期を通して精神的な支柱となっていたのである。

1 文化庁一二八四号から八七号は合冊。引用は順に八五号「御堂本壇内陣之書物」、八四号「御堂秘事書取」による。

2 マイクロ二四〇号。図面の書込に、明暦元年（一六五五）十月に奉行中條知資の命により鈴木正光が作成したとある。

3 文化庁一二九一号。作成年代は不明。

- 4 法具については、『真言宗法具図説』（真言宗豊山派衆務所編集発行、一九八〇年）による。
- 5 善光寺如来を謙信に奉じた者には諸説あるが、ここでは法音寺の寺伝に従う。金銅舍利塔は鎌倉時代の作。金銅五鈷鈴は鈴身の口辺の一つに「貞応三年（一二二四）甲申八月十八日」、もう一方には「仁治二（一二四一）辛丑八月三十日」「善光寺 願主法橋禪智」と刻銘がある。金銅五鈷杵には「善光寺如来埋阿」と刻銘がある。
- 6 マイクロ二三五号。本史料は、御堂における法要や献膳の内容等を日ごとに詳細に記したものである。編者は御堂に奉仕する大乘寺、寶藏院、金剛院で、嘉永五年（一八五二）の成立である。景勝時代からの内容の変遷も記され、各時代の法要等の実態を把握できる。巻末に「嘉永五年御記録所御用ニ而書上之」とあり、同三年（一八五〇）の御堂火災、再建後に編纂されている（御堂の火災は第二部第五章参照）。本章の引用は、特に示さない限り『行事』による。
- 7 慶長七年（一六〇二）二月二十七日に直江兼続等六人が亀岡大聖寺（亀岡文殊堂、山形県東置賜郡高島町）で開催した詩歌会の「亀岡文殊堂奉納詩歌百首」の直江兼続漢詩「元日」の第三句第四句。『米沢信用金庫叢書3直江兼続伝』（渡部恵吉他著、一九八九年、米沢信用金庫）及び『正伝直江兼続』（渡邊三省、一九九九年、恒文社）による。
- 8 『綱勝年譜』寛文三年十月二十八日及び同十一月十六日の条、『綱憲年譜』寛文三年十一月の条による。
- 9 『春日山日記』は、全三十巻の他に首巻と目録の三十二冊。米沢市立米沢図書館蔵。引用は同館デジタルライブラリー（巻十五、第十七冊）による。長尾為景、謙信、景勝、及び三郎景虎の事績等を記す。作者や成立年代は不明であるが、首巻冒頭に「此日記は春日山大乱の時大半紛失して、残処の書僅に府城の辺村何の院とか云し禅院に在しを、隅田某、是を見出し我家に隠し置処の旧記也」とある。「春日山大乱」は御館の乱をいう。最初の刊本は、近藤瓶城による和綴活字本全九冊（一八八二年）であるが、底本は米沢図書館本ではなく、同本にみられる首巻を欠き文言も多少の相違いがある。後に復刻版『上杉軍記（原題・春日山日記）』（二〇〇四年、千秋社）が刊行される。
- 10 『香残上人の業績・二四〇周年記念』（祐天寺研究室編、二〇一〇年、祐天寺）による。香残は増上寺第三十六世祐天



や祐海に仕えた米沢出身の僧で、上杉家と祐天を仲介したとされる。

11 巖谷勝正「増上寺三十六世顕誉祐天と常念仏」(『佛教論叢』第五七号、二〇〇三年、浄土宗編集発行)及び『祐天上人の名号』(祐天寺研究室編、二〇一七年、祐天寺)による。

12 西蓮寺については、『西蓮寺史』(伊藤龍豊、一九七九年、西蓮寺)及び西蓮寺前任職伊藤龍昌氏(故人)、住職伊藤竜信氏への聞き取りによる。

13 前掲12『西蓮寺史』による。

14 『治廣年譜』寛政三年五月二十六日の条。同二十八日の条に、諸役人の減俸や諸役場の改革が命ぜられたとある。

15 『任職叢考』全六冊は、米沢藩の役職の由来や変遷を事例を示して解説したもの。安政二年(一八五五)の記事があるので幕末期の編集とみられる。「軍者」は第三冊に所収。米沢市立米沢図書館デジタルライブラリーによった。本史料の解説に、渡部恵吉「米沢藩の職制について」(『米沢市史編集資料』第一号、一九八〇年、米沢市史編さん委員会)がある。

16 『綱勝年譜』正保三年(一六四六)九月晦日の条に、「畠山下総守義真益田外記政重二軍法伝授事始メ」とある。また刊本『上杉家御年譜』卷二三の「畠山氏系図」及び石岡久夫『越後流兵法』(一九六七年、人物往来社)による。

17 今福匡「不識庵御堂と謙信の人格化」(『上杉謙信』(福原圭一・前嶋敏編、二〇一七年、高志書院)所収)には、「綱勝の年譜には関連記事はみられない。この日は御堂に参詣すらしていない」とあり、綱勝の御御武器召初はなかったとする。

18 三種類の兜は、「毘ノ字」は上越市の林泉寺蔵。「勝軍地蔵」は上杉神社蔵の「紫糸威五枚胴具足」。「向鳳凰」は米沢市の宮坂考古館蔵。「浅葱糸威黒皺韋包板物二枚胴具足」である。

19 前掲17今福論文による。

20 『上杉鷹山公写真集』(今泉亨吉著、一九七六年、今泉清発行)に掲載された写真より翻刻した。書状の原本は米沢市の音羽屋旅館蔵である。

#### 第四章 御堂における上杉憲政の祭祀 ― 怨霊から御家擁護神への転換 ―

##### 第一節 憲政の死と照陽寺における供養

上杉憲政は、永禄元年（一五五八）に謙信を頼って越後に逃れ、その後は同国府内の御館の一面に居住し、謙信の出兵に同行して関東に越山し、関東の回復をめざしていた。しかし、謙信の死後に起こった御館の乱に巻き込まれて死去する。

御館の乱の経過は省くが、景勝は武田勝頼と結び信越国境の憂いを除き、一方の三郎景虎は兄北條氏政の援軍を期待できず戦況不利となり、天正七年（一五七九）三月十七日に、夫人と嫡男道満丸、憲政を御館に残して、関東をめざして鮫ヶ尾城に逃れた。鮫ヶ尾城主堀江宗親は安田頭元の勧めにより景勝に内応したため、同月二十四日に三郎景虎は鮫ヶ尾城で自刃した。憲政は三月十八日、景勝と三郎景虎との和議を調停するため、道満丸を伴い御館を出て春日山城に向かうが、途中の四ツ屋砦に立ち寄ったところで殺害される。『内田家譜』<sup>1</sup>に次のようにある。

景勝公、桐澤内田両人之者江御密談被 仰合義（中略）御出ヲ奉待請、桐澤但馬守其節 憲政公奉害、内田  
傳丞押統道満君奉害。

ここでは、景勝の命を受けていた桐澤但馬守と内田傳助（傳丞長吉）によって両名とも殺害されたとしている。

憲政について『景勝年譜』（天正六年四月の条）は次のように記している。

憲政此節御館ニ同居シ玉フ処ニ、景虎ニ余力ヲ添ラル、由聞ヘケレハ（中略）三郎景虎ニ與シテ、公ノ麾下ヲ背ハ、謙信公ノ芳恩ヲ忘ル、ノミニ非ス、武門ノ瑕瑾ト謂ツヘシ。

三郎景虎が御館に籠城して以来約一年にわたる間、憲政が何の動きも見せず、三郎景虎を御館に留めて擁護したことに對し、謙信の旧恩を忘れ景勝に背いた者「武門ノ瑕瑾」と非難している。『謙信年譜』及び『景勝年譜』では、「憲政」と記し敬称を用いていない。少なくとも『謙信年譜』及び『景勝年譜』が成立する元禄期まで、米沢藩において憲政は景勝に對抗した悪者という評価を受けていたのである。

この憲政の死について、『越後古實聞書』（天正七年三月十九日の条）によれば、三郎景虎が自刃した三月二十四日、憲政と道満丸の遺体は、「四ツ屋へ寄て見れば、管領様御死骸さらし置く」状態であった。これを見た安田頭元は「桐山（澤）に近き中（中）なれば、御死骸申請て清め」という。

また『照陽寺縁起』<sup>3</sup>では、四ツ屋砦に近い照陽寺の天叟光意（てんそうこうい）も四ツ屋に赴き、憲政と道満丸の遺骸を納め、この日を命日と定めて同寺で供養した。憲政と道満丸それぞれの法名は「泰公宗栄大禅定門」「春一道圓大童子」<sup>4</sup>であり、「御院号無之、密御位（おい）面奉立」と、院号も付されず葬儀は密かに行われたとする。この日、三郎景虎夫人も自害し、三郎景虎とともに院号無しの位牌が密かに立てられたとする。これは景勝を憚ったものである。

景勝が憲政の供養に関わるのは、乱の終結した後の天正八年（一五八〇）九月二日である。景勝は、憲政の直垂と手道具及び金千疋を照陽寺に納め、光意を導師として供養した（『照陽寺縁起』<sup>5</sup>）。しかしそれ以後、上杉

家が憲政の供養を行った記録はみられない。謙信の養父でありながら、景勝以降の上杉家とは関わりのない者として、顧みられることはなかったのである。

藩政期初め頃に整理されたとみられる上杉家文書の中でも、謙信と景勝関連の文書は黒漆塗文庫に収め、関東管領家関連の文書は赤漆塗箆笥に収めるといふ格差がみられる。当時、憲政以前の関東管領家は強く意識されず、謙信を戴く上杉家という意識が強く表れている。

この憲政を供養した曹洞宗照陽寺は、永禄元年（一五五八）に謙信の家臣山吉豊守の母が謙信に新寺建立を願ひ、春日山城の麓の丘に開創したもので、春日山城と四ツ屋砦の中間に位置している。照陽寺が憲政の供養を行ったのは、山吉豊守・盛信父子が御館で憲政に近仕していたためととらえられる。

上杉家は、慶長三年（一五九八）に会津、同六年（一六〇一）に米沢と転封される。現在、米沢市には上杉家の転封に従って、越後や信濃から移った寺院が少なくない。照陽寺もこれに従ったが、住職の光意は老齢のため米沢入りが遅れた。その頃、城下の地割は既に終わっており、城下南方の南原糟平に寓居した。その後、元和三年（一六一七）に檀家の嶋田家から城下三ノ丸の南方七軒町（米沢市城南五丁目）に土地の寄進を受けて一寺を建立した。憲政の墓も越後から移されている【史料54】。

照陽寺では上杉家による憲政の供養が藩政期前半に行われていないことから、上杉家ではなく檀家の山吉家や嶋田家に従って移転したものとみられる。照陽寺において藩による憲政の供養が行われるのは、死後約百三十年後の宝永七年（一七一〇）である。

## 第二節 米沢藩における憲政の祭祀

### 一 米沢藩における憲政の祭祀の始まり

米沢藩による憲政の祭祀は、五代藩主吉憲の時、宝永七年（一七一〇）に、江戸渋谷の臨濟宗東北寺（とうほくじ）（渋谷区広尾）から米沢の照陽寺に位牌が移されたことに始まる。第三章でみた浅野家主従の怨霊供養が始められた頃と一致する。憲政の祭祀の始まりは、次に述べる経緯もあるが、『謙信年譜』と『景勝年譜』がそれぞれ元禄九年（一六九六）と同十六年（一六九六）に成立し、そこで憲政が改めて意識されたことも一因と考えられる。

『吉憲年譜』（宝永七年二月二十六日の条）には次のようにある。ここでは「管領憲政公」と敬称を用い、『景勝年譜』以後初めて憲政の記事が登場する。

管領憲政公御牌面、江府ニ於テ渋谷東北寺閑居洞天和尚住庵ニ安置ノ御契約ノ処、洞天迂化ニ依テ、右位牌、米府へ下向アリテ、照陽寺ニ安置シ玉フ旨、宗門奉行ヲ以伝命。五月二十四日、修営成テ照陽寺ニ移シ玉ヒ安置也。住僧白堂和尚供養アリ。二十四日御忌辰也。

憲政の位牌は、江戸では東北寺を隠居していた洞天が、その住庵に安置していたが、洞天が死去したので、米沢藩の宗門奉行の命により米沢の照陽寺へ移されることとなった。五月二十四日の月命日に照陽寺で白堂が供養の法要をしたと、藩による祭祀の始まりが記されている。臨濟宗から曹洞宗への転換でもある。東北寺は三代藩

主綱勝の生母生善院の中興開基であり、後に生善院とその娘梅嶺院（綱勝妹、吉良義央室）が埋葬されている。

また『米澤通鑑要』（宝永七年「憲政公位牌徒於照陽寺」の条）には「毎年香華料五両ヲ供シ、照陽寺ヲ朝見ニ進メラル」とあり、この時から御目見得寺となっている。

この洞天慧水が住庵に憲政の位牌を安置していた経緯は不明であるが、照陽寺の白堂三龍が洞天慧水の弟子であったため憲政は照陽寺で供養されることになった。

その二年後の正徳二年（一七一二）には、憲政の供養のために上杉家から大梵鐘（第二次世界大戦時に供出）と「護國殿」の扁額が寄進された（『史料55』）。そして享保十三年（一七二八）三月十八日、照陽寺で二夜三日の百五十回忌が営まれた。『照陽寺縁起』には次のようにある。

新御位面三月十八日  
御法名慶雲院殿泰公宋栄大居士 上杉管領憲政公

古御位面三月廿四日

百五十年御忌御法事ヨリ年々御茶洞御納、七月、年々御家老中ヨリ御代香被相勤。

この遠忌を機に、初めて院殿号が贈られ、藩からは毎年供養の茶湯料が下され、七月の盃蘭盆には家老の代参焼香が行われた。ここで初めて、藩主家の先祖としての位置づけがなされたのである。

その後、安永七年（一七七八）の二百回忌には九代藩主治憲が、文政十一年（一八二八）の二百五十回忌には十一代藩主齊定が、それぞれ照陽寺に参詣して「御太刀一腰、御馬一匹」を奉納している。<sup>7</sup>

## 二 大乘寺への憲政の位牌安置と憲政の怨霊

八代藩主重定は、延享三年（一七四六）九月十五日に、憲政の位牌を謙信の菩提寺大乘寺にも安置し、同二十四日、大乘寺隆元を導師として忌日の法要を営んだ。

『米沢地名選』<sup>8</sup>には、憲政と道満丸を討った内田傳丞長吉、桐澤但馬守の子孫について、憲政の位牌が大乘寺に安置される際の様子として次のように記している。

内田善助、二の丸の番士の中に在りけるか、両君の御位牌、只今大乘寺へ入らせ玉ふとて（中略）二の丸御長屋の隙より各伺ひけるか、内田も共に透き見しれるか、乍物狂はしく成り、脇差など抜放て騒ぎければ（中略）搦め取て宅へ推籠おけり。両君の霊と云々。桐澤は憲政公を討進らせけるか、一家皆、癩と成て死絶へたり。（中略）内田、元高祿の侍なれとも、幾度か改易に坐せられて、遂に石なしの三人扶持なり。南原に住けるか、時々照陽寺の門前を通りけるに、其毎度穢怪したりければ、今は気魂なしとて遙かに北の方木場へ転宅して避けるとそ。又内田善助、南原に住し、寸角ある鬼兒を生めり。夫れより恐れて成就院にて月祈禱せりと云々。

前段では、内田善助は二ノ丸の番士で、憲政の位牌が大乘寺に移されるときに、隙間から垣間見ていたが、突然に脇差しを抜いて騒ぎ出したので取り押さえられ自宅に押し込められた。これは憲政の霊によるものであるといわれた。桐澤については、「一家皆、癩と成て死絶へたり」と簡潔である。後段では、内田家の者が憲政の菩

提寺照陽寺の前を通るたびに怪我をしたので、城南の南原から城北に転居した。また奇形児が誕生したので、恐れて毎月祈禱を欠かさなかったという。

内田家の先祖内田傳丞長吉はもと武田信玄の家臣であったが、後に謙信に属し、景勝の側近として功をなした。その後、景勝の勘気を蒙り改易となり病死する。定勝の代に傳丞の子善左衛門が三人扶持で召し抱えられているが、それ以降は男子がなく他家より養子を迎えることがしばしばであった(『内田家譜』)。この善助は他家からの養子と思われる。他家からの養子にさえも憲政の霊は災いをなした。したがって個人ではなく、内田の家に祟る怨霊である。

桐澤については、『管窺武鑑』<sup>9</sup>にもみられる。

(桐) 相澤但馬、御首を打ち奉り(中略) 附不思議なり。右の相澤、七日の内に癩病を受け、其子迄も斯くの如く。後に越国枇杷が島に居るなり。

桐澤は怨霊がもたらす疫病に冒され、また怨霊の祟りを恐れてか越後枇杷島に留まったという。また、米沢藩における家臣の断絶や改易等を記す『絶家集』<sup>10</sup>には桐澤但馬守の記載はなく、会津転封には従わなかったか、それ以前に絶家したとみられる。

なお、かつて憲政が越後に逃れる際に上野の平井城に残した嫡男龍若丸は、後に北條氏に捕らえられ首を打たれる。その首を打った神尾治部右衛門も滅んだ。『鎌倉公方九代記』<sup>11</sup>には次のようである。



幾程なく神尾、癩病患へ（中略）吠死こそしたりけれ。其子又癩病になり、家終に亡びしは管領上杉の罰当りけりと、皆人不思議の思をなす。

神尾父子は癩病を患って死に家が絶えた。憲政の罰があつたものかと皆不思議に思ったという。当時、癩病は怨霊がもたらす疫病として畏怖されていたのである。また、龍若丸主従六人（五輪塔六基）は地元民によって供養され、五輪塔六基を納める小さな祠（「上杉神社」とある）が小田原市東町に現存する。

これらのことから、当時は憲政や龍若丸の霊が祟りをなす怨霊ととらえられていたことが知られる。

### 三 大乘寺における憲政の祭祀

これより前、六代藩主宗憲は享保十二年（一七二七）、謙信の百五十回忌にあたり、新たに大乘寺に殿宇を建立し、謙信の位牌を遷座した。そして、八代藩主重定の時、延享二年（一七四六）九月十五日に憲政の位牌を大乘寺にも安置し、忌日の法要が営まれた（『重定年譜』同日の条）。ここには、憲政が謙信を頼って越後に逃れてから死去するまでの顛末と、翌延享四年（一七四七）三月に大乘寺に出した覚書を一括して記している。

まず憲政の死の顛末であるが、『景勝年譜』とは違った内容である。

天正七年、謙信公御他界否、景虎御館ニ参籠（中略）、此時ニ当テ憲政公ハ御館ニ同居アリ。三月十八日、和ヲ乞ハントノ御底縊ニテ、春日山ニ至ラントナリ。此節血氣ニ男（男）メル若者、是コソ功名ノ一大事ト抜カケ

シテ、桐澤但馬守カ家来、途中ニテ打奉ル。景勝公聞シメサレ、驚嘆シ玉フト雖トモ、其カイナキコソ無念ナレ。

『景勝年譜』では憲政は景勝の命により殺害されたとしていたが、ここでは、桐澤但馬守の家来が抜け駆けの功名を得たいと憲政を討った。憲政は不慮の最期をとげ、景勝も驚嘆し、無念であると、全く逆の内容である。ここで注目されるのは、謙信と景勝には關字を用いているが憲政にはなく、謙信と同様に「公」と尊称しながらも差があることである。

次に、重定は、この憲政を謙信と同様の供養を行うことを命じた(『重定年譜』(同前))。調査の結果、憲政の命日が三月十八日と判明したので、新たに位牌を作り直して大乘寺に安置した。

御崇敬アリテ 謙信公ト御同様御供養ノ為、大乘寺へ御安置。(中略) 御牌面新ニ御改有テ、慶雲院殿泰公宋栄大禅定門、天正七年三月十八日ト相記シ、祥御忌日ニハ御直参アル所也。

祥月命日には藩主重定自らが回向するとした。この時新たに作られた位牌は、定勝以降の歴代藩主と同じく、五輪塔の地輪を極端に長くしたものを蓮台の上に載せるという形である。位牌の形は藩主と同じであるが、歴代藩主が祀られた御堂には祀られることがなかった。

この重定の憲政供養は、先代七代藩主宗房の死後(同三年八月十二日死去)に襲封して直ちに行われている。その背景には次のことも一因であった可能性がある。

この二年前の延享元年（一七四四）は定勝の百回忌にあたる。これに合わせて五代藩主吉憲の娘瑞耀院（秋月藩主（福岡藩支藩）黒田長員室）が法音寺に自筆の「薬師経」一巻を奉納した。<sup>12</sup>これは、歴代藩主が、定勝が正保二年（一六四五）享年四十二歳、綱勝が寛文四年（一六六四）同二十七歳、綱憲が宝永元年（一七〇四）同四十二歳、吉憲が享保七年（一七二二）同三十九歳、宗憲が享保十九年（一七三四）同二十一歳と短命であり、特に綱憲死去から宗憲死去の三十年間に三代の藩主が相次いで死去している。また特に綱勝は嗣子なく没したため、三十万石から十五万石に減封となる危機にみまわれた。これらのことから、御堂（女人禁制のため法音寺に奉納）に実家上杉家の無病息災と安泰を願って奉納したのである。その直後に宗房（同二十九歳）が死去している。

こうした事情から、重定にとって、非業の死を遂げた憲政の供養は急務であった。大乘寺に出された覚書には次のようにある（『重定年譜』（同前）【史料56】）。

慶雲院様御忌日之儀（中略）三月十八日ニハ、真言秘密之光明真言護摩、大乘寺致執行。其上毎月十八日ニハ、四十五人之僧中、御法要相勤可申候。尤此末年々御祥月三月十八日ニハ、右ノ通ニ致候様 仰出候。右御執行御舎之儀ハ、怨念退散、即身成仏、御家擁護神ト成ラセラルヘキ為也。然ル上ハ、弥僧中信深ヲ相  
尽、執行可致事。（後略）

憲政の祥月命日には大乘寺が護摩を修し、月忌には四十五人の僧で法要を行うこととした。それは憲政の「怨念退散」のためであり、やはり憲政の霊は怨霊ととらえられていたのである。怨念を消し去り成仏させて「御家擁護神」へ昇格させる。そのためには僧侶は信深を尽くして法要を行うように、という重定の切実な願いが吐露

されている。

また、この憲政の法要については、『御堂年中行事』（正月十八日の項）に、

慶雲院殿御忌日御法要、如

御堂法式、非番之僧中、不残大乘寺江相詰勤之。御導師大乘寺、延享三年御安置以来、相勤之。

とある。「如御堂法式」とは、謙信の忌日法要と同様を意味する。導師は大乘寺が勤め、非番の僧は残らず大乘寺に総出仕することとされた。「御堂」はこの場合、謙信を指している。

さらに、四年後の寛延三年（一七五〇）には、大乘寺瓊巖が憲政の霊場のために勧進して、鳴鐘を造営した。この鐘は第二次世界大戦の際に供出され現存しないが、その銘には次のようであったと『大乘寺家記』<sup>13</sup>に記されている（【史料57】）。

恭惟春日山者、太祖謙信公之菩提所而（中略）特依於当君重定公嚴命、經始慶雲院殿之霊場。毎月十有八日、

使課大衆勤（勤力）、理趣三昧矣（中略）

浄衆戮力、敲鐘新成、法会有則、靈威益栄（後略）

春日山大乗寺は謙信の菩提所であり、今回重定の嚴命によって憲政の霊場ともなった。毎月十八日の月忌には謙信と同様に、「理趣三昧」の執行が課せられた。

最後に、「浄衆戮力」と、この鐘が多くの方が力を合わせて募った浄財でなったものであり、「法会有則」と、以後も法要が怠りなく永く続けば、憲政の靈威は益々栄えて上杉家擁護の神となるだろうとの期待が強く込められている。

このように、重定は吉憲の始めた憲政の祭祀を継承し、謙信が自ら定めた菩提寺大乘寺に祀り、謙信と同様の法要を行い、祥月命日には藩主が直参し回向するとした。

また『鶴城叢談』<sup>14</sup>には、「重定公、延享二年、管領御位牌大乘寺へ御安置、謙信公御相殿（中略）先公之志を継述被遊ける」とある。「相殿」、つまり謙信と憲政の位牌は並んで安置されていたことを示している。また、これは吉憲や宗憲の意志を継いだものとしている。

このようにして憲政は上杉家の先祖として認識されることになる。しかし謙信や歴代藩主と同様に御堂に祀られることはなかった。これは謙信が権大僧都位を授けられ、歴代藩主も権大僧都位を贈官されて、他の一族とは区別されていることによる。また御堂へは藩主と藩主不在時の城代の参拝しか認められず、歴代藩主の法要等の際には上級藩士は二ノ丸の法音寺で参拝している。謙信の位牌を新たに大乘寺にも建て、憲政を相殿で祀ったことは、上級藩士の参拝に便を図り、憲政を意識させることでもあったといえる。

## まとめ

上杉憲政は、御館の乱では謙信の旧恩を忘れて景勝に背いた「武門ノ瑕瑾」の者として景勝に討たれ、死骸も放置された。供養は景勝を憚り密に行われ、景勝が戦後に供養して以降、上杉家における憲政の供養は行われ

なかった。少なくとも『景勝年譜』が編纂される元禄期までは、米沢藩では憲政を上杉家の先祖とみることがなく、関東管領家伝来の文書も謙信・景勝関連の文書より格下に扱われていた。

藩による憲政の祭祀は、死後約百三十年を経てようやく始められ、ここで初めて憲政が上杉家の先祖として認識されることになる。この間、憲政を討った者の家が亡びたり衰微したのは、その怨霊によるものとされていた。

こうした中で、重定が憲政を謙信と同様にその菩提寺大乘寺での供養を開始する。その願いは憲政の怨霊を成仏させ、「御家擁護神」として祭祀することであり、上杉家や藩の安泰を祈ることであった。これはまた、上級藩士の参拝の便を図るものでもあった。

また類似の例を他藩みると、出羽庄内藩（山形県鶴岡市）にみられる。藩主酒井家の祖忠次は松平信康の自刃に関わっており、庄内藩と支藩松山藩（山形県酒田市、旧飽海郡松山町）では、その霊を幕府を憚りながら密かに御霊として祭祀し、藩の安泰を願っている。藩主等の若死にや常念仏の開闢など、その状況や時期は上杉家とほぼ同じである。

当時、怨霊への畏怖の念は極めて強く、その成仏と御霊としての祭祀は重要な問題としてとらえられ、それによって藩主家や領内の安泰を祈ることが行われていたのである。

- 1 マイクロ九一一号のうち『内田家譜』。米沢藩士内田氏の系図と事績をまとめたもの。
- 2 謙信と景勝の年譜の成立は、それぞれ元禄九年（一六九六）、元禄十六年（一七〇三）である。
- 3 マイクロ九二四号のうち『照陽寺縁起』。同寺の檀家山吉家歴代当主が、天文二十二年から明和八年（一五五三〜一七

七一)までの同寺の重要事項を書き留めたもの。本史料は全体を通して筆跡が同じで、藩の記録方による写本とみられる。  
4 三郎景虎や道満丸の法名は、供養する寺によって院号が付く等いくつか違ったものがあるが、その寺の住職が故人の生前を鑑みて付けるものであり、違いがあることは特に問題視する必要はない。

5 現在、照陽寺には憲政の守本尊虚空蔵菩薩像や使用の団扇、采配、袈裟、数珠、杵が伝世している。『照陽寺要覧』（伊藤吉定、一九八三年、照陽寺）及び住職伊藤良久氏からの聞き取りによる。

6 『米澤通鑑要』巻一の慶長十四年の条に、城下の町割は慶長十四年（一六〇九）に行われたとある。

7 『治憲年譜』安永七年三月十八日の条、『齊定年譜』文政十一年三月十八日の条、及び照陽寺蔵各藩主奉納目録による。

8 『米沢地名選』は文化元年（一八〇四）米沢藩士小幡忠明の著作。刊本『米沢古誌類纂』（一九七四年、米沢古誌研究会）に所収する。

9 『管窺武鑑』全九巻・五冊は、老中永井直政の家臣夏目定房の著作。定房の父定吉は景勝の家臣。謙信・景勝関連の軍記物で、他に景勝の家臣藤田信吉、永井家や夏目家についても記す。序に「正保丁亥季冬廿四日賜許可之書」（正保四年丁亥、一六一七）とある。最初の刊本は『越後史集―天―』（黒川真道編、一九一六年、國史研究會）。復刻版『越後史集・上杉三代軍記集成―天―』（一九八三年、聚海書林）がある。

10 マイクロ一〇〇〇号『絶家集』による。

11 『鎌倉公方九代記・卷十一晴氏軍記』の「十五、憲政息渡氏康(略)并神尾父子癩病」の条。本史料は、鎌倉公方足利基氏から義氏まで九代の要領を記したもので、作者は不明、寛文十二年（一六七二）頃の成立か。最初の刊本は『鎌倉公方九代記・鎌倉九代後記』（黒川真道編、一九一四年、國史研究會）、復刻版は『同』（一九七二年、崙書房）。

12 法音寺所蔵。奥書に「延享元年甲子年十二月 黒田氏甲州源長貞室 上杉氏女拝書之」とある。瑞耀院の外孫（日向高

鍋藩主秋月種美(二男)が九代藩主治憲である。

13 『大乘寺家記附喜壽帖』(大乘寺良一著、一九五五年、私家版)による。本書は二ノ丸大乘寺の歴代住職の略歴を記したものである。また明治四年(一八七二)に謙信の祭祀が神祭に改められた際、住職智順は復飾し寺号を姓として神社の神官となった。著者はその大乘寺家第三代で、智順から三代の略歴と喜寿を迎えた自らの事績を記している(第三部第一章参照)。

14 『鶴城叢談』全六巻は、米沢藩士相浦秀興が、祖父の代からの書留を編集したもので嘉永二年(一八四九)の成立。第一巻は謙信と景勝、第二巻は定勝以降の藩主と支侯や藩主夫人の記事。第三巻以降は家臣百五十九人の逸話等を記したものである。刊本『山形県史・資料編第三(新編鶴城叢書・上)』(一九六〇年、山形県)に所収する。

15 拙稿「米沢藩における上杉憲政の祭祀―怨霊から御家擁護神への転換―」(『米沢史学』第三四号、二〇一八年、山形県立米沢女子短期大学米沢史学会)で、庄内藩の状況を概観した。



## 第五章 御堂の火災とその再建

### 第一節 二ノ丸寺院の火災と賞罰

第二章でも述べたが、御堂に奉仕する二ノ丸寺院に最も求められたのは火の用心である。しかし藩政期を通してたびたび火災が起きている。ほとんどが火の不始末であるが、放火も見られた。ここでは、広義に二ノ丸寺院を含めて「御堂」とし、火災とそれに対する賞罰から、御堂祭祀（謙信の崇敬）についてとらえていく。

最初にみえるのは、延宝七年（一六七九）三月二十二日の御堂衆正福院からの出火である（『米澤通鑑掣要』同年三月二十六日の条、『三重年表』同日及び二十三日の条）。『米澤春秋』<sup>1</sup>（同二十二日の条）には「正福院出火」とのみある。これは放火であったので住僧に咎めはなかったが、焼失した部分の補修は自己負担とされ、藩からの援助はなかった。

この年には放火による火災が相次いだようで、「諸所火事アルニツキ、御徒目付不残廻ル」（『三重年表』）とある。二十三日に「小走善右衛門」が訴人し、正福院の火付を含め山伏多数が捕らえられた。首謀者の山伏三名は火罪、その他の山伏とその親、妻子は磔刑、斬罪に処せられた。一方訴人の善右衛門には米五俵が下された。「小走」は、使い走りや雑用を勤めた奉公人であり、過分の褒賞であった。

また、五代藩主吉憲の享保三年（一七一八）三月二十八日夜に能化衆延壽寺から出火し、法音寺、蔵王堂、靈仙寺等が類焼し、さらに城南の三の丸に飛び火して松木内匠の屋敷が全焼した（『吉憲年譜』『米澤通鑑掣要』『米澤春秋』『三重年表』同日の条）。

この日、吉憲は参勤のため江戸へ向かう途中、板谷駅（福島県境付近）に止宿しており、直ちに報告された。しかし翌日そのまま江戸に向け出発し、賞罰は一ヶ月以上過ぎた六月一日に行われた。『吉憲年譜』（同日の条）に「防火精勤ノ輩ニ賞詞、且失火ノ僧侶御呵ヲ命ス」とあるのみで、具体的な内容は明らかでない。

再建後の蔵王堂には、享保十年（一七二五）十月十日に稻荷堂が建立され、城の鎮守とされた。

さらに元文元年（一七三六）九月二十六日には、謙信の菩提寺である大乘寺が焼失した（『米澤通鑑要』同日の条）。その他の記録にはみえず、賞罰も不明であるが、駆け付けた一人の藩士の心意気を評している。

申ノ刻、大乘寺出火。御城内ノ事ユヘ御家中大ニ周章ス。侍組志駄介十郎義尉、予テ赤貧ナリ。火元城内ト見ルヨリ、袴オツ取、裾高ク挟ミ大鉢巻ニテ一参ニ駆付、組頭本庄弥次郎豊長ノ前ニ出。此体恥シク候ヘトモ、火事装束ハ質ニ置ヌ。御城内ノ出火大切ト存ジ到着致シ候。此儀御見遁シ玉ハル可シト、ワルビレズシテ申述ル。出立ノ見苦シキニ引替ヘ、心中清直也ノ聞ヘモ有リシト。

大乘寺は堀を隔てているが御堂に最も近い場所に位置し（米沢市上杉博物館付近）しており、混乱した様子である。そこに駆けつけた志駄義尉は二百五十石取の侍組（上級藩士）であったが、家計は困窮し火事装束を質に入れており、見苦しい姿で駆け付け、「御城内ノ出火大切ト存ジ（中略）御見遁シ玉ハル可シ」と言った。

志駄氏の先祖義時は長尾爲景、謙信に仕え、永禄四年（一五六一）の川中島合戦では謙信の眼前で討ち死にした。その子義秀は景勝、定勝の代に奉行を勤め、死の直前には定勝が病氣平癒の祈禱や祓いの巻数を贈っている（「志駄氏系図」）。義尉が先祖の受けた恩に報いる、その清直さが評価されている。藩財政の逼迫とともに藩

士も困窮していくが、その実態も示している。

その後は、文化十一年（一一八四）五月十八日に能化衆寶藏寺の失火により、御堂衆の法性院と萬秀院も延焼した（『三重年表』同日の条）。なお法性院と萬秀院は一棟の合院で寶藏寺に隣接していた（『治廣年譜』同十七日の条）。この時、治憲は隠居して三ノ丸御殿（餐霞館）にあったが、「早速 御堂へ被為入、鎮火否、二ノ丸御殿へ御立寄」した（『治憲年譜』同十八日の条）。早速に御堂に入って、その無事を確認し、二ノ丸御殿に隠居している前藩主治廣を見舞った。藩主齊定は参勤中で、その年譜にこの件は触れていない。賞罰も不明である。治憲は謙信を最も崇敬した藩主であり、藩主時代はもとより隠居後は頻繁に御堂に参詣している。この件からも、自ら御堂の安全を確認するという崇敬の念をみることができる。

## 第二節 蔵王堂稻荷堂の狐の靈驗譚

前述の蔵王堂火災の後に建立された稻荷堂に伝わる靈驗譚を述べておきたい。稻荷堂の建立は、宗憲の生母祥壽院の発願であった（『宗憲年譜』享保十年十月十日の条）。これには、祥壽院が城内に稻荷堂を建立して鎮守としたいと深く願ひ、宗憲の意見を求め、宗憲も慶事と了承したとある。しかし宗憲は当時十二歳であり、七歳で相続した後は江戸にあったので、米沢にあった祥壽院の意向が強く反映されたものと思われる。

この稻荷堂には、七代藩主宗房が將軍家からの鶴拝領に関わった、次のような狐の靈驗譚が伝えられている（『上杉神社誌』）。なお宗房の鶴拝領は、元文五年（一七四〇）にみえる（『宗房年譜』同年十二月十四日の条）。

拝領の鶴が米沢に到着次第、請書を認め飛脚を立てたが、翌日に右筆所で請書の本書が発見された。飛脚に持

たせたのは案書であったと奉行衆は困惑し、飯縄使いの岩井大膳に相談した。大膳が修法祈祷すると一匹の狐が現れた。これは城内に棲む右近左近という二匹の狐の一匹であった。大膳が請書の入った箱を狐の首に掛けると、たちまちに走り出し、翌晩にはまた箱を首に掛けて戻ってきて、庭先で息絶えた。箱の中には案書が入っていた。

飛脚が戻ってきたときに、途中で不思議なことがなかったかと尋ねると、古河（茨城県古河市）あたりで急に睡魔に襲われ少し木陰で眠った。その時に、はたと首に何かがあたって目覚めた。その時に取り替えられたのであろうと言った。大膳の申立によりこの狐の遺骸は棺に納められ、稻荷堂に祀られた。

九代藩主治憲は、この稻荷堂を崇敬し、篆書で「正一位稻荷大明神」と揮毫し、これを木彫りにして扁額を納めた。これは今に伝えられている。

この稻荷堂は、明治九年（一八七六）に上杉神社が建立されると末社としてその境内に移された。また三ノ丸の稻荷社と合祀されて福德稻荷神社（上杉神社末社）となり、現在も「福德稻荷講社」を組織して市民に信仰され、この靈験譚も社頭に掲げられている（上杉神社の建立は第三部第一章参照）。

### 第三節 御堂の火災と再建

#### 一 御堂茶之間の火災と賞罰

二ノ丸寺院の火災については、記録には留められるが、前述のように、賞罰についてはあまり詳細に触れられていない。しかし、御堂については詳細に記されている。

天和二年（一六八一）四月十八日に御堂の茶之間から出火した（『米澤通鑑要』『米澤春秋』『三重年表』同日の条）。『米澤春秋』には次のようにある。『米澤通鑑要』もほぼ同内容である。

十八日八時過、御堂御茶間出火。安養院小者、夜具持見当り呼回ル。折節御出城、破損奉行齋藤与三右衛門、石塚與兵衛、並大工四人、走付消留之。依之不延焼。此節、御堂衆延命院、正福院、善正院、当番之処、為支度罷退不居合。右不調法二付、三人共ニ遠慮、蟄居被仰付。能化大乘寺、安養院、妙觀院、当番之処、三手御法事後三十日休息、朝晩計り出勤之御定二付、御咎無之。右火事二付、見当呼走安養院小者エ為御賞、身代五十匁、金二十兩被下。後破損御役兩人米五俵ツ、大工三人エ三俵ツ、

御堂の茶之間からの出火を、能化衆安養院の小者が発見して火事触をし、折よく居合わせた破損奉行の齋藤と石塚、大工が駆け付けて消火し、延焼には至らなかった。この夜の当番の御堂衆延命院、正福院、善正院は支度のため場を離れていたの、遠慮、蟄居の処分を受けた。同じく能化衆大乘寺、安養院、妙觀院も当番であったが、朝晩ばかりの出仕であったので、罪には問われなかった。安養院の小者には身代五十匁と金二十兩、奉行と大工は米を賜った。

この御堂の茶之間は、謙信の遺骸を安置する壇に向かつて左、善光寺如来壇のすぐ手前にあり、大事に至れば謙信壇にも災禍が及ぶ恐れがあった。これを発見した小者には破格の褒美が下された。この褒賞と三ヶ寺の処罰について、『三重年表』には次のようにある。

延命院芦澤、一間九尺ノ詰牢入。正福院、善正院、御城下追放。妙観院同宥、佗国へ追放仰付ラル。五月九日、安養院小者、奉行近ク召出。奉公人ナラハ知行、百姓ナラハ地方永代御免仰付ラルヘケレトモ、左ナキモノニ付、御褒美トシテ金二十両下サレ。

延命院は詰牢入（独房への入牢）、正福院と善正院は城下からの追放とされた。『米澤春秋』では、妙観院は無罪とされていたが、ここでは他国へ追放と違いがある。安養院小者については、奉公人ならば知行加増、百姓ならば年貢永代免除になるが、どちらにも属さないので褒賞金となったとしている。

二ノ丸寺院とは違い、褒賞は破格で処罰は厳しくなっている。御堂本堂の重要性が顕著に示されている。

## 二 御堂の焼失

嘉永二年（一八五〇<sup>3</sup>）十二月二十日、御堂は当番僧の不始末により炎上、全焼した（『齊憲年譜』同日の条。以下、別に注記ないものは『齊憲年譜』による）。

年譜のこの日の記事は、「法音寺隆興、住職御免ノ上、三人扶持ヲ賜ハル」と、法音寺住職の罷免から始まる。法音寺の住職代替わりは、通常、隠居か死去によって行われ、同時に後住が任命される。大乘寺龍昶が後任となるのは年明けであり（『大乘寺家記』）、また「御免」とあることから、火災の管理責任を問われての罷免とみられる。この日のうちに処罰されたのは法音寺だけであり、即刻に行われたことは、藩における御堂の重要性を示している。年譜は、御堂の管理責任を問うことを第一として、法音寺の罷免を始めに書き出している。

この日、藩主齊憲は従弟の主水勝応（以下、各年譜の呼称のとおり「主水」という）と忘年の宴を催していた。その最中、酉上刻に御堂能化番所から失火した。齊憲は直ちに単身で御堂に向かったが、小姓頭から「君主、御軽拳然ルヘカラサル」と引き留められた。引き返して火事装束に着替えて再び向かったが、「御本堂、既巳二烈火ヲ発シ」て近づけなかった。主水は別棟の靈仙寺の屋上で防火の指揮をとった。

御堂が全焼する前代未聞の火災で、火は四時によく鎮火するという事態であった。江戸への報告には、雪があつたので御堂本堂だけの焼失で、他への延焼はなかつたとしている。しかし、雪のために消火活動が阻まれ、鎮火までに四時間を要したともいえる。当日は新暦二月一日で、豪雪地帯の米沢では最も積雪の多い時期である。

齊憲と主水は鎮火後に本堂周辺を見回り、謙信の遺骸（甕棺）の無事を確認し、付き添って二ノ丸の大乗寺へ遷座し、焼香した。これ以後、大乗寺が仮御堂とされた。また齊憲は自らを十日間の「慎」<sup>つしみ</sup>に処した。御堂に安置の謙信と藩主の位牌十三体のうち七体が焼失したので、仮位牌の用意が命じられた。また謙信壇に向かって左の毘沙門堂の本尊、謙信が信仰した「泥足毘沙門天像」も火を蒙り一部損傷したが、そのままの姿で仮御堂、新御堂と移されている。<sup>4</sup>

この火災で消火にあつた江田忠恕が焼死し、同二十三日、牌面に金小判十五枚が下された。その書付には次のようにある。

#### 五十騎

一、金小判十五枚

江田五左衛門

牌面へ

右者、去ル二十日、当番之所 御堂御出火二付、走付相働、致怪我、宿元へ引取候、否致死去候由、畢竟、御場所柄踏込テ相働候。故終非命之死ヲモ遂候筈。御痛敷被 思召御感之余、右之通被成下。

前述の安養院小者への褒賞と同じく、御堂大事と働き非命の死を遂げた者、御堂（謙信）に対する忠死には、即時に褒賞がなされている。同二十六日に江戸家老へ発せられた書状には、原因は番所の炬燵の火の不始末であったとし、「怪我人、数多有之候へ共、取調中ニ付不能詳候」とあり、その他の賞罰は年が明けてからであった。

これより前、火災の翌二十一日、齊憲と主水は火事装束で現場検証をし、藩の重役と協議し、江戸家老に現状と幕府への届出等について伝えた。幕府に対しては、本丸の火災は前例がないが、場所柄届け出でなしでは済まされまいだろうと決したとある。

これに対する江戸家老の返書（十二月二十七日付）に、幕府への届出については次のようにある。米沢に届いたのは年明けであろう。

一、（中略）御先例ハ無之候得共、御本城中ト申、殊ニ御場所柄ノ儀ニ付、其筋へ内々相伺候方然ト遂評判。天明四年、新御殿、文化八年、追手門御焼失之振合ヲ以、御届出書相調（中略）今日差出申候。

本丸の火災は先例がなかったが、場所柄ゆえに内々に幕府の筋に伺いをたて、天明四年（一七八四）の二ノ丸御殿、文化八年（一八一）の追手門焼失の例をもとに届出書を提出したという。その届出書の写と江戸留守居二名の書上の写も添えられていた。届出書の写は次のようである。



出羽国米沢城、今日酉之刻、本丸内先祖共位牌差置候構内、番所ヨリ出火之処、折節風烈ニテ右構不残焼失仕候。尤住居向並門櫓等之儀ハ別条無御座候。此段御届仕候。以上。

十二月二十日

上杉弾正大弼

実態は寺院である御堂を「先祖共位牌差置候構」とするところに、幕府との交渉の苦悩がみられる。

前にみた「松岬城堞図」では、城内の様子が極めて詳細に書かれているが、他の城絵図では御堂の場所は建物  
物が簡略であつたり、塀に囲まれた空き地のような描き方をするものもある。二ノ丸寺院の置かれた場所を侍屋敷とするものまである。

江戸留守居の書上には次のようにある。

(前略) 御堂御唱之儀、公辺へ何トカ相頭候儀モ御座候哉ト、麻布御蔵之内御絵図面不残、其外頻リニ穿鑿仕候共、相分兼候ニ付、恬養軒様へモ御窺申上候処、何モ御氣付不被為在候由ニ付、無扨 御先祖御位牌所ト相認申候。(後略)

御堂を届出書にいかに表示すべきか、蔵の絵図面等を残らず調べたがわかりかね、隠居の前米沢新田藩主恬養軒勝義(齊憲の叔父)にも尋ねたがわからず、やむなく「御先祖御位牌所」としたという。続けて、これが差し支えあれば届け済みではあるが、改めて内々に幕府役人東条平左衛門(役職不明)と交渉したいとしている。

この他、書上には、先例を調査すると、本丸の火災は見当たらず、二ノ丸では二ノ丸御殿、追手門焼失は届け

ていたが、その他近年も火災があつたが届け出ではなかつた。今回は場所柄もあるので東条に内々に相談し届け出ることにしたとある。焼失の届出は後の再建にも関わり、寺院の新設が禁止されている中で、事実上の寺院である御堂を、いかに幕府に理解させ、再建するかは最も重要なことであつた。

なおこの火災により、郡中三日間の普請鳴物停止となり、二十二日の節分（新暦二月三日）の規式、二十八日の歳暮の出仕を取りやめ、二十三日の世子茂憲の縁組御悦申上が三十日に延期された。また二十七日には大乘寺に移された謙信遺骸安置の仮構ができあがり、「法華経」の読誦が命じられ、齊憲が参詣している。

あるいは、正月には「御庭鉄砲上覧」が通例であつたが、齊憲は「御堂焼失後、御痛慮特ニ甚シク」これを取りやめていた。家臣等は開催を促したが聞き入れず、「鉄砲ハ軍国ノ大事ナリ」と再三勸めてようやく開催された。ただし「御戒慎」により「御酒召上ラレス」であつた。

当時、出羽庄内沖（山形県酒田市沖）にも異船が出没し、これに対して齊憲は西洋式の軍備の増強を進めていたところであつたが、御堂の焼失による齊憲の心痛が極まりないものであつたことを示している。

### 三 当事者の賞罰

法音寺の罷免と江田忠恕への褒賞は即刻行われたが、他の褒賞は年が明けた嘉永三年（一八五〇）三月二十四日に行われた。

- ・ 江田忠恕の長男忠道には、忠恕跡の相続と加秩二十五石、計五十石を賜る。
- ・ 小納戸藤卷新左衛門には加恩三石（もとの秩禄不明）。第一に駆け付け抜群の働きをしたことによる。

- ・城代森豊前の弟友次、五十騎組売間与一郎、小納戸秋山嘉次右衛門、御細工井熊太郎には、それぞれ銀三枚。
- ・成田村真言宗福蔵院に銀五枚。修験大乘院に金百足。「御位牌様」を守り出した特段の働きによる。

江田忠道は加秩のうえ相続となった。かつて藩主に殉死した者の相続の例を見ても、加秩のうえの相続であり、これと同様の厚遇である。先例では加秩分は永代に賜っているが、忠道はそのまま明治維新を迎えることとなる。また藩主の位牌を運び出した者への恩賞も大きい。位牌は「御位牌様」と尊称され、それぞれ厨子に納められ安置されていた。一人で一体を持つのがやつとの大きさである。なかでも城から離れている成田村福蔵院（長井市成田）と修験大乘院（米沢市春日、明治に廃寺）は、当時偶然にも城内に居合わせていたものか。本来の任務ではない者への厚遇である。

また四月に行われた当番僧の処罰は次のようである。この時、齊憲は参勤として江戸にあった。

- ・正福院栄憲は「脱衣擯罰<sup>だつえいひんばつ</sup>之上、於遠在詰牢、什物之外手道具欠所」となった。能化衆妙観院大伝に頼まれ当番を代わった上、その場を離れて家元に戻ったことによる。「御大変ニモ相至、横道至極ノ者」とされた。
  - ・妙観院大伝は「脱衣擯罰之上、玉川口追払、什物之外手道具欠所」となった。当番の代番は同じ能化衆でなければならぬが、格下の御堂衆正福院に頼んだことによる。「大変ノ元モ不知横着者」とされた。
  - ・靈仙寺輪番教王院大恵は「慎<sup>つしめ</sup>」とされた。輪番は持ち場を離れてはならないが他出したことによる。
  - ・金剛院旭秀等三名は「無構<sup>かまひなし</sup>」であった。当番であったが出仕の時間を過ぎ退去していたことによる。
- 「脱衣擯罰<sup>だつえいひんばつ</sup>」は、僧衣・袈裟を取り上げ居住寺から追放すること、僧籍の剥奪にあたり、僧侶にとつては最も不名誉な刑である。そのうえ正福院栄憲は「詰牢」とされ、妙観院大伝は「追払」とされた。玉川口は現在のJR米坂線玉川口駅付近（西置賜郡小国町）、新潟県境に程近い山里である。この二人は什物の他は何も持つこ

とが許されなかった。

「慎」は、士族、僧侶の職務上の過失に課せられた自宅謹慎処分である。出仕時間を過ぎて退出していた者は無罪となった。御堂の当番を蔑ろにした者は厳罰に処せられたのである。

#### 四 御堂の再建

御堂の再建は嘉永三年（一八五〇）二月から始まった。参勤として出府した齊憲と入れ替わって、五月に新田藩主勝道（齊憲実弟）が米沢に帰国した。

五月十三日、幕府へ御堂再建の伺書が提出された。これには「右構、如先普請仕度奉願」と、従前と同じ構えでの建立が申請された。これに対し同十九日に幕府から伺書に「勝手次第可被致」の付札がなされて許可された。米沢へは江戸家老から、その写と伺書に添えた絵図面の控、それを作成するにあたって米沢から借り受けた絵図面が届けられた。絵図面は確認の上、後年のために蔵に収めるよう指示された。

これより前、四月には米沢の奉行から、御堂再建後の遷座の行事について、慶長十七年（一六一二）の創建当時の例は年譜や旧典にも一切なく、文政十年（一八二七）の謙信二百五十年遠忌の例に依ることの可否が問われた。齊憲はこれを許可し、以後準備が進められていく。

そして七月に入ると米沢の奉行から、七月中には普請が完了し、八月十三日に遷座の行事を行いたい旨とその細案が示された。同十二日、齊憲はこれを許可し、同二十一日に齊憲の小姓頭がその意を受けて、行事で使用する香木を携えて米沢に下った。

八月十一日、謙信遺骸の遷座に先立ち、大乘寺仮御堂から善光寺如来堂と毘沙門堂の本尊が新御堂に遷座された。それぞれ能化衆大聖院、同安養院が付き添い、ともに昇手六人によって担がれ、行列をなして入堂した。「阿弥陀大咒」七返、「宝篋印陀羅尼」七返を唱え、その後に火伏祈禱を行った。

遷座の後、二ノ丸十一ヶ寺と城代に、奉行から景勝の御堂創建以来の条書の写計八通が改めて渡された。

右者此度御遷座二付（中略）御条書焼亡二付、写ヲ以御渡相成候間、御趣意ヲ不取失様、相心得、其外御締被 仰出候、数通之条書相渡候間、御座敷々々々へ張置、就中出火之節之御条書、急度相心得、疎意無之様、僧中一統へ懇ニ可相達旨召出申達之。

これは今回の火災で焼失した代々の条書の再交付である。これを各座敷に張り出して日頃の心得とし、特に火の用心について心掛けるよう申し渡されたのである。

同十二日、大乘寺仮御堂において、宗房の祥月法要と治憲の月忌法要が営まれた。この日、江戸の齊憲は「明日御清火、御酒召上ラレス」と潔斎した。

続いて同十三日暁から正遷座が行われた。まず仮御堂で「理趣三昧」が修され、別に「理趣経」と「観音経」の読誦も行った。その後正遷座の作法を行い、行列をなして新御堂に向かった。行列では大乘寺宥憲が謙信の位牌を奉じ、その後に謙信遺骸が昇手十五人で担がれた。それには二人で持った天蓋が掲げられた。続いて景勝の位牌を法音寺龍昶が奉じ、これに歴代藩主の位牌を奉じた能化衆、御堂衆が続いた。途中「光明三昧」を修した。

この間、勝道と主水は新御堂武具之間で入堂を待ち、謙信遺骸の安置後、大乘寺宥憲の案内で内陣に入り、こ

れを確認し、勝道が齊憲の名代として、内陣の御輿、毘沙門堂の忍口、本壇口に封印をし、主水が立ち合った。続いて歴代の位牌が安置され「二箇法要」が修される。焼香は、齊憲名代奉行、茂憲名代奉行、勝道、主水に限られた。世子茂憲は七歳の幼年のため参拝は行われなかったが、遷座の前後にその報告がなされた。

同十五日から二十一日までの一七日間、能化衆が輪番で「倍增威光法華経」五百部が修された。二十二日は結願の「四箇法要」が営まれ、齊憲名代の奉行と勝道、主水が参拝し、遷座の一連の行事が終了した。この日、齊憲は袴を着して江戸藩邸の祠堂に香華を供えて拝礼し、終日礼服で過ごしている。

なお、ここにあげた修法については次のとおりである。

・阿弥陀大咒 阿弥陀仏を讃える根本の陀羅尼。現世の安穩、罪障消滅、極楽往生の功德があるとされる。

・宝篋印陀羅尼 「宝篋印陀羅尼」に出てくる陀羅尼で、罪障消滅、寿命長養の功德があるとされる。「陀羅尼」は長文の梵語を訳さずに原語のまま音写したもの。

また、この御堂再建の棟札には次のようにある（米沢市・真宗大谷派長命寺蔵）<sup>6</sup>。

卍（阿）<sup>佛手</sup> 奉再建祖廟大宮殿一字、為倍增令法久住  
威光利益人天護持太守齊憲公武運長久、国家安穩、所願円満、自他平等也

この御堂の再建の趣旨は、「令法久住」<sup>りようぽうくじしゅう</sup>（仏の教えを末永くこの世に存続させること）により、「利益人天」<sup>りやくにんてん</sup>（人間界と天上界に恵をもたらすこと）し、これが「倍增威光」<sup>ばいぞういこう</sup>（仏のその力が倍增することである。それにより藩主の武運長久と藩の安穩という所願が成就し、その功德は自他、法界に平等に恵をもたらすものである）（「自他（法界）平等（利益）」）としている。

あるいは、御堂再建とは直接に関わりはないが、現在、法音寺には、天皇家、将軍家、上杉家のそれぞれの安泰を祈る祈祷牌（【史料58】）が安置されている。作成年代は不明であるが、黒漆塗の牌にそれぞれ、「（菊紋）今上皇帝宝祚長遠」、「（葵紋）大樹殿下武運長久」、「（雀紋）当国大王武運長久」と彫られ、紋と文字には金箔が施されている。上杉の「雀紋」は将軍家の「葵紋」よりやや下げられて彫られ、将軍に敬意が払われている。これは、御堂が天皇、将軍、藩主の安泰、日本国の安泰を願う祈りの場であったことを示している。これらのことから、御堂が単なる先祖供養の場ではなく、藩にとって精神的支柱であったことが示されている。

## まとめ

藩政期を通じて、二ノ丸寺院を含む御堂では、火の不始末からたびたび火災が発生している。二ノ丸寺院については、歴代の年譜にはあまり表れないが、藩士が書き留めた記録には詳細に記されることがある。

もともと火事は厳罰に処せられるが、火事を発見したり、消火活動に当たった者には、小者に至るまで厚く褒賞されている。また、謙信の菩提寺大乘寺の火災に駆け付けた藩士は、困窮により火事装束を質に出して粗末な身なりであったが、見苦しさは咎められず、かえってその清直さが称賛されている。

二ノ丸寺院第三位の蔵王堂の火災後には、藩主生母の立願により、城内鎮守として蔵王堂に附属して稲荷社が建立された。この稲荷社には、城内に棲む狐の靈験譚があり、崇敬されて、治憲は自ら揮毫した扁額を奉納している。この稲荷社は、今なお講が組織され市民に信仰されている。城内に棲む狐の靈験譚は久保田藩にもみらる。

また、御堂本堂の火災は、積雪に阻まれ全焼するという事態となった。これには直接に火災に関係しない二ノ

丸寺院筆頭の法音寺が、即刻住職を罷免されている。消火にあたって焼死した藩士には、報奨金が下されたうえ、加増で相続させている。当番僧は厳罰に処せられた。藩における御堂の重要性を示している。

そして再建にあたっては、事実上の寺院の再建を幕府に願い出るにあたり、その名称をいかにするか苦慮している。寺院新設が禁止されている中で「御先祖御位牌所」として再建が認められ、完成後は真言宗の大きかりな法要を行って、再び謙信の遺骸や諸仏を安置し、藩の安泰が祈られた。

近年には、天皇、将軍、藩主の祈祷牌も発見された。御堂の棟札の内容と合わせてみれば、御堂が単なる先祖供養の場ではなく、藩にとって精神的支柱となる宗教施設であったことがよく示されている。

1 『米澤春秋』全三冊は、米沢藩町奉行を勤めた服部正相の著作。慶長六年から明和四年（一六〇一〜一七六七）までの藩の重大事項を記したもの。刊本は『山形県史・資料編第四（新編鶴城叢書・下）』（一九六一年、山形県）に所収する。

2 刊本『上杉家御年譜』第二四卷所収の「志駄氏系図」による。

3 嘉永二年は、通常は一八四九年とされるが、十一月十八日が西暦一八五〇年一月一日であることによった。

4 位牌の遺灰は、上杉神社で厳重に保管されているとされる。同宮司故大乗寺良文氏（故人）より昭和五十五年頃（一九八〇年頃）に聞き取りした。毘沙門天王像は、昭和三年（一九二八）に当主上杉憲章の意を受けた東京芸術大学教授（帝室技芸員）高村光雲によって、一年をかけて修理された。光雲はこれを榮譽として自作の木造観音菩薩像を奉納し、現在はともに法音寺に安置されている。

この「泥足毘沙門天」の名の由来は、春日山城の毘沙門堂に祀られていた時のこと。謙信が合戦から帰り毘沙門堂に参詣すると、堂の外から本尊毘沙門天まで小さな足跡が続いていた。毘沙門天の足元を見ると泥で汚れていた。謙信は毘沙



門天が戦陣に向いて加護してくれたものと思ひ益々信心した。これにより「泥足毘沙門天」と尊崇されたという。

5 『米沢市史 史料編2 近世史料1』（米沢市史編さん委員会編、一九八三年、米沢市）の「中典類聚」及び解説による。

6 『長命寺の歴史と文化財』（内山純子著、一九九九年、長命寺）による。長命寺の本堂は明治九年（一八七六）に御堂の払い下げを受けたもの。その経緯は第三部第一章で述べる。なお、棟札の裏面には、（鏝）<sup>種字</sup>南無堅牢地神 与楽眷属 南無五帝龍王 侍者眷属」とあり、地神と水神への祈りが込められている（図録『特別展 米沢城―上杉氏の居城―』（二〇二〇年、米沢市上杉博物館）による）。表面の（阿）<sup>種字</sup>と（鏝）<sup>種字</sup>は、それぞれ胎藏界、金剛界の大日如来を表しており、棟札を両界曼荼羅にみたてたものとも考えられる。

7 平成二十六年（二〇一四）九月に「法音寺宝物展」を開催する際、本堂内陣奥から発見された。御堂に安置されていたものか、もともと法音寺に安置されていたものかは不明である。現在は、法音寺の謙信位牌の手前に安置されている。

8 久保田藩では、佐竹義宣に仕えて飛脚に身を変えて久保田と江戸藩邸を往復する狐の與次郎の話が伝わる。

與次郎の速さを怪しんだ出羽六田村（山形県東根市）の者たちに殺害された。この後、六田村では乱心者が続出し、その話は幕府にも伝わり、代官が派遣された。代官は事の次第を聞き、與次郎を八幡（與次郎稻荷神社、東根市四ツ屋）に祀るように指示した。その後、村人は回復したが、與次郎を殺害した家は滅んだ。義宣はこれを聞き無念に思い、久保田城内（現千秋公園）に與次郎稻荷神社を建立した。稻荷神社であるが、狐の與次郎は神の使いではなく、神そのものとして祀られた。飛脚を務めた足軽達の信仰も厚く、後に城下の足軽町に分霊された（現在廃社）。また義宣は参勤の際は必ず六田村の與次郎稻荷神社に参拝した。後の歴代藩主も同様であった。

現在、秋田市ではスポーツの神としても親しまれ、与次郎のキャラクターも誕生したが、東根市の與次郎稻荷神社はひっそりと佇んでいる。

# 第三部 上杉神社の建立とその崇敬



第三部 扉図版  
羽前米澤松岬公園上杉神社之図  
(部分) 筆者蔵

## はじめに

慶応三年（一八六七）十二月に王政復古の大号令が発せられ、神武天皇創業の古に帰る天皇親政による新政府が成立する。翌年（九月改元、明治元年、一八六八）三月以降、神社の別当や社僧の復飾、神社からの仏像仏具の撤去、仏教的神号の廃止をはじめとする神仏分離令が發布され、神仏分離が進められた。米沢では戊辰戦争の最中であつたため、最初の分離令が領内に通達されたのは明治二年（一八六九）六月十七日であつた。

こうした中で全国各地で、藩政期から藩祖を祀る廟所や神社が、そのままあるいは形を変えて祀られたり、または新たに旧藩主家の先祖を祭神とする神社が数多く建立されていった。その背景には、皇室の神祭への改典と神仏分離、明治四年（一八七一）の神社改革や社格の制度化、旧藩主家の旧藩領から東京への移住等があつた。

山形県の例では、旧天童藩（天童市）のたけしおりのやしろ健織田社（祭神織田信長、現建勲神社）は神号を神祇官から下賜されての建立であつた。また旧庄内藩（鶴岡市）の庄内神社（祭神酒井忠次と歴代藩主三柱）、旧新庄藩（新庄市）の戸澤神社（祭神戸澤氏始祖平衡盛と初代藩主戸澤政盛）は旧藩士等による民費での建立であつた。

旧米沢藩の上杉神社もこうした神社のひとつで、上杉齊憲が明治四年（一八七一）に仏式の御堂を神祭に改め、九代藩主治憲（鷹山）を合祀して祭祀したことに始まる。これを受けて旧藩士等は神社の建立を計り全て民費で建立した。さらにその後は官祭による祭祀を求めていく。また維新後に職を求めて米沢を離れた人々は全国各地で米沢の神社祭典に合わせて遙拝式を開催し、屯田兵として北海道に渡った人々はその村に神社を建立した。

ここでは、藩政期の仏式による御堂から神式の上杉神社への転換の過程と、そこにみられる上杉家や旧藩士による謙信への崇敬のかたち、また米沢を離れた人々の神社の建立や遙拝式について明らかにしていく。

## 第一章 謙信の祭祀の転換 ― 御堂から上杉神社へ ―

### 第一節 幕末維新期の米沢藩と藩主齊憲

まずはじめに、幕末から維新期の米沢藩と藩主齊憲について概観する。

嘉永元年（一八四八）には出羽庄内（山形県酒田市）の沖、飛島付近に異船が出没する。米沢藩ではこの頃から異船に対する警戒をし、齊憲は藩内に西洋流大砲の鑄造、修練を命じるなど、西洋にも目を向けた改革を始めている。齊憲は革新的な藩主であった。次いで文久三年（一八六三）三月、齊憲は將軍徳川家茂に従って上洛し、二条城の警護（以後二年間）にあたる。同年八月十八日の政変では、長州藩に対し撤退勧告の使者を立て、長州藩はこれを受諾して撤退、京都市内での争乱は避けられた。

その後、慶応四年（九月改元、明治元年、一八六八）一月、戊辰戦争が始まると、齊憲は新政府、幕府の双方から誘われるが、会津藩との関係から奥羽越列藩同盟の盟主として新政府軍に対抗することになる。しかし戦況不利となった八月以降、親戚筋の広島藩（藩主浅野家は齊定の継室昌壽院の生家）、土佐藩（藩主山内家は齊憲の正室圭光院の生家）、高鍋藩（藩主秋月家は治憲の生家）の降伏勧告により帰順した。以後は対庄内藩の先鋒となり、同藩に降服を勧めながら戦い終戦を迎える。

同年十二月七日、戊辰戦争の処分が下され、米沢藩では領地四万石の削封と齊憲の隠居、茂憲の家督相続という寛大な措置となった。しかし翌二年（一八六九）十月には齊憲は免じられて復権し、従五位に叙任され、最後には明治二十二年（一八八九）四月に従三位に叙任されている<sup>1</sup>。復権後は茂憲とともに土佐藩にならい藩政改革

を進めていった。同五年（一八七二）十月、齊憲は教部省から中教正に任じられ（翌年三月まで）、同六年（一八七三）一月には教導職管長代に任じられている（三月に高齢を理由に辞任）。

齊憲は二十二年（一八八九）五月二十日死去するが、遺言により神葬祭とされた。遺骨は菩提寺の臨濟宗興禪寺に埋葬された。前藩主齊定までの歴代藩主は、京都の大覚寺門跡から謙信と同じ「権大僧都」位を贈られ、米沢の廟所に真言宗で祭祀されていたが、齊憲はこの慣例によらず遺言により神葬祭とした。

これは中教正や教導職管長代であったことでやむを得ず神葬祭にしたのか、齊憲が神道への理解と傾倒が深かったことを示すものかは測りがたいが、旧庄内藩の例をみれば前者かと考えられる。旧庄内藩主酒井忠発（明治九年（一八七六）死去）の死去にあたっては、「神官大教正ニ被為成候ニ付、此度ハ神葬祭ニ被為成、是迄と頓と大違之事ニ候」とあって、大教正であったために神葬祭となったとしている。

## 第二節 御堂における謙信の神祭の開始

明治二年（一八六九）一月二十日、薩摩藩、長州藩、土佐藩、肥前藩の四藩主が版籍奉還の上表を提出した。土佐藩にならって改革を進めていた米沢藩では、同年三月六日に版籍奉還を決定し、翌七日に家臣に伝えられた（『茂憲年譜』同年三月六日及び七日の条）。

既ニ西南諸藩続々申立、奥羽ノ諸侯中ニモ已ニ願出ラレタル向アリ。洵ニ不得止場合、此上因循アリテハ遂ニ時機ヲ失シ、御家ノ瑕瑾ト相成ルコトアリテハ不相濟次第。（中略）

御封土返還ノ儀ハ大事件ニ付、特ニ御堂へ御参詣可相成思召ノ処、(中略)不識院様ヨリ御順ニ(中略)御上香、特ニ御封土返上御申立ノ為メニ、御参拝ノ廉ヲ被為立(後略)。

奥羽諸侯も既に願ひ出ており、遅れて時期を逸しては家名に傷がつくとした。そして翌七日に茂憲は、版籍奉還は大事件であると、まず御堂に参詣して謙信及び歴代藩主の霊前に焼香して報告し、その後家臣に伝えられた。しかし同月二十五日になっても版籍奉還に対する朝廷の裁許は未だなく、また昨年来の財政疲弊を鑑みて、茂憲は大儉約令「御省略之条々」を発した(『茂憲年譜』同日の条)。その第一条及び第二条で御堂の行事と法事祭礼の縮小について、すべて半減した規模で執行するよう定めている。廃藩置県の詔書が下されたのは同年七月十四日付であった。

次いで翌三年(一八七〇)七月五日、齊憲はさらに藩政改革として、城代を廃止し、二ノ丸寺院に当月限りでの引き払いを命じた。城代は藩主に替わり御堂に参拝できる唯一の役職であった。また御堂に奉仕するのみで檀家をもたない各寺院は、近郷の縁故の寺院に引き取られるか廃寺となった。ただし、法音寺は歴代藩主廟所前へ引き移し廟所に奉仕しすることとされ、大乘寺は御堂の管理としてそのまま二ノ丸に残った(『齊憲年譜』同日の条)『上杉神社誌』。御堂の火災後の再建から二十年後、齊憲は自ら再建した御堂に対する改革を断行したのである。

同年閏十月四日、従来は歴代藩主の忌日には精進する習慣があったがこれを廃止した。ただし茂憲自身は、十三日の謙信忌日の慎みは継続した。そして同月二十二日、藩政改革の条々(全十六箇条)を政府に提出した。この末尾二箇条に神仏分離に関する事項がある(『茂憲年譜』同日の条)。

一 祖先謙信之遺骨ヲ、牙城ニ藏メ置候ニ付、二之丸内寺院十一ヶ寺有之、自然崇神之民情ヲ妨ケ、且藩庁至近之場所故、悉皆破却シ、藩士居住差許候事。

一 神仏混淆ヲ正シ、神社之梵鐘、仏地之華表、街衢之汚捨ヲ廢却イタシ候事。

二ノ丸寺院は「崇神」の民情を妨げるものと、神祭を行う前に既に謙信を「神」としてとらえている。そして藩庁に近いので破却し藩士の居住地とするとした。また神仏分離を進めるとしたが、旧藩領内では特に混乱がなかったようで、旧米沢藩領の各自治体史には廃仏毀釈について多く触れてはいない。

次いで翌四年（一八七一）一月六日には、上級藩士にのみ許されていた歴代藩主廟所への参拝を、士民一般も自由に参拝焼香してよいと大幅に緩和する通達が出された。そして同八月十六日には、謙信と治憲（鷹山。祭神名を「鷹山」とするので、以下「鷹山」とする）を神祭として、本丸跡に社殿を建立することが決議され、同月十八日、齊憲は御堂の仏式を改めて神祭を開始した。そして大乘寺住職の智順を復飾させ士族に編入し、神式の御堂祭祀を命じた（職名は祠堂神祭事務）。

この時に智順は寺号の「大乘寺」をそのまま新苗とし、名も智順のまま「ちじゅん」を「としゆき」と改めた。智順は中級藩士井上家の出自である。同年秋、智順は大内人蔵田國興おおうちんじに就いて修祓之式一卷を伝授され、翌年十月に上杉神社祠官に任じられる（『上杉神社誌』）。大内人は大神宮に仕える神職である。寺号の大乘寺をそのまま新苗とした由来は、大乘寺家にも井上家にも伝わらないが、齊憲も智順も、謙信と大乘寺の関係から「大乘寺」の名をなくしたかったのではないかといわれる。

智順の養子の廣観ひろみは、智順の死後に「當家代々御靈號」を記し、謙信に仕えた大乘寺長海以後の歴代住職に神

道の「命」を諡し「一代長海命」等とした。智順は「四十五代中興故祠官権少教正大乗寺智順命」とする<sup>4</sup>。このことから智順は中興として寺院大乘寺を継承する家、新苗「大乘寺」を立てたととらえられる。

こうして同年八月二十九日、齊憲は御堂において、謙信と鷹山を合祀して神祭を開始し、祭礼は翌九月一日も続いた（『茂憲年譜』明治四年八月二十九日の条）。

謙信公、鷹山公御尊崇ノ為、今朝両日御堂ニ於テ、御神祭御執行ニ付、管内之輩男女ニ至ル迄参詣不苦旨、予カシメ御引合ニ相成リ（中略）老幼男女トモ続々参詣、引キモキラス非常ノ賑ヒヲ極メタリ。

仏式の御堂がそのまま神祭の場となる特異な状態であった。また、藩主または城代に限られた御堂参拝から、士民に開かれた参詣への大転換となり、老若男女の参詣で賑わったのである。

この神祭に当たり矢尾板惟一が鷹山の画像と祭礼当日の頌幟を作成した<sup>5</sup>。（『茂憲年譜』同九月六日の条）この画像は、上部中央に「元徳聖公尊照」（鷹山の諡号元徳院殿による）とあり、左下部に「微臣 矢尾板惟一百拝敬写」の署名がある（【史料59】）。惟一は藩医であり、その先祖は謙信と景勝の年譜を編纂した儒者藩医の矢尾板三印である。「百拝敬写」とあるが、その基となる画像は、鷹山生存中に作成された左近司惟春が描いた鷹山画像とみられる。惟春は寛政から文政（一七八九〜一八二九）の中級藩士で鷹山と同時代を生きた。実際に鷹山を目の前にして描かれた可能性が高いとされる。大乘寺旧蔵で上杉神社の所蔵となった謙信画像（【史料60】）とともに、拝礼対象の画像が必要となったのである。

この惟一の作成した頌幟には、謙信は「義聲静肃千古」、「兵練令嚴軍威静肃」、鷹山は「治教休明一方」、「政



成化廣治教休明」と書かれ、御堂に掲げられた。このうち「兵練…」と「政成…」の二疏の語句は士民が献じたものであった（『茂憲年譜』同八月二十九日の条）。

そして同年十月に入り、五箇条からなる「御堂規則」<sup>8</sup>（『上杉神社誌』【史料61】）が茂憲から智順に示され、これによって神祭が行われていく。その第一条には、神社の運営資金として松鶴館（上杉家）の備金利息から百両、米沢義社（以下「義社」という）の備金利息から二百両が毎年大乘寺に渡され、「悉皆御任ニ相成候間（中略）都而取量可申事」とあり、その使途は大乘寺にすべて任された。ただし重要事項は上杉家への協議が必要であった。また上杉家からは、これとは別に毎年米十五俵と、春秋の祭礼には神酒・鮮魚が備えられるとした。この時点においては神社はまだ上杉家を中心とする祭祀といつてよい。

### 第三節 上杉神社の建立

#### 一 上杉神社社殿の建立と祭典

謙信と鷹山はこうして神祭となったが、旧藩士等は勅祭を望むようになる。

米沢藩にとって謙信の神祭は悲願であった。かつて享保十一年（一七二六）の謙信百五十回忌に神祭を願い出たが、既に近江坂田郡の伊吹山（滋賀県米原市、旧坂田郡伊吹町）に「上杉明神」が若狭小浜藩（福井県小浜市）の軍学者宮田景豊によって建てられており、許可されなかった。米沢藩ではその後宝暦十三年（一七六三）に「上杉大明神」の神号が許可され、その神号のみをこの社に合祀するという経緯があった。

明治四年（一八七二）十二月、旧藩士四十四名が、謙信と鷹山の神祭勅許を教部省に提出する（『上杉神社誌』）。これには、まず謙信の尊皇の事績として、領内統一の後に信濃の国人を救援したこと、天文二十二年（一五五三）と永禄二年（一五五九）の二度の上洛をとげ、正親町天皇からは天盃と御剣を賜ったことをあげる。そして関白近衛前嗣を関東に迎えて関東の平定に努めたこと。天正六年（一五七八）三月には上洛の勅命を奉じて近畿を統一し、朝廷の安泰を図ろうとしたことを述べる。そして次のようにある。

弥天下を鎮静し、朝政一途に帰着仕る様専尽力被致（中略）不幸にして病死し（中略）弱年の時より赤心忠誠、王室を奉戴し、東北の豪族を制馭し、朝綱を維持せし功勲、旧史に顕はれ人の知る所。上杉家中興の者に候故、牙城中に祠堂を設け、遺骸を安置し、景勝以来神社同様崇敬礼祭不忘（中略）。ただし伊吹山の上杉明神のこと）是皆自王室御頭賞被成下故の儀に付、置賜県へも勅許を以て、一社建立神祭仕度情願候。

天下の統一を図ろうとしたが不幸にして病死した。しかし弱年から尊皇の志は厚く、東北地方の安定を維持した功績は皆知るところである。上杉家中興の者として城内に祠堂を設け神社同様に崇敬して祭祀を怠らなかつた。伊吹山の上杉大明の宣旨も朝廷から賜ったものである。ゆえに勅許による謙信の神祭を願い出るとした。

また鷹山については、若くして家督して困窮極まりない藩の状態を憂い、儒者細井平洲を師として学問を奨励し、自らも儉約し、養蚕等の産業を奨励した。また老幼養育孝慈の道を進めたという、藩政改革と民政に対する事績を述べた。そして次のようにある。

治国安民の功、相立候故、退隱の後幕府より特典の賞誉を被蒙（中略）米沢の米沢たる、皆其遺徳なり（中略）一代の功徳、民に加はる人は神祭して表彰奉賽する事、古より和漢例し多き儀に付（後略）。

鷹山は藩政改革の功績により隠居後に幕府から賞与の特典を受けた。今の米沢があるのは鷹山の遺徳によるものであり、こうした人物を神祭することは、古くから和漢に例の多いことであるとした。

さらに、前年に楠木正成、織田信長、毛利元就が官祭とされた例を挙げて、「謙信鷹山も三公の比を以て勅命社号被下置候」と申請した。このうち織田信長は、旧天童藩主織田家（信長の次男信雄の子孫）の東京の邸内に祀られていた「織田社」で、明治二年（一八六九）に神祇官から「健織田社」の神号が下賜された。そして翌三年（一八七〇）九月に天童の城山（舞鶴山）山頂へ分祀し、さらに十月には太政官通知により「建勲社」（現建勲神社）と改称する。なお京都船岡山に健織田社（現建勲神社）が建立されるのは明治八年（一八七五）である。しかし上杉家の神祭の願いは却下され、神号を選定のうえ再度願い出ることを言い渡される。そこで翌五年（一八七二）九月二十日に、神号を「上杉神社」として教部省に再度伺い、同十月三日に許可される。さらに同十月二十三日、県社に選定の伺いを提出し、十一月二日に許可となる（史料62）。こうして、上杉家の私的祭祀から公的な祭祀（国家の祭祀）に組み込まれていくこととなった。

これを受けて東京の上杉邸内に上杉神社が遷座（分霊）された。またこの勅祭に功績があつたとして發起人代表の北條雪翁は真綿三把を賜っている（『茂憲年譜』明治五年一月十六日の条及び同六年五月二十七日の条）。

これより前、同五年（一八七二）二月二十四日、この年の例祭に米沢の各町内が競って祭旗を新調し祭典を盛大にしようとしていることを聞いた茂憲は、諭告文を米沢に送り各町内に通達させた。（『茂憲年譜』同日の条）。

御祭礼之節諸々祭旗献備之由、誠ニ競立候勢（中略）貧富ノ分ニ拘ハラズ、一戸何両或ハ何貫文ト割掛、又小町小戸数ニテモ、一旗ヲ献備スルナト、互ニ義張候而ハ貧家難渋可知事ニ候。左様ニツノリ立候而ハ第一両神靈之御趣意ニ戻リ、闔県之臣民一致同心尊崇之道ニアラス（中略）無理ナク献備候コソ  
両神靈之御趣意ニ遵奉スト申モノニ候。

貧富の差にかかわらず割掛けにして、戸数の少ない町でも旗を立てようと義張る（気張るの方言）ことは、貧家にとっては難渋のことである。小町や難町には経済的に困難もあり、これは神慮にもとるもので、臣民一致同心の崇敬の道にはずれるものである、無理なく献備してこそ神慮にかなうものであるとした。

事実、同年四月二十一日から二十三日までの祭礼は、各町内が「美事ナル祭旗ヲ樹立シ、町内ヨリ囃屋台等ヲ引出シ」という状態であった、『茂憲年譜』同四月二十一日の条、

この年の祭礼には百二十四の町内から百六十二本の幟旗が参道に奉納されたという。神祭の悲願がかなったこととの喜びが知られる。その旗の中に「養蚕開祖神」と書かれたものもあつた。<sup>11</sup>これは鷹山を指すものである。

鷹山は安永四年（一七七五）に藩政改革のひとつとして殖産興業政策を打ち出し、農民に限らず家臣にも養蚕の奨励を行った。その鷹山が養蚕神として祀られた例が、山形県西置賜郡白鷹町にみられる。<sup>12</sup>同町高玉の円福寺にある養蚕殿の本尊は養蚕神として知られる馬鳴菩薩であるが、そこに慶応元年（一八六五）に「治憲大権現」として、馬上に威儀を正した鷹山像が本尊とともに祀られた。また同町菖蒲の養蚕講の本尊は鷹山画像（【史料69】と同構図）であり、拝み上げには「大和大聖人上杉鷹山公」と繰り返し唱えたという。このようなことから上杉神社でも鷹山が「養蚕開祖神」としてとらえられたのである。

神祭がかなうと次は社殿の建立が望まれた。

明治七年（一八七四）には、廃城令により陸軍省の所管となっていた米沢城址が公園として解放された。これにより区戸長及び旧藩士等で図り、公園となった旧本丸中央に新たに神殿を造営する計画が立てられ、募金を開始した。工事は置賜県内の旧藩士や一般市民からの募金により、全て民費でまかなわれることとなり、翌八年（一八七五）八月に起工する。本殿は同九年（一八七六）に完成し、同五月二十一日に神殿遷宮鎮座祭が行われた。八月には結構が落成している（『上杉神社誌』）。

社殿が成った後の祭典の様子が四、五年後の新聞にみられる。まず「米澤新聞」は次のように報じている（明治十三年（一八八〇）五月三日号）。

四月廿九日ハ県社上杉神社ノ例祭也（中略）前日ハ市街御輿ノ昇行アリ。衆神官群有等、齒簿行列ヲナシ堂々トシテ市街ヲ横行ス。戸々争テ酒饌ヲ供シ賽銭ヲ投ス（中略）翌日ハ元乱舞家、同志輩ト神事能ヲ奉納シ神霊ヲ楽マシメ、衆庶ニ縦覧セシメタリ。此祭ヤ社前往来ノ両側ヘ数十ノ大旗ヲ立ツ。紅白風ニ翻ツテ、神龍ノ昇降スルニ髣髴タリ。夜ハ無数ノ燈ヲ点シ、満園明ニシテ不夜城カト疑ハル。

また「奥羽日日新聞」には次のようにある（明治十四年（一八八一）五月十一日号記事「上杉神社の祭礼」）。

御輿の金飾は朝日に映じ、爛々と麗はしく、神官の美服亦大に俗人の目を悦ばず（中略）参詣の衆庶へ、悉く神酒を与。社前へは数百の旗旗を立つ。銘々神徳を頌するの句を書す（中略）広き境内へ種々の観場を開

き、玩器、菓子之列店、其幾百なるを知らず。老若男女互に美服を競ひ参詣すれば、境内の熱□雑沓尤甚し。いづれにも華やかな御輿渡御の様子や、それに供物や賽銭を納める市民の姿、境内に翻る旗、能の奉納、参詣者への振る舞い酒や出店などの賑わい、そして老若男女が艶やかな装いで参詣するという、庶民に開かれた賑やかな祭典として報じられている。

## 二 山形県令三島通庸と上杉神社

明治十三年（一八八〇）八月二十二日、置賜県と鶴岡県は山形県に併合され、県知事には三島通庸みしまみちつねが就いた。同年十月二十二日、通庸は県官吏数名とともに米沢に至り、県中属常世長胤とこよながたねを齋主として上杉神社の臨時県祭を行った。これには置賜三郡の神官が総出仕を命じられ、智順は副齋主を勤め、齊憲も参詣した<sup>14</sup>（『茂憲年譜』同日の条、『上杉神社誌』）。

通庸は土木県令とも呼ばれ、米沢では福島と結ぶ栗子新道の開通などをなした<sup>15</sup>。上杉神社関係では、同十三年（一八八〇）九月に旧藩士等が図り、神社（旧米沢城本丸）から東に延びる道路（県社通り）を開いて商業地と結ぶことを決議したことを受けて、同月二十日、通庸は神社に参拝した。そこで工事関係者数百人を社頭に集め、謙信と鷹山の恩徳、道路の必要性を説き、自ら陣頭指揮して工事を促した。この道路沿いを官庁街として神社の繁栄にも繋げようとするものであった（『上杉神社誌』）。そして県社通りには、置賜郡役所、工業学校、市役所、議事堂が建てられていく。この日の様子を「陸羽日日新聞」は次のように報じた（明治十三年十月二日号）。

山形県令三島通庸朝臣にハ（中略）自ら野服を着け草鞋を穿き、直線路の場へ出て力役せられ（中略）県社の祭神謙信公の武将、鷹山公の名君なることは、拙者の喋々するまでもなきことだが（中略）某も此神社を慕ふの余り県令の職務を以て談ずるにあらず、鹿兒島県士族三島通庸にて御談合に及ぶと申されたりし。

通庸自ら「某も此神社を慕ふの余り」と、謙信と鷹山への崇敬の念から陣頭指揮に及んだと述べている。

また通庸が鷹山を詠んだ歌に、「民草ふかき恵みのかかるかな 志ら鷹山の桑の下露」がある（『史料63』<sup>16</sup>）。あるいは通庸は、「人と為り敬神愛国の念に篤く」とも評されている。<sup>17</sup>

### 三 謙信遺骸の歴代廟所への遷座

これより前、齊憲と茂憲は、謙信の遺骸を御堂から歴代廟所へ遷座することの是非を旧藩の重役に諮問し、そして同九年（一八七六）五月十二日に遷座が決定された。これには齊憲と茂憲の苦悩が伺える（『茂憲年譜』同日の条）。

神トハ、人間中ニ智恵深クシテ、知ラサルヲ教ヘ、此世ヲ開キシ人也。依テ考案スルニ、御先祖ヨリノ御遺骨ヲ埋葬スルハ、人ノ骨ヲ埋ムル也。神ヲ埋ムルニ非ルナリ（中略）公園トハ人民公同気ヲ養ヒ、心ヲ楽マシムル所也。神ヲ置クヤ公園ト為スヘカラス。公園トナス、神ヲ置クヘカラス。

齊憲と茂憲は、まず「神」のとらえ方と公園に「神」を置くことの是非を示した。遺骨を埋葬することは神を埋葬することではないし、公園は人々が気を養い楽しむところである。公園には神を置くべきではないとしている。先行研究においてはこの点のみを指摘しているが、両者の意志はそれに続く次の部分によく示されている。

御先代様ノ御遺骨ヲ一処ニ安置スルハ、穩当ナルコト疑ヲ容レス。或ハ云、御遺骨ヲ新社ニ安置セサルハ神威薄シト（中略）公園ニ置ク時ハ、後世必ス移スノ憂アリ。依テ御先代様ノ御墓所ヘ安置スルハ、則其所ヲ得ルナリ。在ルヘキ所ニアリテ始メテ安置ト云ナリ。且越後、会津、置賜ト御遷座ニアラスヤ。然ラハ武尊公御遺骨ハ動カスヘカラサルノ理ナシ（中略）。  
両上様衆議御玩味ノ上、断然御治定被遊候事。

「武尊公」は謙信の尊称である。旧藩重役の意見には、神社に謙信の遺骸を置かなければ神威が薄れるというが、城址が公園となった今、ここに置けば後世に必ず憂慮が起ころ。歴代藩主廟所に安置することが穩当であり、これまで越後、会津、米沢と遷座しているので、動かしてはならないとの道理はないと、齊憲、茂憲の熟慮の末に遷座が決定された。

そして十月三日、まず御堂の石室が廟所へ移される。県社であるため、同七日に山形県庁置賜支庁に遺骸の遷座を届け出て、同八日夕刻より齊憲自ら齋主となつて、旧御堂の謙信の遺骸を歴代廟所の中央奥に遷座した（智順は祓主を勤める）（『齊憲年譜』同十月三日同七日、同八日の条）。

その後「上杉輝虎公之閼宮」と「謙信」ではなく「輝虎」と諱を刻した碑が建てられた。真言宗で祀られる景



勝以下の歴代廟所に、謙信は神道で祭祀されるという特異なたちである。ただし大正十三年（一九二四）の上杉家家政改革により仏式に復し、以後は法音寺によって祀られた。

この時、歴代廟所の改修も行われた。謙信の閼宮を廟所の中央に据えるため、景勝廟と定勝廟の間に新たに参道を設け、その奥に閼宮が建てられた。それまでの参道は景勝廟に向かっていたが、閼宮からまっすぐに伸びるように造り替えられた。また歴代それぞれの廟にあった拝殿も取り除かれている。<sup>18</sup>

ここで廟の配列について述べておきたい。この時までは景勝廟を中心に、向かって右に定勝以後の偶数代藩主廟が並び、左に綱勝以後の奇数代藩主廟が並んでいた（『史料47』）。ここで初代の謙信閼宮が中央に置かれたことよって（上杉家の歴代の数え方によって）、二代景勝（偶数代に変わる）が向かって左に、三代定勝（奇数代に変わる）が右という配列となった。これが現在の廟の配列である。

この現在の配列をもって儒教的なものとする先行研究がみられるが、<sup>19</sup>藩政期の配列を基本としてとらえなければならぬ。高野山の上杉家墓地の配列も、謙信を中央に景勝が向かって右、定勝が左である。

また、法音寺の上杉家御霊所の位牌の配列は現在の廟所の配列と同様である。しかし、これは大正十三年（一九二四）に謙信と鷹山の仏式祭祀が再開された以降に廟所に倣って配列されたものである。

御堂が廃されたことにより、御堂の建物は、前年に焼失した真宗大谷派長命寺にその本堂として払い下げられて移築され、現在に至っている。<sup>20</sup>また旧御堂の謙信遺骸が置かれていた場所には松を植え、「祠堂遺址碑」を建て（明治二十四年（一八九一）九月）、鉄柵で囲い、神聖な場所として区別された。現在、御堂跡には多くの桜が植えられ、春には花見客で賑わい、「祠堂遺址碑」の鉄柵に寄りかかり酒を酌み交わす観光客の姿を見る。齊憲と茂憲の「公園ニ置ク時ハ後世必ス移スノ憂アリ」は現実のものとなっている。

次いで、同十四年（一八八一）十月二日には、明治天皇の東北巡幸があった。上杉家では、茂憲が沖縄県令として赴任しており、齊憲が対応した。天皇は行在所で上杉家伝来の宝物を閲覧し、特に刀剣に興味を示した。齊憲が「叡慮ニ叶ハセラルモノハ御撰ミ在セラル様仰上ラル」と、天皇は太刀二振をあげたのでこれを献上した（『齊憲年譜』同日の条）。明治天皇が刀剣好きで知られる一面でもある。

米沢出身の海軍大将黒井悌二郎は、この時のことを次のように伝えている（『史料64』<sup>21</sup>）。

齊憲卿を御前に召され、上杉が我邦武人の魂とも云ふべき優れたる刀剣を能くも大切に保存しあつたとて、御褒めの御言葉を賜はり、尚ほ今後とも一層大切に保存する様にとの叡慮を伝えさせ給ふた。

上杉家にとつても榮譽なことであり、齊憲も面目を施した。さらに、前後するが明治十一年（一八七七）十一月十六日には明治天皇の所望により、旧藩士甘粕継成あまかすつぐしげの著作『鷹山公偉蹟録』全二十一冊を献上し、三ツ組銀盃を賜っている（『茂憲年譜』同日、同二十九日の条）。

#### 第四節 別格官幣社への昇格と追贈

##### 一 別格官幣社への昇格

その後、上杉神社は明治三十五年（一九〇二）四月二十九日に、謙信の勤王の遺勲によって別格官幣社に列せ

られ（【史料65】）、六月二十九日に別格官幣社昇格報告祭を齎行した。上杉神社社殿で祭事を行った後、廟所の謙信閔宮に参拝し、勅使山形県知事田中貴道が祭文を奏上した。その一節には次のようにある（『上杉神社誌』）。

臣子乃大義乎母忘礼多留中爾、汝命波清久正支支真心以弓、大朝廷爾参上利、種々乃物乎奉献利、或波領地乃幾許  
止黄金乎母奉献利、大朝廷乃内乃甚久損壞礼多留乎、修理米志事（中略）、大朝廷爾心乎寄世、勤美仕奉利志其  
我功績乎俾備給布。

戦国乱世にあつて、諸侯が朝廷への大義をなくした中で、謙信は上洛して朝廷に対して多額の献金や御所の修理を行ったことが、その昇格の根拠となった。この昇格により翌五月一日には、鷹山は摂社として祭祀すべき通達があり、同十七日に「松岬神社」の称号が許可された。ただし社殿はなく従前どおり上杉神社内に謙信とともに祀られることとなった。

前後するが、昇格報告祭の終了後、心地流剣術に秀でた老人九名（七十三から八十四歳）が上杉邸に招かれ、庭前で試合を披露した。終わって、茂憲から上杉家紋付きの羽織一領ずつが下賜され、御神酒を頂戴した後、その場でその羽織を着て揃って上杉神社に参拝している（『茂憲年譜』明治三十五年六月三十日の条）。

一方、旧藩士は別格官幣社への昇格に対し次のように述べている。（『米澤有爲會雑誌』一九〇二年九月第一二七号記事「上杉神社昇格宣告祭祀」）。

上杉謙信公は戦国に在て朝廷を重じ（中略）後奈良天皇昇殿を許され御劔を賜ひ（中略）実に勤王無比なり

しも、戊辰の乱、仙台・米沢・会津を挙つて魁首となり、西軍と抗せしを以て、空しく県社にて祭祠し来りしか、今般漸く天威を貫き、此光荣あるに到る。実に三百年來、君恩に浴し勇武の名家、今や赫然神光を東陲に放んとは。君臣たるもの益々尊崇仰慕すべきなり。(中略) 勅使を拝し、藩祖神君の光荣を想へ、覺へず感涙に及びたり。

戊辰の役の汚名を晴らし、謙信の尊皇が朝廷からも再認識されたことを喜び、益々尊崇されるだろうと思ひ、そして謙信の栄光を偲び思わず涙したという。

上杉家では、以後の神社の維持金として、上杉神社に対して一万円(五分利付公債証書)が寄付された。これは県知事の指定に従つて保管委託し、利金は神社の維持費に当て、余剰金が出た場合は不慮の事故のための積み金とすることとされた。

次いで七月二日、茂憲と子息憲章は元侍組(旧米沢藩上級藩士)が主催する懇親会に出席した。茂憲はその席上で、会の名称を「温故会」と名付け、挨拶を述べている(『茂憲年譜』同日の条)。

今回、武尊公ノ別格官幣社ニ昇格セラレタルハ(中略)各方祖先ハ一國一城ノ主トシテ、衆ニ先シテ忠勤ヲ展シタル勲功ニ依ルコトナリ(中略)実ニ滿懷忝タク存スルナリ(中略)今日斯ル組織ヲ為シテ、益々旧君臣ノ情誼ヲ温メンコトハ、吾々ノ祖先ノ英靈、亦満足ニ思ハル、コトナラン。

上杉神社の別格官幣社昇格は、旧臣先祖の謙信に対する忠勤によるものとし、今なお「温故会」を組織して旧

君臣の交流ができることは、祖先の霊も満足しているだろうと言った。そしてその思いを茂憲は、次の三句で示している。

入梅なから心は晴る、雅宴哉  
へたてなく襟を披くや夏座敷  
今もなを深き情けの納涼かな 清風庵敬心

また「米澤新聞」<sup>24</sup>（同年七月五日号）でもこの懇親会を、「温故会の懇親会 上杉伯爵御父子を招待」と見出して報じ、旧藩士等が詠じた歌を紹介している。詩文のみを紹介する。

世はいかに移りゆくとも君の為め 尽くす誠のかはり（変わり）やはせん 旧侍組一統  
山と呼ふ山もいかてかわか君の 高き恵みにならびやはせん 旧侍組一統  
君愛旧臣敬君 情誼親密真堪欣 千秋不朽高恩徳 誠忠何時報万分 井上玉樹  
忘れすの山の麓に居をしめて 再ひ君を仰くうれしさ 夏井範鑑

まさに井上の詩のとおり、「君は旧臣を愛し、臣は君を敬う」君臣双方の暖かい懇親の情景である。

この温故会は第二次世界大戦の頃に自然消滅した。その後、その趣旨を引き継いで誰でも参加できる「米沢温故会」が昭和四十八年（一九七三）に組織された。上杉家当主を名誉会長として、四月から十月まで毎月の歴代

藩主の命日に例会を開催し、郷土の先哲等についての講話が行われている。

## 二 謙信・鷹山への追贈

さらにその後、明治四十一年（一九〇八）九月九日、東宮（後の大正天皇）の東北巡啓に先立ち、謙信は從二位、鷹山は從三位を追贈され、鷹山ともに藩政改革にあたったたけのまたまさつな竹俣当綱のぞきよしまさと莅戸善政も正五位を追贈された。

同十六日、東宮は侍従を使者として幣帛料を納め、「御微行の態にて境内に成らせられ、拝殿前に御会積の上」神社所蔵の宝物を閲覧している。また米沢藩独特の三十匁筒の鉄砲実演を興味深く見学した後、実演した三十余名を近くに召し出して、会釈を下されたので一同は感涙したという（『上杉神社誌』）。そして同十月三日、廟所の謙信閔宮前さくみょうしで策命使山形県知事馬淵銳太郎が贈位策命文さくみょうもんを宣読した（『上杉神社誌』）。

己我領知礼留國內乃戸毎爾課世弓、伊勢乃皇大御神乃大宮造留倍支資乎献良志米

神爾君爾忠誠爾仕奉利志事乎、宇牟賀志美給比（中略）猶飽受思保志、今回特爾從二位乎贈良世給比

その内容は別格官幣社昇格の時とほぼ同じであるが、伊勢神宮の修理費に充てるために棟別錢を課して奉納し、朝廷に忠誠を尽くしたことが加えられた。この伊勢神宮遷宮費について、上杉家では次の史料を根拠としている。<sup>25</sup>

伊勢大神宮為御遷宮、当国越後棟別三錢、併此上之儀者、可為心差次第者也。仍執行達如件。

永禄十貳年己巳

閏五月二十日

輝虎朱印

所々領主中

終わって鷹山の廟前で追贈の策命文が読まれた。その内容は、若くして封襲し儉約や殖産を勧め、領民を我が子のように扱い、隠居後も四十年近くにわたり藩政改革に努めたことであった。

鷹山を祀る松岬神社は、大正元年（一九一〇）に、旧二ノ丸（日本丸の東側、現在地）に社殿の建設が始まる。八月二十日には基本財産として上杉神社と同様の五分利付公債証書（額面五千元）が寄付された。そして同年九月二十八日に県社に列せられ、同日夜に遷座式、翌二十九日に遷座祭典が行われた。

その後の大正六年（一九一七）、同八年（一九一九）の米沢大火の際にも松岬神社は延焼を免れる。同八年五月九日に焼失した上杉神社は、同十二年（一九二三）に再建されるまで松岬神社に仮遷宮されることになる。

なお、松岬神社には大正十二年に初代藩主景勝が合祀され、さらに昭和十三年（一九三八）年には景勝の執政直江兼統、鷹山の師儒学者細井平洲ほそいへいしゆう、鷹山の改革を助けた竹俣當綱、荏戸善政が合祀され、現在に至っている。

### 三 戦争と上杉神社

戦国武将の謙信が祭神である上杉神社は、戦争との関わりももつこととなる。まず日清戦争の場合である。

明治二十八年（一八九五）三月三日、茂憲は、清国に出兵する米沢市及び置賜郡出身の将校下士卒六十五名を

東京の上杉邸に招き予饞会を開いた。彼らは邸内の上杉神社に参拝し、神饌の神酒・大豆・勝栗等を賜った。その後、湯島天神内の料理屋魚十に宴席が設けられた。これには憲章も同席し、そこで茂憲は次のように祝辞を述べている（『茂憲年譜』同日の条）。

憶フニ諸君方ノ先祖ハ昔シ我カ太祖

武尊公ノ旗下ニ属シ、英名ヲ天下ニ轟カシタルニ在ラスヤ（中略）各祖先ノ名ヲ辱シメス、一身ヲ国家ニ捧ケ連戦雄奮シテ（中略）実ニ是国家ノ忠臣ト申ヘシ。我カ上杉神社ノ神靈モ亦必ス喜ハレ、加護ヲ与ヘラレシ事、疑ナシト信シマス。依テ本日ハ上杉神社ニ縁故アル、春日杯ヲ以テ、予カシメ諸君ノ遠征ヲ祝シマス。

茂憲は、彼らが謙信麾下の勇将の子孫であると強調し、戦地で勇戦すれば謙信も喜び加護するであろうと激励した。「春日杯」は、謙信が愛用した漆塗りの酒杯である。この酒杯で謙信との結びつきを与えているのである。

また、別格官幣社となつて後は、国家による祭事も行われ、国家の安泰、勝利を祈る場ともなつた。

明治三十七（一九〇四）年には、ロシアへの宣戦布告（日露戦争）を受けて、同年二月二十日に勅使山形県知事田中貴道が神前に幣帛料を奉納し、戦勝祈願が行われた。翌三十八年（一九〇五）十二月には勅使（同前）が参向して平和克復報告祭が行われ、この時には茂憲が名代を派遣し参列させている（『上杉神社誌』）。

この日露戦争の勝利に際して、米沢では「不識庵公御影参拜式」が行われた。そして古武術家達が戦争の祝勝として古代武装行列を行い、続いて謙信の兵法『要鑑抄』に基づいて川中島の模擬合戦を行った（『雑誌』一九〇六年二月第一六二号「不識庵公御影参拜式」）。



すると、この武装行列と川中島模擬戦は市民の大喝采を博した。『要鑑抄』は、謙信を祖とする要門派越後流軍学の軍学書である。彼らはまた、その軍学に基づく「要鑑會」を組織し、会員の募集を行った。

永く武尊公の武威を後昆に垂れ、益々大和魂の発揚を謀り、米沢武士の好模範を天下に示さんとし、別格官幣上杉神社祭日を卜して、年々古代武装行列を挙行し、且つ川中島模擬戦を演出せんとし、会員を募集せられたる。

その結果、直ちに数百人の応募があり、組織はすぐにできあがった。これを聞いた茂憲は喜び、謙信の画像(図様は不明)を寄付している。そして、同三十九年(一九〇六)二月十一日の紀元節にあたり、上杉神社においてこの謙信画像の参拝式を行ったのである。

この要門派軍学を免許された者はその最後に謙信の画像を模写することが許されていたこと<sup>26</sup>から、謙信画像の参拝式は、彼らにとって最も重要な儀式であったといえる。また、『齊憲年譜』には随所(謙信の忌日十三日)に「要鑑抄御会読」の記事がみえ、在国の時には藩主自らも参加して軍学を研究していたことが知られる。

神社への崇敬はもとより、春日杯や謙信の画像も、旧藩士にとっては謙信とのつながりを維持する崇敬の対象となったのである。なお、この武者行列と川中島模擬戦は、現在も「上杉まつり」のクライマックスとして、毎年五月三日に行われている。

## まとめ

米沢藩の御堂祭祀は、藩政期には藩の宗教政策の要であり、藩の安泰を祈る場としての精神的な支柱であった。また藩主と城代のみが参拝できる神聖な場所であり、祭祀はいわば密室的なものであった。

明治政府の神仏分離政策に対し、齊憲は早い段階で謙信の仏式から神式への祭祀の転換を断行した。初めは齊憲の意志による神祭ではあったが、謙信の神祭は藩政期からの悲願であり、旧藩士の働きによりすべて民費によって上杉神社が建立された。そして神号が許可されて県社となり、祭祀は藩（藩主家）を離れ、さらには別格官幣社に昇格し、国家の祭祀に組み込まれていく。

以後の神社の祭典は一般市民あげての盛大なものとなり、旧藩時代の密室的な御堂祭祀から、一般庶民にも広く開かれた神社での祭祀へと大転換を遂げる。神社には、藩政改革を行い米沢の窮状を克服した鷹山を合祀して、開かれた神社となったことは、一般市民も含めて、より旧藩領置賜地方の人々の支えとなったのである。

なお本章では扱わなかったが、旧藩領の小国郷（西置賜郡小国町）の人々は、米沢から遠方で参拝困難なために、その地に米沢とは別に上杉神社（米沢の上杉神社の分社ではない）を建立した（明治十一年（一八七八）<sup>27</sup>）。小国から米沢までは五十キロメートル弱であるが、当時は泊まりがけでの参拝であった。代表者のみが米沢に赴き一般の者は遙拝するだけでは、誠敬の情を果たせないとして、上杉家から謙信と鷹山の遺物の下賜を受けて、すべて民費で神社を建立している。その建立の趣旨は特に鷹山の民政に対する感謝と崇敬であった。

このように、仏式の御堂から神道の上杉神社に私たちは変わっても、そこにみられる崇敬の念は、藩政時代から代々受け継がれて変わることのない、謙信の武勇と鷹山の民政に対するものであった。

- 1 齊憲の復権については友田昌宏「上杉齊憲復権運動と宮島誠一郎」(『国史学』第一八八号、国史学会)に詳しい。
- 2 茂憲は高野山で結縁灌頂を受けていたので、歴代藩主と同様「権大僧都」を贈られ、真言宗で葬儀を行い、興禅寺に埋葬され、遺髪は米沢の歴代廟所に納められ碑が建てられた。
- 3 『鶴岡市史史料編一六一二・明治維新史料・明治期』(鶴岡市史編纂会編纂、一九八八年、鶴岡市)の「IV生活の変化・一三宗教」の<sup>23</sup>旧藩主酒井忠発逝去神葬祭一件覚(長円寺万年帳)による。
- 4 廣観は、智順の甥井上吉勝(養子となり廣観)で、明治六年(一八七三)に上京して本居豊穎に就いて皇学を修めた。翌年(一八七四)に訓導に任じられて上杉神社祠掌、同十七年(一八八四)の智順の辞任を受けて同祠官、同三十五年(一九〇二)に別格官幣社昇格とともに宮司に任命された。第三代良一は、同三十九年(一九〇六)に廣観の死去に伴い宮司に任命された(『上杉神社誌』。「當家代々御霊號」は上杉神社宮司大乘寺健氏の所蔵。
- 5 矢尾板惟一は、『茂憲年譜』には惟一、靖庵せいあん、栄雪えいせつとも記される。惟一はこの功により金小判三枚と真綿三把を賜った。
- 6 米沢市上杉博物館所蔵。矢尾板惟一筆の画像はこれに酷似している。
- 7 上杉神社所蔵の「上杉謙信画像」。安永頃(一七七二〜七九)に藩校督学の神保蘭室じんぼらんしつが奉納したもの。同時期に宇和島藩主伊達氏から鷹山に謙信画像が贈られた記録が『治憲年譜』寛政五年(一七九三)三月二十七日の条に見えるが、神社蔵の画像については記録がない。謙信を最も崇敬した鷹山であるが、年譜に記録がないことは、上杉家ではなく大乘寺に奉納されたものと考えられる。
- 8 本文中の「松鶴館」は上杉家をいう。日本丸が米沢藩庁となったため茂憲は旧二ノ丸に移り、ここを「松鶴館」と称した(『茂憲年譜』明治三年十月五日の条)。また「米沢義社」は、明治四年(一八七一)九月に茂憲が東京移住にあたり、

旧士族のために十七万両を寄付し、これをもとに組織された士族結社である（『茂憲年譜』明治四年九月五日の条）。

9 『松岬公園記』（著者・作成年代不明、米沢市立米沢図書館所蔵）、『伊吹町史』（伊吹町史編さん委員会、一九九七年、伊吹町）、及び『小浜市史・藩政史料編二』（小浜市史編纂委員会、一九八五年、小浜市）による。また宮田景豊は、要門派越後流軍学をもって小浜藩に仕えていた。

10 前に拙稿「上杉謙信の祭祀の転換―御堂から上杉神社へ―」（『米沢史学』第三五号、二〇一九年、山形県立米沢女子短期大学米沢史学会）では、この時に別格官幣社に列せられたとしたが誤りで、次のとおり訂正する。

楠木正成（湊川神社、兵庫県神戸市）は、明治元年（一八六八）に明治天皇が創建を命じたのを受けて翌二年（一八六九）に現在地を境内地に定め、同五年（一八七二）に神社を建立、別格官幣社に列した。毛利元就（豊榮神社、山口県山口市）は明治二年（一八六九）に「豊榮」の神号が下賜され、豊榮神社を建立、同四年（一八七二）に現在地に遷座した。別格官幣社昇格は同十五年（一八八二）である。織田信長は本文のとおり。

11 上杉神社宮司大乘寺健氏より聞き取り。同家所蔵の「明治五年 上杉両公御神祭之折諸町奉祝御旗之図」（非公開）によるものとする。

12 奥村幸雄「蚕神信仰の一断面―下長井地方を中心に―」（『置賜文化』七一号、一九八二年、置賜史談会）による。

13 以下の新聞記事は、米沢市立米沢図書館蔵の複写資料による。

14 『上杉神社誌』は二十一日とする。常世長胤は復古神道の平田篤胤の養子鐵胤の門下で、東京の芝大神宮祠官や教部省中録を経て山形県吏となった。

15 この時の喜びを通庸は次の歌で表している。「明治十三年十月十八日の暁ばかり 栗子山にて めけたりと呼ぶ一聲に 夢さめて 通ふも嬉し今朝の初風 通庸」（軸装で米沢市立上杉博物館蔵。図録『特別展 上杉伯爵家の明治』（二〇〇八

年、同館）所収より）。

16 『図録 戦国の世を彷彿させる上杉の鎧と火縄銃』（一九九九年、米沢市・宮坂考古館）による。

17 『山形県行幸記』（一九一六年、山形県教育会編集発行）による。

18 『史跡米沢藩主上杉家墓所保存管理計画策定報告書』（米沢市教育委員会、一九九二年、米沢市教育委員会）による。  
なお現在、拝殿のうち一棟は廟所敷地内の一面に展示室として残されている。

19 井上智勝「近世日本武家霊廟論序説―神・仏・儒のあいだ―」（『宗教研究』第八七巻別冊、二〇一四年、日本宗教学会編集発行）。また井上氏は「法音寺における位牌同様の振り分けで墓が配置されている」としているが、基本は藩政期の廟の配列である。

20 『長命寺の歴史と文化財』（内山順子編著、一九九九年、真宗大谷派長命寺）による。この時、堂内にあった嘉永三年（一八五〇）の御堂再建棟札、謙信位牌一基、及び「法華経」一巻が長命寺に移っている。

21 『米沢市史々料（一）・（五）』（米沢市立米沢図書館蔵）の「(老)第一章行幸啓第一節史料ノ続 明治天皇 米沢御駐輦関係ノ二」（大乘寺良一担当）に、「明治天皇米沢御駐輦中の事に就いて 海軍大将 黒井悌二郎」がある。これは、明治天皇行幸の際に齊憲に従った宮内庁御用掛宮島誠一郎（旧米沢藩士）が黒井に語ったことを記したものである。なお本史料は、『米沢市史』編纂にあたり編纂委員が収集した史料を、原稿用紙にペン書きしたものである。

22 刊本は、『鷹山公遺蹟録』（甘糟繼成編輯、一九三四年、上杉神社内鷹山公遺蹟録刊行會）。

23 以下『雑誌』とし、発行年月、号数、及び記事名を示す。米澤有爲會については第三部第二章に述べる。

24 米沢市立米沢図書館蔵のマイクロフィルム版による。

25 『越佐史料』永祿十二年閏五月二十日の条。マイクロ二四四号「別格官幣上杉神社祭神勤王ニ関スル参考書」では、文

書の掲載はないが、この棟分銭献上のことが記されている。

26 長谷川伸 「上杉謙信の虚像―上杉謙信画像と要門派越後流軍学の展開―」（『新潟県立歴史博物館研究紀要』第五号、二〇〇四年、新潟県立歴史博物館）による。

27 『小国町史』（小国町史編集委員会編、一九六六年、小国町）及び『小国町誌資料・第四卷』（小国町教育委員会編、一九九二年、小国町）による。

## 第二章 屯田兵による神社の建立と米澤有爲會支部における上杉神社遙拜式

### 第一節 屯田兵の入植とその生活

明治二十三年（一八九〇）六月下旬から七月初旬にかけて、最後の士族屯田兵として北海道厚岸郡太田村（厚岸郡厚岸町）に全国八県（山口・兵庫・和歌山・福井・石川・新潟・宮城・山形）から四百四十戸が入植した。山形県は九十九戸と石川県の百六戸に次いで多く、中でも旧米沢藩は五十七戸と半数以上を占めた（旧藩別では旧金沢藩の五十九戸に次ぐ）<sup>1)</sup>。

この旧米沢藩士の中には、本庄、柿崎、市川という旧藩時代は侍組（上級藩士）の者も含まれていた。本庄氏は謙信、景勝、豊臣秀吉に仕えた本庄繁長、柿崎氏は謙信に仕えた柿崎景家、市川氏は武田信玄の家臣で後に謙信、景勝に仕えた市川信房のそれぞれの子孫である<sup>2)</sup>。

まず、入植当時の状況を概観する。『雑誌』一八九三年四月第三四号、梅澤小三郎「新天地（太田村の三年）」。

涙を揮ふて故山を辞し、酒田港を出帆（中略）厚岸に着港し、該士民に歓迎せられ旅舎に投ず（中略）抽籤の上各自の居宅を定めらる（中略）是れ即太田村なり。辛ふじて居宅を尋ね、笹を分け漸く家族と共に入り来れば、何事ぞ、炬中に青笹生ぜんとは。嗚呼（中略）誰か之を見て涙なからんや（中略）四辺寂寞樹木は天日を蔽ひ、笹藪密集して隣家をも見る不能。

与えられた兵屋は、前年から当年にかけて標茶集治監しゅまやの囚人によって建設されたものであったが、既に建物の中には青笹が茂り、すぐに住める状態ではなかった。つまりは未開の地であり、彼らが思い描いていたものとは全く違った生活の始まりであった。太田村には南太田兵村（第四大隊第三中隊）と北太田兵村（同第四中隊）があり各二百二十戸に分かれていた。兵屋の割当は抽籤で決められた。旧米沢藩士は一戸を除き南太田兵村に入った。この一戸は、戸主の急病のため出発が遅れて別便で渡航し、空いていた北太田兵村に入った者であった。

太田兵村の中心地は、現在のJR厚岸駅から北西に約六キロメートル余りで、一帯が起伏の大きい丘陵地である。現在、厚岸町太田屯田開拓記念館（以下「屯田記念館」という）や太田小学校、太田中学校のあたりに中隊本部が置かれていた。

この広大な土地を機械的に区画した場所に建てられた兵屋であるから、谷地や川があつて耕地には向かない悪条件の所に割り当てられた者も少なくなかった。しかし不平不満を口にすることもできず、その後は黙々と開墾が進められた。その後一ヶ月間はほとんど中隊本部の監督者指導のもと、笹藪を焼き払い、樹木を伐採した。それにより濃霧も次第に減少して日も差すようになり、入植当時とは一変してきた。秋に至っては、甜菜、馬鈴薯、大根等、多少若干の収穫も得られた。

また、全国各地からの入植であり、言葉が通じないこともあり、行き違いが生じたので、時々茶話会を開き懇親を深め、教師を招いて農事を研究した。あるいは米沢人は生魚を食する風習がなく、入村直後には食べ過ぎて腹痛に苦しんだ者も少なくなかったという。

あるいは旧新庄藩士西野要三郎も同様に書き留め、「住み慣れし古郷の生活ニ比し、母は極度に悲しみ泣き出しぬ。一家共に泣く」『西野家行囊帳』と嘆いている。同じく旧新庄藩士の岩間富次郎（北太田兵村）は次の



ように述懐している。『葛籠』一九二〇年七月第二一号、岩間富次郎「屯田兵の人々・移住の顛末」。

樹木鬱蒼たる高原地にして、小笹荊棘繁茂し、開墾にも頗る困難を覚江たり。戸主は重に<sup>(主)</sup>兵役の義務を帯び、二三月間は毎日練兵場にて軍事教練を受け、軍規風規など思いの外に厳しく(中略)現役三ヶ年間は家族諸共兵役と農業の外余念なかりし。余等の如き兵務と云ひ農と云ひ更に経歴なき事故、事々に珍しくもあれど、又艱難に堪へざることもあり。

そして同二十六年(一八九三)六月頃には給与地をすべて開墾し終わる見込みとなった。主な農作物はすべて米沢で産するもので、最も適したものは馬鈴薯、麻、麦であった。馬鈴薯は「愛乃土人<sup>(アイヌ)</sup>の培養法」で多くの収穫を得、また麻の品質は北海道随一といわれたという。あるいは、五、六戸共同で馬耕機械を購入し、家畜を飼育して繁殖を図って農作物を栽培すれば、家族六、七人は十分に生活できるとし、新天地での生活に期待している。

しかし太田村では、入植した年のうちに三十九名が死亡し、そのうち十一人は子供であった<sup>7</sup>。このことから過酷な生活状況がうかがわれる。また大田村を含む根室地方は、寒冷な気候と濃霧のため農耕に適さない土地であり、さらに連作による地味の劣化と施肥技術の乏しさから、次第に農業は衰退していく。そして同二十六年(一八九三)に屯田兵の現役三年を満了して予備役に編入されると、それまでの諸給与が廃されて生計に困難をきたした。そのため部外に職を求める者や近隣の諸村への出稼者が多く現れ、この年をピークに太田村の人口は減少の一途をたどった。村に残った者は、大家族を抱えて身動きができない者、行き先のめどが立たない者、頑なに屯田兵精神を貫き永住を決意した者であったという。

## 第二節 上杉神社遙拝式の開催

こうした過酷な重労働と兵役を強いられた人々は、遠く離れた故郷米沢の上杉神社への崇敬の念を精神的な支えとしていた。彼らは入植した翌明治二十四年（一八九一）の米沢の上杉神社例祭日には、早くも上杉神社の遙拝式を行っている。兵籍にある者は日曜日や祭日の他は外出が容易ではなく、四月二十六日の日曜日に隣の真龍村屯田兵倉庫前の丘（厚岸町白浜一丁目付近と推定）で行った。発起人は本庄、柿崎、市川等であった。その様子は次のようである（『雑誌』一八九一年五月第一五号、青木太郎「上杉神社遙拝式概況」）。

四月廿九日は上杉神社の例祭日なるを以て、在厚岸米沢人に於ても遙拝式を行ひ、聊か上杉家を尊崇する微志を表せんと志たり（中略）此日こそは盛んにやり度き者ぞと指をり数へて待ち居りき（中略）集ひ会する者総べて百有余名、厚岸街の梅澤判事も来臨せらる（中略）丘上の中程には、龍と大書したる巾二尺五寸長さ一丈余の唐木綿を以て製したる大旆を建て、前に塩鮭二尾及び御幣、神酒を備へ（中略）石墨神官祭式を行ひ終りて、順序を以て礼拝（中略）四方には上杉神社遙拝式及旧米沢人大懇親会と大書したる二旆を建てたり。

この「龍」の旗は、謙信が総攻撃の際に掲げた軍旗「懸り乱れ龍」を摸したもので、これを神体に見立てて神饌を供えている。明らかに謙信が意識されており、単に同郷の者が集い行う祭りや懇親会ではなく、謙信への崇敬の念が認められる神事であった。

またこの時、「重(主)に殖産業に関する講談をなし、後來大事業を謀るの一大資本社」である「米沢郷友会」の設立が提唱されると、「賛成の声四方に起る。之れと同時に（中略）米沢郷友会万歳と大書したる旗を空中に振飄」した。あるいは旧藩主齊憲の顕彰碑建立（同年九月に米沢の上杉神社境内に建立）への寄付金も募られ、「苟も上杉氏の粟を食せし者は、奮て寸志を表せざる可からざる」と決議された。

そして、「大日本帝国万歳、米沢郷友会万歳と大呼連唱し閉会（中略）四旗の旗旆を押志立て、愉快を呼びつづ還路に就きたり」という具合であった。遙拝式も齊憲顕彰碑への寄付も「上杉家を尊崇する微志」から発したものであった。

また次のようにもある（『雑誌』一八九八年九月第八七号、山田理一郎「北海道太田村上杉神社由来」）。

会するもの無慮百五拾余名、大に野宴を張る（中略）上杉伯万歳、同郷人万歳の声は、山岳為めに震動せん許りなりき（中略）嬉あめ、神君の遺徳、北海の浜に追ふ、誰か感泣せざらんや。

やはり抛り所とするのは、「上杉伯（伯爵茂憲）」であり、「神君（謙信）」といっている。

その後の遙拝式は、同二十五年（一八九二）四月二十九日には村内豊受神社境内で、同二十六年（一八九三）四月二十九日には村外の郊原（記事の景色の描写から前年と同じか）で、同二十七年（一八九四）四月二十九日には加里関かりかんざ阪上かじょう理性院りせいんでと、毎年行われた。「加里関阪上理性院」は現在確認できないが、「加里関」は当て字で、「仮監獄」を意味し、兵屋を建設した標茶集治監の囚人の仮監獄が置かれた場所一帯をいう。太田二の通りを過ぎた南兵村共同墓地の奥、急坂を下った所である。「理性院」はその坂の上にあったと思われるが、寺院が

あつた記録等はなく、仮監獄の施設の一部か墓地にあつた施設と考えられる。

なお、太田村の寺社等について少し触れておく。<sup>11</sup>

明治二十五年（一八九二）当時は、豊受神社ではなく「神武天皇遙拝所」であつた。遙拝所は、新開地の村内に崇敬すべき神社がないことから、中隊長かしたみ田見陳秀のぶひで（北兵村）、同岩淵繁隆（南兵村）、及び村内有志等が發起人となつて同二十四年（一八九一）七月に建設し、産土神として豊受大神を勧請した。例祭日は入植皆済日を記念して七月六日・七日とした。その後同二十六年（一八九三）に無格社豊受神社となつた。同三十年（一八九七）に社殿を新築し、「豊受神社」の扁額は旧米沢藩士本庄孝長が揮毫した。当時の神社は現在地より奥に位置し、見晴らしがよく、社殿は伊勢神宮に向いていたという。

寺院は、いずれも同三十年（一八九七）に臨済宗報国寺（南禅寺直末）と真宗鮮明寺（東本願寺直末、現在廃寺）が創設され（それ以前は説教所）、兵村の者はそのいずれかの檀家となつた。故郷の寺とは違う臨済宗への宗旨替えに苦慮した者もあつたと聞く。また同二十六年（一八九三）にはキリスト会堂も創設されている。

### 第三節 神社の建立

#### 一 上杉家からの神宝の下賜

このように上杉神社の遙拝式を継続してきた彼らにとつて、太田村への神社の建立は切実な願いであり、建設についての協議が重ねられた。<sup>12</sup> その思いは次のようなものであつた（前掲山田「北海道太田村上杉神社由来」）。

吾等同郷人五拾余戸三百二十余名、手を提へて当道に移住（中略）北海の一米沢を形造るに至れり（中略）山海數百里を隔つるも、豈に累々血食の地を忘了せんや。是に於て上杉神社を建立して、聊か記念の一端を表せんことを議決し、時機の至るを俟てり。明治廿四年四月廿九日第一回遙拝式を執行せし以來、毎年怠ることなかりき。

そして上杉家から神宝となる謙信と鷹山の所縁の品を下賜される機会は、明治二十八年（一八九五）三月、太田村の屯田兵（そのうち旧米沢藩士は六十二名）が清国に出征（日清戦争）することとなり、彼らが東京に赴いたときに実現する。その顛末は次のようである。

同月三十一日に東京に入った彼らは、<sup>13</sup> 毎日七時間の練兵に明け暮れたが、四月十七日には日清講和条約が結ばれて、戦地に赴くことはなかった。この間、四月八日には有爲會の東京部会が飛鳥山公園（東京都北区）で運動会を計画しており、彼らも招待されていた。

当時の運動会は、健康増進はもとより、国威発揚、富国強兵を目的として行われていた。当時の有爲會の運動会広告には、「国運進張の時に当り（中略）北越武士の義氣清節を推揮せられんことを」（『雑誌』一八九六年四月第六四号、「米沢部大運動会広告」）、等の文言がみえる。そしてこの行事の広告（『雑誌』一八九四年三月第四三号）には次のようにある。

（前略）<sup>（上杉茂憲）</sup> 我從三位公に於ても深く此旨意を賛成せられ、士氣を養成するの御趣意を以て、一切の経費を給与せられ、且つ親臨の榮を賜はらんとす（中略） 上杉伯より酒肴を賜はるに付き会費を要せず（中略）

●春日杯は諸君の勇気を百倍すべし（後略）

茂憲もこの運動会の趣旨に賛同し、全ての経費を負担し、行事最後の酒宴では「春日杯」で饗応される。「春日杯」は、謙信が愛用した漆塗りの酒杯である。この酒杯によって謙信との結びつきを与えられることは「勇気を百倍」するほどの感激であったに違いない。

しかし、八日は日曜日の休日にもかかわらず武装検査が行われた。またこの日は雨天で十五日に順延となったが、それにも参加できなかった。「是に於てか水泡に帰し去り、いと残念のことなり」と、同郷の人々と会する機会を失ったことを非常に悔やんでいる。

その後同二十八日は終日の外出日となり、茂憲の招待を受けた米沢人一同が、湯島天神内の魚十料理屋での予餞会に出席した（『茂憲年譜』同日の条）。

北海道屯田兵ニシテ、征清従軍ノ旧米沢藩士六十二人、午後一時参邸ニ付、上杉神社ノ神前ニ於テ、春日杯ヲ以テ神酒及献饌中ノ勝栗大豆ヲ賜ハリ、夫ヨリ天神社内魚十二於テ神酒被遣（中略）同所ニ於テモ、春日盃ヲ用ヒサセラレ、皆々孰レモ難有頂戴、夕刻退出セリ。

一同は、上杉邸内の上杉神社に参拝し、その後は予餞会に出席し、いずれでも謙信所用の「春日杯」で神酒を賜った。茂憲はこれより前同年三月三日には、同じく清国に出兵する米沢出身の近衛師団に属する将士を招いて予餞会を開いたが、そこでもこの時と同様に「春日杯」を用いて饗応している（『茂憲年譜』同日の条）。

その後五月二十日には、平和に関する勅諭の奉読と司令官の訓示があり、二十五日には東京を発つこととなる。神社の建立を上杉家に直接請う機会は、この東京滞在中を逃してなく、再び代表者が上杉邸を訪ねた（日時は不明）（前掲山田「北海道太田村上杉神社由来」）。

是の時に当り、柿崎家善、市川慎一郎、本庄孝長等の諸氏、一同を代表して上杉伯邸に参候し、謹て武尊公御尊影並に鷹山公御真筆を拝領して永く記念とせんことを陳情せり。幸に嘉納あらせられ親しく之を賜はる。因に記す。武尊公御尊影は元七軒町照陽寺の秘蔵に係りしものなりと云ふ。五月二十九日、奉じ還りて堂宇建立の議を老父に図る。咸奮て事を挙げんことを約す。

ここで上杉家から下賜された謙信画像は「七軒町照陽寺の秘蔵」とあるが、これは誤りで、照陽寺は関東管領上杉憲政の菩提寺である。この画像は、照陽寺に隣接する謙信開基の常安寺が所蔵する「鏡御影」（第一部第一章【史料25】）の模写である。「鏡御影」は、謙信が常安寺の泰廉門察のために鏡に写して描いた自画像といわれる。この画像は三代藩主綱勝の命により修理されるなど、歴代藩主が謙信崇敬の対象としたものでもある。この画像を、明治二十三年（一八九〇）に常安寺の住職上相密山が茂憲の許可を得て石盤摺にして関係者に頒布した。このうちの一幅とみられる。画像とともに由緒書も頒布されたが、屯田記念館への寄託史料には見当たらないとされる。一方の「鷹山公御真筆」も現在確認できない。

鷹山への崇敬については、第一章でも述べたが、本庄氏の旧知行地であった白鷹郷（西置賜郡白鷹町）では、鷹山が養蚕神として祀られた例がみられた。

また、旧藩領小国郷（西置賜郡小国町）で上杉神社を建立（第一章参照）の際の趣意書には次の一項が記されている。<sup>16</sup>

一 鷹山公、千苦万苦大慮ヲ煩ワサレ、産業無之テハ民不富ト被思召、戸毎ニ桑樹ヲ下賜サレ、養蚕道ヲ被開シヨリ、今日ニ至リ戸々活計相立候。此高恩永生忘却スヘカラス。

鷹山から桑苗を下賜され養蚕の道が開かれて生計が成り立つようになった。この恩は永生忘れてはならないとされている。小国の上杉神社は、この他四ヶ条の鷹山の民政に対する恩沢をあげて寄付を募り、すべて民費で建立された。このように鷹山の民政は、旧米沢藩領の人々にとって、「此高恩永生忘却スヘカラス」もので、鷹山に対する崇敬の強さが知られる。

## 二 神社の建立

太田村では、この二つの謙信と鷹山の遺物を下賜されて、神社の建設が進められていく。この建設工事は全て寄付金でまかなわれた。<sup>17</sup> この寄付には、南兵村の中隊長岩淵繁隆、厚岸町判事梅澤退輔をはじめとする篤志寄付者十二名と屯田兵六十七名が名を連ねている。梅澤は第一回遙拝式で講義も行っており、最も高額な寄付をしている。岩淵がそれに次いでいる。また一般寄付の中には神社の近隣に居住する他藩出身の者三名も確認できる。

工事は七月から始まったが、十月になっても思うように進まず、有為會組合會（第五節参照）が事業を継続し



た。十二月になってようやく、多年の素志を貫徹して神社が完工した（以下、「太田上杉神社」という）。社の規模は、社園三百二十余坪、堂宇三坪二合五夕、総桂材造、屋根は小羽葺（柿葺）で、その地方に比すべきものがない緻密な建築の社であったという。また、建築作業には厚岸町の梅澤判事も協力的で、中隊長岩淵繁隆も建築後の境内に松の木を寄付して植えたといわれる。<sup>18</sup>

この神社を北海道神社庁では、神社本庁包括外神社のうち未公認神社としており、私的な祭祀形態であった。<sup>19</sup>

同月二十五日に寒風の厳しい中にも関わらず臨時祭典が盛大に行われた。また、翌二十九年（一八九六）四月二十九日には例祭を執行し、神社運営の規約を定め、毎年五名の社務掛を置いて維持法を堅く守って運営することとした。さらに同三十年（一八九七）には、当地の寒冷な気候を勘案して祭礼日を陰暦四月二十九日としている。その後の祭礼齋行日は、「上杉神社祭典淳辞」に添え書きされている（【史料66】）。

神社の建設地は、山田理一郎の記事では、市川慎一郎宅地内としているが、隣の林留次郎の宅地内が正しい。現在の太田四の通り沿いの「開拓天然記念物・太田屯田の赤松」の道路を挟んだ向かい側である。この神社が建立できた要因としては、清国に出兵する旧藩士が上杉邸に招かれたこと、その中に茂憲と直接交渉できる旧侍組の本庄、柿崎、市川の三氏があり、神宝となる謙信画像と鷹山真筆が下賜されたことがあげられる。

さて、このようにして太田上杉神社は建立、運営されていくが、前述のとおり屯田兵の予備役になると生活に困窮する者も出始め、離村する者も相次ぎ、さらに日露戦争での戦死者も出た。明治末期には太田村の人口は開村時から半減したといわれ、<sup>20</sup> 神社の運営にも影響してくる。

その後の神社祭典をみると、明治三十七年（一九〇四）には六月十二日（旧暦四月二十五日）に行われ、「上杉神社祭典執行相成候二付、一重持参、社前へ集合致候」とある。<sup>21</sup> これをみる限り質素な祭典であった。「一重

持参」とは、各家々が料理を重箱ひとつに詰めて持ち寄ることである。

本論は調査対象を大正八年（一九一九）までとしたため、その後の詳細は追わないが、離村者の増加による組織の維持困難と財政の逼迫、社殿の老朽化により、太田上杉神社の社殿は平成元年（一九八九）に解体され、<sup>22</sup>現在、跡地は林になっている。御神体や棟札、謙信と鷹山の画像、関係書類等が屯田記念館に寄託保管されている。

結果的には、神社を維持できなかったが、太田上杉神社が入植した人々の精神的な支柱であったことは疑いない。遠藤由紀子氏は、太田上杉神社を「遙拝所型」で帰属意識は「故郷」としている。<sup>23</sup>しかし筆者が分類するならば、「藩祖祭神型」で帰属意識は「旧藩（旧藩主家）」である。確かに初めは遙拝式を行っているが、最終目的は神社の建立であって、また謙信と鷹山の遺物をもって神体とすることにあった。単なる望郷の念ではない。

### 三 太田米澤会の寄託した神社関係史料

太田上杉神社が解体された後、太田米澤会は、平成三年（一九九一）屯田記念館の開館に合わせて神社関係等の史料を寄託した。これらのうち筆者が現地を確認した、謙信と鷹山に関わるものをいくつかあげてみたい。

#### ①太田上杉神社御神体（御神鏡）（史料67）

一般に御神鏡の台座は雲形になっているが、太田上杉神社のものは、竹の半円でその中央に飛雀を彫刻している。これは上杉家の家紋「竹に雀（上杉笹）」を意識して特別に造られたものである。鏡自体は普通のもので、裏には「高砂」と彫られている。

#### ②上杉謙信画像（鏡御影複製品）（史料25）

前記のとおり東京で茂憲から下賜されたものである。

③ 上杉謙信画像（上杉茂憲下賜品）（史料68）

天正六年（一五七八）に高野山無量光院に納められた謙信寿像が、明治二十八年（一八九五）の高野山大火で同院も画像も消失した際に、茂憲がこれに代わるものとして納めるために作成した画像（石版摺）のうちの一画である。同三十二年（一八九九）に無量光院ほか関係寺社及び個人計三十四名に贈られ、太田上杉神社もその中に含まれている（『茂憲年譜』明治三十二年一月二十七日の条）。代表的な謙信画像として知られている。画像と由緒書が紙の状態を下賜され、所有者それぞれで表装が異なっている。太田上杉神社では由緒書が現存しない。

④ 上杉鷹山画像（史料69）

屯田記念館の画像には署名はなく「雲澤之印」の落款がある。史料として示した法音寺蔵の鷹山画像には「臣信好謹写「雲澤之印」と署名・落款のある。このほか米沢市や白鷹町で複数確認され、白鷹町の養蚕講の本尊として祀られたものにも同様のものがある。作者は幕末から明治にかけての米沢藩御用絵師の目賀多雲澤信好である。画像に比べ表装が新しく、後に修繕したものである。

⑤ 太田上杉神社棟札（史料70）

神社の棟札には、一般的には「奉齋祀正一位嘉澤稻荷神社御霊實」（筆者祭祀の稻荷神社棟札より）等と中央に神社名が書かれるが、これには中央に「棟札 棟梁 鈴木力馬 駒澤貞治」とあり、その両脇に建築費等、下段に大工と木挽の六名の氏名が書かれている。「上杉神社」の名前はみえない。上段左上に「明治廿八年八月十四日」とある。棟上祭の日付と思われる。鈴木力馬と駒澤貞治は旧米沢藩士である。

⑥ 祭典の祝詞「上杉神社祭典 淳辞」（史料66）

神社の祭典で奏上された祝詞で毛筆で記されている。末尾の余白には、明治三十七年（一九〇四）から大正十年（一九一五）までの祭典の執行日が記されている。

その内容の一部は、古くから大神（謙信と鷹山）のみたまのふゆ恩頼（神威）を蒙ってきたので、旧臣柿崎、本庄他五十七名がそのお蔭を尊び喜んで奉仕する。そして入植したは五十七名が漏れることなく、農業や牧畜業に励んで、ますます栄えることを祈るとある。武人の謙信にも農耕や牧畜繁盛の願いが捧げられている。「牧畜業」は補筆されている。農業が振るわなくなると牧畜に切り替える者も少なくなかった。また文中「柿崎家善、本庄孝長、外五十七名」とある脇には「仁一郎、秀長、他十八名」とペン書があり、長く同じものが使われていたことが知られる。仁一郎と秀長は、家善と孝長それぞれの長男である。村を離れて人数が減っていく中でも祭礼が続けられていたことを示している。

#### 第四節 他藩の神社建立と遙拝

同じく太田村に入植した例をみれば、<sup>24</sup>旧新庄藩士（入植三十三戸）は、明治二十三年（一八九〇）に旧藩主戸澤家歴代藩主十一柱を祀る戸澤神社の建立を計画した。しかし何らかの事情で建立はかなわず、「戸澤神社」と刻した石碑のみを建てた。石碑は現在、太田一の通り沿いの鎮守妙見神社の奥にある。かつての事業所（各通りに設けられた共同作業場）の敷地である。

新庄で旧領民により新庄城址に戸澤神社（祭神は戸澤氏の祖平衡盛（平清盛の叔父忠正の孫）と初代藩主政盛）が建立されるのは同二十七年（一八九四）であるから、地元我先駆けての試みであった。太田村では歴代十一柱

をすべて祭神にしようとした。これは歴代が善政を布いて慕われたことを表すのであろう。例えば五代藩主正謙<sup>まさのぶ</sup>は、宝暦の大飢饉では宝暦六年（一七五六）に幕府から三千俵の米を借上げ村々に分配し、城内本丸に氏神として祭祀していた天満宮の御輿を城下に巡行させ、一般庶民にも参拝させて安寧を祈願させている。

前述したが、太田村には村社豊受神社が建立され、村の鎮守社として旧藩のいかんを問わず祭典に参加していたことから、太田上杉神社も戸澤神社（石碑）も所縁の者による私的な信仰、精神的支柱としての建立であった。

なお妙見神社<sup>26</sup>も、農耕馬の健全を祈るために、旧米沢藩士石墨哲蔵（神官大講義）が相馬太田神社（旧妙見社、福島県南相馬市）から分霊を受けたものである。石墨は志半ばで病死したが、その遺志を継いで村内有志が明治二十七年（一八九四）に建立した。相馬太田神社は相馬野馬追い神事を司る三社のひとつである。

また同じく太田村に入植した旧高田藩士（新潟県上越市、入植二十七戸）では神社を建立しなかったが、旧藩祖榊原康政を祀る高田の榊神社（明治九年（一八七六）建立）の例祭日にあわせて式典を行っている。<sup>27</sup>

あるいは、札幌郡琴似村（札幌市西区琴似）に入植した旧仙台藩士（宮城県亶理郡の亶理伊達家中）は、明治八年（一八七五）、亶理伊達家初代の成実<sup>しげさね</sup>（武早智雄命<sup>たけはやちのおのみこと</sup>、伊達政宗の重臣）を村の日登寺境内に祠を建て武早神社として祀った。その後、社地の寄進を受けて遷座し、さらに明治四十四年（一九一一）には札幌神社（現北海道神宮、札幌市）から大国主大神の分霊を受け、大正四年（一九一五）には郷社に列している。<sup>28</sup> 亶理の亶理要害に武早神社（現亶理神社）の建立は明治十二年（一八七九）であり、これも地元我先駆けての神社建立であった。<sup>29</sup>

このように、入植した人々は出身地ごとに旧藩所縁の神社を建立、または遙拝したことは、単なる望郷の念から起こったものではない。特に地元我先駆けて神社の建立が図られていることは、彼らがその先祖から代々受け継いできた旧藩主家の先祖や歴代藩主（領主）への崇敬の念によるものである。それを精神的な支えとして過酷

な兵役や重労働を乗り越えようとした。戸澤神社も武早神社も帰属意識を旧藩とする「藩祖祭神型」神社である。

## 第五節 米澤有爲會の各部会における上杉神社遙拝式

### 一 米澤有爲會の発足

屯田兵に限らず、明治維新後に米沢を離れて全国各地に移住した人々にとっても、上杉神社（謙信・鷹山）への崇敬の念は強いものがあつた。毎年四月二十九日の上杉神社例大祭に合わせて、全国各地で有爲會の各部会（支部）が主催して遙拝式を行っている。

この有爲會<sup>30</sup>は、明治二十二年（一八八九）十一月二十三日の新嘗祭当日に、東京在住の米沢出身学生である伊東忠太（後に明治神宮や上杉神社（大正八年（一九一九）焼失後の再建）を設計。工学博士）を初めとする六名が、米沢及び置賜地方の関係者が郷土愛を土台に、相互の親睦と切磋琢磨を目的として共存共栄を図ろうと提唱し、「有爲會」を発足させたことが始まりである。また会則では、政治上に一切関係しないとも規定している。

翌二十三年（一八九〇）二月には会誌『雜誌』を発行して会員の募集を開始し、同四月には飛鳥山公園で大運動会を実施、さらに同八月には米沢の米澤中学校（現山形県立米沢興譲館高等学校）において発起人会と大懇親会を開催した。この年の年末には会員は四百二十九名に達している。

同二十五年（一八九二）には「米澤有爲會」と改称し、同三十一年（一八九八）には千坂高雅（旧米沢藩国家老、後に石川県令、岡山県令、貴族院議員を歴任）が初代会長に就き、同三十三年（一九〇〇）には小森澤長政

(海軍大書記官)が会長となった。長政は兄の宮島誠一郎とともに上杉家相談人として「米澤教育會」を設立し、また「上杉家家範」の作成にあたるなど、旧藩主家と旧藩士との絆を永遠のものとすることに努めている。

前述の太田村を含む厚岸郡の会員も、明治二十八年(一八九五)一月に「北海道部厚岸組合」を組織し、隔月の第二土曜日に談話会を開いている(『雑誌』一八九五年三月第五三号、「北海道部厚岸組合の組織成る」)。

同四十年(一九〇七)には平田東助(農商務大臣、内務大臣を歴任)が会長に就き、翌四十一年(一九〇八)には社団法人に認可されて、上杉家からの譲渡資産を基とし、藩校興讓館を範として人材育成のために寄宿寮興讓館を開設(東京Ⅱ明治四十二年(一九〇九)、仙台Ⅱ大正三年(一九一四)したり、貸費生制度(奨学金制度、明治四十四年(一九一一)開始)を設け育英事業を進めた。

なお、現在は公益社団法人米沢有為会となり、上杉家当主を名誉会長として育英・文化活動が続けられている。

## 二 札幌部会上杉神社遙拝式

全国各地で行われた上杉神社の遙拝式について、いくつかの支部の例をあげてみたい。

明治二十六年(一八九三)四月二十九日、札幌部会(札幌及び小樽地域に居住する会員による支部)は、「上杉神社の尊影及び苳戸太華翁のぞきたいかおの小照」を所持する杉原謙すいばらが会主となり、札幌神社の宮司を斎主として「最も厳粛にして且盛大なる祭典を執行」した(『雑誌』一八九三年五月第三五号「札幌部例会并に上杉神社祭典」)。

遙拝式には三十余名が参加し、中には米沢出身以外の「両尊靈の威徳を欽仰する人々」も含まれていた。

四月廿九日は、吾人の最尊敬する上杉神社の例祭日に当れり。吾人客土に在りといへとも、誰か此祭日を記し、礼拝の儀を尽さざるものあらんや（中略）上段の間に壯嚴なる祭壇を設け、正面に両神影を鎮し、少し下りて左に太華翁の小照を、右に武尊公の遺墨、鷹山公の伝国の御書并に太華翁の遺墨を掛けしは、用意最も至れるものと云ふべし。札幌神社宮司白野夏雲は（中略）祝詞を朗読し、次に会員及来賓、逐次玉串を捧げ礼拝。（中略）各々胸襟を啓らきて（中略）談するところ語るところ尽く、武尊公の義勇天下に比なきと、鷹山公の恩沢百世に洽ねきを追賛するにあらざるなく（中略）鷹山公の伝国の御書に至りては、万坐感歎せざるなかりし（中略）武尊公の霜滿軍宮の御作を吟するあり、或は頼子成の鞭声肅々の作を歌ふあり。

我々は遠く米沢を離れていても、上杉神社の祭礼日を忘れることはなく、礼を尽くして遙拝するものであるという。この「両神影」はいうまでもなく謙信と鷹山である。「太華翁」は鷹山の藩政改革を助けた莅戸善政である。善政はこの後明治四十一年（一九〇八）九月に東宮（後の大正天皇）の東北巡啓にあたり贈正五位に叙せられ、さらに後に鷹山を祀る松岬神社に合祀されるが、当時から崇敬の対象となっていたようである。

また、「鷹山公の伝国の御書」は「傳國之辞でんこくのじ」ともいわれ、鷹山が天明五年（一七八五）に世子治廣の家督にあたって与えた三ヶ条の教訓である（『治憲年譜』天明五年二月七日の条【史料71】）。

## 一 国家ハ

先祖ヨリ子孫へ伝候国家ニシテ、我私スヘキ物ニハ無之候。

一 人民ハ国家ニ属シタル人民ニシテ、我私スヘキ物ニハ無之候。



一 国家人民ノ為ニ立タル君ニシテ、君ノ為ニ立タル国家人民ニハ無之候。

藩主は国と領民のためにあるとする戒めである。民主主義の精神の表れであり、後世にアメリカ合衆国大統領ジョン・F・ケネディ氏の賞賛するところでもある。この鷹山32の精神には「万坐感歎せざるなかりし」であった。あるいは「武尊公の御作」は、謙信が天正五年（一五七七）に能登を平定したときに七尾城で詠んだ漢詩である。「頼子成の作」は、頼山陽の漢詩で、謙信が武田信玄と一騎打ちをしたとされる永禄四年（一五六一）の川中島合戦を詠ったものである（『史料72』）。謙信麾下の将として数多くの戦に臨んだ者の子孫として、謙信の勇姿を称えることはいうまでもない。

### 三 仙台部会の上杉神社遙拝式

仙台では明治三十年（一八九七）には、広瀬川を挟み仙台城址の対岸にあたる桜か丘公園の東北随一といわれた料理店恆翠館で行っている（『雑誌』一八九七年五月第七五号「在仙米沢人上杉神社遙拝式」）。

緑滴る若竹を立て幕を張り、（往連繩）志めを結ひて祭壇を築き、傍らには紺地日の丸の旗を建てたり。此旗は吾人の祖先が河中嶋の合戦に翻かへして、甲州勢を切り捲くりしものの俤なり。

上杉家の重宝「紺地日ノ丸旗」を模した旗が目印であった。この日の遙拝式は二百五十余名が参加したが、そ

の約三分の一の八十余名が軍人であった。この日は木曜日であったが、十七聯隊と三十二聯隊の大隊長が「旧藩祖の為めなれば」と特別の休暇を与えたことによるものであった。当時、陸軍でも謙信に敬意を表していたことが知られる。この日の盛会は「(謙信・鷹山)二公の遺徳然からしむる所」であるとしている。

また同三十四年（一九〇一）には、仙台城の北、青葉神社の丘続きの陸軍演習地の台の原で行った（『雑誌』一九〇一年五月第一一五号「在仙台北米沢人上杉神社遙拝式」）。

数間四方に上杉家の幔幕を張り、注連縄を結んで祭壇を築いた。目印に立てられたのはこの時も「紺地日ノ丸旗」であった。祭事の後には運動会が行われた。報告の最後には、自分たちの先祖が乱世に大義を掲げた謙信、殖産興業で藩を改革した鷹山の臣下であったことを誇りとし、郷里や国家のために尽くすべきことを誓っている。

乱世の世にありて尚大義をしきて永く我国民に教へ給へる不識公、殖産興業の道に頽国を興し給へる鷹山神君、今米沢の民をして安堵処を得せしめ給へるの恩徳、我等はなを忘れんや。やがては郷の為、国の為尽さて止むへき。我等が祖先は亦二神君の麾下にありしものを。（齋藤浩君報）

さらに同三十六年（一九〇三）には次のようにある（『雑誌』一九〇三年五月第一三五号「在仙台上杉神社遙拝式記事」）。

名も床しき青葉山にて、謹しみかしこみて、藩祖公の靈を祀りぬ（中略）五城楼下にありとあらゆる米沢人は尽く其神前に額づきぬ（中略）式終るや傍の社務所にて小宴を張りぬ（中略）宴を終り、直ちに運動競技

の余興に移りぬ（中略）最後に米沢独得の角力競技に移りぬ。

「青葉山」は仙台城址で、「五城楼」は城の別名である。当時から本丸跡には「昭忠碑」（佐賀の乱、西南の役、日清戦争等の戦没者慰霊顕彰碑）があり、その付近で行われたと推測する。現在もこの場所は広場となっていて伊達政宗像がある。昭忠碑の塔頂部には、神武天皇を勝利に導いたとされる金鷄の像が据えられていた。<sup>33</sup>

この頃、米沢出身の海軍中佐山下源太郎（後に海軍大将、連合艦隊司令長官）は、対露開戦推進派であった。ロシアに対する緊張が高まる中、金鷄の像の下で謙信を祀り遙拝式と運動会を行うことは、国威の発揚という運動会の目的にもかなったものといえる。

#### 四 山形部会の上杉神社遙拝式

山形部会では明治三十六年（一九〇三）四月二十六日の日曜日に、数百人の参加を得て千歳公園（現在の山形縣護國神社付近か、同社の現在地遷座は昭和九年（一九三四）で行っている（『雑誌』一九〇三年五月第一三五号「在山形米沢人上杉神社遙拝式記事」）。

祭壇は一段高く設けられ、多くの神饌を供え、その脇には宝物の刀剣や甲冑が飾られた。そして、この時の祭詞には次のようにある。

太祖謙信公天資榮武（中略）義旗の指す所（中略）荆棘を排て、天庭に朝し退虎の剣を賜ひ、勦賊（そくぞく）の任を授

けらる。(中略) 勤王の大義、群雄の模範となる。中宗鷹山公(中略) 勤儉親ら四民を導き給ひ、奢侈を抑制して殖産興業の道を開き、又一方には学を建て士を励し給ひ(中略) 各藩の師表なる。(中略) 庶民尊崇して仰て上杉神社といふ(中略) 祖先の時より徳沢に浴すること特に深く、化育を被ること実に久し。現時身は他郷にありと雖も、御恵の宏遠なる未だ忘れず。(中略) 髣髴として降臨せられよ。

謙信の「義旗」を掲げて戦う姿は朝廷に達し、綸旨と剣を賜り、これは群雄の模範となった。また鷹山の殖産興業と学問の奨励による藩政改革は他藩の師表となった。その恩徳は先祖代々深く蒙っており、他郷にある今もそれは忘れられないものであるとしている。

この後は、恒例の運動会が催された。競技には陸上競技の他に武勇を競う銃槍術や撃劔というものもあつた。宝物の刀劔や甲冑を飾り、銃槍術や撃劔という実戦にも役立つであろう競技を行うことは、国威発揚、富国強兵につながるものといえる。そして、一方これらは、「愉快なる間に、一は其旧情を温め、一は以て遙かに先主の余徳を敬仰し、我米沢人をして益々社会に活歩せしむる所あらんとす」ものでもあるとも述べている。

その後同四十年(一九〇七)四月二十八日に千歳公園で行われた『雑誌』一九〇七年七月第一七五号「上杉神社遙拝式」。この日は、軍人、学生、有爲會會員合わせて二百名を超す参加者で、「敬ひ畏み千代も尽きせぬ深き御恵の程を感謝」した。この日の祭文の一節には次のようにある。

おほん神は(中略) 猛くかたましき者共をば、青竹を裂き割ること、はらくくに打ちきため給ひ、うつくしくまめなる人々をば、雨露のうるほすごと、めぐみはぐくみ給ひ、上は天皇が大朝廷に敬ひ仕え給ひ、下は

仇なふ敵にまで堅く正しき操を立て給ひ（中略）その御徳の程高しとも、いや高にましませば、百年の後の明治の大御代に、高く尊き別格官幣の御社といつかれさせ給ひて（中略）民てふ民よりもろく／＼仰ぎ祭られおはします、げにありがたく畏き、おほん神になんありける。

謙信の潔い戦いぶり、庶民への慈しみ、尊皇の志、敵に対する律儀という徳によって、上杉神社は別格官幣社に昇格して、ますますありがたい神となつて、広く市民からも讃えられ祀られているとされている。そのためか、祭文に鷹山に関することはみられない。そして、式典後は運動会に移り十数種の競技を行った。この日は、「勇ましきあり優しきあり、滑稽洒落なるあり、満場思采の裡に局を結ぶ」と、和やかなものとなっている。

## 五 京都部会の上杉神社遙拝式

京都部会の遙拝式の始まりは、明治四十年（一九〇七）と遅かった（『雑誌』一九〇七年五月第一七四号「京都部に於ける上杉神社遙拝式」）。四月二十八日に、円山平野屋（知恩院南門前の料理屋）に二十三人が集つた。

藩祖謙信公、中興の鷹山公の御恵は、米沢に食をはみし者の苟も露忘れざる処、今や郷関遠く相隔つとはいへ、祭りの庭厳かに飾らるるを思ひては、誰か玉串捧げんの思動かざるべき（中略）祭壇は厳かに飾られぬ。緞帳ゆるやかに垂れ、両公の御肖像は奥深くかゝげられ（中略）各人の着席終るや、緞帳は絞り上げられ、御肖像厳かに拝まる。

ここでも、謙信と鷹山の恩恵は故郷を離れても忘れがたいとしている。やはり拝む対象は謙信と鷹山の画像であつた。そして懇親会となつたが、「絶えず蓄音機もて座興を助く。琵琶川中島、詩吟鞭声肅々、及霜満軍宮など特に感興深く」と、謙信にまつわる漢詩が場を盛り上げた。さらに大津と神戸から突然の参加者も加えたことは、「油然として温情わき、快談は沛然として起り、京の地に米沢を現出せるの思あり」であつたとしている。故郷を離れた人々が年に一度集い、上杉神社の遙拝式や運動会を行うことは、その時々々の世相や地域の相違で内容は異なるが、その趣旨は、謙信の義勇と鷹山の民政を追賛することであり、彼らの精神的な支えであつた。

## まとめ

明治維新後、旧藩士が職を求めて米沢を離れた例は少なくない。彼らが新天地で精神的な支えとしたのは、やはり謙信や鷹山に対する崇敬の念であつた。屯田兵として北海道に渡つた人々は、当初から上杉神社の遙拝式を行つていた。日清戦争に出征するため上京した彼らは、旧主茂憲に請い、入植した太田村に上杉神社を建立することを許可された。また、全国各地の有爲會支部では、上杉神社の祭典に合わせて遙拝式を行つた。

米沢の上杉神社建立にも関わつた彼らが、米沢を離れた遠隔の地に神社を建立し、あるいは全国各地から遙拝したことは、単なる望郷の念によるものではない。彼らの先祖代々から精神的な支えとして受け継がれてきた、謙信の義勇と鷹山の民政に対する崇敬の念によるものであり、彼らの帰属意識は旧藩主家であつたといえる。

藩政期には謙信や鷹山に対する崇敬の念を示す史料は極めて少ないが、明治期の『雑誌』にはそれが具体的に表されており、これを明らかにできた。また、これまで謙信の画像が礼拝の対象とされたと明記している史料は

管見しなかったが、『雑誌』の記事により、謙信や鷹山の画像、上杉家の旗が礼拝の対象であることも明らかにすることができた。

- 1 『新厚岸町史・資料編四』（厚岸町史編集委員会編、二〇一六年、厚岸町）の「二五・太田村誌」による。
- 2 この柿崎家及び本庄家の所蔵文書を高嶋弘志氏が翻刻している。「厚岸柿崎家文書の紹介」（『人文・自然科学・釧路公立大学紀要』第四号、一九九二年、釧路公立大学）、「厚岸本庄家文書の紹介」（『同』第五号、一九九三年、同）、「太田村屯田兵の日記」（『孝長日誌』の紹介と解説）（『同』第六号、一九九四年、同）、「本庄孝長『要旨の覚』」（『同』第八号、一九九六年、同）である。
- 3 以下、本項の引用は特に示さない限りこの記事による。
- 4 『厚岸の史実』（大谷乾一郎編、一九六八年、厚岸町）「一九・往時を語る（三四）太田村屯田兵入地表」による。
- 5 『西野家行囊帳』（高嶋弘志翻刻解説、二〇〇〇年、厚岸町教育委員会）による。本史料（厚岸町有形文化財）は、旧新庄藩土西野嘉太郎の生涯を弟の要三郎が回想し、太田兵村の様子を挿絵入りで記録したもので、当時の状況が知られる。
- 6 『葛麓・複製版』（新庄市教育委員会編集発行、一九八三年）所収。本誌は大正七年から昭和十九年まで（一九一八〜四四年）新庄の葛麓社が発行した月刊の郷土雑誌である。
- 7 屯田記念館の展示資料による。諡に「童子」「童女」がつく者が十一名見られる。
- 8 前掲5『西野家行囊帳』の解説及び前掲4『厚岸の史実』の「二六・明治大正時代・太田村」による。
- 9 『屯田移住本庄家風雪百年』（本庄俊長編、一九九三年、自家出版）の本庄憲一「屯田移住本庄家物語」による。

- 10 前掲2 太田弘志「太田村屯田兵の日記『孝長日誌』」に五月一日とする。『雑誌』記事は五年後のもので日記が正確と思われる。
- 11 前掲4 『厚岸の史実』の「一五・太田村誌」及び現地での聞き取りによる。
- 12 前掲2 太田弘志「太田村屯田兵の日記『孝長日誌』」の翻刻史料は、明治二十四年九月から同二十五年六月までの記録であるが、同二十五年一月二十三日と同二月十三日に上杉神社新築のための集会を開いた記事がある。集会の内容は不明。
- 13 『雑誌』一八九五年十一月第五九号の周芳迂夫「従軍雑記」及び同年十二月第六〇号の同「従軍雑記（續）」による。「周芳迂夫」はペンネームで実名を特定できない。
- 14 名前のルビは当時の現地の呼称によった。旧米沢藩士の間では、「かぜん様」「こうちよう様」と尊称したという。
- 15 上相密山の画像作成は『茂憲年譜』明治二十三年一月二十五日、同二十六日、及び二月二十二日の条にみえる。
- 16 『小国町誌資料・第四卷』（小国町教育委員会編、一九九二年、小国町）による。
- 17 『明治二十九年二月調 上杉神社分社建築寄付名簿』（太田米澤会蔵、屯田記念館寄託）による。ここには「上杉神社分社」とあるが、東京上杉邸の上杉神社の分霊である。米沢の上杉神社との交渉はみられない。
- 18 『雑誌』前掲山田「北海道太田村上杉神社由来」及び現地聞き取りによる。
- 19 『北海道神社庁誌』（北海道神社庁誌編輯委員会編、一九九九年、北海道神社庁）による。
- 20 前掲2 高嶋弘志「本庄孝長『要旨之覚』」による。
- 21 前掲2 高嶋弘志「本庄孝長『要旨之覚』」による。
- 22 遠藤由紀子「根室地域における屯田兵村と神社の研究―土族屯田としての和田兵村と太田兵村を中心に」（『昭和女子大学文化史研究』（二〇〇、二〇〇六年、昭和女子大学文化史学会）及び現地での聞き取りによる。その後の神社の運営については遠藤論文に詳しい。



- 23 前掲22遠藤由紀子「根室地域における屯田兵村と神社の研究」及び『近代開拓村と神社―旧会津藩士及び屯田兵の帰属意識の変遷』（遠藤由紀子、二〇〇八年、お茶の水書房）による。
- 24 前掲2高嶋弘志「山形県士族の北海道移住について」及び現地での聞き取りによる。
- 25 『新庄市史・史料編・下』（二〇〇一年、新庄市）の第八章第三節「天満宮の祭り」及び戸澤神社ホームページによる。
- 26 『屯田百年史 大地とともに 忍従苦難の歴史此れ滴々涙の譜』（太田屯田開基百周年記念協賛会編集発行、一九九一年）及び現地での聞き取りによる。ただし本書では、旧磐城国行方郡（福島県南相馬市）と旧常陸国行方郡（茨城県行方市）を混同している。南相馬市が正しい。相馬太田神社は、妙見信仰の篤い中村藩藩主相馬氏の氏神であった。
- 27 前掲2高嶋弘志「太田村屯田兵の日記『孝長日誌』」による。
- 28 北海道神社庁ホームページ「北海道内神社検索データベース」による。
- 29 亘理神社境内の説明板及び亘理町ホームページによる。
- 30 松野良寅「米沢有為会百年の歩み」（『社団法人米沢有為会々誌』復刊第三九号、一九八九年、社団法人米沢有為会）、同「回顧・米沢有為会の百年」（『同』復刊第四九号、一九九九年、同）、及び米沢有為会のホームページによる。
- 31 杉原謙は、謙信・景勝に仕えた水原親憲の子孫。親憲は大坂夏の陣で將軍秀忠から感状を賜ったが、宛名が「杉原」と誤記されていた。親憲は將軍から賜ったものであるとして、以後は「水原」を改めて「杉原」と名乗った。
- 杉原謙は、『有爲會雜誌』第八〜一〇号（一八九〇年、有爲會假事務所）に「上杉鷹山公」を連載した。また自費出版に鷹山と莅戸善政についての『水魚篇』（一八九二年）、善政についての『莅戸太華翁』（一八九八年）等の著作がある。
- 32 駐日本国アメリカ合衆国大使キャロライン・ケネディ氏が平成二十五年（二〇一三）に来日した最初の講演で、「私の父は（中略）上杉鷹山を尊敬していました」と述べている（『山形新聞』二〇一三年一月二八日号）。また同大使夫妻は、

同二十六年（二〇一四）に上杉家当主邦憲夫妻の案内で私的に米沢の上杉家廟所に参拝している。  
33 この塔は平成二十三年（二〇一一）の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）で塔頂部が倒壊し、現在は金鵝の像を基壇上に設置する。

# 結語 研究の成果と課題



結語  
扉図版  
上杉弾正大弼輝虎公真像  
法音寺蔵

## 結語 研究の成果と課題

本論では、謙信生前の戦国期から、明治の上杉神社建立と別格官幣社昇格までの広範囲にわたり、謙信の「筋目」と、それを継承し祭祀する米沢藩の人々の謙信を崇敬するさまざまなかたちをとらえるという、新しい試みを行った。明治期の動きを明らかにすることで、逆に史料の少ない藩政期の崇敬を明らかにすることができた。

一方で、広範囲の研究となったため、もう少し掘り下げるべきであった点、または他藩との比較も取り入れることで特色さらに打ち出せたであろう点もいくつかあり、課題も残った。

第一部では、まず謙信の「第一義」が禅の公案に基づくもので、仏教の根本原理「無」または「空」であり、これを会得したことで「謙信」の法号を得たことをとらえた。一般にいわれる「第一に義を重んじた」こととの相違を明らかにした。このことは、これまで史学界では取り上げられることはなく、地方史での菊池伸之氏、曹洞宗の研究大会での石田哲彌氏等、曹洞宗関係の論考がごくわずかあるのみである。石田氏も筆者と同様に、「第一義」から発生した具体的な行為が「筋目を守る」ことであるとし、また謙信の願文を宣戦布告ととらえている。

また謙信の願文には、仏教用語が多く含まれている。これを理解しなければ謙信の内面は把握できないという立場から、本論ではできる限り願文を詳しく分析した。これによって、領内または敵国に納める願文には、信玄や氏康の非道を訴え、これを「筋目」により討ち、「仏法と王法」を回復するという、宣戦布告の意ももつととらえられた。また看経所に納めるものには、自分の性格や弱みも吐露して、謙信の内面をよく示すもので、前者とは願文の性格を異にするものと区別できる。しかしその根底にあるものは、「筋目」により「仏法と王法」を回復するという、謙信の信念であったことをとらえることができた。

本論では、これら願文が納められた当時の社会情勢は概観するだけで、願文とは詳しく結びつけて論じていない。長瀬光仁氏は、妙本寺文書（【史料15】）と謙信の動向を詳しく結びつけ、関東出兵の意図をより詳しく分析している。このような試みは今後の課題としたい。

さらに謙信の法体については、清胤との関係をもとに、謙信が「法印権大僧都」となる過程をとらえ、謙信の僧形が単なる剃髪ではないことを明らかにした。特に、これまで行われなかった、清胤書状と快慶、宥義、快宣の書状を関連づけることによって、謙信の法体が正式に高野山から認められたものであることを明らかにした。

第二部では、まず謙信の「筋目」が景勝にいかに関係が受け継がれたかを明らかにすることであった。先行研究では、景勝の上杉家継承は御館の乱のみに主眼が置かれていた。本論では、家康の会津攻めに対する「筋目」や、遺言状で謙信の法号「宗心」を自らの法号とさせたことから、謙信と景勝の結びつきを明らかにした。

さらに定勝が謙信・景勝をいかに継承するかも重要な点である。

景勝によって建立された謙信を祀る御堂は、定勝が謙信と同じ「権大僧都」を贈官された景勝の位牌を安置することにより、歴代藩主も同様に御堂で供養されることとなった。そして御堂は謙信や藩主の供養の場にとどまらず、上杉家や米沢藩の安泰を祈る、事実上の寺院であったことを明らかにした。御堂では亡敵の怨霊や浅野主従の怨霊の供養が行われ、その成仏と藩の安泰が祈られた。また飢饉に際しては五穀豊穡祈願も行われ、特に治憲は断食の参籠をして祈願した。あるいは新藩主は「御武具召初」で謙信所用の兜を用いて謙信と一体化する儀式が行われた。

すなわち御堂は、藩主にとっては生前には御武具召初によって、死後は贈官によって謙信と一体化する場であった。また怨霊供養や五穀豊穡祈願などによって藩の安泰を祈る場でもあった。藩政期をとおして謙信は上杉家

や米沢藩の精神的な支柱となっていたことが明らかとなった。

また御館の乱で死去した上杉憲政が、藩政期中期になって上杉家の御家擁護神として、御堂（二ノ丸大乗寺）で謙信と同様に供養されることとなる過程をとらえた。さらには御堂の火災に関しては、恩賞は過大に罰は厳罰に行われた。御堂焼失の際は、事実上の寺院である御堂の再建を幕府からいかに許可を得るかの苦悩がみられた。さらに再建の棟札には藩の安泰が込められていた。

これらのことから、藩における御堂の重要性と特異性を明らかにすることができた。

あるいは本論では、謙信の崇敬を表すであろうと考えられる謙信画像を所々でいくつか示した。しかし、これらに関連づけて論ずるに足る史料は研究を進める中で見いだせず、画像については今後の課題としていきたい。

定勝が描いたとされる謙信画像（京都大学蔵模本）と同じ構図のものが、米沢市の常安寺【資料編扉図】と高野山無量光院に蔵される。しかし三つの画像とも細部が若干異なっており、京都大学の模写本が何によったのか不明である。なお本論とは別に、定勝が直江兼統後室（おせん）と傳役松木貞吉から「謙信教育」を受けたことにより、定勝が謙信をイメージして描いたのがこの画像であると論じた。

【第二部扉図】の「上杉謙信公尊像」は栃尾の常安寺が所蔵する「上杉謙信并二臣像」をもとにしている。【史料58】「上杉謙信画像」、【結語扉図】「上杉弾正大弼輝虎公真像」と合わせた三幅は、いずれも鷹山の時代に作成されたものである。謙信を最も崇敬した鷹山のといかに結びつくのかは、今後の研究課題である。

第三部では、『雑誌』の記事から、多くの旧藩士の生の声を拾うことができた。藩政期の史料には表れない謙信や鷹山に対する思いが綴られている。全国各地の活動を報告するにあたり、それをやや強調したり、美辞麗句で綴るものもあるが、彼らの思いは藩政期から連綿として引き継がれてきたことが明らかに示されている。

齊憲による謙信の神式祭祀によって、かつての密室的な御堂祭祀から一般市民にも広く開かれた上杉神社へと大転換が行われる。旧藩士等が謙信と鷹山の官祭を働きかけ、それが叶うと勸募をもって全て民費で上杉神社の社殿を建立する。さらに茂憲は別格官弊社への昇格は旧藩士らの先祖が尊皇の謙信に従って武功をあげたことによると讃え、旧侍組の懇親会に「温故会」と命名し、なおも君臣の交流が続けられた。

また故郷の米沢を離れてなお、屯田兵として入植した北海道の地に上杉神社を建立して祭典を行うことや、全国各地の有爲會支部が上杉神社の祭典に合わせて遙拝式を行うことには、いわば「上杉の者」という自負がみられた。その思いは謙信の義勇と鷹山の民政を讃え追慕することであった。

この明治期の状況を明らかにすることによって、謙信や鷹山に対する崇敬は藩政期から連綿と続くものであったことを明らかにすることができた。

一方で、上杉神社には鷹山を合祀することになったが、本論では謙信への崇敬に主眼を置くことから、鷹山の藩政改革等については十分に触れないままに論を進めた。この鷹山（松岬神社）に関しては今後の課題としたい。

また、屯田兵の入植地厚岸町を訪ねて思うことは、入植者の家庭も既に四世、五世となり、その意識が薄らいでいることである。幸いにも太田上杉神社の関係史料は屯田記念館に寄託保管されており散逸の心配はないが、これをいかに活用できるかが今後の課題である。今後、機会があれば関係史料の調査研究をしたいと考えている。

このほか本論では取り上げなかったが、明治期には新潟県内においても、上杉家の許可を得て、謙信を神社に祀る動きがあった。ひとつは、旧高田藩士小川澄清（童話作家小川未明の父）によって謙信の居城春日山城の中心腹に建てられた春日山神社（新潟県上越市大豆）である。また栃尾の常安寺（長岡市谷内、旧栃尾市）住職岡村透関と同地青年団が、常安寺の南側小高い丘の上（現在の長岡市栃尾美術館の前庭）に石造の廟を建立した。さ

らに旧米沢藩士で第四国立銀行（現第四銀行）の頭取であった八木朋直は、新潟市内に謙信の廟を建立しようとして計画している。これらについても、今後の研究課題としていきたい。

あるいは、本論執筆中の令和元年（二〇一九年）十月、東京大学史料編纂所の小宮木代良教授の班が『大日本史料』編纂の資料収集のため、米沢市の法音寺に調査に入った。調査の目的は、景勝の供養に関わる資料の収集であった。法音寺住職の要請により筆者も同席したが、この時に、御堂再建時の住職龍昶の記録等が確認された。これらの史料の解析により、当時の状況がより明らかにされると考えられ、今後の課題である。

以上のように、本論では謙信の法体や願文にみられる新たな一面と、藩政期から明治にかけて連綿と続く謙信への崇敬について明らかにすることができた。

しかし課題も多く残された。特に研究の最後となった令和二年（二〇二〇年）は、全国に広がった新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、最終調整の現地調査ができず論文への掲載を断念した事項もある。

今後ともこれらの課題に向きあい研究を進めていきたいと考えている。

1 菊地伸之「謙信公の「毘」と「第一義」について」（『置賜文化』第一〇八号、二〇〇八年、置賜史談会）、及び第一章第二章の注24石田哲彌「上杉謙信の「義」の精神大悟の背景」である。菊地氏は米沢市の林泉寺住職。同寺と上越市の林泉寺では、パンフレット等で「第一義」の解説をしている。

2 序の注8長瀬光仁「上杉謙信願文と関東信仰」及び「上杉謙信願文にみる祈願の様相と戦況の変化」。

3 拙稿「直江兼統後室（おせん）」と上杉定勝」（『佛敎大学大学院紀要』第四二号、二〇一四年、佛敎大学大学院）。



## 図版・表一覧

扉図版（説明は資料編に記した）

序 泥足毘沙門天像

法音寺蔵 写真提供法音寺

日輪に刀八毘沙門天王像（部分）

法音寺蔵 筆者撮影

第一部 上杉輝虎願文（弥彦神社文書複製品）

筆者蔵

第二部 上杉謙信公尊像（部分）

法音寺蔵 筆者撮影

第三部 羽前米澤松岬公園上杉神社之図（部分）

筆者蔵

結語 上杉弾正大弼輝虎公真像（部分）

法音寺蔵 筆者撮影

資料編 上杉謙信画像（部分）

常安寺蔵 筆者撮影

## 表

はじめに 表1 上杉謙信祈願文一覧

各出典をもとに筆者作成

第二章 表2 米沢藩主歴代の御武具召初一覧

歴代の年譜により筆者作成

## 初出一覧

### 第一部

第一章 書き下ろし

第二章 書き下ろし

第三章 「上杉謙信の崇敬と祭祀―謙信の「仏教」と米沢藩における廟堂祭祀―」

〔『佛教大学大学院紀要』第三六号、二〇〇八年、佛教大学大学院〕を改訂・加筆。

第四章 「上杉謙信の法体について―高野山無量光院清胤とのかかわりから―」

〔『鷹陵史学』第一六号、一九九〇年、佛教大学歴史研究所〕を改訂・加筆。

## 第二部

第一章 第一部第三章に同じ

第二章 書き下ろし

第三章 第一部第三章に同じ

第四章 「米沢藩における上杉憲政の祭祀―怨霊から御家擁護神への転換―」

〔『米沢史学』第三四号、二〇一八年、山形県立米沢女子短期大学米沢史学会〕を改訂・加筆。

第五章 書き下ろし

## 第三部

第一章 「上杉謙信の祭祀の転換―御堂から上杉神社へ―」

〔『米沢史学』第三五号、二〇一九年、山形県立米沢女子短期大学米沢史学会〕を改訂・加筆。

第二章 「米沢を離れた旧米沢藩土の上杉神社の崇敬―屯田兵による神社の建立及び米澤有爲會支部による遙拝式か

ら―」 〔『佛教大学大学院紀要』第四八号、二〇二〇年、佛教大学大学院〕を改訂・加筆。

## 研究業績一覧

上杉謙信の法体について―高野山無量光院清胤とのかかわりから―

〔『鷹陵史学』第一六号、一九九〇年、佛教大学歴史研究所〕

上杉謙信の崇敬と祭祀―謙信の「仏教」と米沢藩における廟堂祭祀―

〔『佛教大学大学院紀要』第三六号、二〇〇八年、佛教大学大学院〕

直江兼続後室(おせん)と上杉定勝

〔『佛教大学大学院紀要』第四二号、二〇一四年、佛教大学大学院〕

直江兼続後室(おせん)と高野山龍光院清融―瑜祇塔の再建と「観世音三十三身畫影」の寄進をめぐる―

〔『米沢史学』第三〇号、二〇一四年、山形県立米沢女子短期大学米沢史学会〕

「長尾政景夫妻画像」にみられる信仰と供養のかたち―阿弥陀仏、位牌、列記された法名からの考察―

〔『米沢史学』第三三号、二〇一七年、山形県立米沢女子短期大学米沢史学会〕

米沢藩における上杉憲政の祭祀―怨霊から御家擁護神への転換―

〔『米沢史学』第三四号、二〇一八年、山形県立米沢女子短期大学米沢史学会〕

上杉謙信の祭祀の転換―御堂から上杉神社へ―

〔『米沢史学』第三五号、二〇一九年、山形県立米沢女子短期大学米沢史学会〕

米沢を離れた旧米沢藩士の上杉神社の崇敬―屯田兵による神社の建立及び米澤有爲會支部における遙拝式から―

〔『佛教大学大学院紀要』第四八号、二〇二〇年、佛教大学大学院〕

米澤有爲會支部における上杉神社遙拝式と屯田兵による上杉神社の建立

(公益社団法人米沢有爲會ホームページ、二〇二〇年、同会。ただし前記論文の著作権に鑑み当該論文を改稿補筆したもの)

## 謝 辞

上杉謙信との出逢いは、高校三年生の夏に上杉神社を訪ね、当時の官司大乘寺良文氏（故人・元山形県神社庁長）から教示を受けたことにありました。また大乘寺氏からは米沢藩主菩提寺法音寺住職の高梨有興氏（故人・元真言宗豊山派教化部長）を紹介いただき、神社と寺院の立場からの研究が始まりました。

その後、佛敎大学の史学科に入学し、卒業論文を指導していただいた伊藤唯眞先生（現浄土門主・知恩院門跡）には、納得できるものを書くようにと、今日まで研究を暖かく見守っていただき、感謝申し上げます。また研究にあたり便宜をいただいた上杉家前主上杉隆憲氏（故人）、現当主邦憲氏にも感謝申し上げます。

学部卒業式の日、卒業論文の副査水野恭一郎先生（故人）から、当時の佛敎大学歴史研究所の研修員を勧めていただきました。名ばかりでしたが、これがなければ学部卒業で研究は終わっていたかもしれません。

学部卒業後、修士課程への入学まで、諸般の事情から二十数年の間がありました。福原隆善先生（現浄土宗大本山百萬遍知恩寺法主）からいただいた一言が入学の契機となりました。先生の自坊は三代藩主綱勝の継室圓成院の埋葬地であり、先生と二人でその場所を探しあてたこともあり。そして修士論文と本論のご指導をいただいた今堀太逸先生には、自身の謙信崇敬者としての立場を離れて、研究者として客観的に見つめることを強く指導いただきました。また佛敎大学旧史学科、歴史学部の諸先生のお励ましご指導により、四十五年を経てようやく、本論をまとめることができました。

この間、研究論文発表の機会を与えていただいた、山形県立米沢女子短期大学の菌部寿樹先生をはじめ同短期大学日本史学科の諸先生、ご支援をいただいた上杉家をはじめ上杉家所縁の神社、寺院等のすべての方々、心より御礼と感謝を申しあげ、故人のご冥福をお祈りいたします。

本論でテーマとした謙信の崇敬と祭祀については、まだまだ研究すべき点が多く残されています。引き続き研鑽を重ねて参りたいと思います。今後ともご支援ご指導を賜りますようお願い申し上げます。謝辞といたします。

なお、本論の作成にあたり特に資料提供等の支援をいただいた方々を記し、改めて御礼申し上げます(敬称略、順不同)。

上杉邦憲 上杉虎雄(故人) 上杉家事務所 上杉神社 法音寺 米沢市上杉博物館 宮坂考古館 常安寺(米沢市)  
照陽寺 常慶院 西蓮寺 林泉寺(上越市) 高野山無量光院 高野山一乗院 厚岸町太田屯田開拓記念館 菅原卓己  
本庄俊長 本庄良子

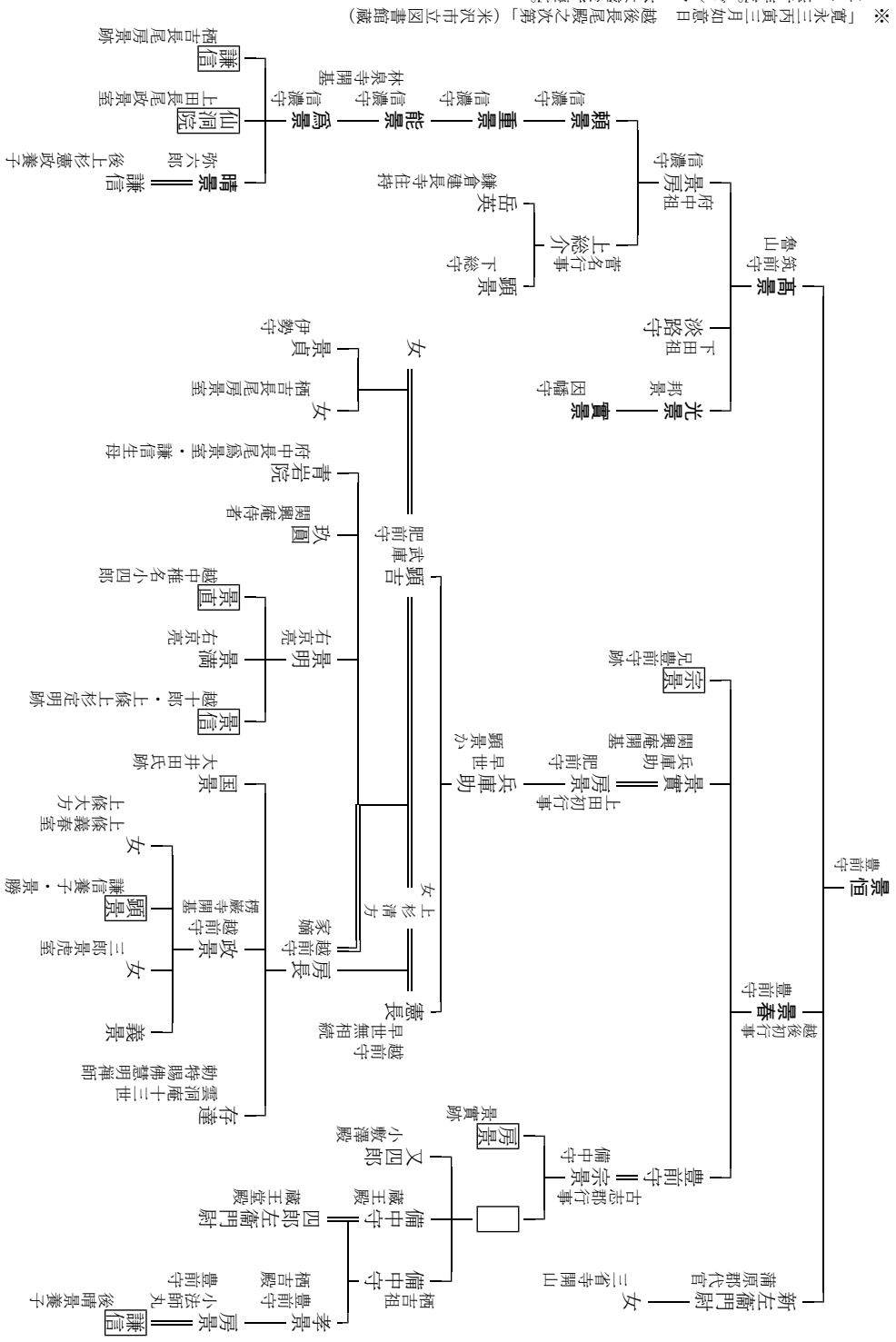
# 資料編

1	越後長尾氏關係系図	1
2	山内上杉氏關係系図	2
3	米沢藩主上杉氏關係系図	3
4	米沢藩主上杉家墓所一覽	4
5	參考資料編	7
6	長尾氏・上杉氏關係年表	50



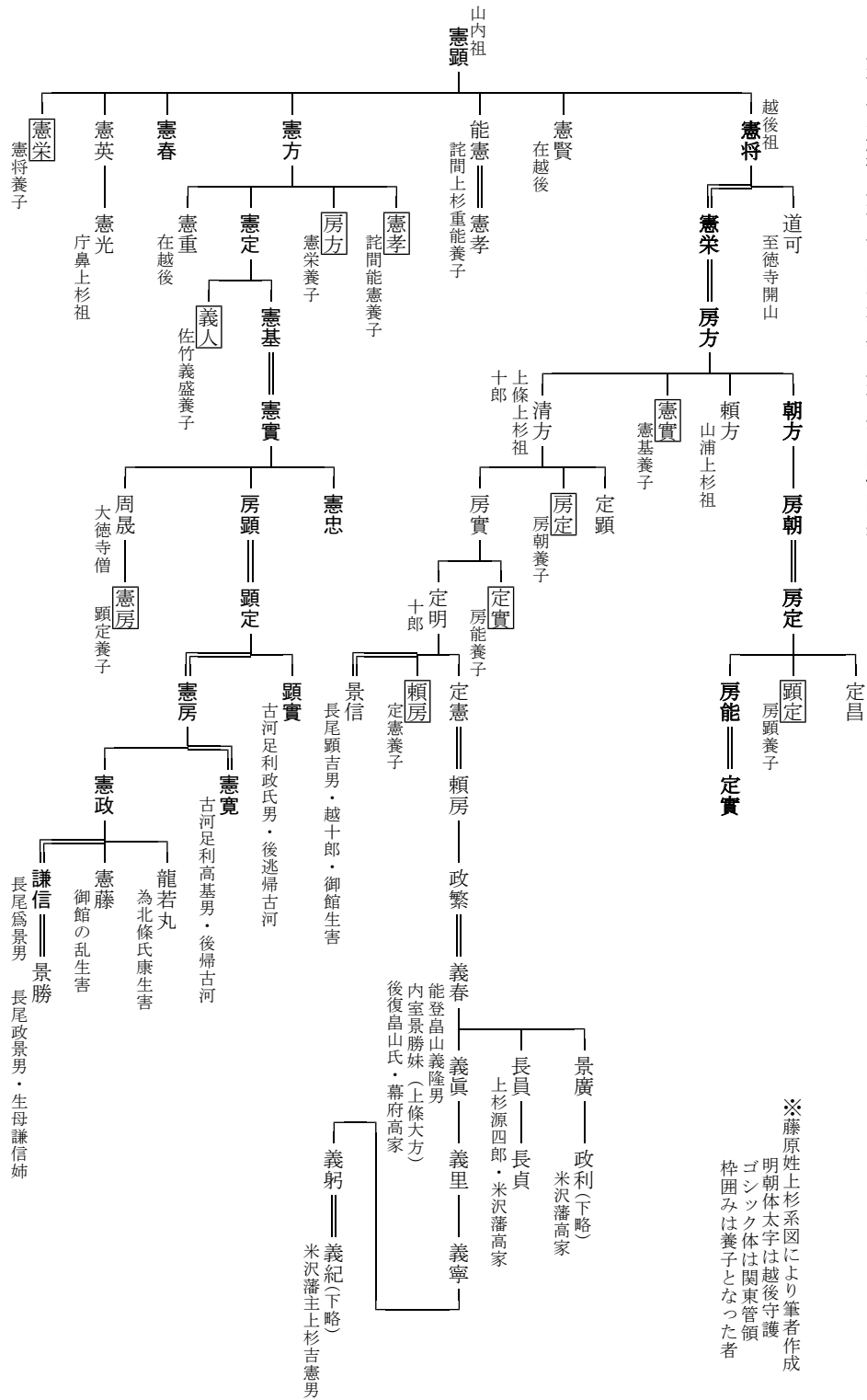
資料編 扉図版  
上杉謙信画像（部分）  
米沢市・常安寺蔵

越後長尾氏関係略系図



※「寛永三丙寅三月如意日 越後長尾殿之次第」(米沢市立図書館蔵) により筆者作成。フシツク体は越後守護代。

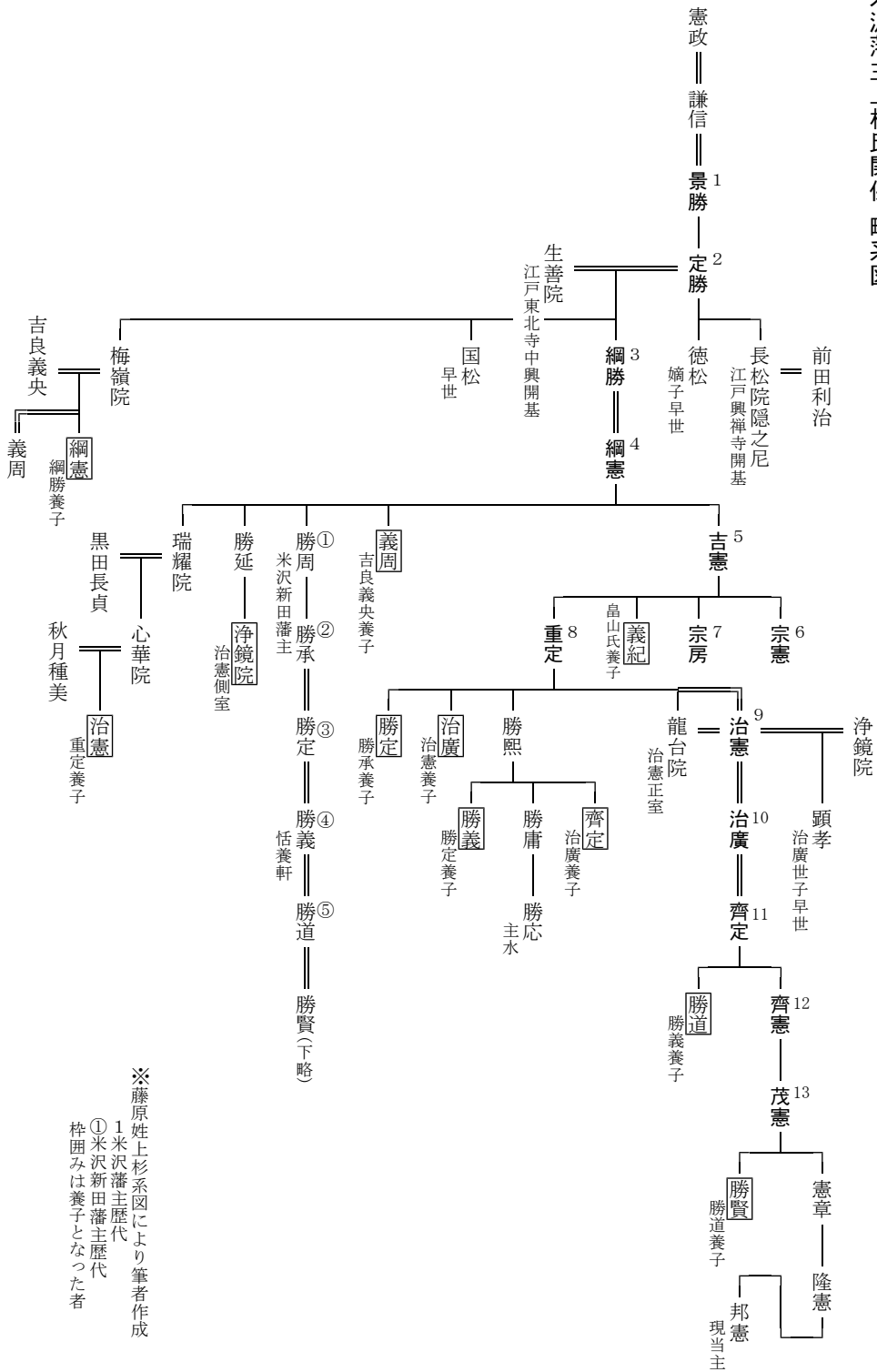
山内上杉氏（越後上杉氏・関東管領上杉氏）関係略系図



※藤原姓上杉系図により筆者作成  
 明朝体太字は越後守護  
 ゴシック体は関東管領  
 枠囲みは養子となった者



米沢藩主上杉氏関係略系図



※藤原姓上杉系図により筆者作成  
 1 米沢藩主歴代  
 ① 米沢新田藩主歴代  
 枠囲みは養子となつた者

# 米沢藩主 上杉家 墓所一覽

他家を相続または他家に嫁した者を除く。  
 埋葬地、供養地の、●◎○は埋葬地、▲供養塔建立地、牌は位牌安置所。黒色印は男子、白色印は女子、◎は正室。  
 藤原姓上杉氏系図、歴代の年譜、外戚略譜及び筆者の調査範囲内により筆者作成。

藩主代 数	名・統稱・院号	出自	摘要	死亡地		没年月日	年齢	埋葬地、供養地																	
				米沢	江戸			高野山					米沢					江戸		京都					
								真言	無量光院	御堂	法音寺	曹洞	臨濟	真言	興禪寺	臨濟	浄土	日蓮	臨濟						
	憲政 應雲院	関東管領上杉憲房男	関東管領 越後の照陽寺を移転			天正7.3.18	73																		
	謙信 不識院	長尾為景二男	憲政養子 越後の不識庵を移転			天正6.3.13	49																		
	仙洞院	長尾為景女、謙信姉	謙信養子、景勝生母			慶長14.2.15	69																		
1	景勝 覺上院宗心	長尾政景二男	謙信養子、殉死者2名			元和9.3.20	69																		
	側室 大善院	武田信玄女	京都伏見屋敷で死去			慶長9.2.16	42																		
	側室 桂岩院	大納言四辻公遠女	後に極楽寺に改葬、四辻家菩提寺は京都市上善寺			慶長9.8.17	19																		
2	定勝 大上院隆心	景勝長男、母桂岩院	殉死者3名			正保2.9.10	42																		
	側室 傳高院	佐賀鍋島勝茂女	佐賀藩御付御用人正屋采女殉死			寛永12.6.3	42																		
	側室 生善院	近衛家司藤藤本盛女	綱勝生母、東北寺中興開基			宝永3.8.17	92																		
	長女 長松院	母傳高院、大聖寺前田利治室	利治死後上杉藩邸に移住、興禪寺開基			貞享2.8.26	58																		
	嫡男 徳松	母傳高院	定勝嫡子、土葬、付人真嶋興兵衛殉死			寛永16.2.11	5																		
	二女 法然院	母生善院、大聖寺前田利明室	前田家墓地埋葬、一周忌米沢に改葬			寛文4.7.25	28																		
	三女 国松	母生善院				寛永19.8.9	1																		
	三女 梅嶺院	母生善院	義央刃傷事件後上杉藩邸に移住			宝永1.8.8	62																		
3	綱勝 上生院蓮心	定勝二男、母生善院				寛文4.5.7	27																		
	正室 清光院	会津保科正之女				万治1.7.28	19																		
	継室 圓成院	大納言四辻公遠の孫公理女	綱勝死後佛京、四辻家菩提寺上善寺に埋葬			寛文9.12.9																			
4	綱憲 法林院映心	吉良義央長男、母梅嶺院	綱勝養子			宝永1.6.2	42																		
	正室 圓光院	紀州徳川光貞女、徳川吉宗姉	紀州徳川家墓所埋葬、紀州家の意向			宝永2.閏4.26	46																		
	側室 清壽院	京都衣木玄蕃女	吉憲生母、葬儀は興禪寺			享保15.9.15	66																		
	側室 寶壽院	京都櫻田氏女	新田藩主勝周生母、葬儀は興禪寺			享保17.閏5.23	18																		
	三男 安千代	母寶壽院				元禄3.9.23	1																		
	四男 憲孝	母寶壽院				宝永5.11.24	17																		
	六男 勝延	母寶壽院				安永1.6.1	52																		
		千恵				元文2.閏11.1	1																		
5	吉憲 樹徳院泰心	勝延三女、母江戸浪士女	正室・継室は不詳死去			享保7.5.1	39																		
	側室 祥壽院	綱憲長男、母清壽院	宗憲・宗房・重定生母、法泉寺に埋葬の遺言			享保16.1.15	41																		
	側室 影光院	京都山本氏女				享保5.4.15	25																		
	二男 幸千代	母影光院				正徳5.11.17	2																		
	長女 悦	母京都浪士女				享保2.11.26	3																		





## 参考史料編

### 序

#### 序 扉図版

#### (右) 泥足毘沙門天像

(法音寺蔵、写真提供法音寺)

鎌倉時代の作、青銅製。御堂の毘沙門壇に安置されていたもの。泥足毘沙門天の名称の由来等は、第二部第五章の注4を参照。

#### (左) 日輪に刀八毘沙門天王像

(法音寺蔵、筆者撮影)

江戸時代初期の作とみられる。作者は不明。謙信が掲げた「紺地日ノ丸旗」(【史料6】)と「刀八毘沙門旗」(【史料7】)を象徴するものとして作成され、法音寺に掲げられたと考えられる。

毘沙門天王は雲上の獅子に乗り、一身五面十臂で左右に八本の刀を持ち、他の二本の手には仏塔と戟を持つ。

上部には日輪を描く。大日如来またはその教令輪身摩利支天を表し、垂迹は天照大御神である。すなわち天皇の象徴でもある。

#### 【史料1】 上杉謙信を詠ずる歌

(『小学生徒運動唱歌集 新撰増補』)

嗟雷かいなづまか 過ぐる所は草木まで  
伏せ靡かする威勢にて 関東諸州を横行し  
眼中更に敵はまし 実に一代の英雄ぞ  
一年七尾に駒を駐め 槊を横へ月に賦す  
陣屋に満つる霜白く 雲間に漏るゝ雁の声  
越の山より浦辺まで かけて見渡す秋げしき  
故郷人は諸ともに 遙にいくさを思ふらん  
思はゞ思へ丈夫の 矢猛き心はかの敵の  
亡ぶる迄では帰らじと 実に一代の英雄ぞ  
偏に惜むは君がため 都の花も詠げずに  
遂に空しく春日なる 山の霞と諸共に  
消て名のみを残しける 実に一代の英雄ぞ

【史料2】謙信揮毫の扁額「第一義」「春日山」

(上越市・林泉寺蔵、写真提供林泉寺)

(上)「第一義」

(下)「春日山」藤原輝虎(花押)とある



第一部

第一部 扉図版 上杉輝虎(謙信)祈願文

(弥彦神社蔵複製品、筆者蔵)

輝虎守筋目不致非分事

一 関東江年々成動致静謐事も、上杉憲政東官領(管)与奪、依之相勤及其稼事。

一 信州江成行事、第一小笠原、村上、高梨、須田、井上、島津、其外信国之諸土牢道、又者輝虎分国西上州へ武田晴信成妨候。於河中島も手飼之者、数多為討死候。

此所存を以、武田晴信退治之稼、是又非道有之間敷事。

一 越中口静謐之事、是者神保、椎名間之取相様々及意見候得共、無承引候。椎名事、亡父以来申合与云。長尾

小四郎養子成之与云。旁以難捨及加勢事、是又非分無之候。惣別當家之義、從坂東及下知候間、官領意見次第成之候。縦不頼候共及意見事、輝虎非分有之間敷事。

一 以後事者如何ニも候得、於只今者、何之國においても料所一カ所まつはらす候。當座の依怙有之間敷事。

一 輝虎分国において寺社神領武士之拘置事、依世限、或

輝虎不付意見、或無拋存分にも候間、如斯候。併堂社  
仏堂之修理建立、寺社神領之事をも及心通申付候。武  
田晴信、伊勢氏康退治之上者、如前々弥以涯分可申付  
候。少にても輝虎於一代改而不致非分事、惣別大  
小事共、從神慮外者頼不申候。輝虎不知非道不  
存候。此上之義者、輝虎所願弥以成就所也。仍如件。

永祿七年<sup>甲</sup>六月廿四日 上杉輝虎(花押)

弥彦

御宝前

扉図版に掲載した写真は、高田中学校内上杉文庫が明治四十五年(一九一三)に石版刷で作成した複製品で、関係者に頒布したものである。この付録として「上杉謙信公弥彦神社祈願文略解」がある(筆者は所持せず)。国立国会図書館デジタルデータによった。

なお、弥彦大神の本地は阿弥陀如来で、弥彦山は極楽浄土の入口との浄土信仰が古くからあった。また弥彦大神の第三王子の本地は毘沙門天王である。

## 第二章

### 【史料3】後奈良天皇綸旨

(上杉一一七〇号)

当家自往年之古、称拝領之御旗、久相承之由緒有之云々。寔希代之重宝、武功之佳名、何事乎如之哉。然近年紛失之条、令新調之由、所達

叡聞也。弥収函底、永可備累代家珍之旨、可令下知信濃守平為景給者、依  
天氣上啓如件

天文四年六月十三日 右大辨(兼秀)花押)奉

謹上 日野中納言殿

### 【史料4】柳原資定書状

(上杉一一七五号)

禁裏御旗事、往昔之芳躅異于他之子細、今度花藏房懇求之条、廻籌策経奏聞、綸旨調進候。武運長久之嘉瑞、寔希代之朝奨、無是非候。此等之由、為国重而被申入候者、珍重候也。恐々謹言。

(天文四年)  
六月十四日 資定

長尾信濃守殿

【史料5①】廣橋兼秀書状

(上杉一一七一号)

繪旨事、山形右衛門大夫被申候間、申調進之候。御面目之至候。御祝着察申候。弥以可被達本意候。巨細右衛門大夫可被申候。恐と謹言。

(天文五年)  
二月十日 (花押)

長尾信濃守殿

【史料5②】廣橋兼秀女房奉書副状

(上杉一一七二号)

為 繪旨御礼、鳥目五千疋進上之儀、令奏聞候処、勅答女房奉書如此候。随而私・同三千疋送給候。祝着此事候。次御局返事同執進之候。委曲猶宗頼可申候也。恐と謹言。

(天文九年)  
八月五日 (花押)

長尾信濃守殿

【史料5③】廣橋兼秀書状

(上杉一一七三号)

私敵治罰 繪旨事、所望由候条、申調進之候。弥可爲本意之次第候。猶宗頼可申候也。謹言

(天文九年)  
二月十日 (花押)

長尾弥六郎殿

【史料6】謙信の軍旗「紺地日之丸」(部分)

(上杉神社蔵)

写真は『上杉神社稽照殿の宝物』より転載。巾約七〇センチメートル、長さ約五・六メートル程の大きさ。





【史料7】謙信の軍旗「刀八毘沙門」(部分)

(宮坂考古館蔵)



写真は図録『上杉の鎧と火繩銃』(同館)より転載。

謙信の本陣旗である。巾六七センチメートル、長さ五メートル、文字の部分(写真)は二・五メートルほどである。絹製で上端と左側に竹を通すように袋状になっている。数カ所に補強用の皮が使用されている。

(図録解説より)

【史料8①】大覚寺門跡義俊書状

(上杉一一一五号)

白傘袋毛氈鞍覆御免事愛宕護下坊申付、達 上聞候処、則被成 御内書候。大館左衛門佐副状迄相調下進之候。弥属本意、遂在京可抽忠功儀肝用候也。穴賢く。

(天文十九年)  
二月廿八日 (花押)

長尾平三とのへ

【史料8②】室町將軍家足利義藤義輝御内書

(上杉一一一七号)

為白傘袋、毛氈鞍覆礼、太刀一腰、鵝目三千疋到来、神妙、猶晴光可申候也。

(天文十九年)  
二月廿日 (花押)

【史料9】後奈良天皇綸旨写

(上杉四五九号)

平景虎於住国并隣国挿敵心之輩、所被治罰也。伝威名子孫、施勇徳万代、弥決勝千里、宜尽忠於一朝之由、可令下知景虎給者。依  
天氣言上如件。

天文廿二年

進上 広橋大納言殿

【史料10】長尾景虎<sup>上杉</sup> 條書<sup>謙信</sup>

(上杉四七〇号)

條々

一 亡父信濃入道以來、御感之儀共候之条、<sup>(長尾為忠)</sup>上意様至于江州朽木之地御動座中、如何共御上洛之加世儀可致馳走雖覚悟候、打続信州張陣、終依不得手透、乍存知罷過無沙汰、迷惑仕候事。

一 為御入洛御祝儀、参上仕候処、種々拝領、面目之至、寔以過分候間、弥輕身命、是非共可奉抽忠信心底之事。<sup>(義輝)</sup>  
一 洛中目出度被属御静謐之上、只今如此申事、悉皆偽之様可有御沙汰候、殊隔遠境候故、無人数之式、尤差走廻等雖不可致之候、一身之心馳連々存念、具達 上聞度奉存候事。

一 就今度参洛、本国之事、縦如何体之禍乱雖致出来候、相応有御用等、於被召留者、国之儀一向捨置、無二可奉守 上意様御前之由存詰候。然間先月中旬、從甲州已<sup>二</sup>越国中、雖乱入候、不及御暇、于今在京仕候。<sup>(義)</sup>  
一 泉州表鉾楯之儀、雖間之宿意勿論候。御幾内之御事候之条、乍恐無御心元奉存候事。

以上

【史料11①】室町將軍家<sup>足利</sup> 御内書<sup>義輝</sup>

(上杉一一一〇号)

裏書事、免之条、加分別可存其旨候。猶晴光可申候也。<sup>(大體)</sup>

六月廿六日 (花押)<sup>(永祿二年)</sup>

長尾彈正少弼とのへ

【史料11②】室町將軍家<sup>足利</sup> 御内書<sup>義輝</sup>

(上杉一一一一号)

塗輿免之条、可存其旨候。猶晴光可申候也。<sup>(大體)</sup>

六月廿六日 (花押)<sup>(永祿二年)</sup>

長尾彈正少弼とのへ

【史料11③】室町將軍家<sup>足利</sup> 御内書<sup>義輝</sup>

(上杉一一一二号)

關東上杉五郎進退事、向後儀、景虎以分別令意見、馳走簡要候。猶晴光可申候也。<sup>(大體)</sup>

六月廿六日 (花押)<sup>(永祿二年)</sup>

長尾彈正少弼とのへ

【史料12】廣橋國光女房奉書副狀

(上杉四七七号)

為 禁裏御修理料、一所可有御進上之由、從奉行衆対知恩寺并拙者被申上候。則令 叡慮候処、 叡慮一段被悦思召候。為祝儀、金襴一端赤地、引合十帖、可有御拝領之由候。珍重存候。巨細見女房奉書候。猶速水右近大夫申含候。恐々謹言

七月二日

國光

長尾彈正少弼殿

【史料13】長尾景虎<sup>上杉輝虎</sup>書狀

(上杉九七七号)

連々如申旧候、越後ニ万端退屈共候、如く御存知病者云、甲斐々々敷者をも持不申候間、越州罷立以來不通ニ国之望存切候。遙々他国雖滞留候、令退屈罷下度義無之候。及隱遁候共、更国衆御造佐罷成間敷候敷。如心中偽無御座候得<sup>共</sup>、初貴所国中之面々心責難默留止与云。去又弓矢お遁候様、自他共批判可有之候間、不入何ケも、貴所任御意見候。此申事毛頭偽無之候。日本大小神祇、

八幡大菩薩、天満天神、氏神春日大明神、御罰可罷蒙候。少も無他事候。恐々謹言。

八月十七日 景虎(花押)

【史料14】長尾景虎願書

(『歴代古案』二四八号)

敬白。夫当社垂迹者、本地無量寿佛。杳過十万億至日域。父仲哀天皇、母神功皇后。有胎内征三韓。帰朝能為百王百代之鎮護顯八幡宮、九州豊前国建立宇佐宮。然而後清和天皇御宇勸請男山。岩清水流六十余州充滿云々。故奉安置信濃国更級郡、崇敬異他矣。爰有号武田晴信佞臣、乱入彼信州、住国之諸士悉滅亡、破壊神社佛塔、国之悲嘆及累年。何対晴信、景虎可決鬪諍無遺恨。依為隣州国主、或恨後代誓鬼神、或眼前難棄有好、故近年及助成。為国安全所励軍功無他也。神者不受非礼。縱晴信雖有陽仰之者、既為奪国務、故無諸家無罪令恼乱、万民争預其感應。伏冀此精誠之旨垂照鑑。景虎以一团扇、当国如本意靜謐、天下癸家名、於立願成就者、至于此国一所奉寄附当宮。弥以可抽丹誠、殊宮躰堅固、武運長久、加之東

左右南前北後西、以此威風、信越兩國永樂榮花。仍願書如件。

弘治三年

正月廿日

長尾彈正少弼

八幡宮

平景虎

御宝前

### 【史料15】長尾景虎祈願文

(妙本寺文書第四〇八号)

夫乾坤開闢之後、三代陽神者書記云。虛中與有希有之物、其形如葦茂化為神。又四神者陰神。都而天神七代是也。然而四神末伊奘諾尊、伊奘冊尊、相生之神。此時山河草木歷然而現於茲祖稱云。豈不生天下主哉。即生一女三男。此內日神者天照皇太神、此御子正哉吾勝々速日天忍穗耳尊、天津彥火々瓊々杵尊、彥火々出見尊、彥波瀲武鸕羽尊、天津彥火々瓊々杵尊、人王繼代之初神武天皇。以來十四代仲哀天皇、后神功皇后。攝政即位元年辛巳。治六十九年。春秋百廿載。女帝始祖。當後漢建安六年庚辰年十月辛丑日。皇后召具住吉諏訪二神而、惣化男形、責三韓

新羅百濟畢。御歸來筑紫、王子御誕生。応神天皇、豊前國馬城郡宇佐八幡大菩薩是也。元慶七年癸卯、被移雍州男山石清水。遙至于東海相州鎌倉勸請其流、号鶴岡若宮八幡宮畢。先代九世之初、征夷將軍源賴朝公崇之而、奇妙神助有之云々。粵景虎恭曰。吾是鎌倉權五郎景政末葉也。以其余威、囊祖筑前守事、絶海和尚入唐之時、勅曰、吾朝有勇將乎。長尾筑前守者願見其形像、和尚歸朝、則課画師写形、被涉數千万里、西海之外、懼古今無比類乎。將亦、因幡守為結城退治、從京都賜大將、剩御免赤塗輿。果而彼要害落居。因茲種々御感御内書數通于今所持。亡父為景事、属祖父能景、二八之年闕左出陣、於所々莫太戰功、都鄙不可有其隱。仍景虎事、雖自証憚、從若年於越信數度之戰、得勝利討敵无際限。戰場不足揚于算。加之兩度上洛遂參内、天盃御劍頂戴、并從上意樣对諸家書札事、裏書其他色々御免。雖弓箭之譽、為名利不對於旧代以降之規模、何事歟如之乎。至于戰道嗜、造次・顛沛者共、於愚代名字之瑕瑾不可致之。抑闕越之事、旧世以往無異他、取分同名數多守当方來之处、不慮逆徒藩八州、押留東管領。且難捨累代之好、且為救同名等進退、去年八月下旬不図当口越山。如形属本意、既至于武州松山着

### 第三章

#### 【史料16】藤原<sup>上</sup>輝虎書狀

(飯塚八幡神社文書)

敬白

五壇護摩執行之立願者

一越後国豊饒安全長久、同分国之味方中、对輝虎不逆別心、弥達本意祈之事。

一武田晴信退治、当秋中、甲府立旗、晴信分国悉輝虎可入手、祈念之事。

一輝虎弥弓箭如存分而一世中不請不足并家中大切存者息災、輝虎諸縁共、所願成就、皆令滿足之故、在来一万苺之外、千苺出者也。

永祿七年<sup>甲子</sup>五月十三日

(朱印)

城。近日向相州小田原可成動。云筋目、云味方中武勇、於調議勝利非案内。併所願薩埵冥慮也。文者則守五經・六書・四書・七書已下賢聖之旧語、武者則漢高祖・武成王十哲・樊會・張良。文武者惟車輪存不闕兩輪。然間運算於帷幄之裏策媒、諸卒似死口環錫。如斯愚意令達存分、東八州掌握靜謐之上、於武相之間一所奉寄附。東国之諸士悉在鎌倉之上、当社如元造畢。弥信仰不可有懈怠。神者依人之敬增威云々。何様景虎遂社參、合十指勲千度礼拝。并酬此願文上、已汲九巴紋之流思灑父祖亡魂而已。雖心事多繁、違禿筆、只書載先段趣、擁護所希也。仍願書如件。

永祿四年辛酉二月廿七日 彈正少弼景虎在判

晋上鶴岡八幡宮寺

【史料17】上杉輝虎願書写

(上杉四九八号)

武田晴信悪行之事

一伊繩、戸隱、小菅<sup>(飯縄)</sup>怠転、不備仏供油明事。  
一塚原陣之時、以駿河之噯無事、既驚神慮、以誓詞申合、  
翻翌日事。

一於信州寺社神領俗方出之、仏法破滅事。

一武田無好所に隣州隣郡江懸望、無道之噯故、敵味方共、  
堂社仏堂焼失事。是武田晴信過故之事。

一信州之仏神氏子或滅之、或及牢道乞食所、今般於不被  
添仏力者、誰か可尊神慮哉事。

一既直親武田信虎追出國、牢道為及乞食、失高義事、是  
仏神不可叶内證事。

一当秋中、武田晴信退治、輝虎於達本意者、寺社神領仏  
堂、如前々及心通相稼、可申付者也。仍如件。

永祿七年<sup>甲子</sup>六月廿四日 上杉輝虎 在御判

弥彦

御宝前

【史料18】上杉輝虎願書写

(上杉四九九号(抜粹))

今武田晴信者、貪無礼於他方国、剩為初戸隱、飯繩・小菅  
三山、善光寺、其外在々処々、坊舎供僧為断絶、寺社領  
欠落故、御供燈明已下怠転。堂塔仏閣伽藍、無際限焼却。  
加之京家本家山門領等、押妨令恼乱、万人道俗男女、悲  
歎之紅涙。其滴喻不異恒河。誠哉從濫觴事起請之歎。其  
上晴信者、齡及八十老父追放甲国。無為方面不顧耻辱。  
迷步洛中洛外。前代未聞之分野。奉对天下非逆心之人而  
已、仏法之敵、王法之怨、結句不孝之族、禽獸猶有親子  
之礼、況人倫乎。如此重科之条、不足場算。(後略)

【史料19】上杉輝虎願書

(上杉五一五号、米沢市上杉博物館所蔵)

(便宜上、漢字に改める)

□分國何も無事長久、就中越後國、上野、下野、安房何  
事なく、曠□口論、無道狼藉、博打、博奕、火事等無  
之、増而兵乱夢<sup>二</sup>見ず、亦其内<sup>二</sup>も越後、佐野之地、

倉内之地、厩橋之地、長久無事事。

一輝虎武運之事者、大途師之時も、我與高名を遂げ、世間之者目驚、手を打つ程の高名致、弓矢の事ハ不及申、平生も胴強つよなる所ハ、神ハ有頂天、下ハ金輪際迄、無ニ驚かすして、智恵、才覚、計議、武略迄相調、短慮をやめ健気を致事においてハ、嫌い道なく、人に高尚に見られ、弓箭のうえハ不及申、物每一件においても人に見落とされず、奇特と人申褒めにのり、又輝虎目前之者ハ不及申、たとへ外様の物なりとも、輝虎大切存する者ハ武運長久、息災延命の事。

一北条氏康と弓矢取り結ぶと雖も (足利義昭) 上意様仰せ置かる、筋目候間、輝虎氏康に真実和談あつて、輝虎理を失わず存するまゝに相調へき事。

一輝虎被添神力仏力、信州甲刃当秋中に無一字焼放、輝虎旗馬を甲府に立て即時に武田晴信父子退治之事。

一武田晴信退治、氏康輝虎真実に無事を遂げ、分国留守中氣遣いなく、天下へ令上洛、守筋目、諸士談合致し、三好松長(永)か一類悉頭を刎ね、京都公方様、鎌倉公方両公方様取り立て申(二)おいては、堂舎仏塔、寺社神領、仏法王法、如前々御意見を申致させ申。同輝虎致すへき

所は申及はず致すへし。如斯のうえは、仏法王法ともに正路、賞罰の輝虎御警固を申へき者也。諸願成就皆令満足致願礼畢。仍如件。

永禄九 五月九日 上杉藤原輝虎(花押)

仏神

御宝前



写真は、図録『特別展 関東管領上杉謙信』(米沢市上杉博物館、二〇二〇年)より、第一条及び第二条の部分加工して転載。

【史料20】上杉謙信虎輝自筆願書

(上杉九九九号)

(原文仮名書き、便宜上、漢字に改める)

看經之次第

- 一 阿弥陀 此れは真言三百返、念仏千二百返、  
仁王經一卷、
  - 一 千手 此れは真言千二百返、仁王經二卷、
  - 一 摩利支天 此れは真言千二百返、摩利支天經二卷、  
仁王經二卷、
  - 一 日天 此れは真言七百返、仁王經二卷、
  - 一 弁財天 此れは真言七百返、仁王經二卷、
  - 一 愛宕勝軍地藏 此れは真言七百返、仁王經二卷、
  - 一 十一面 此れは真言七百返、仁王經二卷、
  - 一 不動 此れは真言七百返、仁王經二ノ卷、
  - 一 愛染 此れは真言七百返、仁王經二卷、
- いすれも春二月中、越中へ馬を出し、留守中、当  
 国関東何事なく無事にて、越中存しのみ、一円ニ  
 謙信手に入候ハ、明年一年ハ必ず日々看經申すへ  
 く候也。

元龜元年

十二月十三日 謙信(花押)

御宝前

【史料21】上杉謙信虎輝願文

(上杉六二四号)

願文之所

右意趣者、賀州并瑞泉寺安養寺之一揆可蜂起由、申唱候。  
 依之当郡能化衆六人申付、摩利支天法一七日修行、并仁  
 王經、尊勝陀羅尼、千手陀羅尼、衆僧に申、為誦誦候条、  
 賀州越中之凶徒悉退散、雜意消失、越中信苧関東越後、  
 藤原謙信分国、有無事安全長久堅固、諸人得歡喜、可住  
 安堵思者也。仍願文如件。

元龜参年壬申

六月十五日 藤原謙信(朱印)

御宝前



【史料22①】上杉謙信釋書狀

(上杉一〇〇一号)

撰吉日良辰、改名字官途、上楯弾正少弼与成之候。彼官途者、先(足利義輝)公方様江深忠信之心馳依有之、被仰立被下候条、不安可被思事、目出度候。恐々謹言。

(天正四年)正月拾一日 謙信(花押)

(顯慶)長尾喜平次殿

【史料22②】上杉謙信釋書狀

(上杉一〇〇二号)

任今日吉日、改名乘、景勝与可然候。恐々謹言。

(天正四年)正月拾一日 謙信(花押)

上楯弾正少弼殿

【史料23】上杉謙信釋願書写

(上杉九九八号、米沢市上杉博物館蔵)

敬白 願文之意趣者

毎日、謙信如修北條氏政働非分之、当家分国江成妨、恣儘ニ振舞候。先年謙信一和之時、如斯数牧之成誓詞、翌

年翻誓詞、剩弟二候三郎并不限代忠信仕来遠山父子差捨、父氏康背遺言、東將軍為切腹申、天道神慮筋目不弁法様ヲも、不知親子兄弟之好をも、誓詞之罰をも無分別処、神明仏陀争而無当罰哉。爰に藤原謙信守筋目、為専天道、順法之及弓箭。殊去年極月十九、令癸体遂沙門以来、護摩灌頂迄執行、既任法印大和尚、其上励弥信心、就中多聞依名天、深頼二世。但氏政与謙信双二道理与非事ヲ為似相對歟。感応有実者、任道理、謙信満願而、当年中ニ關東如存分之有之而、北條氏政一類退治可申候。至于其義者、謙信不退有所近立多聞堂、日夜之成勤行畢。為先此大願之、氏政父子之捧誓詞、百日立代官企參籠、日夜ニ五座之行法為修之可申処、諸願成就、皆令満足。仍願文如件。

乙亥天正三年 法印大和尚不識院

卯月廿四日 謙信

御寶前

## 第四章

### 【史料24】長尾景虎<sup>上杉</sup>謙信書状

〔越佐史料〕

先年不慮之銚楯在之節、被抽忠信條、無比類候。因之当寺為開基之驗、般若院分並法用寺分之事宛行之畢。永代不可有他妨者也。仍如件。

天文廿辛亥

三月二日

景虎（花押）

常安寺

### 【史料25】上杉謙信画像（鏡御影）（部分）

（米沢市・常安寺藏、筆者撮影）

法衣は禪宗系で、直綴<sup>じきどつ</sup>に絡子袈裟<sup>らくす</sup>を着け帽子<sup>ぼうし</sup>を被る。面持ちは眼に優しきを感じ、温和で若くみえる。画像全体に剥落があり痛みが著しい。

この画像は、門察が老年になって謙信の軍陣に随行できなくなったことを嘆き愁えた時に、謙信が鏡に映して自画像を描き門察に与えたものという。



### 【史料23】（筆者撮影）

署名に「法印大和尚不識院 謙信」とあることから、これ以前に伝法灌頂を遂げたことが知られる。

この画像は、万治二年（一六五九）に三代藩主綱勝が常安寺の仁愚関堯に命じて補修させ、それを綱勝が江戸藩邸で拝礼している。仁愚は盃と金二両を賜った（『綱勝年譜』同年二月十七日の条）。



【史料26】大徳寺徹岫叟宗九授記文

（上杉神社蔵）

越之後州平氏景虎公授衣鉢法号三帰五戒、曰宗心

天文廿二年癸丑臘八日

前大徳徹岫叟宗九（花押）

（朱印）（朱印）



写真は、図録『特別展 上杉謙信』（米沢市上杉博物館、二〇〇五年）より転載。

【史料27】「高野山無量光院持参之御書」

(マイクロ二四九号)

○高野山無量光院持参之御書

上杉景勝書状九通、直江兼続書状一通

(省略)

○無量光院持参之旧記抜書

高野山無量光院旧記尔曰く

上杉家と御由緒之儀は無量光院一代清胤と申住寺戒行兼備之僧二而謙信公無比之御帰依、御年二十三之時清胤弟子と御成り、出家受戒御約諾有之。三十四五之御年清胤を受戒師と仰き真言秘密金剛界胎藏界両部の秘印明并毘沙門、摩利支天等之大事悉く御伝受。其上、護摩秘密伝法灌頂を御修行、嵯峨御門跡義俊大僧正執奏二而大阿遮梨位(爾)を賜て、一生涯持律堅固尔して越府尔寶幢密寺一字御建立、高山(野鹿)より清胤法印を御請待、忠死義死之将士位牌御建、清胤尔回向を御頼。高野山無量光院尔おいても道七居士(為景)、憲晴并晴景公其外義士忠臣等之位牌を御立、施主景虎、輝虎又ハ政虎、心光謙信等と裏書之御位牌石塔数十基今以有之。其上、墨絵高屏風、腰屏風、金

壺と云、藤四郎壺等多数御寄附。絵師尔作付られて御等身寿影都卒雲上之像を書しめ、天正六年戊寅三月十三日未刻御入寂。即日、右御寿影并御遺髪等、無量光院江御送り御菩提所と仰置れ、高野尔ても法花経百部誦誦の御追福。彼寿影播磨(彌勝)守様御修復□□裏書□□□□

又会津尔も無量光院一字御建立、多聞天安置之由承及。

高野山無量光院墓所之御石塔、御位牌堂之御法名不識院殿法印権大僧都心光宗真大阿遮梨位(爾)、天正六年戊寅三月有十三日未刻示寂。塔後尔辞世の二十字彫刻。省之候。

高野山

無量光院小住

謙信法印大和尚位

天正六年戊寅三月十六日□□

裏書二曰写之

件之御寿像者越後国太守前上相藤原朝臣輝虎改而称謙信、依離俗出家之御志御法体、戒律堅固、受秘密之深法伝両部之瑜伽給遂、阿闍梨之職位給畢。然天正六年戊寅三月十三日未刻頓滅。同日御寿像出来畢。御歳四十九歳。四十九年一睡間御結頌、兼知死也期給歟。不可思議。

高野山無量光院依御菩提所被御定令安置之畢。

伝授大阿闍梨法印大和尚位清胤、教授阿闍梨権少僧都澄舜。

(左)部政長

平政長、江戸御役相勤節、高野山無量光院出府、

御家御因有之段ニ而御書并旧記等被指交付、写之署名也。

『重定年譜』寛延三年（一七五〇）三月十日の条には、

無量光院が住番として江戸に出府し、重定に面謁して「由緒ノ証蹟」を提出したとある。色部政長の江戸執事在任は、延享四年から寛延四年（一七四七〜五一）であり年譜の記事と合致する。

### 【史料28】高野山学頭某書状

『歴代古案』一五〇号

依の便令啓上候。無量光院為迎御使僧登山候。則応増令可有下向之由、雖然於季冬学頭職昇進候。学衆中各抑留候。来年秋末必可被罷下旨相談候。此旨可然様可預御披露候。恐々謹言。

七月十六日

(左)古学頭

進上 御奉行所

追啓 大乘寺儀御威光を以、御普請等被 仰付由、拙僧不淺次第ニ存候。以上。

### 【史料29】上杉謙信書状

『越佐史料』

定

越後国貴院旦那之事、師檀契約已厚矣、然則不啻予累葉、旗下将士及分国之檀契、亦可准同于予者也。

天正二年甲戌

三月十一日

謙信（花押）

無量光院法納

机下

【史料30】寶幢寺清胤書狀

(無量光院藏、『越佐史料』より)

態令啓札候。仍太守謙信依年来之御宿望去年被成法躰。愚僧与師弟之御契約。四度傳法之儀式如法被相遂。永宗門之制誠不可有違犯之旨御誓詞嚴重候。此趣衆徒中江可被成御披露、以御内證使僧被差登、御直書並學呂惣分江黄金百兩進献。貴院江別而黄金拾兩被進之候。是又現世之非御名聞、高野靈地之為躰先年御見聞之上、彌彌殊勝被思食入之間、後世菩提善根可被成置、其山御懇志之故、如此候。依之別而一院有御再興、御菩提所被相定。惣者大破之伽藍之儀、連々修造可被仰付御臆意候。此等之趣、衆徒中被成御披露、被及御回報者可為御喜悅。恐々謹言。

六月五日

寶幢寺

清胤(花押)

寶性院  
御同宿中

【史料31】無量壽院快慶書狀

(上杉六四二号)

依年来之御願被成発心、殊密家所帰之旨賢慮誠不及忝知処、更難尽紙上候。就其為被開聖主之恩化、黄金十兩到

来。御懇情令承悦候。自是祝詞之一儀具、兩使節江申渡候事候。恐恐頓首。

七月廿一日

快慶(花押)

謙信法印御房

御報

【史料32】無量光院宥義書狀

(上杉六四三号)

御狀令拝見候。抑 謙信法印御房入真言宗門、御修行如法之趣希代勝事、併一家繁榮之嘉瑞不可過之候。満寺開喜悅之眉候。将亦無量光院可被成御願之寺之旨、依被仰出候、御納得之段尤可然候。就其彼院家之留守居、愚僧罷渡候へ之由候。雖為斟酌千万、且者印融覺融御遺跡相統之儀、悦則移住仕候。随而院中為披露、御樽料黄金十兩被仰付候。各々拝受仕、忝之由申候。委曲御兩使可演說候之間、不能一二候。恐恐謹言。

無量光院

七月廿八日

宥義(花押)

寶幢寺

御返報

依了... 誠心... 僧... 文... 為... 莫... 情... 於... 戶...

七月廿二日 性巖

實性寺

【史料 31】米沢市上杉博物館蔵、筆者撮影

所... 誠信... 入... 後... 由... 一... 且... 不... 仕... 諒... 為...

七月廿八日

實性寺

【史料 32】米沢市上杉博物館蔵、筆者撮影

## 【史料33】僧快宣書状

〔越佐史料〕

尊書拝閱。抑被遂御法体之素意、殊者言御受法之趣、誠以難有奉存候。就之当山学品行人方へ音問之旨申届。則被及尊答候。随而愚僧へ黄金十兩拝領。快然無二候。然者為信喬禪月之如意羅漢之像、同孔雀明王令進上候。猶寶幢寺可為演說候。恐々謹言。

七月晦日

快宣

謹上 謙信法印御房

御報

## 第二部

### 第二部 扉図版 上杉謙信公尊像(部分)

(法音寺蔵、筆者撮影)

この画像は、栃尾の常安寺が所蔵する「上杉謙信并二臣像」をもとに作成され、享和元年(一八〇一)に十代藩主治廣の世子定祥(後の十一代藩主齊定)の小姓小川貞弘が法音寺に奉納したもの。

上段の間に畳を敷き、謙信はその上に置かれた胡床に座し、左手に数珠、右手に中啓を持っている。謙信は薄く髪を生やし髭を蓄えて老僧の風格である。法衣は香色かういろまたは檜皮色ひわだいろで、袈裟は衲袈裟のうけさ(衲衆が着す)とみられる。謙信の前には卓子たくしが置かれ白布を敷いて法具を並べている。この法具は、謙信が軍陣に携帯した「旅壇具」(上杉神社蔵)に似ている。また上段の間には巻き上げられた簾と裾を束ねた幕を描く。

香色の法衣、衲袈裟からみて「上杉謙信并二臣像」よりも僧階の高い姿といえる。簾と幕を描くことで、神格化しているとも考えられる。



## 第一章

### 【史料34】上杉景勝書状

(清浄心院文書二二二二号)

去秋之芳翰、今二月到着。披覽、畏悦之至候。如仰、謙信去年不慮遠行、絶言語候。仍当国鉾楯之事、差儀無之候。早速可屬本意候條、可御心易候。猶巨碎、中條越前(景泰)守可申候。恐々謹言。

二月十四日

景勝(花押)

清浄心院

### 【史料35】長尾忠清書状

(清浄心院文書二四三三号)

(長尾忠清は河隅忠清の誤りである)

遂而啓上、為謙信菩提、月牌之黄金一兩差上申候。御弔奉頼存候。

貴札殊為御音信、三種被懸御意候。誠以忝次第候。仍而屋形遠行、我等之心中過御察候。就之御使僧并御香錢被

差越候。外聞実儀祝着之段、被申事候。将亦今度為代替御祝儀、千秋万歳目出畏入之由、被及御返答候。然而任見来、蠟燭廿挺令進献之、猶子細御使僧へ令申候。恐々謹言。

卯月廿五日

忠清(花押)

清浄心院

参御報

### 【史料36】飯田家長書状

(清浄心院文書二五一号)

遂而任見来、蠟燭廿挺、令進覽之候。

尊翰拝披、特三種被懸御意、忝次第候。如貴意、謙信遠行之儀、奉絶言語候。依之当国去年以来鉾楯。雖然至当春、被属本意候條、於時宜者、可御心安候。次謙信為菩提、月盃之金子一兩、乍乏少進覽之候。御焼香奉頼存候。猶巨細者、彼御使僧可有御演説候。恐惶謹言。

卯月廿五日(元正七年)

家長(花押)

清浄心院

参 貴報

【史料37】上杉景勝書狀

(清浄心院文書二三五号)

預使札、殊為御音信、三種投贈、令祝着候。然者於謙信廟前、昼夜之勤行無御退轉之由、弥洒掃已下、被仰付頼存候。猶使僧可為演說候。恐々謹言。

十月十六日

景勝(花押)

清浄心院

参

【史料38】上杉景勝書狀

(清浄心院文書二三四号)

追而小袖一重進之候、以上

其以來絶音問、非素意候。仍謙信志之儀付而、企使者候之條、其元可然頼入候。然者導師之儀、寶性院有御相談、無量光院被相定尤候。猶口上二申含候。恐々謹言。

十月十八日

景勝(花押)

清浄心院

御同宿中

【史料39】下條昌親書狀

(清浄心院文書二五〇号)

乍恐申上候。為弔日牌二本御意可被下候。委此使者可得御尊意候。恐惶啓白。

景勝内

下條織部佑

壬三月十九日

昌親(花押)

清浄心院

参 御同宿中

【史料40】上杉景勝書狀

(『景勝年譜』)

御廟爰許江移候儀、其元之衆切々催促付而、無是非此方江移申候。左様候得者、路次中又其元為始末、岩井、山岸、廣居差越候。様子委曲申付候。御棺掘出、別而空殿拵、其儘入御棺候而、路次中自由候様、堅申付候。両三人之衆茂俗者構間布候。能化衆又丁寧成出家衆兼而被仰付彼者共申様、可被成候。少茂如在之御心入候者、忽御罰可被相蒙候。無申迄候得共、能々入念尤候。身之相越儀候者、直越其段可申付之処、左様不成事候間、不及是

非候。手前見申候而、申付候通、能々入念候事肝要候。

猶又五郎堅申含候。謹言。

八月二日

(慶長三年)

景勝

大乘寺

妙観院

寶幢寺

### 【史料41】「松崎城堞図」書込より

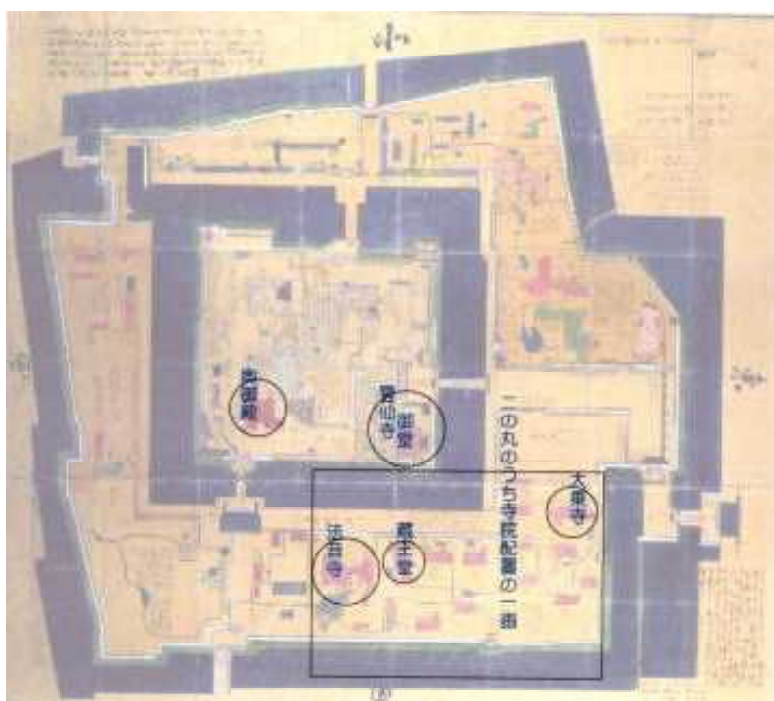
(文化庁一九八一号)(米沢市上杉博物館蔵)

謙信公御霊家、御本丸江御建立可有之旨、慶長十四年中被仰出、東南之角、千坪之地盤御境内ニ被分、御本堂ハ、法華經之經文ニ依りて、西向キニ御造立之旨、大乘寺申立ニ任せられ、同十八年迄ニ御成就。御尊骸、靈仏等、仮霊屋より奉移、越後鉢伏を写し、一之御門、清之門と号し、女人被禁之。

### 【史料42】「松崎城堞図」

(文化庁一九八一号)(米沢市上杉博物館蔵)

同館提供の写真上に、御堂と二ノ丸寺院の位置を示した。



【史料43①】御堂掟

(『景勝年譜』)

一 御堂番出入之出家一僕之外不可入、総而刀差一切停止之事。

一 御法事之節、出仕之諸士從僕共不可入之事。

一 番人病氣差合之時、為代不案内者不可出之事。

右之條々堅可相守旨被 仰出者也、仍如件。

慶長十七年閏十月二日

【史料43②】御堂掟

(『景勝年譜』)

掟 南御門

一 此御門出入之者、以切手可往還縦切手有之共、暮六以後一切不可出入事。

一 切手有之者成共、自南御門東北不可出入、就中鉢伏間之道堅可停止之事。

慶長十七年閏十月二日

【史料44】御堂近火手配之図より

(マイクロ二四〇号)

一 御本壇一式、一 藤組御堂衆二 藤組加リ合テ七人相詰候筈之事。

一 如來ハ、二 藤組御堂衆合テ五人ニ而請取之筈之事。

一 毘沙門ハ、三 藤組御堂衆合テ六人ニ而請取之筈之事。

右三尊御鎚、不断御茶之間江掛置候事。

## 第二章

### 【史料45①】上杉景勝自筆遺言状

(上杉一〇四七号、米沢市上杉博物館蔵)

(いずれも仮名交じり。便宜上、漢字に改める)

#### 一 申置儀

先年高野山へ参候時、真言ニ罷出候間、其段被成可被  
下候由、奥院へ申入候間、其方も能化衆も其段御心  
得尤候事。

一 導師之義、法音寺へ、妙観院ハ余年寄にて自由罷出間  
敷候間申候事。

一 當□七日吊いの事、此処もと座敷にて、其心得三日計  
大般若を聞き、御堂ノ座敷ニ机置、陀羅尼読み暮れ  
へく候事。

一月毎、年毎は廿人計にて、一朝、陀羅尼読み可給候。

一 三年忌ニも又年忌事も、取り立てたる事必無用、四十  
人か五十人にて法花経読み尤も候。

一 やかて 御堂右の座敷にて読み尤も候。

一 惣別 喜平次(定勝)申候共、五十人ニ過たる事申共、はりふ

せ此段申、必々無用ニ候。とてもく 受け取間敷候  
事。

一 吊いの用ハ何卒似合いたるよう有るべく候。法音寺、

極楽(寺遊)へ相任せ候事。

一 則能々此段合点尤候事。

元和九年

三月九日

景勝(花押)

法音寺

極楽寺



(上) 【史料45①】上杉景勝自筆遺言状(第一紙)  
 (下) 同(第二紙)

写真は、図録『直江兼続 人と時代』(二〇一〇年、同館)より転載。



第一紙三行目中ほど「奥院」の前、同後より四行目上部「御堂」の前、同後より三行目上部「喜平次」の前に闕字がみられる。

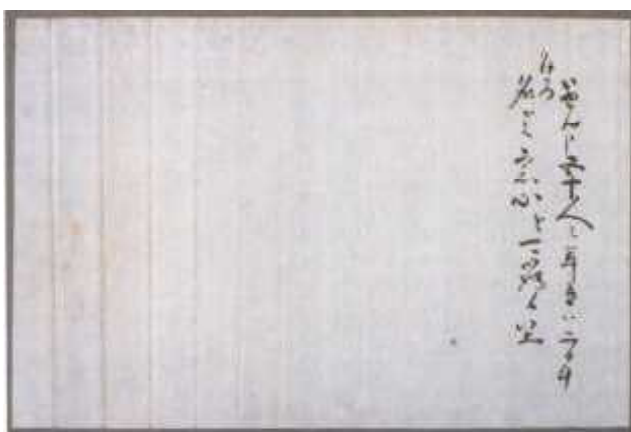
【史料45②】上杉景勝自筆遺言状

(上杉一〇四八号、米沢市上杉博物館蔵)

以前申五十人之年忌ハ、二日計。

景勝

名おは宗心と可心得候。以上。



写真は、図録『直江兼統 人と時代』(二〇一〇年、同館)より転載。

【史料45③】上杉景勝自筆遺言状

(上杉一〇四九号、米沢市上杉博物館蔵)

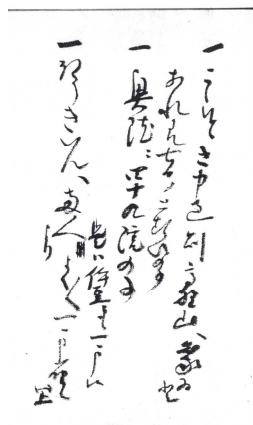
一此処もと忌中過、則高野山へ出家為登、あれにて七日ノ吊いの事。

一奥院に四十九浣の事。

是は伊豆(千坂高臣)にも可申候、

一寶亀院へ兩人よくく可申届候。

より  
以上。



写真は、『上杉家文書謄写本』より転載。

【史料46】高野山上杉家墓所の図

(原本不詳、筆者所持電子複製版)



中央に謙信廟（不識院殿）、その向かって右に景勝廟（覺上院殿）が建つ。その右の三基の五輪塔は、手前から綱憲（法林院殿）、吉憲（樹徳院殿）、宗憲（有徳院殿）とある。実際には綱憲と吉憲が逆である。後に一番奥に宗房（英徳院殿）の五輪塔が建てられる。

謙信廟の向かって左には柵で囲まれて、右から綱勝（上生院殿）、定勝（大上院殿）の五輪塔。その左に、綱勝夫人（保科正之女、清光院殿）と直江兼統後室（直江墓）の五輪塔が柵に囲まれている。ただし実際には直江墓は家屋型のものである。

宗憲の有徳院殿は、宝暦元年（一七五一）將軍吉宗の死去によりその院殿号が「有徳院殿」となったため、同年十月に「桂徳院殿」と改めている。したがってこの図の原画はそれ以前に作成されたものと思われる。

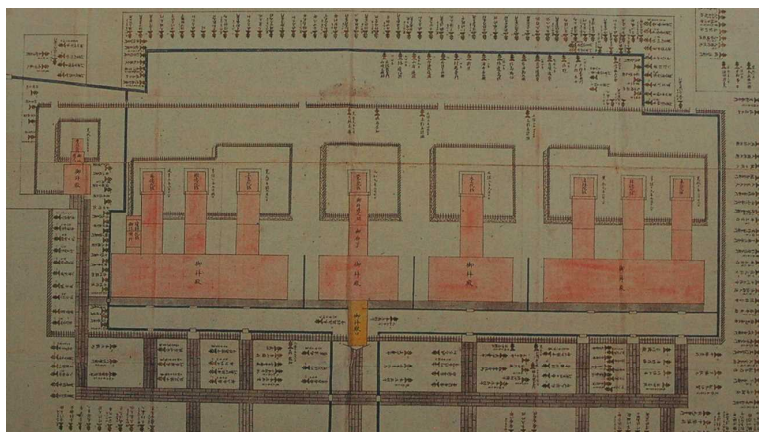
なお、画面左端の三基の五輪塔のうち二基は、淀殿と豊臣秀頼のものである（天岸正男「豊臣秀頼母子慶長二十年石造五輪塔―紀伊高野山金石遺記3」(『史迹と美術』三〇(八)、一九三〇年、史迹美術同好会)による)。  
上杉家墓地内というよりは清浄心院墓地ととらえるべきであろう。



【史料47】米沢の「御廟所絵図」(部分)

本図は文化十四年(一八一四)の作成。数字は藩主代数。

(法音寺蔵、筆者撮影)



- 8 重定
- 6 宗憲
- 4 綱勝
- 2 定勝
- 1 景勝
- 3 綱勝
- 5 吉憲
- 7 宗房
- 10 治廣世子顕孝

現在は、景勝廟(左)と定勝廟(右)の奥に謙信廟が建ち、  
廟の前には「上杉輝虎公之閼宮」の碑(写真左)を置く

(筆者撮影)。

(第三部第一章参照)



【史料48】大覚寺宮尊性法親王令旨

(上杉九三三号、米沢市上杉博物館蔵)

定勝帰依三宝、被仰信密宗之条、被成下大上院贈法印之旨、

法務大覚寺之宮御気色之所也。仍執達如件。

正保二年

十一月 日 法印大僧都守助(花押)



写真は『上杉家文書  
膳写本』より転載。

【史料49】法音寺の院室兼帯令旨

(法音寺蔵『八海山法音寺日記書抜』より)

法音寺者依為上杉菩提所遂師範寺也。依之當門之出世被成下菩提心院之條、国主領分出家之内、可成上座之旨、

法務大覚寺之宮御気色之所也。仍執達如件。

正保三年

十一月廿一日 法印守助

菩提心院御房

【史料50】上杉謙信画像模本の讚

(京都大学総合博物館蔵)

『日本肖像画図録・京都大学文学部博物館図録』第3冊(同館、一九九一年、思文閣出版)による。次の讚が書かれている。

北越上杉景虎朝臣像。浅草新鳥越金知山寶藏院在之。不識院真光謙信法印大阿闍梨嫡孫上杵定勝正筆之寫。右宝藏院什物也。

天正六戊寅歲三月十三日卒去

行年四拾九歳

第二部 第三章

【史料51】「毘」の兜前立と毘沙門天王像

(上越市・林泉寺蔵。写真提供・林泉寺)



綱憲が「御武具召初」に使用した兜の「毘」の前立て。  
前立ては、大正十四年（一九二五）の林泉寺山門落慶法

要を記念して上杉憲章が寄進した。箱書に憲章の直筆で  
「寄進 霜臺公 御前立 毘字形 伯爵上杉憲章」とある。

【史料52】重定使用の兜「紫系威五枚胴具足」

(上杉神社蔵)

写真提供上杉神社。兜のみを掲載。



【史料53】 治憲以下四代使用の兜

「浅葱糸威黒皺章包板物二枚胴具足」

(宮坂考古館蔵)

写真は『図録 戦国の世を彷彿させる上杉の鎧と火縄銃』  
(同館)より転載。兜のみを掲載する。



第四章

【史料54】 上杉憲政墓

(米沢市・照陽寺境内)

越後春日山城下の照陽寺(現在廃寺)から移されたとされる。写真は昭和五十三年(一九七八)の憲政四百回忌法要記念号(『温故 関東管領上杉憲政公四百回忌御法要記念号』(同年、米沢温故会・白滝山照陽寺)より転載)。憲政、三郎景虎、同夫人、道満丸供養の卒塔婆が立てられている。



【史料55】上杉家奉納の扁額「護国殿」

(照陽寺蔵)

現在も本堂入口の上に掲げられている。写真は『照陽寺要覧』(一九八三年、同寺)より転載。



【史料56】上杉憲政供養に付、大乘寺へ覚書

(『重定年譜』)

大乘寺江

慶雲院様御忌日之儀、先月迄廿四日御法事有之処、当三月ヨリ以御吟味御改十八日ニ可被遊段被 仰出候。依之三月十八日ニハ真言秘密之光明真言護摩大乘寺致執行。其上毎月十八日ニハ四十五人之僧中御法要相勤可申候。尤此末年々御祥月三月十八日ニハ右ノ通ニ致候様 仰出候。

右御執行御含之儀ハ、怨念退散、即身成仏、御家擁護神ト成ラセラルヘキ為也。然ル上ハ 弥僧中信深ヲ相 尽執行可致事。

一御霊前年中御回向御法要御取扱御供物等諸品之入 料 仕切ヲ以テ以後左之通年々相渡候。

(供物諸品省略)

右改テ被 仰出間、當三月十八日ヨリ此通相心得御遠 忌等ハ其年ニ当リ前広御法要ノ事可相伺事。

卯三月  
(延享四年)



【史料57】大乘寺の鳴鐘の銘

〔大乘寺家記〕

恭惟春日山者、太祖謙信公之菩提所而、鬪郡諸寺之為一  
藹寺也。特依於當君重定公嚴命、經始慶雲院殿之靈場。  
毎月十有八日、使課大衆勒理趣三昧矣。雖然欠鳴鐘報衆  
會。繇緊見住瓊嚴閣梨勸發余之十員、當造喚鐘一口焉。  
乃請銘於予。廼為銘曰。

淨衆戮力、敲鐘新成、

法会有則、靈威益栄

寛延三年庚午五月穀旦 有盛謹識

現住法印瓊嚴 造進之

【史料58】法音寺安置の祈禱牌

（法音寺蔵・筆者撮影）

現在は、法音寺の上杉家御霊所の謙信位牌の手前に安置されている。天皇家、将軍家、上杉家の家紋が浮彫にされ祈禱の願意が彫られ、金箔を施している。

作成年代及び藩政期の安置場所（御堂か法音寺か）は不明である。

（葵紋）大樹殿下 武運長久

（菊紋）今上皇帝 寶祚長遠

（雀紋）當國大王 武運長久



### 第三部 第一章

#### 第三部 扉図版 羽前米澤松岬公園上杉神社之図(部分)

(筆者蔵)

本図の原画は明治二十四年(一八九二)の出版である。発行については次のようにある。

編輯兼出版人

米沢大町二丁目千〇十二番地 橋本新右衛門

非売品

明治廿四年辛卯初春 東陽堂印刷

扉図版は原画の左側上部の一部分である。画面中央下側が御堂が置かれた一画である。中央やや左上部に神社の本殿が見える。

桜が咲き、堀には屋形船なども浮かび、原画右側には神社から伸びる県社通りから商業地の大町までを描き、通りを往来する人々の賑わいが見られる。

藩政期とは一転した風景が描かれている。

#### 【史料59】上杉治憲(鷹山)画像

(上杉神社蔵)

写真は『上杉神社稽照殿の宝物』(同神社)より転載。



【史料60】上杉謙信画像（部分）

（上杉神社蔵）

安永頃（一七七二〜七九）に藩校督学の神保蘭室が大乘寺に奉納したものと考えられる。作者は不明。写真は『上杉神社稽照殿の宝物』（同神社）より転載。



【史料61】御堂規則

（『上杉神社誌』）

一松鶴館御備金利足之内ヨリ百両、士族義社備金利足之内ヨリ二百両、取合三百両宛、年々大乘寺へ御廻。随而御祭礼始、平日之賽銭、悉皆御任ニ相成候間、右金銭ヲ以テ、御祭礼始メ日々之諸献備、諸雑費、年中之御修覆ヨリ、大乘寺一円迄、都而取量可申事。

但本文之通ニ付、其他御廻物一切無之方。

一御祭礼諸入費始メ御修覆等、総而重立候条、士族元締方へ申立ハ、松鶴館役員立会見分之上、元締手ニ而、備金利足ヲ以、取量可申事。

一松鶴館ヨリ為御供米拾五俵ツ、更に御献備被成候方。一春秋両度御祭礼ニ付、松鶴館ヨリ神酒並鮮魚御献備之方。

一大乗寺申立、都而士族元締方江差出重立候事件ハ、元締方ヨリ松鶴館江示談之上、取量可申候事。右之条々堅可相守者也。

辛未十月

松鶴館（朱印）

大乘寺智順殿



【史料62】上杉神社県社の裁可

(『上杉神社誌』)

上杉神社 二座

羽前国置賜郡元米沢城内鎮座

右は上杉謙信、同鷹山合祭致候社にて、鬩県の土民仰慕崇敬無比類。先般書面の通、神号撰定相伺、御聞届に相成候に付、則県社に仕度、此段相伺候也。

壬申十月廿三日 置賜県権参事 芹澤政温

嵯峨教部卿殿

伺之通(朱書)

教部省印

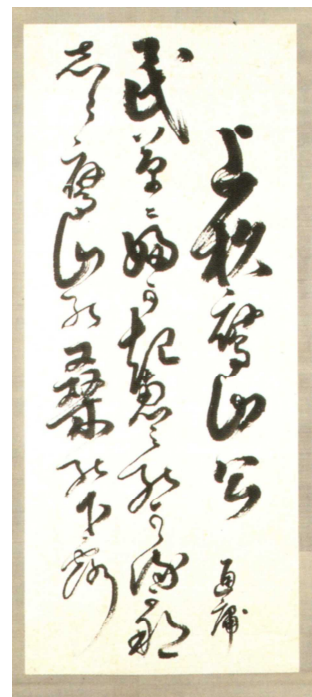
壬申十一月二日

【史料63】山形県令三島通庸和歌

(宮坂考古館蔵)

写真は、同館図録『戦乱の世を彷彿させる上杉の鎧と火縄銃』より転載。

軸装。米沢市上杉博物館が所蔵する、栗子新道の開通を喜んで詠んだ歌(軸装)と対となるものか、または同時期に詠まれたものと思われる。



【史料64】明治天皇米沢御駐輦中の事に就いて(抜粋)

(『米沢市史々料(一)(五)』)

上杉家から明治天皇に献上された太刀一振は、徳川家康が元龜二年(一五七一)に謙信と通好を求めた際に贈ったもので、上杉家の秘蔵で「とくゆう」「徳川守家」といわれていた。幕府から再三にわたり献上するよう要求されたが、上杉家では「見当たらず」と称して秘蔵していたものである。

宮島誠一郎が黒井悌二郎に伝えた、明治天皇の刀剣好きの様子は次のようである。謙信が正親町天皇から賜った「五虎退剣」については天皇の素顔を垣間見ることが

できる。

(前略) 宝物類を御座所近くに陳列して、天覽に供し奉りたるに殊の外 陛下の御意に叶ひ、特に刀剣は親しく御手に執り給ひて一々子細に御觀賞あり。中にも謙信公が正親町天皇より拝領の五虎退吉光の短刀を愛でさせ給ひ、側らの侍従を顧み給ひて、朕の今佩ぶる所の軍刀も五虎退吉光の作なり。五虎退と五虎退、合せて十虎退だなど、龍顔殊の外麗しくのたまわせ給ふなど、御満足のほど申すも畏き極みなりしと云ふ。斯して夜に入っても尚御燈火(蠟燭)の下に、深更に至るまで飽かず御觀賞遊ばされ、又齊憲卿を御前に召され、上杉が我邦武人(わがくに)の魂とも云ふべき優れたる刀剣を能くも大切に保存しあつたとて、御褒めの御言葉を賜はり、尚ほ今後とも一層大切に保存する様にとの叡慮を伝えさせ給ふたので、齊憲卿は身に余る面目を施されたと云ふ事である。

又齊憲卿には 天覽に供したるものの中、何なりと叡慮に叶ひたるものあらば、謹んで献上致し度旨、

侍従を経て奏上し置かれたところ、当日午後十時、行在所より急御用にて御召あり、参内されたるに、守家の刀(徳川家康より贈りたる「とくゆう」)及備前三郎国宗の短刀、叡慮に叶ひし旨、御達あり。直ちに御請けして献上する事となつたのである。(後略)

### 【史料65】上杉神社別格官幣社の告示

『上杉神社誌』

内務省告示第二十九号

上杉神社 山形県羽前国米沢市南堀端町鎮座

祭神 上杉謙信

右神社ヲ別格官幣社ニ列セラル、旨四月二十六日 仰出サル

明治三十五年四月二十九日

内務大臣男爵 内海忠勝

## 第二章

### 【史料66】上杵神社祭典諄辭

(太田米澤会蔵・太田屯田開拓記念館寄託)

掛卷毛錦尔畏支劍刀上杉神社尔鎮座須大神等乃御前尔由广  
波利清广波利氏齋主權大講義澤寄乃寬裕慎美敬比恐美恐美  
毛白佐久、年旧留久大神等乃恩頼乎蒙布留賀故、報比奉良牟  
止旧大神乃臣等柿崎家善本庄孝長外五十七名、思比仁思比  
議利尔議利氏御陰乎尊比喜比嬉比奉利例乃任隨尔八十月波有  
礼止八十月波有礼止今月乃今日乎生日乃足日止祝比定米氏御  
祭仕奉利、御米波八百杵搗乃晒志米乎盛備比御酒波甕邊高  
知甕腹満竝氏、大野原尔生布留物波甘菜辛菜、大海原尔住  
物波鱮乃廣物鱮乃狭物、冲津藻邊津藻尔至留万傳御鏡餅乎  
毛取副比横山乃如久置足波志氏供奉留形乎平介久安介久聞食  
氏如斯仕奉留尔依利氏今與利后毛皇我朝廷乎堅磐尔常磐尔茂  
之御世尔幸比給比、家善孝長外五十七名之人々等洩留事  
无久墜留事无久農業牧畜業乎毛彌進尔進美彌益々仁富榮志  
米給比、家々仁波八十狂津日之狂事有不令、作食留穀物  
尔始米惡支風荒支水尔合世給波受伊加志稻乃八束稻尔成幸比  
給比无緩事无怠事勤尔努志米棟門高久起佐之米給比廣志米給

比、親族家族尔至留万傳病志支事无久煩志支事无久命長久子  
孫之八十属尔至留万傳茂之八桑枝乃如久立榮之米給比過犯  
須事乃有良牟乎波神直日大直日仁見直志聞直志坐氏夜乃守日  
乃守仁惠美幸比給閉止鹿自物膝折伏世鶴自物頸根突拔氏畏  
美畏美毛白須

(異筆)

大正三年諒闇中二付五月廿九日

〃四年四月廿九日 〃五年四月廿九日 六年全上 七年

全上

〃八年四月廿九日快晴 〃九年四月廿九日 十年四月廿

九日午前十時出社

明治三十七年六月 明治三十八年六月二日 三十九

年五月廿二日旧四月廿九日 午后一時不遲出□ノ一

四十年六月九日旧四月廿九日

四十一 四十二 四十三 四十四 四十五年四月廿九日

大正二年四月廿九日前十一時出社ノ通知係本庄氏ヨリ

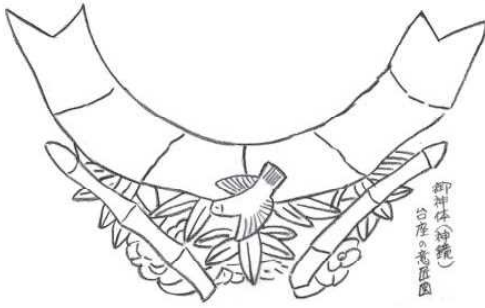
本史料は原本から筆者が翻刻した。また上杉神社禰宜

大乘寺真二氏の指摘により明らかに誤りと認められた箇所は訂正して示した。

**権大講義** は、「中講義」と書かれた上に張り紙してある。傍線部の右脇に「仁一郎・秀長外十八名」と薄く添え書がある。それぞれ家善・孝長の長男である。**牧畜業** は、「農業」の脇に補筆している。

【史料67】太田上杉神社御神体（御神鏡）台座意匠図

（厚岸町屯田開拓記念館蔵品より筆者作図）



御神鏡の台座は、上杉家の家紋「竹に雀（上杉笹）」にちなみ、竹の半円の中央に飛雀を彫刻したものである。  
同館ホームページ写真をもとに筆者が作図した。

【史料68】上杉謙信画像（部分）（上杉茂憲下賜品）

（法音寺蔵・筆者撮影）

都合により、同じく上杉家より法音寺に下賜された画像を掲示する。法音寺では裏面に画像の由緒書を表装している。

本画像のもととなった画像が【史料60】であると考えられる。



【史料69】上杉鷹山画像

(法音寺蔵・筆者撮影)

都合により、法音寺所蔵の同構図の画像を掲示する。  
本画像のもととなったものは、米沢市上杉博物館が所蔵する左近司惟春筆の鷹山画像かと思われる。

目賀多雲澤が同構図の画像を多く描いたのは、明治への転換期に生きた絵師にとって、鷹山画像は需要のある貴重な収入源であったとされる(図録『米沢ゆかりの絵師たち』(二〇一八年、米沢市上杉博物館)による)。



【史料70】太田上杉神社棟札

(厚岸町屯田開拓記念館蔵、筆者翻刻)

表面

大工代料金拾円貳拾五銭	大工 鈴木善蔵
木挽料金六円七拾五銭	林 惣吉
	高橋徳太良
棟札	鈴木力馬
棟梁 駒澤貞治	鈴木 弥一
白米四斗俵金四円四十銭	木挽 林長太郎
□時大工日別老人二付	□義助
金五拾銭	
□□老人分七銭□□	
□□人分百参拾人	
明治廿八年八月十四日	

裏面は記載なし

【史料71】傳國之辞

〔『治憲年譜』〕

一 國家ハ

先祖ヨリ子孫ヘ傳候國家ニシテ、我私スヘ物ニハ無  
之候。

一 人民ハ國家ニ属シタル人民ニシテ、我私スヘキ物ニ  
ハ無之候。

一 國家人民ノ為ニ立タル君ニシテ、君ノ為ニ立タル国  
家人民ニハ無之候。

右三條御遺念有間敷候事。

天明五巳

二月七日

治憲（花押）

治廣殿

机前

【史料72】謙信と賴山陽の詩文

謙信の漢詩

九月十三夜陣中作

霜滿軍營秋氣清 數行過雁月三更  
越山併得能州景 遮莫家鄉憶遠征

賴山陽の漢詩

題不識庵擊機山図

鞭声肅肅夜過河 曉見千兵擁大牙  
遺恨十年磨一劍 流星光底逸長蛇

結語 扉図版 上杉弾正大弼輝虎公真像（部分）

（法音寺蔵・筆者撮影）

画面右下に「狩野宗秀藤原明信拝画」の署名と「明信印信」の落款がある。明信は中橋狩野祐勢英信の二男で、安永八年（一七七九）に奥御用絵師となり、寛政九年（一七九七）に没した。父英信は奥御用絵師として將軍徳川家治に寵遇された。

画面上部には、

たえやらぬ 道のたれとて もののふの えにしあるこそ よよの春なれ 八十二歳和鼎敬書

の賛がある。幕府儒者の成島龍洲和鼎である。明和六年（一七六九）に儒者格となった。

和鼎の八十二歳は享和元年（一八〇一）であることから、画と賛は年を経て別々に書かれたものである。

謙信の陣羽織や鎧には菊花模様や桐紋を施しており、この画像を信仰の対象として飾って描かれたものか。

資料編 扉図版 上杉謙信画像（部分）

（米沢市・常安寺蔵）

写真は筆者撮影であるが、画像が黒ずんでいることから加工して表示した。

この画像は昭和十二年（一九三七）に檀家から常安寺に寄進されたものである。その時にかかれた由緒書によれば、それまでに少なくとも三人の所有者を経て常安寺に渡っている。

箱書も常安寺に寄進された後に書かれたもので、「開基謙信公開山門察和尚画像」とある。しかし伴僧の装束から、真言僧か禅僧かは特定することはできず、伴僧を直ちに門察であるとは言い難い。

同構図の画像が、高野山無量光院（『新潟県史・通史編・中世』（一九八七年、新潟県）に写真掲載）と京都大学総合博物館（『史料50』）に蔵される。

無量光院蔵品では数珠を持っているように見られるが、他二点では持っていない。謙信の衣装の模様も少しずつ異なっている。

【長尾氏・上杉氏関係年表】 一本論関係を中心に

当主	西暦	年号	事項 (数字は月、丸囲みは閏月を示す)
長尾能景	一四九四	明応3	10 上杉房能、越後守護となる。 2 北條早雲、小田原城を奪取する。 7 長尾能景、越後春日山城下に林泉寺を建立する。
		4	5 房能、郡司不入権を破棄させる。
		6	8 能景、越中に陣出し一向宗と戦い、9 越中般若野で戦死する。
	一五〇六	永正3	
		7	
		8	
		9	
		10	
		11	
		12	
		13	
爲景	一五〇七	永正4	8 長尾爲景、上條上杉定實を擁して房能を攻め、房能は自刃する。 7 足利義尹(義植)、將軍再任する。11 定實、越後守護となる。
		5	
		6	
		7	
		8	
		9	
		10	
		11	
		12	
		17	
	一五二〇	大永1	12 越後一向一揆おこる。
		1	
		2	
		3	
		4	
		5	
		6	
		7	
		8	
		9	
		10	
		11	
		12	
		13	
晴景	一五四〇	天文9	6 武田信玄、父信虎を駿河に追う。8 爲景、晴景に家督を譲る。9 晴景、私敵治罰繪旨を賜る。 4 定實、隠居を望み晴景に誓詞を送る。
		10	
		11	
		12	
		13	
		14	
		15	
		16	
		17	
		18	
		19	
		20	
		21	
		22	
		23	
		24	
		25	
		26	
		27	
		28	
		29	
		30	
		31	
		32	
		33	
		34	
		35	
		36	
		37	
		38	
		39	
		40	
		41	
		42	
		43	
		44	
		45	
		46	
		47	
		48	
		49	
		50	
		51	
		52	
		53	
		54	
		55	
		56	
		57	
		58	
		59	
		60	
		61	
		62	
		63	
		64	
		65	
		66	
		67	
		68	
		69	
		70	
		71	
		72	
		73	
		74	
		75	
		76	
		77	
		78	
		79	
		80	
		81	
		82	
		83	
		84	
		85	
		86	
		87	
		88	
		89	
		90	
		91	
		92	
		93	
		94	
		95	
		96	
		97	
		98	
		99	
		100	



謙信	上杉	晴景
一五五〇	一五四八	一五四五
天文17	天文17	天文14
17	18	15
12 晴景、謙信に家督を譲り、謙信は春日山城に入る。	7 ザビエル、鹿児島に上陸しキリスト教を伝える。	10 黒田秀忠、晴景に抗し謙信これを討つ。
2 定實、死去する(守護上杉家断絶)。謙信、毛氈鞍覆と白傘袋を許可される。	8 謙信、上田長尾政景と和睦し、謙信の姉政景に嫁す。	12 謙信、黒田秀忠を誅する。12 足利義輝、將軍となる。
1 上杉憲政、謙信を頼る。5 謙信、従五位下彈正少弼に叙任される。夏、謙信関東出兵の始め。	2 晴景、死去する。4 謙信、「住国并隣国治罰論旨」を賜る。8 謙信、信濃に出兵する(信玄との戦の始め)。	謙信、栃尾に常安寺を建立する。林泉寺の天室光育、同寺に「禁制」と「修養ノ文」を掲げる。
秋謙信、上洛し天杯と御剣を賜る。11 謙信、高野山に参詣する。12 大徳寺で受戒し法号を宗心という。	3 謙信、上洛し信濃に出兵し信玄と戦う。	
6 謙信、遁世を志す。8 政景に誓詞して出家を翻意する。	7 謙信、信濃に出兵し信玄と戦う。	
1 謙信、信濃の更級八幡宮に願文を納める。5 小菅山元隆寺に願文を納める。8 信濃上野原で信玄と戦う。	6 謙信、信濃の更級八幡宮に願文を納める。5 小菅山元隆寺に願文を納める。8 信濃上野原で信玄と戦う。	
2 織田信長、上洛する。4 謙信、上洛する。5 天杯と御剣を賜る。6 將軍義輝に条書を差し出し義輝は謙信に起請文する。義輝、謙信に文裏書と塗輿を許可し、憲政の進退も任せる。6 謙信、高野山に詣でる。	2 織田信長、上洛する。4 謙信、上洛する。5 天杯と御剣を賜る。6 將軍義輝に条書を差し出し義輝は謙信に起請文する。義輝、謙信に文裏書と塗輿を許可し、憲政の進退も任せる。6 謙信、高野山に詣でる。	
3 謙信、越中に出兵する。4 謙信、佐竹義昭に「依怙不携弓箭」の書状を送る。5 信長、桶狭間で今川義元を討つ。9 関白近衛前嗣、越後に下向する。9 謙信、憲政とともに関東に出兵。越年する。	3 謙信、越中に出兵する。4 謙信、佐竹義昭に「依怙不携弓箭」の書状を送る。5 信長、桶狭間で今川義元を討つ。9 関白近衛前嗣、越後に下向する。9 謙信、憲政とともに関東に出兵。越年する。	
2 謙信、鶴岡八幡宮に願文を納める。3 小田原城を攻める。③上杉家を嗣ぎ政虎と名乗る。謙信、梁田晴助に起請文して足利藤氏を古河公方に擁立すると約す。4 鶴岡八幡宮に関東管領就任の拝賀として参詣する。	2 謙信、鶴岡八幡宮に願文を納める。3 小田原城を攻める。③上杉家を嗣ぎ政虎と名乗る。謙信、梁田晴助に起請文して足利藤氏を古河公方に擁立すると約す。4 鶴岡八幡宮に関東管領就任の拝賀として参詣する。	
9 謙信、川中島で信玄と戦う。12 謙信、義輝の偏諱を賜り輝虎と名乗る。	9 謙信、川中島で信玄と戦う。12 謙信、義輝の偏諱を賜り輝虎と名乗る。	
3 謙信、前嗣、憲政とともにに帰国する。7 謙信、越後国分寺を再興し、高野山無量光院清胤を導師に落慶供養を営む。府内に寶幢寺を建立、清胤寄宿する。謙信は清胤より受明灌頂を受ける。景勝は謙信のために祈願し、謙信は景勝に「いろは手本」を贈る。8 前嗣、帰洛する。12 足利藤氏、安房に逃れる。	3 謙信、前嗣、憲政とともにに帰国する。7 謙信、越後国分寺を再興し、高野山無量光院清胤を導師に落慶供養を営む。府内に寶幢寺を建立、清胤寄宿する。謙信は清胤より受明灌頂を受ける。景勝は謙信のために祈願し、謙信は景勝に「いろは手本」を贈る。8 前嗣、帰洛する。12 足利藤氏、安房に逃れる。	
7 謙信、飯塚八幡宮に信玄と氏康の調伏を祈る。9 藤氏、古河に還り後に氏康に捕らえられる。	7 謙信、飯塚八幡宮に信玄と氏康の調伏を祈る。9 藤氏、古河に還り後に氏康に捕らえられる。	
3 義輝、謙信と氏康の和睦を調停する。5 謙信、飯塚八幡宮へ五壇護摩修法を依頼する。6 謙信、「輝虎守筋目」一武田晴信悪行事」の願文を納める。7 政景、死去する。8 謙信、更級八幡宮へ願文を納める。8 謙信、信濃に出兵する(最後の川中島出陣)。	3 義輝、謙信と氏康の和睦を調停する。5 謙信、飯塚八幡宮へ五壇護摩修法を依頼する。6 謙信、「輝虎守筋目」一武田晴信悪行事」の願文を納める。7 政景、死去する。8 謙信、更級八幡宮へ願文を納める。8 謙信、信濃に出兵する(最後の川中島出陣)。	

謙信	一五六五	永禄8	8
5 義輝、三好義継等に弑される。8 足利義昭、謙信に幕府再興を託す。			
3 義昭、謙信に京都回復を請う。5 謙信、「祈申所之事」の願文を納める。			
9 信長、義昭を報じて上洛する。10 義昭、將軍となる。			
12 謙信、北條氏政と和睦する。			
5 越相同盟成る。			
4 謙信、氏政の弟氏秀(三郎景虎)を養子とする。6 織田徳川軍、姉川の合戦で朝倉浅井軍を破る。10 謙信、徳川家康と結ぶ。12 謙信、「看經之次第」を納める。署名は謙信。	一五七〇	元亀1	1
9 信長、比叡山を焼き討ちにする。			2
6 謙信、「願文之所」の願文を納める。6 上杉勢、越中の一向一揆と戦う。10 氏康死去し、氏政は信玄と結ぶ。11 謙信、信長と結ぶ。12 謙信、氏政と絶つ。12 信玄、三方原の合戦で家康を破る。			3
4 信玄、死去する。7 信長、義昭を追放する。7 謙信、越中を平定し加賀に入る。謙信、清胤に越後下向を請い大乘寺の普請を問う。8 信長、朝倉氏浅井氏を滅ぼす。	一五七三	天正1	1
3 謙信、無量光院と師檀の契約をなす。信長、謙信に洛中洛外凶屏風を贈る。7 大乘寺賢永、死去し良海継ぐ。8 信長、越前の一向一揆を制し加賀に入る。12 謙信、清胤を師として剃髪する。			2
1 謙信、景勝に加冠し弾正少弼景勝と名乗らせる。2 景勝、吉江資堅の軍役を定める。2 謙信、軍役帳を記す。5 織田徳川軍、長篠合戦で武田勝頼を破る。4 謙信、北條氏討滅を祈り願文を納める。6 清胤、謙信の法体を高野山に報ずる。6 高野山寶徳院、無量壽院、清浄心院、謙信の法印大和尚を祝す。8 信長、越前の一向一揆を制して加賀に入る。11 謙信、信長、家康の同盟成る。	一五七五		3
2 謙信、信長と絶つ。2 信長、安土城に入る。4 本願寺光佐、謙信に加賀への来援を求める。謙信、越中に入り、本願寺、毛利輝元と結び、年末には能登に進む。			4
8 謙信、能登を平定し、9 「霜満軍営」の詩を詠ずる。次いで加賀湊川に織田軍を破る。12 謙信、配下の将士名簿「名字尽」を記し、林泉寺に香箱を納め亡諸將を供養する。			5
2 謙信、寿像を描かせる。3 謙信、死去し遺骸を春日山城内不識庵に埋葬する。			6
3 景勝、春日山城実城に入る。御館の乱起こる。5 三郎景虎、御館に逃れる。8 景勝、武田勝頼と結ぶ。	一五七八	天正6	6
3 憲政、討たれる。三郎景虎、蛟ヶ尾城で自刃する。4 景勝、清浄心院に謙信の供養を依頼する。10 景勝、勝頼の妹菊姫を娶る。			7
3 本願寺、信長と和す。7 御館の乱終わる。			8
9 景勝、妙観院に善光寺の復興を命ずる。9 景勝、越中に織田軍と戦う。9 新発田重家、景勝と対立する。	一五八〇		9
3 勝頼、天目山で自害し武田氏滅ぶ。5 景勝の最前線越中魚津城陥落。守将全て自害する。6 信長、本能寺			10

		景勝	
		一五八三	天正
11	1	1	景勝、豊臣秀吉と結ぶ。7 清胤、景勝に上洛を促す。
12	4	4	家康、小牧長久手の合戦で秀吉を破る。
13	6	6	景勝、来年の謙信七回忌に清胤の下向を請う。
14	6	6	景勝、秀吉と和し上洛し正四位下左近衛少将に叙任される。清胤、景勝に「綜芸種智院式并序」を贈る。
15	9	9	景勝、新発田重家を討つ。
16	5	5	景勝、上洛し従三位参議に叙任せられる。6 景勝、高野山に参詣し謙信廟の建立を図る。
18	3	3	謙信十三回忌法要を行う。導師清胤。寶幢寺再興。3 景勝、小田原に参陣する。
1	3	3	景勝、朝鮮に向け出陣する。6 釜山から熊川に陣する。
2	8	8	景勝、越後に帰国する。
3	10	10	景勝、権中納言に任ぜられる。
2	12	12	清胤、金剛峯寺寺務検校となる(慶長5年10月死去)。
3	1	1	景勝、会津一二〇万石に転封となる。8 謙信廟を会津若松城に移す。
5	2	2	景勝、神指城築城を始める。3 謙信二十三回忌法要を営む。5 家康、景勝の非を唱える。景勝、「直江状」により反論。家康、景勝を会津に攻める。7 石田三成挙兵し、家康は結城秀康を残し上京する。8 越後に上杉遺民一揆起こり堀秀治これを鎮圧する。9 関ヶ原の合戦で家康勝利する。
6	1	1	景勝、結城秀康と西笑承兌を通じて家康に和を請う。8 景勝、米沢三〇万石に転封となり、11 米沢城に入る。謙信廟も城内に仮安置する。
8	2	2	景勝、江戸桜田邸と鱗屋敷を与えられる。
9	2	2	景勝正室菊姫、死去し京都妙心寺に葬る。3 謙信二十七回忌法要を営む。5 定勝、米沢に誕生する。生母桂岩院、死去し林泉寺に葬る。8 直江兼続、本多正信の二男を養子とする(勝吉)。
11	4	4	定勝、江戸に上る。傳役は松木貞吉。
14	6	6	景勝、謙信御堂と二ノ丸寺院の建立を命じる。この年、城下の町割りを行う。
15	3	3	景勝、謙信三十三回忌を営む(万部経執行)。12 將軍秀忠、桜田邸に成御する。定勝は来国光短刀を賜る。
16	6	6	直江勝吉、離縁し本多家に戻り後に加賀藩に仕える。
17	10	10	謙信御堂完成し謙信遺骸を遷座する。⑩御堂掟を定める。
19	11	11	景勝、大坂に出陣する(大坂冬の陣)。
1	4	4	景勝、大坂に出陣する(大坂夏の陣)。5 秀頼、自刃し豊臣氏滅ぶ。
2	4	4	家康、死去し久能山に葬る。9 家康神霊の日光遷座にあたり米沢藩も人夫を出す。
5	12	12	兼続、死去する。
		一六一〇	
		一六一五	元和

網勝	網勝	定勝	景勝
一六六四	一六四五	一六二二 一六二七	一六二一
寛文4	正保2	元和9 寛永4	元和7
9 5	3 2 1	6 4 3 2 1	9
12 網勝四辻夫人、京都で死去し鞍馬口の上善寺に葬る。	<p>9 定勝の葬儀を行う。10 高野山に納骨し後に五輪塔建立する。11 網勝、相続する。</p> <p>9 高野山と江戸藩邸で定勝の一周忌を営む。</p> <p>4 家光死去し、7 家綱將軍となる。12 幕府末期養子を認める。</p> <p>9 網勝姉徳姫(後の隠之尼)、前田利治に嫁す。</p> <p>4 網勝、保科正之女媛姫と婚姻する。</p> <p>7 媛姫、死去し遺骸を米沢に送り葬儀。後に高野山に五輪塔建立する。12 網勝妹三姫、吉良義央に嫁す。</p> <p>2 常安寺の謙信鏡御影を修理し江戸藩邸で網勝が拝す。9 網勝継室四辻夫人(四辻公理女)入興米沢に住する。</p> <p>4 前田利治、死去して隠之尼は米沢藩麻布邸に入る。</p> <p>5 隠之尼、江戸白金村に興禅寺を開く(上杉家菩提寺)。10 網憲、吉良家に誕生する(生母三姫)。生善院、網憲を網勝の養子とする。</p> <p>1 網憲、桜田邸に入る。⑤ 網勝、江戸で死去する。</p>	<p>4 定勝、家督する。定勝、初入部し御堂に参拝する。7 家光、將軍となる。10 高野山の景勝廟完成する。</p> <p>3 謙信五十回忌を営む。</p> <p>3 直江後室、高野山に瑜祇塔(小塔)を建立する。8 定勝、生母桂岩院を林泉寺から極楽寺に改葬する。</p> <p>3 景勝十三回忌を高野山で営む。6 徳松、誕生する(生母鍋嶋夫人)。参勤交代の制を定まる。</p> <p>1 直江後室、死去し林泉寺に葬る。高野山に墓を建てる。</p> <p>12 網勝、誕生する(生母生善院)。</p> <p>3 徳松、死去し林泉寺に葬る。3 謙信御堂を開帳する(一代一度の開帳拝礼)。</p> <p>3 網勝、江戸藩邸に入る。</p> <p>3 景勝二十三回忌を営む。9 定勝、米沢で死去する。生善院、殉死者三名に百箇日の供養料を下賜する。</p>	<p>1 江戸桜田邸類焼し、定勝は直江屋敷(鱗屋敷)に移る。</p> <p>3 景勝、法音寺等に遺言状を書き米沢で死去する。4 景勝、法印権大僧都位を贈られ、遺骨を高野山に納める(正使法音寺、副使松木貞吉)。6 高野山で百箇日法要の後、使者帰国する。</p>

吉憲		綱憲
一七〇三	元禄16	寛文12
一七〇四	宝永1	延宝5
一七〇五	2	3 景勝五十回忌を営む。
	3	3 謙信百回忌を営む。
	2	6 綱憲、紀州徳川光貞女栄姫(吉宗姉)と婚姻する。
	1	7 御堂正福院から出火(放火)。
		6 綱憲、米沢に初入部する。
		1 綱憲、御堂で御武具召初を行う(初入部後の正月十三日、以後歴代藩主これにならう)。
		5 家綱死去し綱吉将軍となる。
		4 御堂茶の間から出火、延焼なし。
		3 この年、定勝の位牌を江戸浅草の寶蔵院に安置する(以後、歴代藩主の位牌も置かれる)。
		11 吉憲、誕生する。
		2 吉憲弟義周(後の吉良義周)、誕生する。
		3 御堂開帳する。
		4 生類憐れみの令を發布される。
		4 義周、吉良義央の養子となる。
		5 米沢城二ノ丸金剛院、放火により焼失する。
		9 定勝の五十回忌を営む。
		1 米沢常安寺の僧、謙信画像等を持ち越後に出奔する。
		5 『謙信年譜』成る。
		9 吉憲の弟勝周、誕生する。
		6 高野山の謙信廟を修理する。
		9 長尾能景二百回忌を営む。
		9 京都嵯峨釈迦堂本尊の江戸出開帳、護国寺で行われ、江戸桜田邸前を通過し諸士拝礼する。
		3 浅野長矩、殿中で吉良義央に刃傷する。
		浅野長矩、切腹改易される。
		12 浅野長矩家臣、吉良邸に討入、義央死去、義周負傷する。
		8 綱憲、隠居する。
		8 吉憲、家督相続する。
		8 『景勝年譜』成る。
		6 綱憲、江戸で死去する。
		遺骸を米沢に送り葬儀を営む。
		翌年、高野山に五輪塔を建てる。
		8 吉良義央夫人三姫、死去し江戸渋谷の東北寺に葬る。
		1 吉憲、米沢に初入部する。
		④ 綱憲夫人栄姫、死去し紀州家の菩提寺池上本門寺に葬る。
		1 吉憲、御堂で御武具召初を行う。
		1 吉良義周信州高島の配所で死去する。
		8 生善院、逝去し東北寺に葬る(以下、夫人の死去を省略)。
		1 綱吉死去し家宣将軍となる。
		2 吉憲、上杉憲政の位牌を米沢の照陽寺に安置する。
		この年、上杉家から照陽寺に大梵鐘と「護国殿」の扁額が納められる。
		10 家宣、死去する。
一七〇三	元禄16	寛文12
一七〇四	宝永1	延宝5
一七〇五	2	3 景勝五十回忌を営む。
	3	3 謙信百回忌を営む。
	2	6 綱憲、紀州徳川光貞女栄姫(吉宗姉)と婚姻する。
	1	7 御堂正福院から出火(放火)。
		6 綱憲、米沢に初入部する。
		1 綱憲、御堂で御武具召初を行う(初入部後の正月十三日、以後歴代藩主これにならう)。
		5 家綱死去し綱吉将軍となる。
		4 御堂茶の間から出火、延焼なし。
		3 この年、定勝の位牌を江戸浅草の寶蔵院に安置する(以後、歴代藩主の位牌も置かれる)。
		11 吉憲、誕生する。
		2 吉憲弟義周(後の吉良義周)、誕生する。
		3 御堂開帳する。
		4 生類憐れみの令を發布される。
		4 義周、吉良義央の養子となる。
		5 米沢城二ノ丸金剛院、放火により焼失する。
		9 定勝の五十回忌を営む。
		1 米沢常安寺の僧、謙信画像等を持ち越後に出奔する。
		5 『謙信年譜』成る。
		9 吉憲の弟勝周、誕生する。
		6 高野山の謙信廟を修理する。
		9 長尾能景二百回忌を営む。
		9 京都嵯峨釈迦堂本尊の江戸出開帳、護国寺で行われ、江戸桜田邸前を通過し諸士拝礼する。
		3 浅野長矩、殿中で吉良義央に刃傷する。
		浅野長矩、切腹改易される。
		12 浅野長矩家臣、吉良邸に討入、義央死去、義周負傷する。
		8 綱憲、隠居する。
		8 吉憲、家督相続する。
		8 『景勝年譜』成る。
		6 綱憲、江戸で死去する。
		遺骸を米沢に送り葬儀を営む。
		翌年、高野山に五輪塔を建てる。
		8 吉良義央夫人三姫、死去し江戸渋谷の東北寺に葬る。
		1 吉憲、米沢に初入部する。
		④ 綱憲夫人栄姫、死去し紀州家の菩提寺池上本門寺に葬る。
		1 吉憲、御堂で御武具召初を行う。
		1 吉良義周信州高島の配所で死去する。
		8 生善院、逝去し東北寺に葬る(以下、夫人の死去を省略)。
		1 綱吉死去し家宣将軍となる。
		2 吉憲、上杉憲政の位牌を米沢の照陽寺に安置する。
		この年、上杉家から照陽寺に大梵鐘と「護国殿」の扁額が納められる。
		10 家宣、死去する。

重定	宗房	宗憲	吉憲
一七四六	一七三四	一七二二	一七一四
延享3	享保19	享保7	正徳3
1	1	7	3
3	2	8	4
4	1	9	5
9	4	10	6
3	1	11	7
1	1	12	8
3	1	13	9
3	1	14	10
3	1	15	11
3	1	16	12
3	1	17	13
3	1	18	14
3	1	19	15
3	1	20	16
3	1	21	17
3	1	22	18
3	1	23	19
3	1	24	20
3	1	25	21
3	1	26	22
3	1	27	23
3	1	28	24
3	1	29	25
3	1	30	26
3	1	31	27
3	1	32	28
3	1	33	29
3	1	34	30
3	1	35	31
3	1	36	32
3	1	37	33
3	1	38	34
3	1	39	35
3	1	40	36
3	1	41	37
3	1	42	38
3	1	43	39
3	1	44	40
3	1	45	41
3	1	46	42
3	1	47	43
3	1	48	44
3	1	49	45
3	1	50	46
3	1	51	47
3	1	52	48
3	1	53	49
3	1	54	50
3	1	55	51
3	1	56	52
3	1	57	53
3	1	58	54
3	1	59	55
3	1	60	56
3	1	61	57
3	1	62	58
3	1	63	59
3	1	64	60
3	1	65	61
3	1	66	62
3	1	67	63
3	1	68	64
3	1	69	65
3	1	70	66
3	1	71	67
3	1	72	68
3	1	73	69
3	1	74	70
3	1	75	71
3	1	76	72
3	1	77	73
3	1	78	74
3	1	79	75
3	1	80	76
3	1	81	77
3	1	82	78
3	1	83	79
3	1	84	80
3	1	85	81
3	1	86	82
3	1	87	83
3	1	88	84
3	1	89	85
3	1	90	86
3	1	91	87
3	1	92	88
3	1	93	89
3	1	94	90
3	1	95	91
3	1	96	92
3	1	97	93
3	1	98	94
3	1	99	95
3	1	100	96

治廣	治憲	重定
一七八五	一七六七 一七七〇 一七七二	一七五二
天明5	明和4 安永1	宝暦2
7 6 5	8 7 6 5 4 3 2 1	4 3 2 1 13 10 6 3
4 8 2 家齊、将軍となる。5 治廣、初一部する。 家治、死去する。6 千魃につき林泉寺で雨乞いをする。大雨降り民家に落雷し屋根焼失する。	10 治憲、初一部する。 4 治憲、家督相続する。12 治憲の藩政改革始まる。 1 治憲、御武具召初を行う。6 治憲、林泉寺に雨乞を命じ、寺内の春日社に参詣する。 5 吉憲の五十回忌を営む。6 治憲、御堂と米沢の愛宕山で雨乞をする。大雨あり。 2 江戸大火、藩邸焼失する。3 景勝の百五十回忌を営む。3 治憲、初めて籍田の礼を行う。 5 治憲、二ノ丸寺院に御堂で雨乞を命じる。7 江戸家老須田等七名を処罰する(七家騒動)。この年千魃。 4 治憲、治廣を世子とする。7 治憲長男顕孝、誕生する。 3 謙信二百回忌を営む。治憲、江戸藩邸で藩士に『謙信年譜』を読み聞かせる。 3 治憲、憲政の二百回忌に照陽寺に参詣する。7 治憲、宝暦六年の餓死者の供養を林泉寺で営む。 6 治廣、治憲の嫡子の台命あり。7 宝永の飢饉餓死者の二十七回忌を林泉寺で行う。10 顕孝、治廣の養子となる。	3 定勝から宗房までの年譜完成する。 6 綱憲の五十回忌を営む。 この年、大飢饉(宝暦の大飢饉)。 4 五十期組が長尾政景二百回忌を龍言寺で営む。5 家重隠居し家治将軍となる。6 治憲、重定の養子となり、米沢藩邸に入る。 2 重定の近臣森利眞処刑される。5 綱勝の百回忌を営む。 7 治廣、誕生する。 4 東照宮百五十回忌法要に重定の名代色部照長参詣する。 1 遠祖大織冠鎌足の千百歳神忌を行う。 4 重定、隠居する。

	齊定	治廣
	一八一二	一七八八
	文化9	天明8
9	齊定、家督相続する。	1 治廣、御武具召初を行う。7 治廣、御武具召初を行う。7 宝暦の飢饉餓死者三十三回忌を林泉寺で行う。9 齊定、誕生する。
8	齊定、初入部する。5 綱勝百五十回忌を営む。12 向こう三ヶ年の格外大檢令を布く。	2 治廣、雨乞のため春日社參詣。籍田の礼を再興する。
7	1 齊定、御武具召初を行う。	3 長尾爲景二百五十回忌を林泉寺で営む。5 治廣、万事半減の省略令を出す。
6	5 米沢城二の丸寶藏院から出火、他二院が類焼する。	4 長尾頼景(謙信高祖父)三百五十回忌を林泉寺で営む。
5	6 千魃のため藩民の心がけを示達する。	5 長尾頼景(謙信高祖父)三百五十回忌を林泉寺で営む。
4	7 治憲、齊定に代わり林泉寺で雨乞祈禱し參詣する。	6 1 顕孝、江戸で死去し遺骸を米沢に送り葬儀。歴代藩主廟所に土葬する(土葬の初め)。位牌を御堂に安置する。9 定勝百五十回忌を営む。
3	5 齊憲、誕生する。7 紀州の大地震で高野山廟破損する。この年米沢藩青苧専売を実施する。	7 齊定、治廣の養子となる。4 宗房五十回忌を営む。
2	5 吉憲百回忌を営む。6 千魃により林泉寺・寶珠寺で雨乞祈禱、齊憲も潔齋する。この年米沢城二の丸靈仙寺を廃し能化衆の輪番とする。	8 御堂での三月の御経を三年間縮小する。3 重定、米沢で死去し歴代廟所に土葬し位牌のみ高野山に納める(以降の藩主同様)。
1	2 小国郷の振興に養蚕を奨励する。3 治憲、米沢で死去する。5 景勝二百回忌を営む(治憲死去につき延期)。	9 寛政九年の大檢約令さらに継続となる。2 長尾晴景二百五十回忌を林泉寺で営む。6 市川貞弘、法音寺に謙信画像を奉納する。10 莅戸善政、「かてもの」を刊行、農民商人に配布する。6 綱憲百回忌を営む。
	一八〇五	一八〇〇
	文化2	享和2
3	5 家中に上杉家風を遵守するよう示達する。	12 寛政九年の大檢約令さらに継続となる。
2	7 千魃のため林泉寺に雨乞祈禱を命じる。	2 長尾晴景二百五十回忌を林泉寺で営む。6 市川貞弘、法音寺に謙信画像を奉納する。10 莅戸善政、「かてもの」を刊行、農民商人に配布する。
1	6 齊定父勝熙、死去し林泉寺に葬る。	3 寛政九年の大檢約令さらに継続となる。
	一八〇二	一八〇〇
	文化4	享和2
4	8 高野山火災、無量光院の位牌は無事。	2 長尾晴景二百五十回忌を林泉寺で営む。6 市川貞弘、法音寺に謙信画像を奉納する。10 莅戸善政、「かてもの」を刊行、農民商人に配布する。
3	6 齊定父勝熙、死去し林泉寺に葬る。	3 寛政九年の大檢約令さらに継続となる。
2	7 千魃のため林泉寺に雨乞祈禱を命じる。	2 長尾晴景二百五十回忌を林泉寺で営む。6 市川貞弘、法音寺に謙信画像を奉納する。10 莅戸善政、「かてもの」を刊行、農民商人に配布する。
1	6 齊定父勝熙、死去し林泉寺に葬る。	3 寛政九年の大檢約令さらに継続となる。
	一八一二	一七八八
	文化9	天明8
9	齊定、家督相続する。	1 治廣、御武具召初を行う。7 治廣、御武具召初を行う。7 宝暦の飢饉餓死者三十三回忌を林泉寺で行う。9 齊定、誕生する。
8	齊定、初入部する。5 綱勝百五十回忌を営む。12 向こう三ヶ年の格外大檢令を布く。	2 治廣、雨乞のため春日社參詣。籍田の礼を再興する。
7	1 齊定、御武具召初を行う。	3 長尾爲景二百五十回忌を林泉寺で営む。5 治廣、万事半減の省略令を出す。
6	5 米沢城二の丸寶藏院から出火、他二院が類焼する。	4 長尾頼景(謙信高祖父)三百五十回忌を林泉寺で営む。
5	6 千魃のため藩民の心がけを示達する。	5 長尾頼景(謙信高祖父)三百五十回忌を林泉寺で営む。
4	7 治憲、齊定に代わり林泉寺で雨乞祈禱し參詣する。	6 1 顕孝、江戸で死去し遺骸を米沢に送り葬儀。歴代藩主廟所に土葬する(土葬の初め)。位牌を御堂に安置する。9 定勝百五十回忌を営む。
3	5 齊憲、誕生する。7 紀州の大地震で高野山廟破損する。この年米沢藩青苧専売を実施する。	7 齊定、治廣の養子となる。4 宗房五十回忌を営む。
2	5 吉憲百回忌を営む。6 千魃により林泉寺・寶珠寺で雨乞祈禱、齊憲も潔齋する。この年米沢城二の丸靈仙寺を廃し能化衆の輪番とする。	8 御堂での三月の御経を三年間縮小する。3 重定、米沢で死去し歴代廟所に土葬し位牌のみ高野山に納める(以降の藩主同様)。
1	2 小国郷の振興に養蚕を奨励する。3 治憲、米沢で死去する。5 景勝二百回忌を営む(治憲死去につき延期)。	9 寛政九年の大檢約令さらに継続となる。2 長尾晴景二百五十回忌を林泉寺で営む。6 市川貞弘、法音寺に謙信画像を奉納する。10 莅戸善政、「かてもの」を刊行、農民商人に配布する。



	齊定	齊憲
一八二四	文政7	一八三九 天保10
9 治廣、米沢で死去する。	4 米沢大火、極楽寺位牌所類焼する。幕府異国船打払令を出す。	4 齊憲、家督相続する。5 齊憲、初入部する。
4 謙信二百五十回忌を営む。6 『治憲年譜』完成する。	3 齊定、憲政二百五十回忌に照陽寺に参詣する。	1 齊憲、御武具召初を行う。3 齊憲、籍田の礼を行う。
1 齊定、憲政二百五十回忌に照陽寺に参詣する。	12 『治廣年譜』『顕孝年譜』完成する。	9 定勝二百回忌を営む
4 極楽寺、落雷により焼失する。	3 齊定、憲政二百五十回忌に照陽寺に参詣する。	7 齊憲、異国船警備のため倭約と武器の整備を命じる。8 宗房百回忌を営む。
5 宗憲百回忌を営む。5 二ノ丸寺院、悪性流行病流行につき五日間の祈祷を行う。7 天候不順につき各寺社に二夜三日の五穀成就祈願を命じる。	4 齊定、江戸で死去し遺骸を米沢に送り、3 葬送する。	3 重定五十回忌を営む。6 天候不順により、御堂で三夜三日、諸社寺に五穀成就の祈祷を行う。
8 家齊隠居し家慶將軍となる。	2 齊定、江戸で死去し遺骸を米沢に送り、3 葬送する。	4 出羽国庄内沖に異国船と庄内藩より通報あり。5 越後表へ異船備として派遣する。
10 齊定、江戸で死去し遺骸を米沢に送り、3 葬送する。	2 齊定、江戸で死去し遺骸を米沢に送り、3 葬送する。	12 米沢城本丸の御堂、失火により焼失、歴代位牌の約半数焼失する。謙信遺骸を二ノ丸大乘寺に遷し仮御堂とする。法音寺住職罷免される。
10 齊定、江戸で死去し遺骸を米沢に送り、3 葬送する。	2 齊定、江戸で死去し遺骸を米沢に送り、3 葬送する。	2 御堂の再建始まる。8 御堂完成し、遷座を行う。
10 齊定、江戸で死去し遺骸を米沢に送り、3 葬送する。	2 齊定、江戸で死去し遺骸を米沢に送り、3 葬送する。	5 齊憲、帰国し新御堂に拝礼し、御堂の内外を巡覧する。
10 齊定、江戸で死去し遺骸を米沢に送り、3 葬送する。	2 齊定、江戸で死去し遺骸を米沢に送り、3 葬送する。	6 綱憲百五十回忌を営む。6 ペリー浦賀に来航する。6 家慶死去し、10 家定將軍となる。
10 齊定、江戸で死去し遺骸を米沢に送り、3 葬送する。	2 齊定、江戸で死去し遺骸を米沢に送り、3 葬送する。	1 ペリー再び来貢し、3 日蘭和親条約を締結する。3 治憲の三十三回忌を営む。6 江戸近海警備のため米沢から大砲三挺を運ぶ。9 治廣の三十三回忌を営む。
10 齊定、江戸で死去し遺骸を米沢に送り、3 葬送する。	2 齊定、江戸で死去し遺骸を米沢に送り、3 葬送する。	3 米沢諸寺院の由緒ある梵鐘、時鐘を除き大砲用に供出する。10 江戸大地震で江戸の三藩邸大破する。
10 齊定、江戸で死去し遺骸を米沢に送り、3 葬送する。	2 齊定、江戸で死去し遺骸を米沢に送り、3 葬送する。	1 江戸桜田藩邸焼失し、2 参勤猶予される。
10 齊定、江戸で死去し遺骸を米沢に送り、3 葬送する。	2 齊定、江戸で死去し遺骸を米沢に送り、3 葬送する。	3 齊憲、籍田の礼を行う。7 將軍家定死去する。9 米沢でコレラ流行する。10 家茂、將軍となる。
10 齊定、江戸で死去し遺骸を米沢に送り、3 葬送する。	2 齊定、江戸で死去し遺骸を米沢に送り、3 葬送する。	11 安政の大獄始まる。
10 齊定、江戸で死去し遺骸を米沢に送り、3 葬送する。	2 齊定、江戸で死去し遺骸を米沢に送り、3 葬送する。	3 井伊直弼、桜田門外で暗殺される。3 齊憲、桜田邸警備のため警護大勢を率いて参勤する。
10 齊定、江戸で死去し遺骸を米沢に送り、3 葬送する。	2 齊定、江戸で死去し遺骸を米沢に送り、3 葬送する。	10 皇女和宮降嫁。

		齊憲
		文久2
		3
		1 坂下門外の変。4 大倭約令を永年執行とする。⑧幕府、京都守護職を設置する。2 齊憲、京都守護のため上洛する(9月まで)。5 綱勝二百回忌を営む。8 齊憲、京都の長州勢力を説得し撤退させる(八月十八日の政変)。七卿の都落ち。
		4 米沢大火、幕府から見舞金を賜る。
		2 齊憲の隠居願、幕府は許可せず。8 家茂死去し慶喜將軍となる。12 茂憲、齊憲の名代で京都守護のため上洛する(翌年11月まで)。
		6 齊憲の隠居願、再び却下される。
		10 慶喜、大政奉還する。10 王政復古により列藩召集となる。齊憲、病のため奉行を先発させる。12 王政復古の大号令を発する。
		3 2
		1 戊辰戦争始まる。1 齊憲、兵一千を率いて大坂に向かうが鳥羽伏見の戦の報を受け米沢に帰る。5 奥羽越列藩同盟の盟主として政府軍と対立する。7 新潟総督の色部長門戦死(後に首謀者の責任を負う)。8 広島・土佐・高鍋各藩の勧告により降服し、9 庄内藩の先鋒として対陣する。9 庄内藩降服して終戦を迎える。12 齊憲 隠居し茂憲が相続、四万石削封の処分が下る。12 齊定継室昌壽院、二ノ丸蔵王堂に願意は「大願成就」の「般若心経」写経奉納する。
	明治1	1 八六八
	明治2	1 八六九
	3	1 薩長土肥、版籍奉還を上奏する。3 戊辰戦争戦死者の慰霊祭を行う。6 神仏分離令を領内に通達する。6 茂憲、版籍奉還、米沢藩知事となり藩政改革始まる。9 齊憲、復権して伯爵となる。9 米沢藩、蝦夷地後志国磯谷郡後別西川を支配する(4年8月まで)。10 齊憲、従五位に叙せられる。
	4	1 八七〇
	5	1 大教宣布の詔を発する。7 米沢城本丸を藩庁とし藩主家は二ノ丸に移住する(松鶴館)。二ノ丸寺院を廢する。法音寺は廟所に移転、大乘寺は御堂の守護を命じられる。9 浅草寶藏院の歴代位牌を法音寺に移す。9 藩政改革を布告(第二次改革)。12 米沢藩士雲井龍雄、謀反の罪で処刑される。この年、米沢藩はフランス式軍備となる。
	6	1 歴代廟所への一般市民の参拝を許可する。2 吉憲百五十回忌、治憲・治廣五十回忌、齊定三十三回忌を営む。9 齊憲、御堂を神式に改め謙信・鷹山を祀り、二ノ丸大乘寺智順を還俗させて神職とする。9 上杉家、東京に移住する。7 廃藩置県となり、11 置賜県参事に高崎五六(県令不在)就任する。
	7	1 茂憲、英国に留学する。3 景勝二百五十回忌を営む。10 謙信・鷹山に上杉神社の神号許可、置賜県社となる。10 齊憲、教部省より中教正に任せられる。政府、身分制度改革と太陽暦を採用。
	8	1 太陽暦を採用する。1 齊憲、教部省より教導職管長代に任命され、3 辞職する。
	8 7 6 5 4 3 2 1	12 茂憲、英国より帰国する。
	1 八七五	5 第一回屯田兵が琴似村に入植する。旧米沢藩からも入植あり。8 長尾家累代の供養を林泉寺で営む。

	茂憲	明治
	一八七六	9
	一八八一	10
		11
		14
		16
		17
		21
		22
	一八九〇	23
		24
		26
		27
	一八九五	28
		29
		30
		32
		33
		34
	一九〇〇	35
		36
		37
		38
		39
		40
		41
		42
		43
		44
		45
		46
		47
		48
		49
		50
		51
		52
		53
		54
		55
		56
		57
		58
		59
		60
		61
		62
		63
		64
		65
		66
		67
		68
		69
		70
		71
		72
		73
		74
		75
		76
		77
		78
		79
		80
		81
		82
		83
		84
		85
		86
		87
		88
		89
		90
		91
		92
		93
		94
		95
		96
		97
		98
		99
		100

茂憲		憲章															
明治36	4 米澤有爲會山形部会・仙台部会、上杉神社遙拝式を行う。 2 日露戦争始まり、上杉神社で戦勝祈願祭を行う。 2 憲章、英国に留学する。 5 籍田碑臨時祭を行う。 8 日露講和条約締結される。 12 上杉神社で平和克復報告祭を行う。 2 要鑑會が上杉神社で謙信画像参拝式を行う。 4 米澤有爲會山形部会・京都部会、上杉神社遙拝式を行う。 6 憲章、帰国する。 7 茂憲、従二位に叙任される。 9 茂憲と憲章、米沢城本丸跡に建立の齊憲顕彰碑祭典に出席する。 9 贈位あり、謙信従二位、鷹山従三位、竹俣當綱正五位、荏戸善政正五位に叙せられる。 9 皇太子、米沢行啓。上杉家宝物、川中島模擬合戦等を見学する。 7 明治天皇崩御。大正と改元。 9 松岬神社、県社に昇格し新社殿へ遷座式行う。 6 定勝二百五十回忌を営む 1 大正天皇即位する。 8 上杉神社で第一次世界大戦の戦勝祈願祭を行う。 5 米沢関根の普門院に「一字一涙碑」(鷹山が細井平洲を迎えた時の様子を記す。題字茂憲)を建立する。 2 隆憲、誕生する。 5 米沢大火、二千三百戸焼失。 5 大火見舞いのため勅使下向し憲章が迎える。 7 茂憲、正二位に叙せられる。 10 戊辰戦争殉難者五十年忌大施餓鬼法要を林泉寺で行う。 4 茂憲、死去し興禅寺に葬り位牌は高野山に納める。	大正8	5 米沢大火、千五百五十戸焼失。上杉神社も焼失し松岬神社に仮遷座する。 8 内務省より神社建立の許可あり。設計は伊東忠太。 8 茂憲の遺髪を歴代廟所に納め瘞髮式を行う(後に建碑)。 11 上杉神社地鎮祭。 10 上杉神社立柱祭。 8 淳宮と高松宮殿下、工事中に御成。 4 上杉神社上棟祭。 4 閑院宮載仁親王より「上杉神社」の染筆を賜る(一ノ鳥居に掲げる)。 4 上杉神社竣工。三日間にわたり本殿内装飾調度の拝観を許可する。遷座祭。米沢市あげて奉祝行事を行う。景勝を松岬神社に合祀する。 10 摂政宮殿下、上杉神社参拝。 直江兼統、細井平洲、竹俣當綱、荏戸善政を松岬神社に合祀する。	大正9	11 上杉神社地鎮祭。	大正10	10 上杉神社立柱祭。	大正11	4 上杉神社上棟祭。	大正12	4 上杉神社竣工。三日間にわたり本殿内装飾調度の拝観を許可する。遷座祭。米沢市あげて奉祝行事を行う。景勝を松岬神社に合祀する。	大正14	10 摂政宮殿下、上杉神社参拝。	大正13	直江兼統、細井平洲、竹俣當綱、荏戸善政を松岬神社に合祀する。		
明治37	2 日露戦争始まり、上杉神社で戦勝祈願祭を行う。 2 憲章、英国に留学する。 5 籍田碑臨時祭を行う。 8 日露講和条約締結される。 12 上杉神社で平和克復報告祭を行う。 2 要鑑會が上杉神社で謙信画像参拝式を行う。 4 米澤有爲會山形部会・京都部会、上杉神社遙拝式を行う。 6 憲章、帰国する。 7 茂憲、従二位に叙任される。 9 茂憲と憲章、米沢城本丸跡に建立の齊憲顕彰碑祭典に出席する。 9 贈位あり、謙信従二位、鷹山従三位、竹俣當綱正五位、荏戸善政正五位に叙せられる。 9 皇太子、米沢行啓。上杉家宝物、川中島模擬合戦等を見学する。 7 明治天皇崩御。大正と改元。 9 松岬神社、県社に昇格し新社殿へ遷座式行う。 6 定勝二百五十回忌を営む 1 大正天皇即位する。 8 上杉神社で第一次世界大戦の戦勝祈願祭を行う。 5 米沢関根の普門院に「一字一涙碑」(鷹山が細井平洲を迎えた時の様子を記す。題字茂憲)を建立する。 2 隆憲、誕生する。 5 米沢大火、二千三百戸焼失。 5 大火見舞いのため勅使下向し憲章が迎える。 7 茂憲、正二位に叙せられる。 10 戊辰戦争殉難者五十年忌大施餓鬼法要を林泉寺で行う。 4 茂憲、死去し興禅寺に葬り位牌は高野山に納める。	大正19	5 米沢大火、千五百五十戸焼失。上杉神社も焼失し松岬神社に仮遷座する。 8 内務省より神社建立の許可あり。設計は伊東忠太。 8 茂憲の遺髪を歴代廟所に納め瘞髮式を行う(後に建碑)。 11 上杉神社地鎮祭。 10 上杉神社立柱祭。 8 淳宮と高松宮殿下、工事中に御成。 4 上杉神社上棟祭。 4 閑院宮載仁親王より「上杉神社」の染筆を賜る(一ノ鳥居に掲げる)。 4 上杉神社竣工。三日間にわたり本殿内装飾調度の拝観を許可する。遷座祭。米沢市あげて奉祝行事を行う。景勝を松岬神社に合祀する。 10 摂政宮殿下、上杉神社参拝。 直江兼統、細井平洲、竹俣當綱、荏戸善政を松岬神社に合祀する。	大正20	11 上杉神社地鎮祭。	大正21	10 上杉神社立柱祭。	大正22	4 上杉神社上棟祭。	大正23	4 上杉神社竣工。三日間にわたり本殿内装飾調度の拝観を許可する。遷座祭。米沢市あげて奉祝行事を行う。景勝を松岬神社に合祀する。	大正24	10 摂政宮殿下、上杉神社参拝。	大正25	直江兼統、細井平洲、竹俣當綱、荏戸善政を松岬神社に合祀する。	大正28	直江兼統、細井平洲、竹俣當綱、荏戸善政を松岬神社に合祀する。

【参考資料】 『上杉家御年譜(刊本)』(米沢温故会)、『越佐史料』(高橋義彦)、『上杉家年表』(上杉隆憲私家版)、『上杉氏年表』(池享・矢田俊文編)、『鶴城叢書』(山形県)、『米沢大年表』(米沢市)、『ジャパニクニク日本全史』(講談社)